# 地方公共団体の取組についての アンケート調査 報告書

平成 28 年度調査環境省総合環境政策局環境計画課

# 目次

1		調査の概要	1
	1.1	調査目的	1
	1.2	調査項目	1
	1.3	調査方法及び有効回答数	2
	1.4	本報告書を読む際の留意点	2
2		結果	3
	2.1	地方公共団体の概要	3
	(1)	都道府県、市区町村の構成比	3
	(2)	人口構成	3
	2.2	環境施策の基本となる条例及び計画	4
	(1)	環境や持続可能な地域づくりに関して記述しているマスタープラン、基	
		本構想、計画等	4
	(2)	環境施策の基本となる条例及び計画の策定状況	7
	(3)	「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」の策定	. 10
	(4)	環境施策の基本となる計画の策定の際の住民等からの意見取入	. 14
	(5)	環境施策の基本となる計画に基づく施策実施の際の住民等からの意見取	Į.
		<b>λ</b>	. 17
	(6)	環境施策の基本となる計画の策定時に国の環境基本計画を参考とした地	ļ
		方公共団体	.20
	(7)	環境施策の基本となる計画に関する事業者・住民等への普及・啓発	.23
	(8)	環境施策の基本となる計画の点検	.26
	2.3	環境施策の実施状況	. 28
	(1)	現在重点的に取組を実施している分野	.28
	(2)	各主体との連携・協働状況	. 30
	(3)	環境情報の整備や提供、広報の充実に関する取組	. 33
	(4)	今後の課題として考えている分野	.37
	(5)	国際に関連した環境活動の実施状況	. 39
	(6)	流域での環境保全上健全な水循環の構築に関する計画の策定状況及び施	į
		策の取組状況	.49
	2.4	その他(「第四次環境基本計画」に掲げられている事項等ついて)	.53
	(1)	「低炭素・循環・自然共生の統合的な達成」の考え方(理念)	.53
	(2)	「環境、経済、社会の統合的な向上」や「環境と経済の好循環」の実感	56
	(3)	「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の	)
		推進」分野における国の支援(補助金)を活用した事業の実施状況	
	(4)	環境省での環境基本計画の見直しの本格的実施のための検討に当たって	
		留意すべき事項	
	2.5	参考調査(各団体における環境対策について)	

3	調査票	81
参考資料1	自由回答結果のとりまとめ	

#### 1 調査の概要

#### 1.1 調査目的

平成 24 年 4 月に閣議決定された第四次環境基本計画では、今日の環境に関する状況・課題を幅広くかつ的確に把握し、長期的な視野に立って我が国の環境政策の方向性が提示されている。第四次環境基本計画に掲げられた事項の着実な実行のために、まずは地方公共団体の環境保全に関する取組の状況や事例等を把握することが必要となるため、地方公共団体の環境保全に関する取組状況についてのアンケート調査を実施した。地方公共団体を対象とした環境基本計画の実施状況に関わる同様の調査は、平成 13 年度、平成 15 年度、平成 18 年度、平成 19 年度、平成 20 年度、平成 21 年度、平成 22 年度、平成 24 年度、平成 25 年度、平成 26 年度、平成 27 年度に実施されている。今年度調査は、平成 27 年度調査に引き続き、事例などの具体的な情報を把握することで、取組の実態を把握できるよう設問としている。

#### 1.2 調査項目

本調査の主たる調査項目は、以下のとおりである。

- ① 環境施策の基本となる条例及び計画
  - 条例及び計画の策定状況
  - 計画策定時の住民の意見の取入状況及び取入方法
  - 計画の住民等への普及啓発状況
  - 計画の点検の実施状況及び実施方法
- ② 環境施策の実施状況
  - ・重点的に取り組んでいる事項
  - ・各主体との連携方法
  - 情報の提供方法
  - ・今後の課題として考えている分野
  - ・国際に関連した活動の実施状況
  - ・水分野に関連した活動の実施状況
- ③ その他(「第四次環境基本計画」に掲げられている事項等ついて)
  - ・「低炭素・循環・自然共生の統合的な達成」の考え方(理念)を具体化するための 施策の内容
  - ・「環境、経済、社会の統合的な向上」や「環境と経済の好循環」の実感
  - ・「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」分野 における事業実施状況

#### 1.3 調査方法及び有効回答数

全ての地方公共団体すなわち 1,788 団体(47 都道府県、20 政令指定都市、東京都 23 特別区および 1,698 市町村)を対象として、平成 29 年 1 月中旬から同年 3 月上旬にかけて WEB 上で回答をする方式及び調査票を郵送発送・郵送回収する形式で実施した。期間内に 1,322 団体から回答が寄せられ、有効回収率は 73.9%である。

	発送数	有効回収数	有効回収率	回収構成割合
都道府県	47	45	95.7%	3.4%
政令指定都市	20	18	90.0%	1.4%
特別区	23	22	95.7%	1.7%
市	771	638	82.7%	48.3%
町	744	497	66.8%	37.6%
村	183	102	55.7%	7.7%
合計	1,788	1,322	73.9%	100.0%

# 1.4 本報告書を読む際の留意点

- (1) 本調査は全国のすべての自治体を対象とした調査であるが、各回答割合の算出では、 全国の自治体数(母集団数)ではなく、調査票を回収した自治体数または属性別自 治体数を基数(n)とし、この基数を100%にした回答割合の算出を行っている。
- (2) 前問の回答内容による分岐がある場合、調査票を回収した自治体数または属性別自 治体数ではなく、回答が必要となる自治体数または属性別自治体数を基数(n)として いる。
- (3) 自由回答の件数には、「特になし」等の回答は数えていない。
- (4) 回答割合は少数点以下第2位を四捨五入しているため、単一回答の設問でも回答割合の合計が100.0%とならないものもある。

# 2 結果

# 2.1 地方公共団体の概要

### (1) 都道府県、市区町村の構成比

本調査の都道府県、市区町村の構成比は、「都道府県」(3.4%)、「政令指定都市」(1.4%)、「特別区」(1.7%)、「市」(48.3%)、「町」(37.6%)、「村」(7.7%)であった。

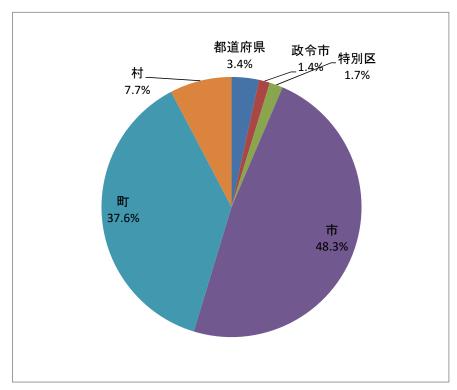


図 1 回答自治体の構成比

# (2) 人口構成

回答自治体の人口は、「1万人未満」(22.6%)、「1万人以上 10万人未満」(55.1%)、「10万人以上 30万人未満」(13.1%)、「30万人以上 50万人未満」(3.3%)、「50万人以上」(5.9%)である。

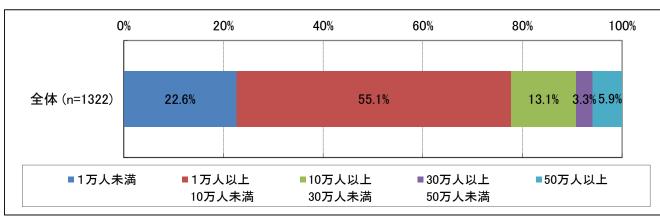


図 2 回答自治体の人口構成比

#### 2.2 環境施策の基本となる条例及び計画

(1) 環境や持続可能な地域づくりに関して記述しているマスタープラン、基本構想、計画等 環境や持続可能な地域づくりに関して記述している計画等の総合的な計画への集約(統合)ある いは個別計画への細分化について、その方向性と理由について調査を行った。

#### ① 策定状況

- ■環境や持続可能な地域づくりに関する記述のある計画等(分野・内容問わず)があるかどうかについては、「ある」が約8割であった。
- ■都道府県及び政令市では全自治体が「ある」とした。昨年度同様に人口規模別では、1万人以上の自治体で8割以上、10万人以上の自治体では9割以上の自治体が「ある」とした。



図 3 環境や持続可能な地域づくりに関して記述している計画等の策定状況



図 4 環境や持続可能な地域づくりに関して記述している計画等の策定状況(人口規模別)

- ② マスタープラン、基本構想、計画等の内容、総合的な計画への集約(統合)あるいは個別計画への細分化についてその方向性と理由
- ■環境や持続可能な地域づくりに関して記述しているマスタープラン、基本構想、計画等がどのようなものかについて、「総合計画と各種個別計画」は全体の 65.9%で、「総合計画のみ」が 26.4%、「個別計画のみ」が 6.3%を占めた。
- ■都道府県及び政令市では全自治体が「総合計画」もしくは「個別計画」を記述していると回答した。人口規模別では10万人以上の自治体では9割以上の自治体が「総合計画と各種個別計画」を記述していると回答した。

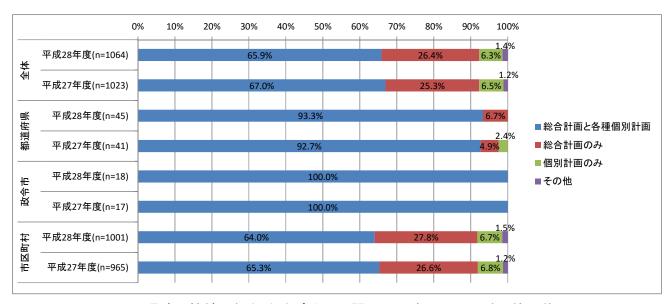


図 5 環境や持続可能な地域づくりに関して記述している計画等の状況

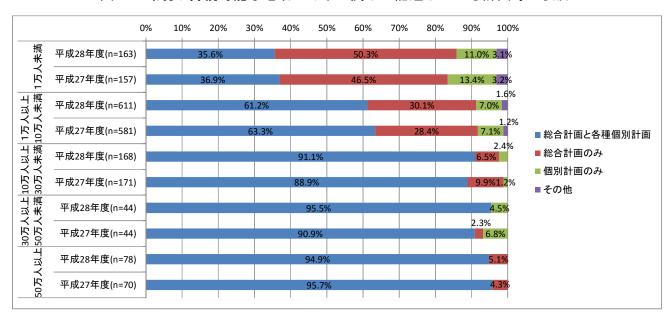


図 6 環境や持続可能な地域づくりに関して記述している計画等の状況(人口規模別)

#### 【方向性と理由】

総合的な計画への集約(統合)あるいは個別計画への細分化について、その方向性と理由について、以下のような回答が挙げられた。

#### <集約(統合)>に関する回答の事例

- ・現在の総合計画と個別計画に体系づけることにより、各種施策を実施し、市民の満足度を 高める必要があると考えられるため、引き続き進めていく。
- ・昨年度新たに制定された当町の総合的な計画と、すでに制定されている当町の環境基本計画において、環境に関わる施策・目標に齟齬が生じており、すり合わせや見直しの必要が出ている。また、来年度は当町の環境基本計画の見直しの年になっており、その中で総合的な計画に集約する可能性はある。
- ・環境に関する個別計画において、環境基本計画、温暖化対策実行計画(事務事業編)、新 エネルギービジョン、一般廃棄物処理計画等、根拠法令や計画期間が異なることから複数 の計画が存在しているが、整合性や重複記述を避けるため、可能な限り集約を行うことを 検討している。
- ・地球温暖化対策地域推進計画を環境基本計画へ内包させる作業を進行中
- ・環境分野に限らないことではあるが、計画数が膨大になっており管理しきれない状況となっている。具体的な方向性は示されていないが、今後計画の統合を検討することになると考えられる。

など

# <細分化>に関する回答の事例

- ・変化する環境に配慮し、環境への負荷が少なく持続発展が可能な循環型社会を作り上げていく上で、計画の細分化は必要になると考える。近年の社会経済活動の進展は、人々の生活の利便性を高めている。同時に、地域の生態系に悪影響を及ぼしている。また過度の環境破壊により地球温暖化やオゾン層の破壊が進行することで、人々の生活基盤である地球環境にも揺るがしかねない事態となる。変化する環境問題に、新たな対応が求められる近代社会において、総合計画を基に計画の細分化し、柔軟な対応が出来るようにする必要がある。
- ・現段階では大まかな概略しかない。今後は省エネ法、地球温暖化対策の推進に関する法律 に基づく細分化を考えている。
- ・環境基本計画から地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)を細分化し策定する。
- 環境分野だけでも多岐にわたる内容について、政策管理をしていくには、総合計画だけでは書きされない。

など

■その他の具体的な回答については、集約、整理の上、参考資料 p.1 から p.8 に記載している。

#### (2) 環境施策の基本となる条例及び計画の策定状況

環境施策の基本となる条例及び計画の策定状況について調査を行った。

#### 【条例】

- ■環境施策の基本となる条例の策定状況は、全体では 74.6%が策定済みとなった。平成 26 年度から減っている理由としては回答者構成が変わったことなどが考えられる。
- ■政令市では全自治体が策定済みであり、10万人以上の自治体では9割以上が策定済み又は策定作業中となった。また、1万人未満の自治体では、策定済みが約4割であった。また策定作業中の自治体はなかった。



図 7 環境施策の基本となる条例の策定状況



図 8 環境施策の基本となる条例の策定状況(人口規模別)

#### 【計画】

- ■環境施策の基本となる計画の策定状況は、全体では 74.7%が策定済みとなった。昨年度より減っている理由としては回答者構成が変わったことなどが考えられる。
- ■都道府県及び政令市では全自治体が策定済みであり、10万人以上の自治体では9割以上が策定済み又は策定作業中となった。一方、1万人未満の自治体では、策定済み又は策定作業中が約4割となっており、昨年度より減っている理由としては回答者構成が変わったことなどが考えられる。

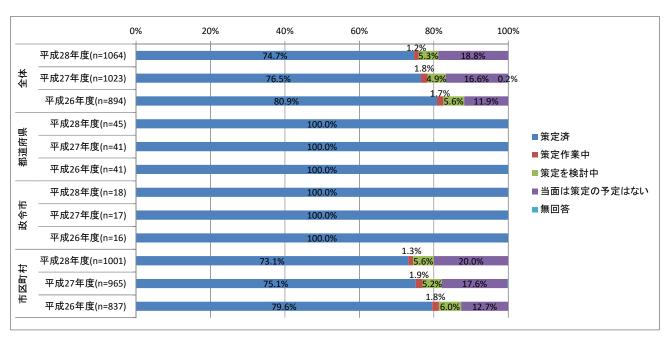


図 9 環境施策の基本となる計画の策定状況



図 10 環境施策の基本となる計画の策定状況(人口規模別)

# 【「当面は策定の予定はない」理由】

条例や計画について当面は策定を予定していない理由としては、以下のような回答が挙げられた。

- ・環境基本計画に基づいて展開される施策により、環境の保全や持続可能な地域づくりが維持されているため。
- ・人員不足のため。
- ・策定のための予算がない。
- ・策定に必要な知識・情報等が不足しているため。
- ・特段必要性を感じない。
- 環境基本計画で足りると考えているため。
- ・当自治体は条例や計画に関わらず、住民が中心となり自主的に環境改善に向け活動を行っているため。
- ・他に優先する事項(震災復興、台風被害からの復旧・復興)があるため。
- ・他自治体の条例の整備状況や制定内容を分析していく必要があるため。
- ・自然豊かな過疎地域であるから。
- ・ 住民や事業者の理解や協力が得られにくいため。

など

#### (3) 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」の策定

「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」の策定状況及び記述内容について調査を行った。

#### ① 策定状況

- ■地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定状況は、全体では 39.8%が策定済みとなった。昨年度より減っている理由としては回答者構成が変わったことなどが考えられる。
- ■今年度は、都道府県及び政令市の全てが策定済み又は策定作業中となり、策定予定のない自治体はなかった。30万人以上の自治体では97%以上が策定済み又は策定作業中となったが、10万人以上30万人未満の自治体では策定済み又は策定作業中は約7割、10万人未満の自治体では、策定済み又は策定作業中は2~3割となった。



図 11 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」の策定状況

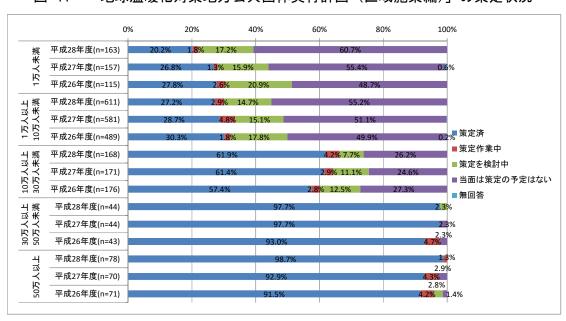


図 12 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」の策定状況(人口規模別)

- ■地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)の中に他分野の施策まで記述している自治体は全体では13.1%となり、問題意識や重要性についての記述をしている自治体も含めると全体で30.6%が他分野について記述していると回答した。
- ■人口規模別でみると、30万人以上50万人未満の自治体で「施策まで記述している」及び「問題意識や重要性については記述しているが施策は記述していない」割合が最も高く、あわせて37.2%の自治体が何らかの記述を行っていると回答した。
- ■「その他」と回答した自治体の具体的な内容としては、「環境基本計画と統合している(取り込んでいる)」という回答などが挙げられた。

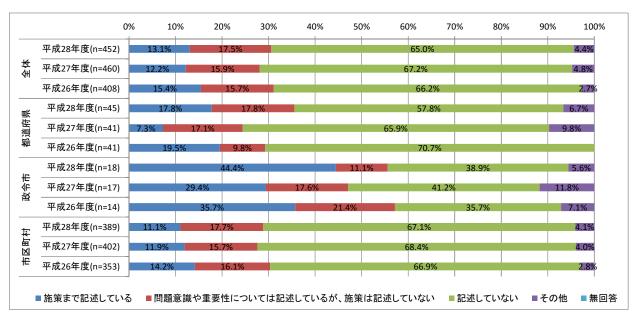


図 13 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」の他分野の記述状況

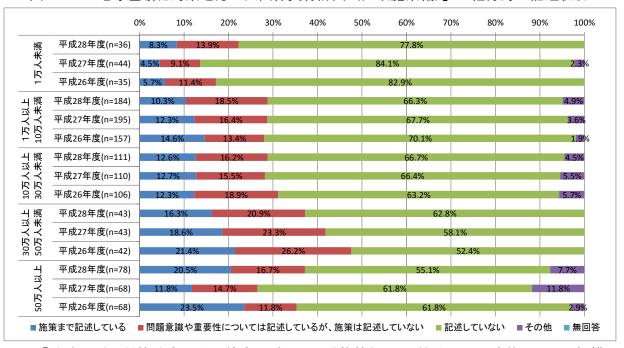


図 14 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」の他分野の記述状況(人口規模別)

#### ■その他としては、以下のような回答が挙げられた。

- ・環境基本計画に包含して策定している。
- ・地球温暖化対策地方公共団体計画実行は、環境基本計画に含まれており、環境基本計画において他 の分野に関連する事項を記述している。
- ・区域施策編は当自治体の環境基本計画に内包のため、基本計画の中で生物多様性保全や化学物質 管理等について記述
- ・詳細な記述ではないが、「生き物を育む空間の形成」という施策の柱を設け、生物多様性保全に関して 記している。なお、化学物質管理等に関する記述はない。
- ・環境基本計画と地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)を一体の計画として策定しているため、自ずと他の環境分野に関する施策も含む形となる。
- 冒頭にて、地球温暖化がもたらす影響として項目のみ列挙
- ・他の環境関連個別計画等と整合を図ることを記述している。
- ・「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」は、環境基本計画に盛り込んでいく予定であり、関連する事項については、他の分野の内容の記載もあり得る。
- 平成28年度基礎調査、平成29年度策定予定
- ・気候変動がもたらす将来リスクに対する適応策についての位置づけを検討中
- ・他の環境関連個別計画等と整合を図ることを記述している。
- ・平成28年度見直し予定で、新しく生物多様性についても触れる予定

など

#### ② 施策の記述内容

■施策の記述内容について 51 件の回答が得られた(「特にない」等は除く)。回答には以下のようなものがあった。

都道府県・ ・再生可能エネルギーの導入促進とエネルギーの効率的な利用

政令市: ・地球温暖化を防止する低炭素型ライフスタイル・ワークスタイルの実践

- ・人と地球にやさしい都市構造・交通システムへの転換
- 熱中症対策
- 豪雨対策
- ・生物多様性を支える基盤づくり
- ・気候変動に対する適応策の推進を位置づけており、既存施策の内、適応策に該当するものを整理している。この中で、生物多様性に関する施策の内、適応策にも該当するもの(気候変動による影響を評価するためのモニタリングの実施と手法の検討、生物多様性シンボル拠点の整備・活用)を記述している。
- 農業、森林・林業、水産業、自然生態系への地球温暖化への影響
- ・環境に配慮した競技大会などの推進
- ・ 荒廃した私有林の間伐や侵入竹の除去を行い、森林が保有する木材生産機能と 水源の涵養や二酸化炭素吸収等公益的機能の発揮を高める事業

市区町村: ・地産地消の推進

- ・環境・エネルギー関連産業の育成
- ・市有施設での ESCO 事業や再生可能エネルギー設備の導入等
- ・市民等との協力による緑地の保全管理
- みどりの里山保全プロジェクト
- 低公害車の計画的な購入
- 二酸化炭素の吸収・固定機能を有する緑地の創出や森林の保全
- 太陽光発電システムやその他再生可能エネルギーの導入促進等
- ・温室効果ガスの発生が少ない堆肥の使用や、温室における木質ペレットボイラーの普及促進、また天敵や防虫ネットの活用等、環境への負荷の少ない農業の推進の支援
- ・水・風・緑によるヒートアイランドの抑制
- カーボンオフセットを活用した森林づくりの推進
- ・「森と共生するまち」を目指した市民学習活動の実施

など

■その他の具体的な回答については、集約、整理の上、参考資料 p.9 から p.13 に記載している。

#### (4) 環境施策の基本となる計画の策定の際の住民等からの意見取入

環境施策の基本となる計画の策定の際の住民等からの意見取入に際しての方法や、特徴的な内容 について調査を行った。

#### ① 実施状況

- ■環境施策の基本となる計画の策定の際の住民等からの意見取入の実施状況は、全体では 9 割以上が「取り入れた又は取り入れている」となった。
- ■都道府県、政令市では全自治体が「取り入れた又は取り入れている」となり、1万人以上の自治体では9割以上が「取り入れた又は取入れている」となった。1万人未満の自治体でも、「取入れた又は取入れている」が約8割と高い水準となった。

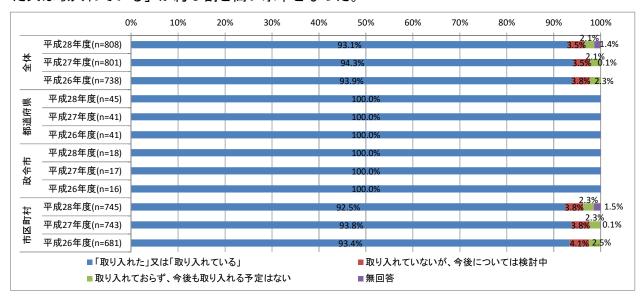


図 15 環境施策の基本となる計画の策定の際の住民等からの意見取入の実施状況



図 16 環境施策の基本となる計画の策定の際の住民等からの意見取入の実施状況(人口規模別)

#### ② 意見の取り入れ方法

■意見の取り入れ方法としては、市民参加型の委員会の設置、パブリックコメントやアンケートの 実施が多く、いずれも約7割であった。イベントでの意見聴取の実施は2割以下であった。

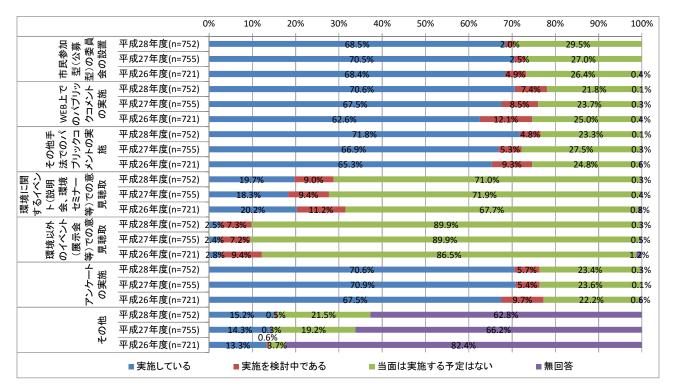


図 17 環境施策の基本となる計画の策定の際の住民等からの意見取入の実施方法

■その他の意見の取入れ方法としては、以下のような回答が挙げられた。

都道府県・ ・有識者からの意見聴取

政令市:・プロジェクトチームやワーキンググループを設置し意見聴取

・「県民の意見を聴く会」の開催

•環境審議会

・環境タウンミーティング

•電子会議室

環境審議会で委員を公募

市区町村: 過去のアンケート分析(再集計)

•Twitter を活用したパブリックコメントの実施を周知

公募委員を含む有識者等で構成する環境審議会からの意見聴取

・環境活動団体等へのヒアリングの実施

・地区単位の説明会・意見交流会

など

- ③ 意見の取り入れ方法についての特徴的な内容
  - ■環境施策の基本となる条例及び計画の策定の際の住民等からの意見取入の特徴的な内容については、244 件の回答が得られた(「特にない」等は除く)。
  - ■全体として、アンケートの実施、市民公募型の委員会、ワークショップの開催、意見交換会の実施、パブリックコメントの実施に関する回答が多く得られた。
  - ■具体的に記載されていた回答の特徴的な内容の事例を以下に示す。

# <事例1>

・パブリックコメント時は、キックオフイベントとして広く一般に参加者を募り、計画原案に対して自由に 意見交換する場を設けた。(その場で、意見交換を踏まえた多数のパブリックコメントを得た。)

#### <事例2>

・計画策定の早期の段階で市民対話を実施し、自由な意見交換の中で出されたアイデア等についても骨子・素案の検討材料とした。(市内で環境活動を実施している方々を対象として開催)

#### <事例3>

・第一次環境基本計画策定の際に発足した公募市民の会が NPO 法人に発展して、第二次環境基本計画についても市民団体と協働で策定にあたった。

#### <事例4>

- ・工業都市であることも踏まえて、委員会の構成員に事業所の人を入れ、事業所からの立場から意見 を頂戴している。
- ■その他の事例を以下に示す。
  - ・当自治体で実施している市内大学の卒業生で構成される市民ボランティア団体にヒアリングを実施
  - ・環境映画の上映会を開催し、参加者を対象にアンケートを実施した。
  - ・広報誌、ケーブルテレビ等でのパブコメの募集
  - 環境基本計画推進組織(NPO)との検討会開催
  - ・県民電子会議室の実施
  - 学識経験者、市民活動団体、企業、学生、公募の委員等から成る市民検討会議の設置
  - ・ビッグデータ分析結果を活用した。

など

■その他の具体的な回答については、集約、整理の上、参考資料 p.13 から p.22 に記載している。

#### (5) 環境施策の基本となる計画に基づく施策実施の際の住民等からの意見取入

環境施策の基本となる計画に基づく施策実施の際の住民等からの意見取入に際しての方法や、特徴的な内容について調査を行った。

#### ① 実施状況

- ■計画に基づく施策実施の際の住民等からの意見取入の実施状況は、全体では約7割が「取入れた 又は取入れている」となった。
- ■人口規模別では、10万人以上の自治体では、「取入れた又は取入れている」が7割以上となった。 1万人未満の自治体では昨年度よりも「取入れた又は取入れている」が多くなった。

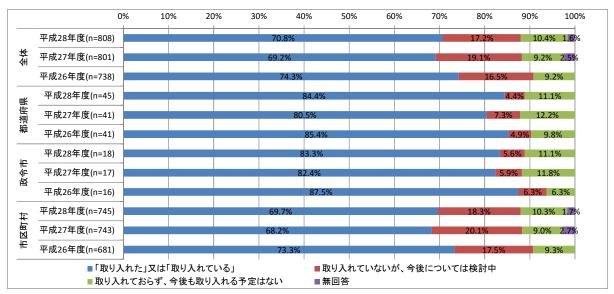


図 18 計画に基づく施策実施の際の住民等からの意見取入の実施状況

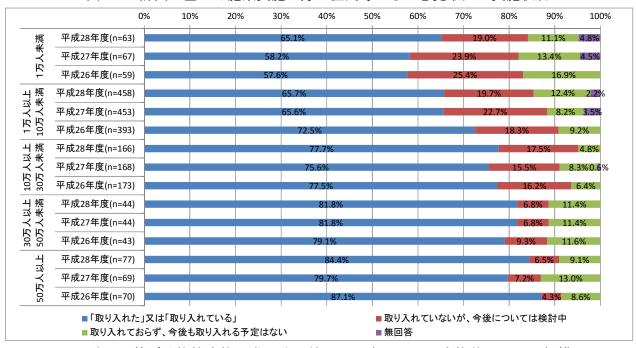


図 19 計画に基づく施策実施の際の住民等からの意見取入の実施状況(人口規模別)

#### ② 意見の取り入れ方法

■意見の取り入れ方法は、「市民参加型(公募型)の委員会の設置」が最も多く、65.7%となった。 次いで「アンケートの実施」が約5割、また「WEB上や広報誌での意見の受付」が約4割となった。 た。

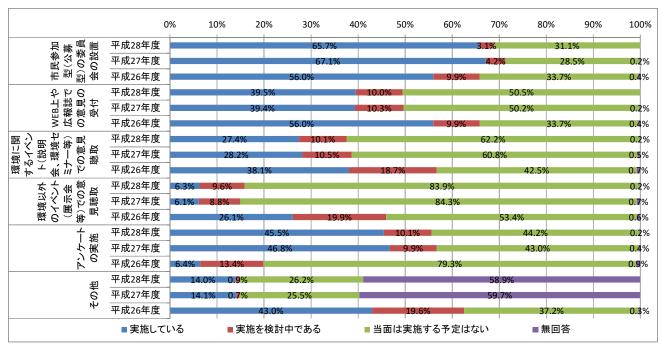


図 20 計画に基づく施策実施の際の住民等からの意見取入の実施方法

■その他の意見の取入れ方法としては、以下のような回答が挙げられた。

都道府県・・プロジェクトチームやワーキンググループの設置による意見聴取

政令市: 環境審議会

・民間団体を訪問し、意見交換

市区町村: パブリックコメント

•環境審議会

・NPO法人からの提言の聴取

環境マネジメントシステム

・報告書に対する意見の募集

・市民団体との話合いによる意見聴取

・環境団体へ意見の照会

・過去のアンケート分析(再集計)

など

- ③ 意見の取り入れ方法についての特徴的な内容
  - ■計画に基づく施策実施の際の住民等からの意見取入の特徴的な内容については、177 件の回答が得られた(「特にない」等は除く)。
  - ■全体として、アンケートの実施、市民公募型の委員会、ワークショップの開催、意見交換会の実施、パブリックコメントの実施に関する回答が多く得られた。
  - ■具体的に記載されていた回答の特徴的な内容の事例を以下に示す。

#### <事例1>

・エネルギー関連企業、公共交通関連企業、商工・消費者等の各種関係団体、マスコミ、教育・ 行政関連など各主体の代表に参画頂く県民会議を設置し、頂いた意見をもとにした事業やその 展開方法を検討している。

#### <事例2>

・家庭から廃棄される食品ロスの実態把握を目的とした調査を実施した。幅広く市民よりモニターを募集し、日頃の廃棄食品や廃棄理由等を日記形式で記録に取り組んでいただき、302世帯から回答があった。

#### <事例3>

・市民参加型(公募)のワークショップを開催し、地域課題の抽出や課題解決に向けた取り組みについて検討し提案書を作成。この提案書をベースに市民、事業者、学識経験者等からなる策定検討委員会を開催。同委員会の審議により計画書(案)が作成され、市長への答申が行われた。また、この計画書(案)についてパブリックコメントを実施したうえで、計画が策定された。

#### その他の事例を以下に示す。

- ・広く地域の方々から意見・提言を聞き、市政に反映させることを目的に、市長と語る会を開催
- ・NPO法人から基本計画に基づく施策等の提言を徴収した。
- ・住宅用太陽光発電システム設置費補助金について、補助金を交付した人を対象に実施した事業 効果追跡調査の中で、市の地球温暖化対策施策に対する意見を承った。
- ・生物多様性地域戦略の策定にあたり自然保護に関心がある住民、自然保護団体等との意見交換 を実施
- ・エネルギー関連企業、公共交通関連企業、商工・消費者等の各種関係団体、マスコミ、教育・ 行政関連など各主体の代表に参画頂く県民会議を設置し、頂いた意見をもとにした事業やその 展開方法を検討している。

など

■その他の具体的な回答については、集約、整理の上、参考資料 p.22 から p.29 に記載している。

(6) 環境施策の基本となる計画の策定時に国の環境基本計画を参考とした地方公共団体 環境施策の基本となる計画に策定時に国の環境基本計画のどのような部分を参考としたかについ ての調査を行った。

# ① 「第四次環境基本計画」の認知状況

- ■「第四次環境基本計画」の認知状況については、全体では「詳しい内容まで知っている(本文を読んだことがある)」及び「概要程度は知っている」が 67.2%となり、昨年度よりわずかに増えた。
- ■人口規模別では、10万人以上の自治体において、「詳しい内容まで知っている(本文を読んだことがある)」及び「概要程度は知っている」が約9割を占めた。

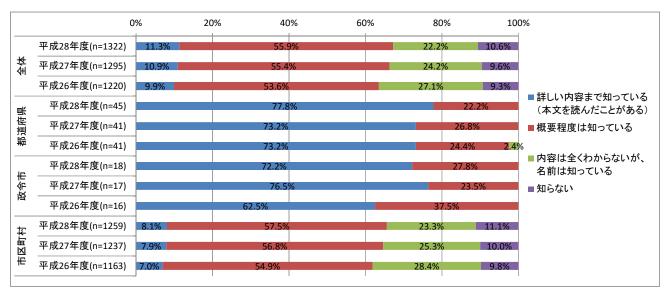


図 21 「第四次環境基本計画」の認知状況

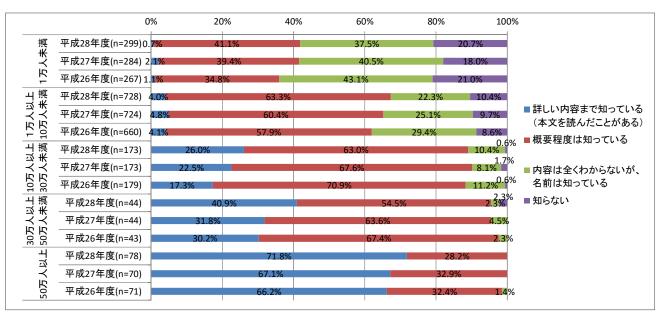


図 22 「第四次環境基本計画」の認知状況(人口規模別)

- ② 環境施策の基本となる計画の策定時に国の環境基本計画を参考としたか
- ■環境施策の基本となる計画の策定時に国の環境基本計画を参考とした地方公共団体は、全体では 66.5%となり、昨年度より増えた。
- ■いずれの規模の自治体でも9割以上が参考としている又は参考とすることを検討している。

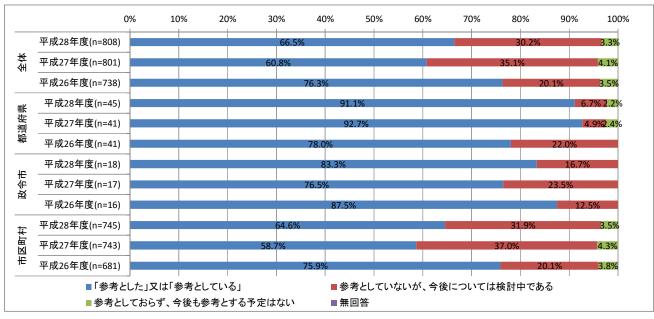


図 23 環境施策の基本となる計画の策定時に国の環境基本計画を参考とした割合

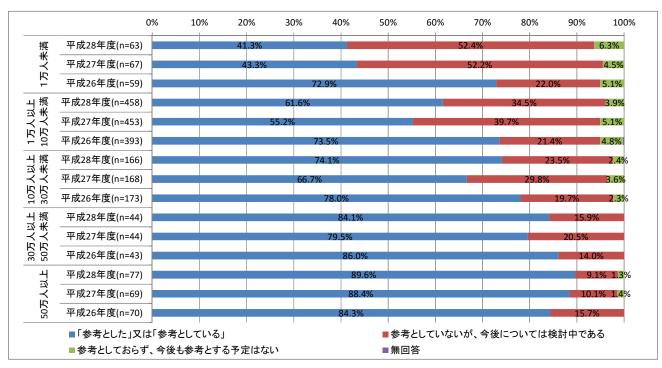


図 24 環境施策の基本となる計画の策定時に国の環境基本計画を参考とした割合(人口規模別)

#### ③ 参考とした内容

■参考とした内容について 235 件の回答が得られた(「特にない」等は除く)。回答には以下のようなものがあった。

都道府県・・政策・施策の方向性等

政令市:・成果を図る指標の設定項目

- ・環境基本計画に記載されている分野、項目、各主体の役割
- ・目指すべき持続可能な社会の姿
- ・地球温暖化対策に代表される、環境に対する国際ルールの策定や、東日本大震 災を契機としたエネルギー政策の見直しの動きなどの社会情勢、環境問題等の 変化を反映

市区町村:・今後の環境政策の展開の方向

- ・法体系や計画の位置づけ
- 「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の各分野を補完・連携した。
- ・東日本大震災がもたらした今日の社会的状況を踏まえ、今日の環境に関する状況・ 課題を幅広く的確に把握し、長期的な視野に立って作成するようにした。
- ・地域づくり・人づくりの推進の観点など
- 国の環境基本計画と整合性のとれた計画を策定した。
- ・目指すべき持続可能な社会の姿
- ・優先的に取り組む重点分野

など

■その他の具体的な回答については、集約、整理の上、参考資料 p.29 から p.37 に記載している。

#### (7) 環境施策の基本となる計画に関する事業者・住民等への普及・啓発

環境施策の基本となる計画に関する事業者・住民等への普及・啓発についてその状況とその際の 工夫について調査を行った。

#### ① 普及·啓発状況

- ■環境施策の基本となる計画に関する事業者・住民等へ普及・啓発状況は、全体では 78.8%が「実施した又は実施している」となった。
- ■都道府県、政令市では9割以上が「実施した又は実施している」と回答している。
- ■今年度、人口規模別では、1万人未満の自治体では「実施した又は実施している」との回答が約6割であるが、規模が大きくなるほど「実施した又は実施している」の割合が増える傾向にある。

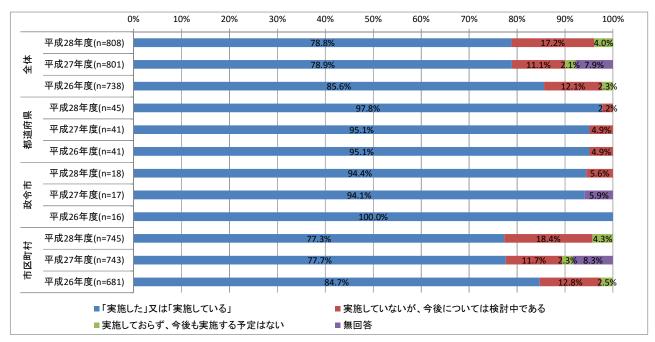


図 25 環境施策の基本となる計画に関する事業者・住民等へ普及・啓発状況

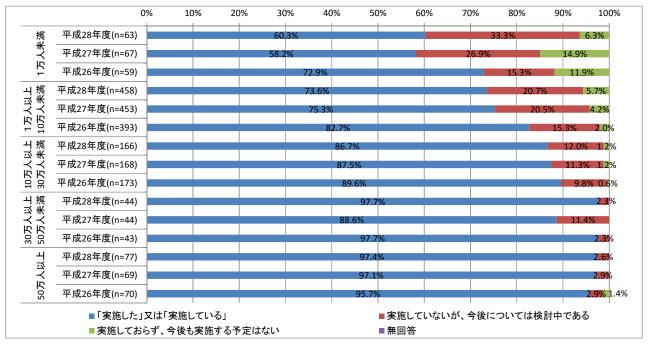


図 26 環境施策の基本となる計画に関する事業者・住民等へ普及・啓発状況(人口規模別)

# ② 普及・啓発の具体的な内容・工夫

■具体的に記載されていた回答で普及・啓発の具体的な内容あるいは工夫などについて 519 件の 回答が得られた (「特にない」等は除く)。回答には以下のようなものがあった。

### <具体的内容>

- ホームページへの掲載
- ・広報誌等への掲載
- ・パンフレットの作成
- フェイスブック、ツイッターでの情報発信
- 住民向け環境学習講座での講義
- ・計画のダイジェスト版の全戸配布
- ・環境啓発イベントの開催
- ・テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関による普及啓発活動、コミュニティーFM を通じての普及
- ・概要版の自治会回覧
- ・みどりのカーテンプロジェクトによる地球温暖化対策についての普及啓発

など

#### <エ夫>

- ・環境情報誌を年 2 回発行している。「日常生活から地球環境を見直す」という視点に立ち、環境に配慮した暮らしや、それを実現する方法などをわかりやすく伝えることにより、住民のライフスタイルの転換を図ることを目的としている。
- ・本市で行う環境活動をブランド化して推進することにより、所属を超えた事業でも統一感や連続性を持たせることが可能/既存事業の見せ方を工夫しコストをかけず新たな魅力の創出/ PR 効果の向上が期待でき、市民への浸透力がアップといった効果が得られた。
- ・おもちゃ交換会を開催し、3Rの普及啓発を行っているほか、市の豊かな自然を紹介する自然 観察ガイドブックを発行し、これを活用した自然観察会を実施している。

など

■その他の具体的な回答については、集約、整理の上、参考資料 p.38 から p.49 に記載している。

#### (8) 環境施策の基本となる計画の点検

環境施策の基本となる計画の点検状況とその具体的な内容あるいは工夫の事例について調査を行った。

#### ① 点検状況

- ■環境施策の基本となる計画の点検状況は、全体では 74.3%が「実施した又は実施している」となった。
- ■人口規模別では、30万人以上の自治体では9割以上が「実施した又は実施している」となった。

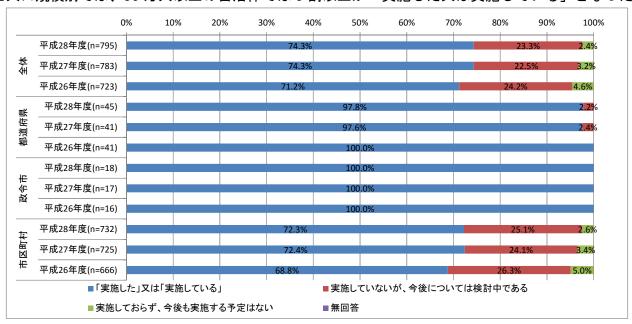


図 27 環境施策の基本となる計画の点検状況

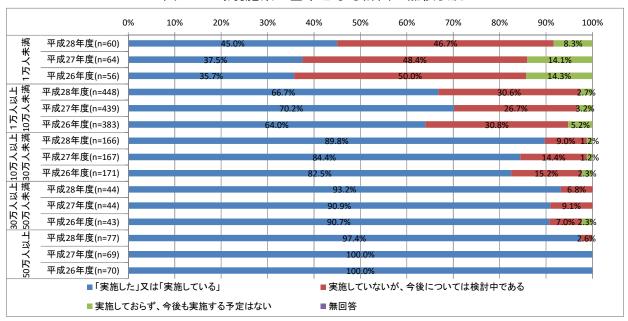


図 28 環境施策の基本となる計画の点検状況(人口規模別)

- ② 点検の具体的な内容・工夫
- ■環境施策の基本となる計画に基づく施策の実施状況の点検について具体的な内容あるいは工夫などについて 522 件の回答が得られた(「特にない」等は除く)。回答には以下のようなものがあった。

#### <具体的内容>

- ・市民や有識者で構成される審議会で点検を行っている。
- ・施策の実施状況を担当者にヒアリングしている。
- ・住民及び企業に対しアンケート調査を実施
- ・各部署において進捗状況を点検、報告
- 年次報告書を作成し、審議会などにおいて点検を実施している。
- ・各事業担当課が環境の状態・環境への負荷・行政施策を表す各指標・関連データの推移についての進捗点検調査票を作成することにより実施

など

#### <工夫>

- ・報告書については、環境審議会からの意見などを参考に、表現などをわかりやすくなるよう留意している。
- ・環境マネジメントシステム(ISO14001)の活用(EMS の環境目的・目標を計画の行動目標と整合性をもたせている)
- ・各指標の目標達成率を計算し、3~5 段階の達成状況に区分して評価(キャラクターの顔の活用も含む)することで、わかりやすくした。
- ・PDCA サイクルに基づいた進行管理
- ・市の環境マスタープランに定める重点施策については、外部評価員により、施策実施状況、目標達成の点検評価等を受け、その内容を附して市の環境保全審議会に報告して、意見や提言を受けている。
- ・当自治体の住民感覚に近い形で設定した指標をレーダーチャート形式で表現し、視覚的に環境 の状況がわかるような形にしている。

など

■その他の具体的な回答については、集約、整理の上、参考資料 p.49 から p.68 に記載している。

#### 2.3 環境施策の実施状況

(1) 現在重点的に取組を実施している分野

第四次環境基本計画に掲げる取組分野の中での重点的に取組を実施している分野について調査を 行った。

- ■現在重点的に取組を実施している分野について、最大5つまで聞いた結果、大分類では、「地球環境の保全」が最も多く1,021件となった。次いで「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」(839件)、「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」(534件)が多くなった。
- ■「国際的取り組みに係る施策」(4件)、「環境影響評価等」(6件)、「包括的な化学物質対策の確立 と推進のための取組」(9件)が特に少ない分野となった。

(n=1,316)

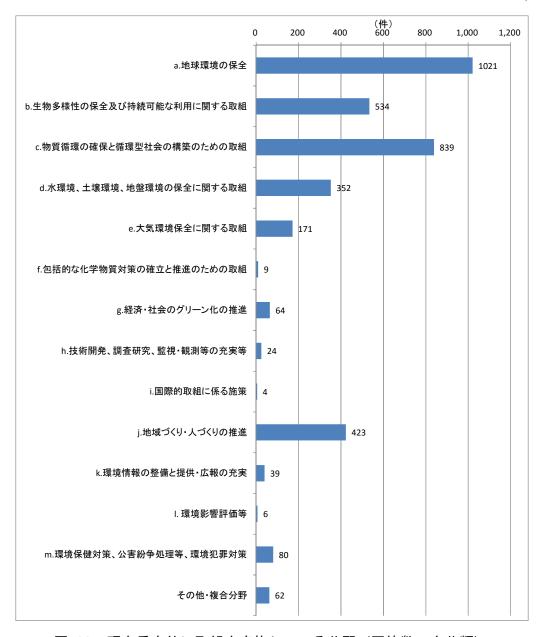


図 29 現在重点的に取組を実施している分野(回答数、大分類)

■現在重点的に取組を実施している分野について、細分類でみると「地球温暖化対策」が最も多く 937 件となった。その他に多いものとしては、「環境教育・環境学習等の推進と各主体をつなぐネットワークの構築・強化」(278 件)、「2R を重視したライフスタイルの変革」(274 件)、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」(198 件)、「水環境の保全」(190 件)、「地域循環圏の形成」(124 件)となった。

(n=1,316)



図 30 現在重点的に取組を実施している分野(回答数、細分類) ※細分類が特定できない内容等については、大分類名で集計している。

※e-1 有害大気汚染物質への対策(光化学オキシダント、PM2.5、窒素酸化物、その他の有害物質)

#### (2) 各主体との連携・協働状況

各主体との連携・協働の取組で、特に地域性が出ていると考えられる取組などについての調査を 行った。

#### ① 第四次環境基本計画の取組分野ごとの状況

- ■第四次環境基本計画の取組分野ごとの各主体との連携・協働状況をみると、「地球環境の保全」、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」、「地域づくり・人づくりの推進」、「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」の分野では、住民・住民団体との連携・協働が多くなった。
- ■「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」、「水環境、土壌環境、地盤環境の保全に関する取組」、「地球環境の保全」では事業者との連携・協働が多くなった。また、「地球環境の保全」及び「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」では、住民・住民団体との連携・協働が最も多いが、事業者との連携・協働の件数も多くなった。
- ■民間団体(NGO・NPO等)との連携・協働が多い取組は「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」、「地域づくり・人づくりの推進」、「地球環境の保全」となっている。
- ■各自治体は、現在重点的に取組を実施している分野において、「住民・住民団体」と最も多く連携・ 協働を行っている。

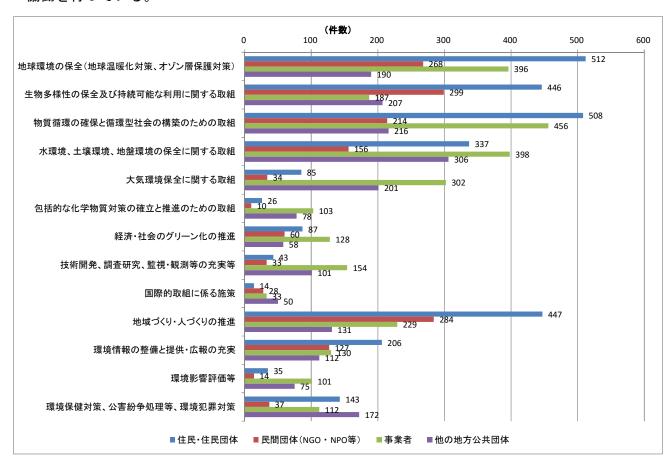


図 31 第四次環境基本計画の取組分野ごとの各主体との連携・協働状況

- ② 各主体との連携・協働に関して地域性が出ていると考えられる取組や、組織として特に注力した取組
  - ■各主体との連携・協働に関して地域性が出ていると考えられる取組や、組織として特に注力した 取組については、402件の回答が得られた(「特にない」等は除く)。
  - ■具体的に記載されていた特徴的な内容の主な事例を以下に示す。

# <事例 地域性が出ていると考えられる取組 都道府県・政令市>

・当自治体の内の地域に広がる棚田にみられる希少植物は、農業による管理が行き届いた環境で生息・生育してきたが、近年の農業従事者の高齢化・減少による耕作困難により生息・生育への影響が懸念されている。そこで、環境保全のため、生物多様性保全活動団体のほか、棚田の所有者、就農希望者、大学、行政等がそれぞれの役割を分担しながら、協力、連携して草刈り、生息・生育状況の調査、試験的な営農等を進めている。

#### <事例 地域性が出ていると考えられる取組 市区町村>

・木質バイオマスが豊富にあること、林業や関連事業体が連携して木質ペレットの生産流通利 用を行い、木質ペレット産業が形成されており、行政としても原料の供給やペレットの利用 の推進を行っている。

#### <事例 組織として特に注力した取組 都道府県・政令市>

・運輸部門の温室効果ガス削減の観点から、県内事業所において自動車・バイクから「自転車」を利用する通勤スタイルへの転換を促すため、スポーツサイクルでの通勤モニター事業を実施し、自転車利用のメリットを体感してもらうとともに、モニター前後に血液検査や体力測定を実施し、自転車利用の環境と健康に対する効果を数値的に見える化し広く県民に周知することで、地球温暖化問題や CO2 排出量削減への意識向上を図る。

### <事例 組織として特に注力した取組 市区町村>

・姉妹都市の他都道府県の自治体との森林整備協定締結によるカーボン・オフセット、植樹ツ アーを実施している。また、他都道府県の産業デザイン支援センターと連携し、建具職人に よる組子細工を施した地域の木材で作られたトロフィーを当自治体の温暖化配慮行動計画書 制度表彰式で活用している。さらに、今年度から生物多様性表彰制度を実施し、寿命のため 伐採した当自治体産の桜材を姉妹都市の業者が保管しており、その樹木により記念品の製作 を依頼した。 その他の地域性が出ていると考えられる取組を以下に示す。

に運用を開始し、11施設を認証した。

都道府県・・当自治体内で生産される食品の安全安心な提供と販路拡大を図り、地域ブランド化を 政令市: 推進することを目的として関連施設の認証制度を平成27年度に開設し、平成28年度

・水資源が豊富という県の強みを活かした小水力発電のモデル事業の実施

市区町村:

- ・世界自然遺産を有し、自然と共生し、環境に配慮した取り組みを行っていることや、使用されている電力のほぼすべてを水力で賄っていることから、低炭素社会づくりのモデルケースとして、事業者、住民、行政が一体となって、化石燃料に頼らない CO2 フリーの島づくりに関する取り組みの情報発信を行っている。
- ・地球温暖化対策による再生可能エネルギーの導入で波力によるブローホール波力発 電の実証実験中である。
- ・温泉・地熱等にも恵まれ、暖房や果樹栽培に利用するなど環境に配慮した取り組みを実施している。

など

#### その他の組織として特に注力した取組を以下に示す。

都道府県・・小型電子機器・太陽光発電パネル・古着など、これまでリサイクルが十分取り組まれて 政令市: いない分野(素材)について、行政と市内民間事業者が連携して回収システム構築 し、新たなリサイクル事業を展開している。

- ・環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体と連携した CO2 排出削減促進事業)を活用し、国民運動「COOL CHOICE」の普及啓発事業を実施した。
- ・県内には中小企業が多いことから、県独自の簡易な環境マネジメントシステム認定制度を運営し、産業・業務部門の温暖化対策を推進している。
- ・地元プロサッカーチームと連携したごみ減量化運動

市区町村:

- ・森林組合と協力し、伐採した竹を粉末状にし、段ボールコンポスト(生ごみを堆肥化) 基材として利用している。
- ・大学および事業者と連携し、ごみアプリの開発・リリースや窓断熱の実証実験を行った。
- ・児童生徒への生ごみ堆肥化学習を任意団体と協同で実施している。
- ・汚染地下水の浄化を図るため、人工透析的手法による浄水装置を設置し、地下水の 浄化に努めている。
- ・環境教育、環境学習等を推進しており、他都道府県内の友好都市自治体と交流 事業を実施している。地元の事業者や住民団体の参加、協力により植林や間伐 体験等を取り入れている。

など

■その他の具体的な回答については、集約、整理の上、参考資料 p.68 から p.93 に記載している。

(3) 環境情報の整備や提供、広報の充実に関する取組 環境情報の整備や提供等の状況や特徴的な取組について調査を行った。

## ① 整備・提供等の状況

■環境情報の整備や提供、広報の充実に関する取組の状況は、「広報誌等への環境情報の掲載」が最も多く、約7割となった。次に「ウェブサイトへの情報掲載(環境分野以外も含む総合的なウェブサイトに掲載)」が多く、約6割となった。

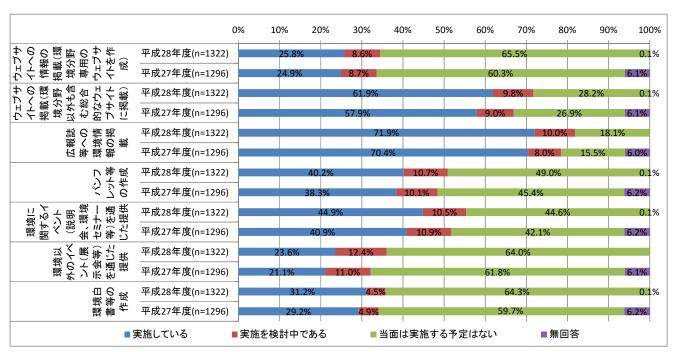


図 32 環境情報の整備や提供、広報の充実に関する取組の状況

- ※現在重点的に取組を実施している分野についての問いに対して取組を回答した自治体を対象としている。
- ※「無回答」については、現在重点的に取組を実施している分野についての問いで取組を挙げておらず、回答対象外となっている自治体を含む。
- ■その他の環境情報の整備や提供、広報の充実に関する取組としては、以下のようなものが挙げられた。

都道府県・・クラウドファンディング手法を活用した企業・団体の環境活動の継続・拡大とPRの支政令市: 援

- プロスポーツ球団と協働した啓発活動
- ・水素エネルギー推進構想の策定・公表
- ・地域情報サイト
- ・フェイスブックなど SNS の活用
- 緊急時の広報

- ・出前講座の実施
- ・テレビ・ラジオを通じた提供
- アプリの配信

### 市区町村:

- ・地元ケーブルテレビ、新聞、ラジオ、コミュニティビジョン等による情報発信
- ・フェイスブック、ツイッターなど SNS を活用した情報提供
- ・WEB版環境家計簿のサイトで環境学習等のイベント情報を掲載
- ・環境学習コーナーの設置
- ・新庁舎を拠点とする環境対策の情報発信
- ・自治体の長の会議の活用
- ・ パブリシティの実施
- ごみアプリでの情報提供
- ・個別計画等(概要版)の作成
- ・遮熱性舗装の効果を示すための路面温度パネルの設置
- 民間事業体が実施
- メールマガジンの配信
- 観光部局や観光協会と連携した情報発信
- ・環境報告書の作成
- ・小学生向けの副読本を作成し、配布している。
- 防災無線
- · 公共施設等 CO2 排出量分析報告書の閲覧
- ・地域住民・学校へのチラシの配布
- ・住民団体ホームページを当自治体ホームページへバナー登録している。
- 公式ホームページに情報を掲載している。
- 不法投棄防止啓発看板の作成及び設置
- 住民組織との協働
- のぼり旗

など

- ② 環境情報の整備や提供、広報の充実に関する取組についての特徴的な内容
  - ■その他の環境情報の整備・提供、広報の充実に関する取組についての特徴的な内容として、321 件の回答が得られた(「特にない」等は除く)。
  - ■具体的に記載されていた特徴的な内容の主な事例を以下に示す。

# <事例 都道府県・政令市:1>

・啓発ちらしや啓発品を作成するにあたり、より市民に伝わりやすい内容とするため、職員が イラストやレイアウトのイメージを固めた上で業者へ製作を委託している。また、タイムリ ーな情報発信を行うため、業者を介さず職員の手作りによるちらしも作成している。

#### <事例 都道府県·政令市:2>

・環境常時監視システムは、役所と実際に大気等の測定を行っている一般大気測定局、自動車 排出ガス測定局、気象観測局、大気観測車を光回線、ADSL 回線、携帯電話回線で常時接続 し、データの収集・処理を行っている。また、当自治体内の主要工場の燃料使用量、大気汚 染物質発生量を監視する発生源監視システムを併せて運用している。

#### <事例 都道府県·政令市:3>

・ごみの減量や分別・リサイクルについて、住民の皆様に一層の関心を持っていただき、行動 していただけるよう、家庭でのごみの減量や分別に役立つスマートフォンアプリの配信を開 始した。

本アプリでは、ごみの出し方や回収拠点検索、ごみ減量家計簿等、様々な機能が利用できる ほか、ごみ減量に関する本市の取組やイベント情報等についてプッシュ通知によりお知らせ する。

## <事例 市区町村:1>

・当自治体内の自動車学校(指定教習所)と協定を締結し、燃料電池自動車の環境性能についての講義、見学、乗車体験を組み合わせた「乗車体験会」を実施している。

### <事例 市区町村:2>

・村が主催するお祭りの際に、家庭から発生した生ごみや廃食油を再利用し製造した堆肥を配 布したり、バイオディーゼル燃料を利用したゴーカートの試乗する機会をつくっている。

### その他の事例を以下に示す。

都道府県・ ・環境分野でのクラウドファンディング普及に関するクラウドファンディング事政令市: 業者との連携協定のもと、環境活動や普及啓発イベントの実施に取組む企業・

NPO 等が「クラウドファンディング」をうまく活用して資金調達と活動 P Rが

行えるよう普及啓発を行う。

・光化学スモッグ情報に係るメールサービスの活用を広く周知している。

市区町村:・緑のカーテンコンテストの作品展示による環境啓発も行っている。

・住宅用太陽光発電システムの導入支援のパンフレットを作成

・金融機関と連携したセミナー・PRの実施(地球温暖化対策)

・社会福祉協議会のイベントでブースを設け、ごみの分別クイズなどを行い分別の周知 や情報提供を行っている。

・実行計画をもとに二酸化炭素排出量を計算し、その結果を村のホームページにて公開

・年に一度、観光天文台にて実施される星空観察会にて、自然環境についてPRしている。

など

■その他の具体的な回答については、集約、整理の上、参考資料 p.94 から p.106 に記載している。

### (4) 今後の課題として考えている分野

組織として今後の課題と考えている分野についての調査を行った。

- ■今後の課題として考えている分野について、最大5つまで聞いた結果、大分類では、「地球環境の保全」が373件と最も多くなった。次いで「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」(321件)、「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」(307件)、「地域づくり・人づくりの推進」(181件)が多くなった。
- ■「国際的取り組みに係る施策」(1件)、「環境影響評価等」(4件)、「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」(5件)、「技術開発、調査研究、監視・観測等の充実等」(6件)が特に少ない分野となった。

(n=762)

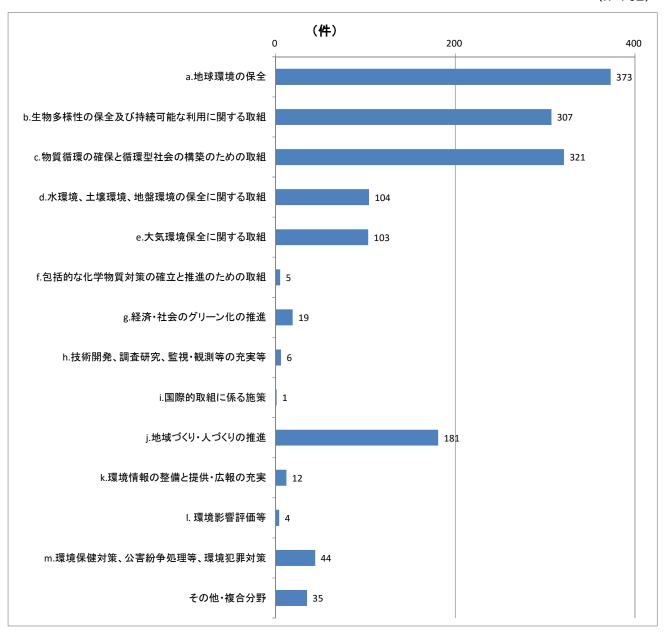


図 33 今後の課題として考えている分野(回答数、大分類)

■今後の課題として考えている分野について、細分類でみると「地球温暖化対策」が最も多く 345件となった。その他に多いものとしては、「2R を重視したライフスタイルの変革」(119件)、「環境教育・環境学習等の推進と各主体をつなぐネットワークの構築・強化」(100件)となった。

(n=762)



図 34 今後の課題として考えている分野(回答数、細分類)

※細分類が特定できない内容等については、大分類名で集計している。

※e-1 有害大気汚染物質への対策(光化学オキシダント、PM2.5、窒素酸化物、その他の有害物質)

### (5) 国際に関連した環境活動の実施状況

国際に関連した環境活動について実施状況と特徴的な内容について調査を行った。

## ① 実施状況

- ■国際に関連した環境活動の実施状況については、技術指導・協力、研修員の受入れ、パートナーシップ形成等のいずれの取組についても、実施している自治体は1割以下であった。
- ■いずれかの取組を 1 つ以上行っている自治体の割合は、全体では 9.2%となった。 政令市ではすべての自治体が取組を行っていると回答したが、市区町村では 5.9%にとどまった。

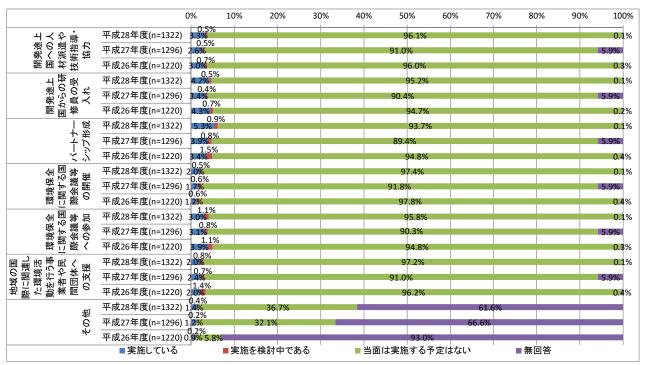


図 35 国際に関連した環境活動の実施状況

## 【国際に関連した環境活動を一つでも実施している自治体の割合】

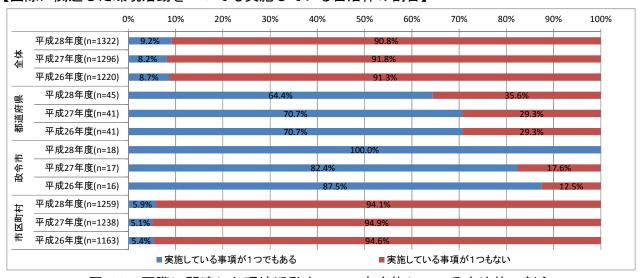


図 36 国際に関連した環境活動を一つでも実施している自治体の割合

- ■取組別の実施状況をみると、人口規模が大きくなるにつれて、実施している自治体の割合が多くなった。
- ■「環境保全に関する国際会議等への参加」は、50万人未満の自治体では実施している自治体の割合が5%を下回っている。
- ■次々頁より、取組別の状況を示す。
- ■その他の国際に関連した環境活動としては、以下のようなものが挙げられた。
  - 都道府県・ ・砒素による公害を経験した本県の蓄積されたデータ等を活かし、アジア各地政令市: で砒素汚染地の住民および研究者に日本の知識や経験を伝えるNPOと協働した取組などを予定している。
    - ・海外との共同研究とモニタリング
    - ・東アジアとの交流事業(環境)
    - ・廃棄物処理に関する国際会議の共催
    - ・JICA 青年研修事業への参画
  - 市区町村 ・下水道発展途上国からの視察受け入れ
    - 世界農業遺産の保存
    - ・全町一斉清掃ボランティアの受け入れ
    - ・大使館との連携
    - 新たに設置する宣言等の掲示板に外国語を併記するよう努めている。
    - ・国際環境期間(イクレイ日本)への加盟
    - 世界冬の都市市長会議での講演
    - 県が実施する開発途上国からの研修員受入れに協力している。
    - フェアトレードの推進
    - ・海外の学術機関との共同研究活動
    - ・世界湖沼会議に市民団体の参加を検討中
    - 視察の受け入れ
    - ・海外からの視察研修の受入れ

# (i) 開発途上国への人材派遣や技術指導・協力

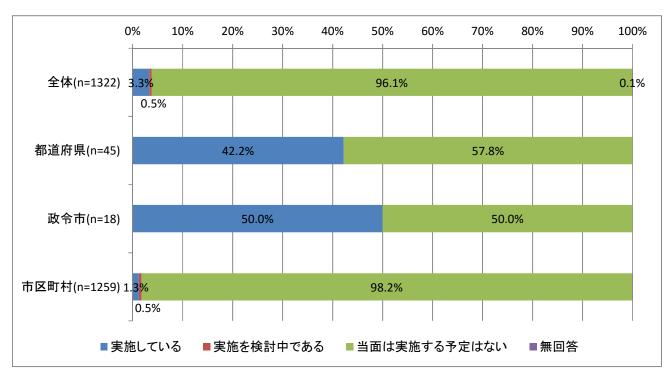


図 37 開発途上国への人材派遣や技術指導・協力

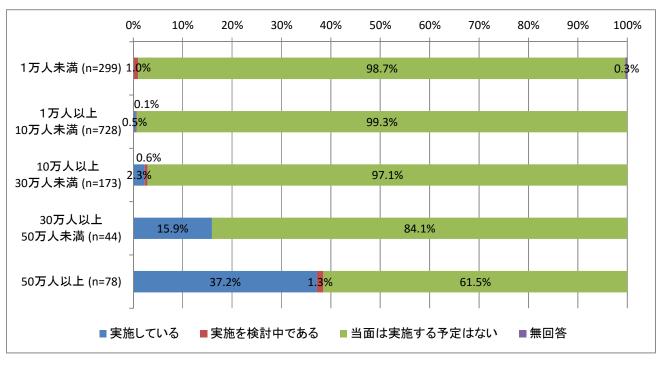


図 38 開発途上国への人材派遣や技術指導・協力(人口規模別)

## (ii) 開発途上国からの研修員の受入れ

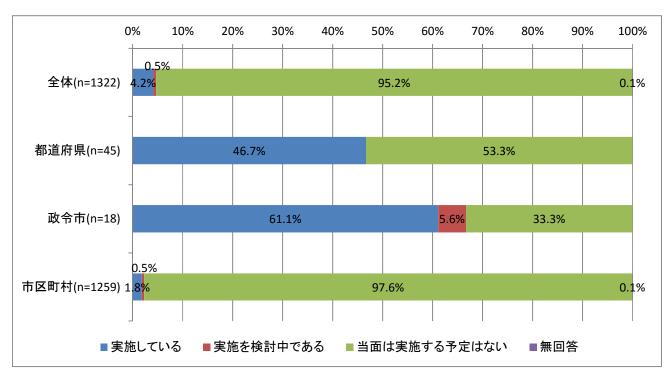


図 39 開発途上国からの研修員の受入れ

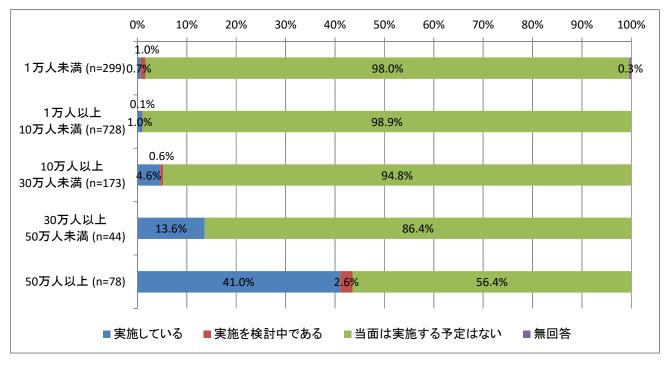


図 40 開発途上国からの研修員の受入れ(人口規模別)

## (iii) パートナーシップ形成

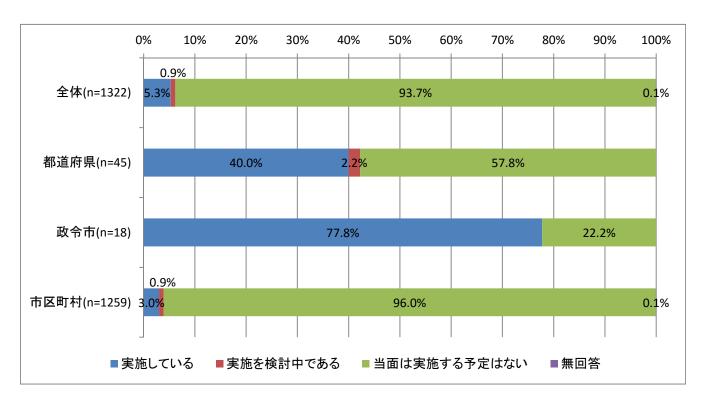


図 41 パートナーシップ形成

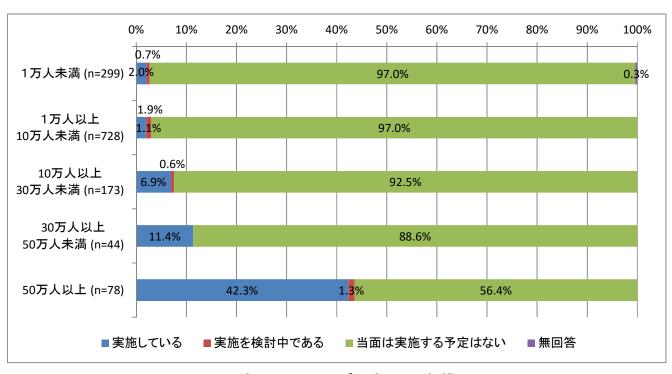


図 42 パートナーシップ形成(人口規模別)

# (iv) 環境保全に関する国際会議等の開催

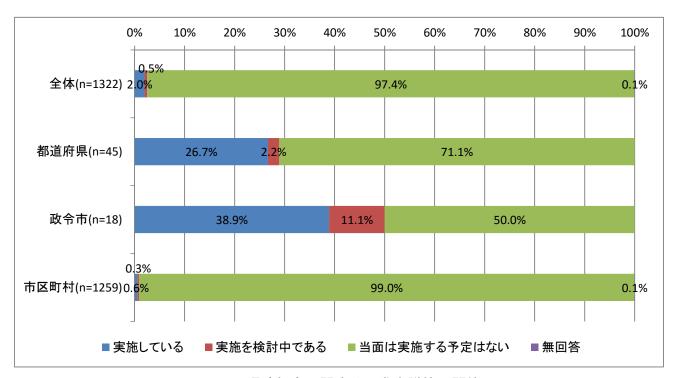


図 43 環境保全に関する国際会議等の開催

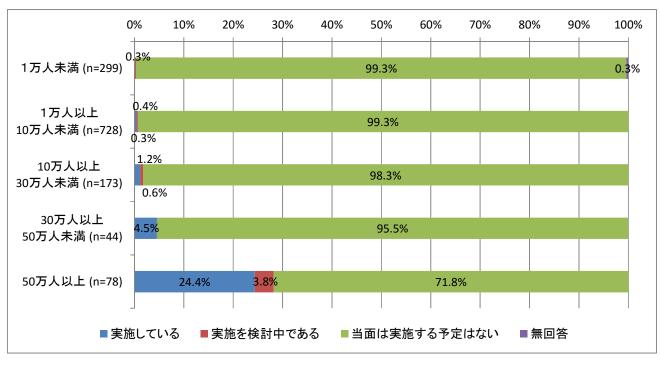


図 44 環境保全に関する国際会議等の開催(人口規模別)

# (v) 環境保全に関する国際会議等への参加

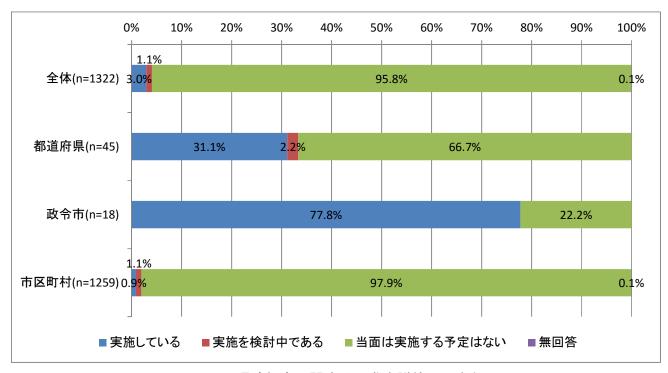


図 45 環境保全に関する国際会議等への参加

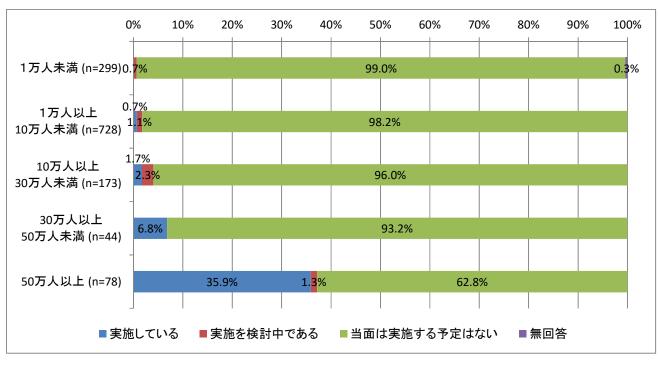


図 46 環境保全に関する国際会議等への参加(人口規模別)

# (vi) 地域の国際に関連した環境活動を行う事業者や民間団体への支援

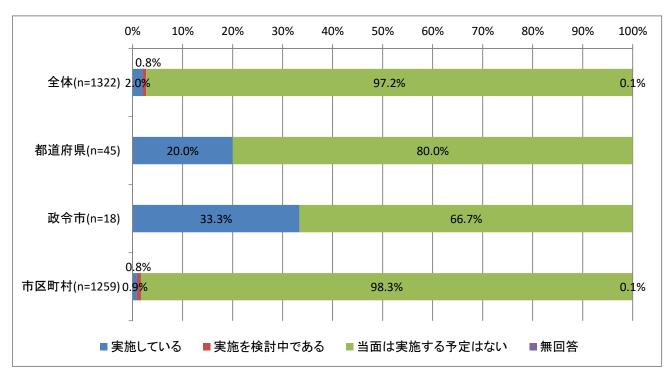


図 47 地域の国際に関連した環境活動を行う事業者や民間団体への支援

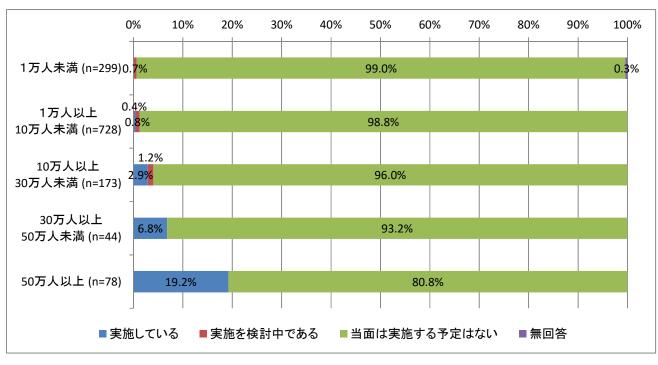


図 48 地域の国際に関連した環境活動を行う事業者や民間団体への支援(人口規模別)

# (vii) その他

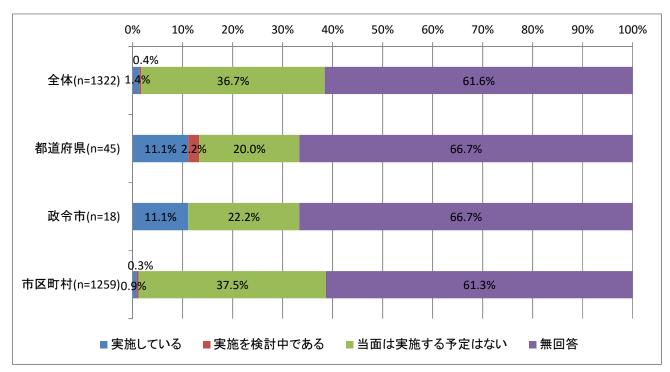


図 49 その他

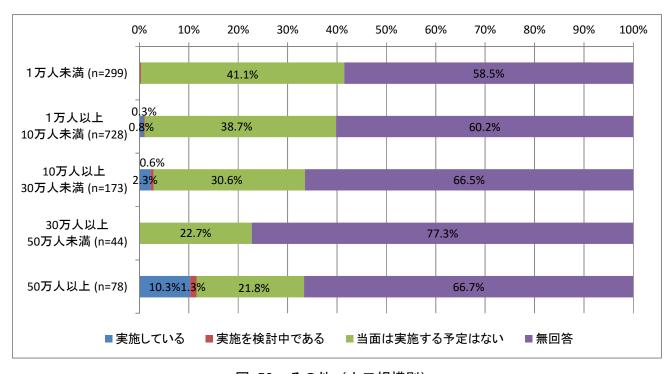


図 50 その他 (人口規模別)

- ② 国際に関連した環境活動についての特徴的な内容
  - ■国際に関連した環境活動について特徴的な内容については、74件の回答が得られた(「特にない」 等は除く)。
  - ■具体的に記載されていた特徴的な内容の主な事例を以下に示す。

#### <事例1>

・開発途上国からの研修員の受入れによって培った人的ネットワークをもとに、当該国・地域に対して技術支援事業を行っている。具体的には本県独自の廃棄物処分場の整備にかかる技術支援(タイ・ベトナム)や、本県と中国のある省による大気汚染防止のための技術交流等を行っている。

#### <事例2>

・当自治体が長年継続して実施しているビジネスフォーラムを通じて醸成された当自治体との 有効な都市間連携を契機に、インドネシアのある市と連携し、当該市において JICA 草の根技 術協力事業(地域活性化特別枠)を活用した廃棄物管理支援プロジェクトを実施し、当自治 体発の環境技術の国際展開を推進するための現地基盤整備支援を行っている。

#### <事例3>

・東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)のネットワークセンターであるアジア 大気汚染研究センターの活動支援、人員派遣

## その他の事例を以下に示す。

- ・九自治体、国際協力機構(JICA)と連携した研修生の受け入れ
- ・日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃活動の実施
- 大洋州における焼却炉なしでごみ減量化を図るための支援活動
- ・雨水利用については諸外国からの視察が年に数件ある。
- ・姉妹都市とカーボン・オフセット事業及び住民間の交流を目的とした体験事業を実施している。
- 湿原の保全とワイズユースを目的とした姉妹湿地提携等の国際交流

など

■その他の具体的な回答については、集約、整理の上、参考資料 p.106 から p.110 に記載している。

(6) 流域での環境保全上健全な水循環の構築に関する計画の策定状況及び施策の取組状況 流域での環境保全上健全な水循環の構築に関する計画の策定状況と具体的な内容、また流域での 環境保全上健全な水循環の構築に関する施策の取組状況と具体的な内容について調査した。

### ① 計画策定状況

- ■流域での環境保全上健全な水循環の構築に関する計画の策定状況をみると、全体では策定済又は 策定作業中は約1割であった。
- ■人口規模が大きくなるにつれて策定済の自治体が増加し、50万人以上の自治体では約4割が策定済となった。

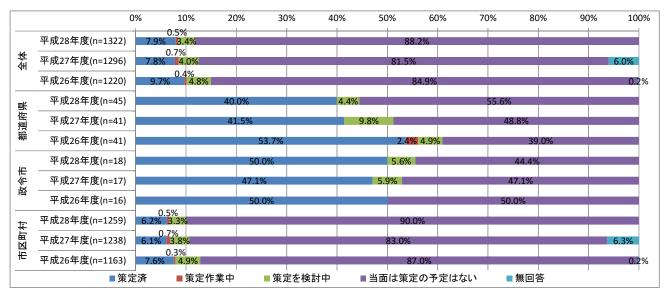


図 51 流域での環境保全上健全な水循環の構築に関する計画の策定状況

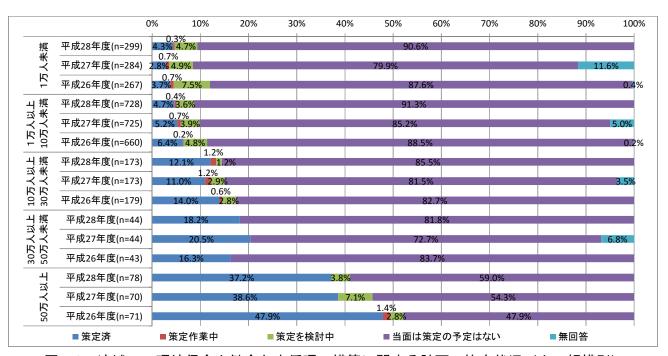


図 52 流域での環境保全上健全な水循環の構築に関する計画の策定状況(人口規模別)

### ② 計画の具体的な内容

- ■流域での環境保全上健全な水循環の構築に関する計画の具体的な内容については、74 件の回答が得られた(「特にない」等は除く)。
- ■具体的に記載されていた主な内容を以下に示す。

#### <事例1>

・市環境保全条例に基づき、市内特定地域の良好な水環境を確保するとともに当該流域の清流 を保全するため、特に重要な区域として保全実施計画を策定している。

#### <事例2>

・生活排水処理基本計画を策定。当計画では、水の適正利用に関する普及啓発を行い、市域の 水質改善を図り、様々な動植物や水生生物が生息できるきれいな川を維持するため、基本理 念を定めている。

#### <事例3>

・公共下水道の整備や合併処理浄化槽への転換を促進し、地域全体として生活排水の適正な管 理を実施

### その他の事例を以下に示す。

- ・地下水保全条例を制定し、地下水の採取に対し必要な規制を行っている。
- ・良質な水資源の保全
- ・町民やボランティアによる河川の美化運動
- ・水環境の構築に関して、環境負荷の低減を図るとともに資源の循環利用について検討し、また、未利用エネルギーの活用等について検討していく。

など

■その他の具体的な回答については、集約、整理の上、参考資料 p.110 から p.114 に記載している。

### ③ 施策取組状況

- ■今年度、流域での環境保全上健全な水循環の構築に関する施策の取組については、全体では「必要な施策を全て実施」しているは 5.1%であった。
- ■流域での環境保全上健全な水循環の構築に関する施策については、「必要な施策を全て実施」している割合は人口規模が大きくなるにつれ増加し、50万人以上の自治体では約2割であった。

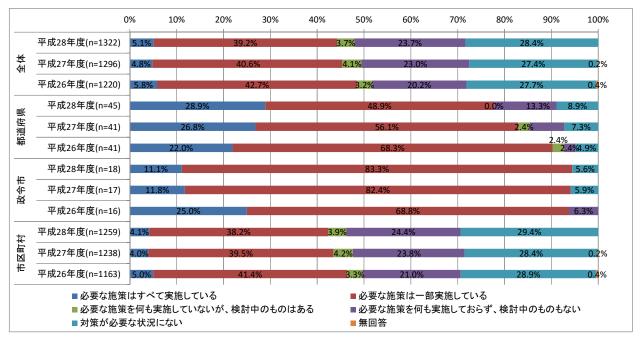


図 53 流域での環境保全上健全な水循環の構築に関する施策の取組状況

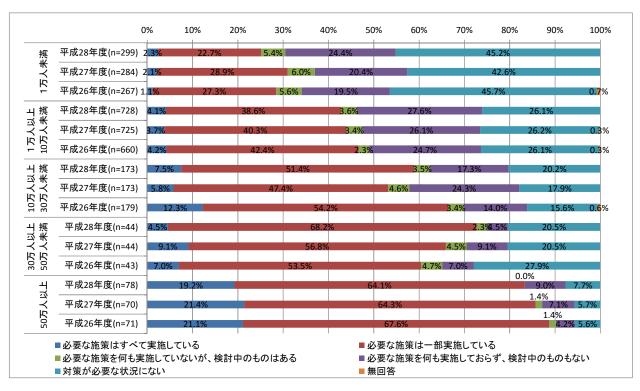


図 54 流域での環境保全上健全な水循環の構築に関する施策の取組状況(人口規模別)

### ④ 施策の具体的な内容

- ■流域での環境保全上健全な水循環の構築に関する施策の具体的な内容については、450件の回答が得られた(「特にない」等は除く)。
- ■具体的に記載されていた主な内容を以下に示す。

#### <事例1>

・流域全体の保水力を向上させる取り組みとして、森林地域では定期的な間伐等による適切な 森林整備を実施するとともに、都市・農村地域においては、ため池の多面的活用や浸水被害 軽減に寄与する流域対策を実施している。また、水質の維持・改善の取り組みとして、清流 復活ネットワークによる総合的な水質改善対策を行うほか、下水道の整備・接続や合併浄化 槽の整備・適正な維持管理を促進している。

#### <事例2>

・耕作放棄地の増加等により国土の保全、水源の涵養等の多面的機能の低下が懸念される中山 間地域等において農業生産活動の維持を支援

### <事例3>

・雨水貯留浸透の推進・雨水利用の促進。当自治体内の施設において、トイレ等に雨水を利用 している。また、助成金を通じ、住民・事業者に対し雨水タンクの設置費用の一部補助を行っている。

## その他の事例を以下に示す。

- ・生物多様性に配慮した河川改修工事
- ・町民や小学生が参加しての水源涵養林への植樹活動
- ・地域住民・関連行政機関等と連携した河川清掃
- ・環境調査の継続により経年変化を監視し、生活環境の保全を図っている。
- ・特定の工場に対し、水質汚濁防止や大気汚染防止などの観点から公害防止協定を結んでいる。
- 環境浄化微生物の普及推進
- 水源地の山林土地取引の監視
- ・地下水質、土壌汚染、地盤沈下の調査・監視
- 合併浄化槽の設置の推進

など

■その他の具体的な回答については、集約、整理の上、参考資料 p.114 から p.132 に記載している。

### 2.4 その他(「第四次環境基本計画」に掲げられている事項等ついて)

(1) 「低炭素・循環・自然共生の統合的な達成」の考え方(理念)

「低炭素・循環・自然共生の統合的な達成」の考え方(理念)の認知状況と具体化するための施策 の内容について調査を行った。

- ① 「低炭素・循環・自然共生の統合的な達成」の考え方(理念)の認知状況
- ■「低炭素・循環・自然共生の統合的な達成」の考え方(理念)の認知状況については、全体では「知っている」が 24.9%であった。
- ■人口規模別では、50万人以上の自治体において、「知っている」は約8割であった。一方、1万人 未満の自治体は「知っている」は約1割となった。

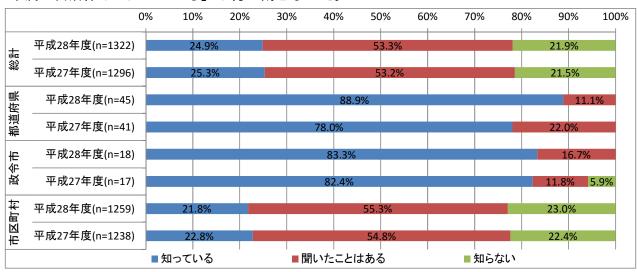


図 55 「低炭素・循環・自然共生の統合的な達成」の考え方(理念)の認知状況

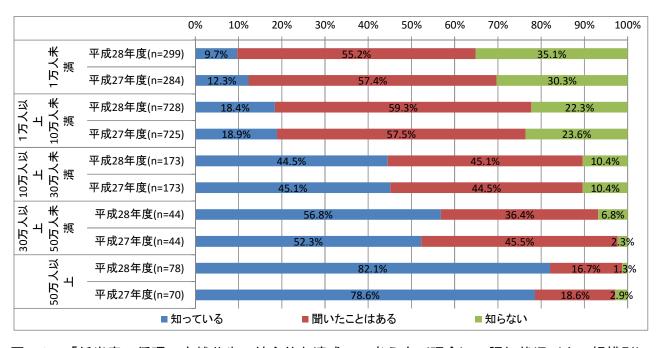


図 56 「低炭素・循環・自然共生の統合的な達成」の考え方(理念)の認知状況(人口規模別)

- ② 「低炭素・循環・自然共生の統合的な達成」の考え方(理念)を具体化するための施策の内容
- ■「低炭素・循環・自然共生の統合的な達成」の考え方(理念)を具体化するための施策の内容については、208件の回答が得られた(「特にない」等は除く)。
- ■具体的に記載されていた主な内容を以下に示す。

#### <事例1>

・木質や廃食用油などバイオマスエネルギーの利活用推進や、再生砂を用いた浅場造成による 生物の生息場整備、エネルギー回収型廃棄物処理施設の整備推進等に取り組んでいる。

### <事例2>

・当自治体のバイオマス産業都市構想の基づき、間伐材などの未利用木質資源から薪を生産し、 薪の流通を促進し、森を再生する「薪の駅構想」に取り組んでいる。町では、公共施設に薪 ストーブを設置して町民への啓発を図るほか、薪ストーブ等を導入する一般家庭への助成を 行い、エネルギーの地産地消の普及促進を図る。

### <事例3>

・市民の持ち込みや給食調理場を巡回することにより回収した廃食油を原料としてバイオディーゼル 燃料を製造し、公用車や発電機の燃料として利用している。リサイクルによる廃棄物削減、油を適 正に処理することによる水質汚濁防止に寄与する。

### その他の事例を以下に示す。

- ・環境基本計画を策定し、「低炭素社会づくり」、「循環型社会づくり」、「自然共生社会づくり」を基本目標として各般の施策を実施している。
- ・市民団体、事業者、学校、行政等が連携し、環境に関する取組みや成果等を周知することにより、市民が地球温暖化防止、自然保護、ごみ減量や3R推進など、環境について楽しみながら学び考えることができるイベントとして市の環境まつりを開催している。
- ・林業振興により、森林の二酸化炭素吸収機能の維持増進、地域に賦存する再生可能エネルギーの活用、循環資源の利用、適切な森林管理による生物多様性の保全を図っている。
- ・「低炭素・資源循環・自然共生」の三本を柱に、持続可能な社会の構築に向けてキャッチフレーズを 用いて、各種の媒体を通じ環境配慮行動を広く市民に呼びかけている。
- ・地域木質バイオマスの利用推進。間伐材等の搬出や燃料化に係る支援や公共交通施設等への需要施設整備を行う。薪等は、中山間地域を中心に燃料生産、その近隣の需要先の確保を支援する。連携する市町村毎または連携してモデル事業を構築し、その共有を図り圏域内に複数の事業を展開する。また、原材料供給の補完や需要先の相互利用などを図る。木質ペレットは、圏内全域で燃料生産・利活用を推進し、スケールメリットを活かした流通環境の工場を図る。
- ・各分野において、地球温暖化対策実行計画、生物多様性戦略、一般廃棄物処理基本計画の3つの 実行計画が連携して環境施策を推進している。

- ・再生可能エネルギーの転換推進、3Rによるゴミの減量・再資源化、里山・里海(アマモ場)再生の取り組みを行っている。
- ・CO2 排出削減、ごみ減量、環境保全活動参加について3ヶ月間取組むことを宣言し、自己評価結果を市に報告した家族に認定書とエコグッズを進呈する事業
- ・環境学習、環境マネジメントシステムの普及、リサイクル、環境ネットワークの拠点を目指したエコセンターの設置を検討する。また、設置にあたっては、ZEB(ネット・ゼロ・エネルギービル)モデル施設とし、生物多様性に配慮した空間整備を行う。
- ・町の温泉施設の管理運営を指定管理者に委託しており、その施設のボイラーに木質パウダーボイラーを導入している。石油ボイラーに代わり木質パウダーボイラーを導入することにより、低炭素・循環型・自然共生社会の実現に向けた取り組みをしている。
- ・環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築をめざして、県民、事業者、行政等が相互に連携し、低炭素社会や循環型社会の形成、自然との共生などの実践活動及び普及啓発活動を積極的に推進することを目的とする環境会議を設置し、地球温暖化対策、省資源・省エネルギーの推進、大気・水質の保全、廃棄物の減量化・再生利用の促進、自然との共生等に関する協議を行い、参加団体による実践活動等の推進を図っている。
- ・これまで「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の構築にかかる啓発活動を個別に行っていたが、平成28年度に環境イベントを開催し、総合的な啓発を実施した。
- ・不法投棄物の回収、分別の実施により、自然保全とリサイクル、ごみ焼却量減量による低炭素化が 図られる。
- ・当自治体の環境基本計画の目標を達成するため、木質バイオマス利活用促進事業などの低炭素に係る施策、多量排出事業者抑制推進事業や農業用廃プラスチック処理対策などの循環に係る施策、地域のb環境保全対策や新たなユネスコエコパーク登録などの自然共生に係る施策など、環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進している。
- ・町の豊富な森林資源を活用し、不用材とされていた木材で燃料を製造。公共施設や地域に設置した木質ボイラーの燃料として使用し、住民はクリーンなエネルギーを享受している。この例は、カーボンフリーと地域の経済循環を生み出したほか。住民の森林整備をはじめとする自然共生への関心度を高めており、植樹や緑環境の整備への積極的な取り組みが加速化された。
- ・低炭素に関しては、エコドライブ運動などを推進。循環に関しては 3R(発生抑制、再使用、再利用)を 進めるとともに、発生した廃棄物は適正に処理する。自然共生に関しては、公共空間や民有地の緑 化を進め緑のふれあいを確保する。
- ・未利用材を駅施設の木質資源利用ボイラーに使用するバイオマス燃料に納入する者に対し、商品 券により助成することで、町の豊かな自然に育まれた森林資源を有効活用し、低炭素社会の実現 及び林業の振興を図ることを目的とする。

など

■その他の具体的な回答については、集約、整理の上、参考資料 p.133 から p.144 に記載している。

# (2) 「環境、経済、社会の統合的な向上」や「環境と経済の好循環」の実感

国の第四次環境基本計画では「環境、経済、社会の統合的な向上」の必要性や「環境と経済の好循環」への期待が今後の環境政策の展開の方向性の中に記述されている中、「環境、経済、社会の統合的な向上」や「環境と経済の好循環」が生まれていることが実感できたかどうか、またその具体的な内容や効果について調査を行った。

## ① 「環境、経済、社会の統合的な向上」や「環境と経済の好循環」の実感

- ■「環境、経済、社会の統合的な向上」や「環境と経済の好循環」については「実感している」が、 全体では1割未満となった。
- ■人口規模別では、30万人未満の自治体において、「実感している」が1割を下回った一方、50万人以上の自治体では3割を上回った。

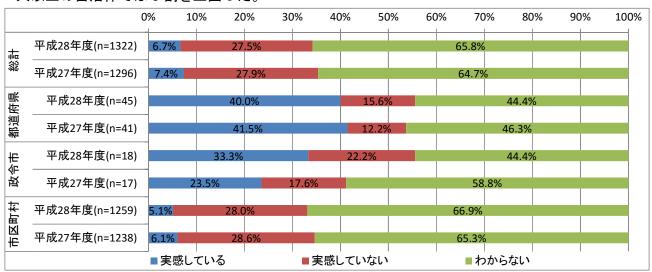


図 57 「環境、経済、社会の統合的な向上」や「環境と経済の好循環」の実感

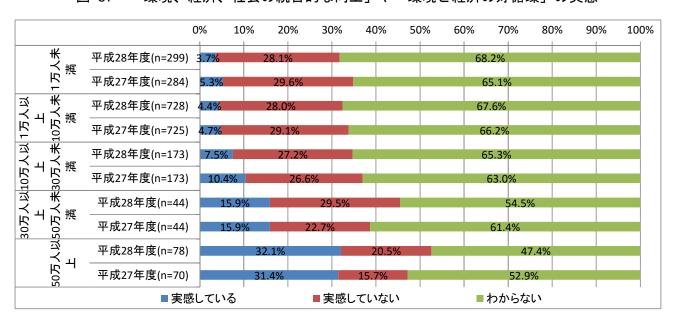


図 58 「環境、経済、社会の統合的な向上」や「環境と経済の好循環」の実感(人口規模別)

- ② 「環境、経済、社会の統合的な向上」や「環境と経済の好循環」の実感の具体的な内容や効果
- ■「環境、経済、社会の統合的な向上」や「環境と経済の好循環」の具体的な内容や効果の把握の 状況については、60 件の回答が得られた(「特にない」等は除く)。
- ■具体的に記載されていた主な内容を以下に示す。

#### <事例1>

・本市では、製造業の中小企業が多く密集している中、EMS を導入した一部の企業では環境負荷低減が品質向上、経済利益向上、社会的責任CSRといった、環境・経済・社会の統合的な取組みとして、環境経営・社会貢献を率先して実践してきているところがある。近年では3S、5S活動がどの程度、利益につながるかといった点を定量的に研究する事業者まで出てきている。

#### <事例2>

・エネルギーの地産地消のモデルをつくるエコタウンプロジェクトでは、住宅への太陽光発電 設備や省エネ設備の導入を集中的に進める重点実施街区をモデル市内に指定し、それら設備 の導入促進に当たり、住民と事業者を繋げる様々な取組を行った。その結果、重点実施街当 自治体内の設備導入の 9 割以上が県内事業者(県内支店を含む)による施工となり、地元事 業者を活用した地域経済活性化につながる取組となった。 現在は、この取組の経験と知見 を活かし、モデルの普及拡大を推進している。

## <事例3>

・木質ペレット事業を推進することにより、森林の適正な整備、廃棄物の減量、カーボンニュートラル、森林吸収源の確保の効果がある。また、地域産業振興効果として、木質ペレット販売金額分が一次波及として地域に還流しているとともに、関連作業員の雇用の確保にもつながっている。

### <事例4>

・グリーン購入法が施行された平成 13 年から現在にかけて、国等においては特定調達品目の調達実績が大幅に増加し、近年は調達率 90%以上と非常に高い水準を保っている。

それに伴い、環境配慮型商品の市場占有率が順調に拡大しており、このことは環境と経済の 好循環が生み出した結果だと考える。

## <事例5>

・主に自然エネルギーの普及に関して、太陽光発電システムの普及、市民発電事業の開始や、 省エネリフォーム、エコ家電の普及といった省エネルギーに関する分野において、環境と経 済の好循環が生まれていると感じる。

#### <事例6>

・新たな循環ビジネスの事業化のための調査検討や先導的なリサイクル施設の整備等に対する 補助を行っている。これにより、めっき廃液から重金属を回収し再利用するビジネスモデル が構築され、また、食品廃棄物から家畜の資料や肥料を製造し、再利用するバイオマスの地 域内循環の取組が進められている。

### <事例7>

・革新的技術開発の取組として、水素関連では地元企業等と連携し、先駆的な「水素サプライチェーン構築実証事業」、「水素エネルギー利用システム開発実証事業」を推進している。また、再生可能エネルギー由来の CO2 フリー水素を製造・供給する水素ステーションの整備を進めた。これらの取組により、二酸化炭素排出量が削減されるだけでなく、水素関連産業が育成・集積され、当自治体の経済の活性化につながっていると実感している。

### その他の事例を以下に示す。

- ・再生可能エネルギー(太陽光発電)施設整備などは、公共だけでなく民間事業者、一般住宅 へと大きく広がりをみせており、当市においても設置戸数は伸びている。
- ・ハイブリット自動車や省エネ家電の普及
- ・市の施設に再生可能エネルギーや省エネ機器を導入したことにより、エネルギー使用量、光 熱費共に削減することができた。
- ・県内において自伐林家等が搬出した木材を地域通貨券で買い取り、木材は燃料として利用している事例がある。
- ・産業部門において製品出荷額あたりの二酸化炭素排出量が減少傾向にある。
- ・事業者による、温室効果ガス排出削減に向けた省エネルギーや環境マネジメント構築等の取組について、コスト削減や経営改善につながる、とする事業者の意見が聞かれること
- ・森林バイオマス利用分野。経済効果は、化石燃料の削減効果が、地元からの燃料調達や雇用 の増大に結びついている点など
- ・LED 等の環境負荷の小さい製品への買い替え等による好循環
- ・節電による経費負担の減少
- ・報道紙面等で、太陽光発電や、エネファーム、HEMSなどといった、再エネ省エネ機器の 進歩と普及を感じている。
- ・森林保全のための売上げの寄付など、環境分野への企業の取組がテレビコマーシャル等で放送されるようになっていること。また、その背景として欧米の投資家などには、企業の社会 貢献活動を評価する動きがあり、その中で環境保全の取組も評価の対象とされていること。
- ・当自治体のプロジェクトでは、里山保全という環境面と木質チップの地域循環(地産地消)、 それに商品券による地域経済の喚起という好循環が生まれている。
- ・事業者を対象に実施した環境意識調査(H27.2 月)では、環境に配慮した取組を経営の重要な要素として認識している事業者が約90%にのぼり、約6割が、省エネ・省資源対策などの

取組を実施しており、経済活動における環境配慮が、環境保全のみならず経済活動自体のためにも重要であることが明確化してきている。また、産学官協働による環境研究や技術開発など、環境と経済の好循環を目指す当自治体独自の取組が進められている。

- ・地元の温泉地にバイナリー発電所が設立され、売電することにより一定の経済活動が新しく スタートできていること
- ・廃棄物の焼却熱による発電を実施しており、資源の好循環が生まれていると感じている。
- ・定量的に把握しているわけではないが、省エネ家電製品に買い換える者への補助等を実施することで、消費者の購買意欲を促進し、環境と経済の好循環が生まれているように感じる。
- ・環境と経済の好循環という点では、廃棄物の処理に関して、民間事業者の中でリサイクルや 再生利用が活性化しており、新たな事業の創出や循環型社会の構築につながっていると考え られる。
- ・再生可能エネルギー固定価格買取制度の発展は、「環境と経済の好循環」の象徴だといえる。
- ・水質改善の向上、自然再生における住民の理解、地球温暖化対策における太陽光エネルギー の導入
- ・FIT が再エネ導入の促進や設備機器の価格下落に大きく寄与していたり、パリ協定の発効後世界では低炭素のための環境ビジネスが進もうとしていること
- ・本市では、公害問題に取り組んできた結果として、世界に誇れる環境技術やノウハウが多数 蓄積され、そこで培われた「環境」と「産業」の高度な調和により、新たな産業の創出など 環境先進都市へと変貌を遂げている。
- ・地方自治体の環境部門と地域金融機関が連携をとっている取り組み 自治体がエネルギーの地産地消を考え、民間と協働で電力会社を立ち上げている。
- ・豊かな自然環境を観光資源として活用したエコツーリズムや農産物を活用した 6 次産業化など、地域独自の資源を発掘、保全、活用を図る声があることから、各地に数多く存在する地域の活性化に繋がる地域資源の活用を進めている。
- ・低炭素・循環・自然共生の取組として、地域資源を活用することにより、事業や雇用の創出 が図られるとともに、域内経済が活性化されたため。
- ・当自治体には、再生可能エネルギーの一つである木質バイオマスが地域資源として豊富に存在している。平成 27 年度に、これらを原料とする当自治体初の木質バイオマス発電書が完成・稼働しており、林業の振興や新たな雇用の創出に寄与している。

など

■その他の具体的な回答については、集約、整理の上、参考資料 p. 144 から p. 148 に記載している。

(3) 「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」分野における国の支援(補助金)を活用した事業の実施状況

国の第四次環境基本計画に掲げられた「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、 基盤整備の推進」分野に関しての国の支援(補助金)を活用した事業の実施状況と、具体的にどの ような事業か、どのような成果かについて調査を行った。

### ① 事業の実施状況

- ■「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」分野に関しての国の支援(補助金)を活用した事業の実施状況について、全体では「実施中又は実施したことがある」が約1割となった。
- ■人口規模別では、10万人未満の自治体において、「実施中又は実施したことがある」が 1割を下回った一方、50万人以上の自治体では3割程度となった。

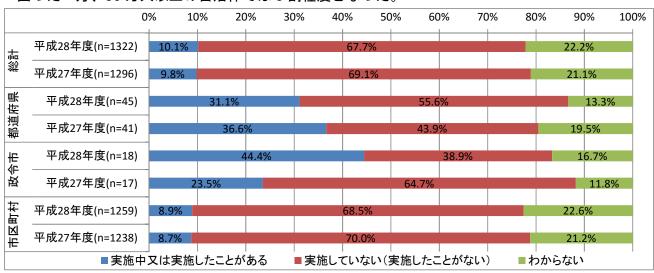


図 59 国の支援(補助金)を活用した事業の実施状況

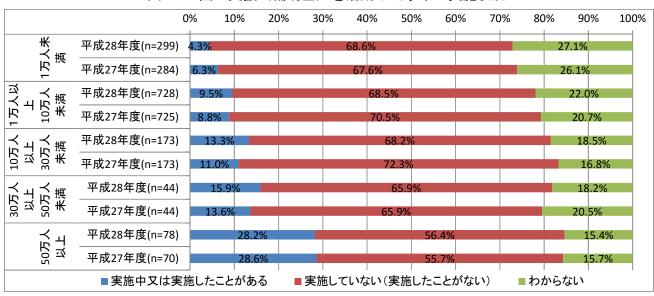


図 60 国の支援(補助金)を活用した事業の実施状況(人口規模別)

# ② 事業の内容やその成果

- ■実施中又は実施したことのある事業について、具体的にどのような事業か、どのような成果かについては、114件の回答が得られた(「特にない」等は除く)。
- ■具体的に記載されていた事業内容で主なものを以下に示す。

### <事例1>

・グリーンパートナーシップ事業による補助を受け、本市におけるバイオガス(生ごみ)発電事業の実現可能性調査を行った。調査によって、当該事業の発電量、発電に要する生ごみ量の他、二酸化炭素排出削減量の推計ができた。

## <事例2>

・多面的機能支払制度により、農地・農業用水等の良好な保全活動を地域ぐるみで行う集落への支援を実施/中山間地域等直接支払制度により、平坦地との生産条件の格差を補填するため、中山間地域等における農業活動への支援を実施/県内各地における「食と農の見学・体験学習会」の開催(地域の農業生産者、生産グループと連携した農作業体験、地元食材を使用した調理体験等の機会の提供)/ 県と民間企業、森林組合連合会との林業に関する包括連携協定に基づき、未利用間伐材を木質バイオマスボイラーで発電だけでなく熱源としても利用する取組への支援を実施。間伐材の需要増加による「林業の収益性の向上」、重油利用の大幅な削減による「地球温暖化の防止」、県内の製造業者が開発した木質チップ製造機による「新たな分野での販路拡大」、購入電力量の削減に伴う「エネルギーコストの削減」の効果がもたらされた。

### <事例3>

・生活雑排水の適切処理のための合併処理浄化槽設置費用について補助を行う浄化槽普及推進事業。生活雑排水処理については下水道の他いくつかあり、合併処理浄化槽設置を推進したことによる定量的評価は尽きないが、周辺環境には良い効果はある。

## <事例4>

・再生可能エネルギー等導入推進基金 (GND 基金) を活用し、市役所本庁舎・小学校 3 校へ太陽 光発電システム及び蓄電池を設置した。温室効果ガス排出量の削減のみでなく、啓発効果も得ら れ、地球温暖化防止に向けた環境づくりに有効であった。また、災害時の対応も期待できる。

#### <事例5>

・下水道における再生可能エネルギーの導入促進(国土交通省)。当自治体の下水処理場では、排出汚泥の量を削減するために、消化設備を導入している。排出汚泥量の削減には貢献しているものの、消化工程で発生する消化ガスの利用は一部に留まっていたため、再生可能エネルギーの有

効利用の一環として、消化ガス発電設備の導入に至った。平成26年度、国土交通省の社会資本整備総合交付金を活用し、循環型社会の構築及び地球温暖化防止に寄与し、未利用の消化ガスを有効利用するため、下水処理場に汚泥消化ガス発電設備(25kW)を3台導入した。平成27年度にはさらに汚泥消化ガス発電設備(25kW)2台の消化ガス発電設備を導入した。このことにより、年間90万kWhの電力削減、温室効果ガスの削減効果は年間約650tとなり、より一層の環境へ貢献できた。

また、平成26年度に、当自治体の行う環境への取り組みを多くの方に知ってもらおうと、消化ガス発電設備の愛称を市内の小学生から募集した。その後、愛称の優秀賞の表彰式を兼ねた発電開始式を大々的に執り行い、多くのメディアに取り上げられた結果、多くの市民の方の環境意識を高めることに貢献できた。

### <事例6>

・消費者庁の消費者行政活性化事業補助金を活用して、食べることの楽しさや、食べ物の大切さを 忘れない心を育み、食べ残しによる食品ロスを減らすため、食品ロス削減啓発用紙芝居を作成し た。保育士を中心としたプロジェクトチームが現場での実体験を基に作成し、園児が身近に感じ られる内容となっている。作成した紙芝居は、市内の全市立及び私立保育園・幼稚園に配付する ことで、園での生活の中で日常的に使用してもらうとともに、データをホームページ上に掲載し、 全国でも使用できるようにした。本市の各市立保育園で年1回実施している園児を対象とした参加 型環境教育により変化した園児の意識を継続させる狙いがあることから、今後紙芝居による効果を検 証していきたい。

### その他の事例を以下に示す。

- ・循環型社会形成推進交付金により3R推進施設を設置。特に粗大ごみの再生販売に注力しており、 年間千点以上の物品を販売。ごみ減量効果だけでなく、市の歳入、市民の経済活動へも貢献してい る。
- ・合併処理浄化槽整備にあたり国からの助成を受けている。
- ・外来生物法によるある特定外来生物の駆除活動を推進し、地域の生物多様性の保全再生等に資することを目的に、自治体、事業者及び研究者からなる対策推進協議会を設立した。

#### 【補助金名】

生物多様性保全推進交付金 (環境省)

#### 【実績】

協議会では、対象となる特定外来生物の駆除体験会等を実施し、防除対策への市民参加、市民 調査及び普及啓発について、多くの効果が得られた。また、防除の推進にあたって、駆除実践 者のみならず、対象となる特定外来生物に関わる様々な主体(生産者、販売者等)との連携・ 交流の場を持つことができた。

・平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金により、木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業を実施

- 市地球温暖化防止活動推進センターの活動については、国の支援を受けて事業を行っています。今年度から新たにセンターを指定し活動を始めたため、周知イベントを行いました。適応などについても積極的に取り組んでいるため事業者に向けても地球温暖化を発信し、企業活動につながることも期待しています。
- ・森林環境保全整備事業【実施中】。森林所有者等が実施する植付け、下刈り、間伐、路網整備等の森林整備に対して、「森林環境保全整備事業」により助成するもの。適切な森林施業の実施により、森林が健全な状態に保たれ、林産物の供給はもとより、水源の涵養、山地災害の防止等、多面的機能の発揮に貢献している。

## • ≪事業概要≫

集落活動の担い手が減少している集落を応援するため、生活道の草刈や水路の清掃、運動会等の地域行事の支援を希望する集落と、その集落をボランティアで応援したい企業、大学、NPO等をマッチングさせ、都市と集落の交流を支援する。

#### ≪事業実績≫

平成26年度:支援集落数12、参加応援団(延べ)33

平成27年度:支援集落数15、参加応援団(延べ)46

平成 28 年度: 支援集落数 23、参加応援団(延べ)84

#### ≪事業成果≫

本事業は、集落環境の維持・保全等が困難な地域に対する直接的な人的支援であり、環境維持の 面からも地域への貢献度は高い。また、応援団においてもボランティア活動を通じた集落との交流機 運が高まっており、参加数は増加傾向にある。

- ・水産多面的機能発揮対策事業。水産業は、住民に安全で新鮮な水産物を安定的に提供する役割に加え、干潟等の保全、ヨシ帯の保全、浮遊堆積物の処理など環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる水域の確保などを担っている。この水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する活動の支援により、環境だけでなく社会・経済面の効果を得ている。
- ・地域環境保全対策費補助金を活用し、①公共施設省エネ改修事業、②事業所省エネ改修等支援事業等を実施した。①については、一般市民の利用が多い保健所などの公共施設について、蛍光灯安定期や冷暖房機器の取替など複数の省エネ改修を組み合わせて実施し、②については、事業者が行う省エネルギー設備等の導入や省エネルギー化のための改修工事を支援した。これらの事業により、温室効果ガスの削減に取り組むとともに、市民や事業者に対して地球温暖化防止に向けた取組みの重要性を啓発した。なお、補助金活用事業全体の経済効果は3年間の合計で約17億円である。
- ・多面的機能支払交付金を利用し、未舗装の農道の舗装等を行っている。
- ・グリーンプランパートナーシップ事業により、小水力発電、バイオマス利用について利用可能 量を調査し、今後の導入推進の参考としている。
- ・地域グリーンニューディール基金を活用し、都市公園内に太陽光発電施設を整備し、温暖化防 止に貢献しているという、より市民に親しみやすい公園とすることができた。
- ・再生可能エネルギー等導入推進基金を起債。平常時における低炭素化を図るとともに、災害時にも 防災拠点として機能しうる電力を確保

- ・災害時には市庁舎の代替施設及び避難所として活用される公民館と小学校の複合施設に太陽光発電システム及び蓄電池を設置したことにより、再生可能エネルギーの導入に加え、環境教育に寄与している。
- ・住宅用太陽光発電導入支援補助事業。日照量の多い地域であるため、多数の家庭に普及し、経済的 な効果はあった。また、事業終了後も設置者が多いことから、独自で補助事業を実施している。
- ・小規模地方公共団体における LED 街路灯等促進事業における補助により、市内の街路灯をリース方式で LED 照明に更新した。成果として、街路灯による温室効果ガスの排出量が前年度比 177, 341.46kg-CO2 削減できた。
- ・「地域環境保全対策費補助金」を活用して基金を設置し、環境保全に関する基盤整備(県地域環境センターの設置)や環境保全活動(出前講座や自然観察会等)を実施しており、県民等の環境問題に対する意識を高め、人材育成に寄与している。
- ・「循環型社会形成推進交付金」を活用して、市町村の一般廃棄物処理施設を整備している。リサイクルセンター、熱回収施設の整備等により、循環型社会の形成を図っている。
- ・国の補助金を活用し、リユースイベントを開催した。その後、国の補助金は無いがこのリユースイベントを継続して行っている。
- ・平成27年度「低炭素・循環・自然共生」地方創生実現プラン策定事業の地区選定を受け、この事業のメニューとして、木材産業研究会を立ち上げ、林業・木材産業の振興と需要拡大を図ることにより、低炭素社会の実現に向けて取り組んでいる。森林・林業・木材産業は、本市の基幹産業であり、この分野の振興を図ることは、「環境、経済、社会の総合的な向上」や「環境と経済の好循環」が生まれる。
- ・本市の小中学校向けの認定制度である当自治体の学校版 ISO(PDCA サイクルを用いた環境負荷低減)」を市内全校へ導入するため、国の緊急雇用創出事業を活用し市環境学習支援室を平成 23 年度に設置した。平成 24 年度からは事業を一般化し、当自治体の学校版 ISO の導入の他、小中学校の環境学習に関する支援を行っている。

平成 27 年度においては、市内全小中学校のうち、約3分の1が認定を受け、児童生徒が節電や節水、ごみの減量化に積極的に取り組んでいる。また、総合学習や社会等の教科教育に対する講師派遣を実施しているが、年々、学校からの派遣依頼も増えてきており、小中学校における環境教育・環境学習の推進に寄与している。

など

■その他の具体的な回答については、集約、整理の上、参考資料 p. 148 から p. 156 に記載している。

- (4) 環境省での環境基本計画の見直しの本格的実施のための検討に当たって留意すべき事項 環境省での環境基本計画の見直しの本格的実施のための検討に当たって留意すべき事項(理念・ 方向性・施策等)について調査を行った。
- ■留意すべき事項について、具体的にどのような内容かについては、71 件の回答が得られた(「特にない」等は除く)。
- ■具体的に記載されていた主な事業内容を以下に示す。

#### <事例1>

・再生可能エネルギーについて。再生可能エネルギーは、重要な低炭素の国産エネルギー源であると認識しており、固定価格買取制度の開始されてから、特に太陽光発電施設設置が急速に増えてきています。地球温暖化対策の観点では望ましい傾向と言えますが、反面、大規模太陽光発電施設においては、地域の自然及び生活環境や景観への影響に関するトラブルが増えてきているのも実情です。このため、次期環境基本計画において、再生可能可能エネルギー推進の将来の方向性を明確に定めるとともに、施設設置にあたって自然環境等との調和を図っていくような具体的な施策内容を盛り込んだ策定をお願いします。

### <事例2>

・将来の二次エネルギーの中核と位置付けられている「水素」については、平成26年6月に「水素・燃料電池戦略ロードマップ」が策定され、水素社会の実現に向けた取組みが進められることとなっているが、技術面、コスト面、制度面、インフラ面で多くの課題が存在している。水素は地球温暖化対策上も重要なエネルギーであり、環境基本計画においても具体的な施策の展開について留意すべきと思われる。

## <事例3>

・環境問題は、アスベストのように、開発当初は画期的な内容であったものが、時間の経過や技術の更なる進歩により問題に気付く、ということが多々あるように思われる。現在、再生可能エネルギーの活用として設置が進む太陽光パネルも、廃棄について既に問題となっていると認識している。第四次計画に記載されている内容であるが、「拡大生産者責任」「源流対策の原則」などについて、しっかりと規定していくことが必要であると考える。

### <事例4>

・国・県・市町村の役割・負担の適正化(実行可能となるように)/市町村における環境行政の実施体制について、現場を把握して欲しい。(人員不足です。)/本市の場合にあっては、地理的に中央から離れており、旅費が確保出来ないため、必要な又は関心のある研修や会議に参加出来ない。/現状では、新たな計画・施策が下りてきても、実施どころか、中身を勉強する時間も機会もない。

### <事例5>

・人口減少が急激に進む中、地域の活力低下、環境保全の担い手不足などが懸念されることから、 次期環境基本計画においては「地方創生」の視点を重点的に取り入れ、「国立公園満喫プロジェクト」のような、魅力ある自然を守りつつ、利活用していくことにより地方活性化を図るための規制緩和や取組等を積極的に盛り込んでいただきたい。

### <事例6>

・個別計画が充実してきている中では、環境基本計画は SDG's や総合的アプローチの観点を踏まえた施策や横断的施策を位置づけ、網羅的に施策を位置づける各種個別計画とは役割を明確に分けた方がよいのではないでしょうか。その場合、事象面で分けた重点分野のうち、「大気環境」や「化学物質」について、個別計画が欠如している状況になりますので、上記の役割分担を他分野と同様に考えた場合、これらをまとめた個別計画の作成の予定はあるのでしょうか?(公害防止計画の活用でよいかもしれませんが、位置付けなどが違い、そのまま適用することが難しいと思われます。)

## <事例7>

・定量評価と地方団体の取組強化。地方団体の取組みは首長の考え方によるところが大きく、各団体の意識には大きな差があり、国は、半強制的に地方団体の取り組みを促す必要があると考える。その一つのツールとして、各団体の取組みを定量評価し比較・公表するなどの施策もありうると考える。また、それによって地方団体が目指すべき目標値の設定にも資すると考える。

### <事例8>

・日頃から、住民向けの施策を実施するにあたり、住民等から「地球環境保護は大事だが、言葉や提唱される概念が難しく、とっつき辛い」と指摘されることが多い。国の次期環境基本計画の策定にあたり、理念・方向性・施策の普及啓発を図る際には、分かりやすい言葉やコピーライティング的な用語(クールビズのようななもの)を開発するなど、国民にとって一層とっつきやすくなる配慮をされたい。

## その他の事例を以下に示す。

- ・「環境、経済、社会の統合的な向上」及び「環境と経済の好循環」を実現するための施策を充実させること
- ・「SDGs(「持続可能な開発目標」)」や地方自治体による地域レベルでの取組による地方創生の実現に 向けた視点
- ・地方部の経済が疲弊しつつある状況を踏まえ、環境保全と両立した、自然資源等の活用による 地域経済活性化という観点をさらに重視し、取り組みを強化いただきたい。

- ・再生可能エネルギー(特に太陽光発電施設)の普及と施設設置による環境破壊(森林伐採、景観等) のバランス
- ・大きな都市部以外の、小さなの自治体でも取り組める方針を入れてほしい。特に、予算も人員も限られている中で実施できることを、方針や理念として取り上げてほしい。
- ・大きなテーマを掲げるだけでなく、家庭や個人単位への呼びかけも行ってほしい。
- ・日本の豊かな環境を守り、未来に引き継いでいくためには、誰かに任せるのではなく、国民全員で施 策に取り組んでいくことにより、持続可能な地球環境につながっていくものです。こうした中、地方公 共団体等の役割を明確にしていきながら、多様な主体との連携を踏まえた計画の実行がさらに重要 になっていくのではないかと考えます。
- ・地球(環境)ありきの生命・人間活動であり、成熟国家でのある日本が経済成長のみを追い求めるのではなく、将来の生命の存続を第一に考え、理念、方向性、施策等トータルで世界を誘導していけるような実践可能な策定願いたい。
- ・計画を具体化するために各自治体を資金面・人材面で全面的にサポートする体制作りを盛り込んでいただきたい。
- ・空家特措法の施行に伴い、草木が繁茂した状態であれば、病害虫の温床になる恐れがあることから 環境課主導で対応するケースが増えている。
- ・現行の計画は、施策体系が細かすぎて全体像が把握しにくいため、できるだけ簡潔明瞭な内容に見 直してほしい。
- ・再生可能エネルギーの推進にあたり、国立公園内への大規模な開発を伴う施設の整備を抑制するな ど、自然環境との調和を重視した方向性を検討いただきたい。
- ・都市部でも環境が非常に良くなっているので、引き続きより良い環境が継続出来る内容にしていただくと共に、夏の猛暑対策や災害対策など市民が快適で安心、安全な社会となる計画にしていただきたい。
- ・将来を担う子どもたちの環境教育の充実を切に願います。
- ・政府がパリ協定の採択を受けて目標とした、温室効果ガスの排出削減数値の達成に向けた、明確な根拠のある具体的な方法について示してほしい。
- ・国民全員の取り組むべき内容の提起
- ・少子高齢化が進む中、里山を始めとする中山間地域の環境維持について、また小規模市町村に おける行財政体質の変化に留意してほしい。
- ・容器包装廃棄物のリサイクル促進のため、デポジットや有価売却制度導入を進められたい。

など

■その他の具体的な回答については、集約、整理の上、参考資料 p. 157 から p. 160 に記載している。

### 2.5 参考調査(各団体における環境対策について)

環境省では、平成28年3月に「東京都市圏における環境対策のモデル分析最終とりまとめ報告書」をまとめ、公表した。同報告書では、東京都市圏を対象に、地域エネルギー、資源循環、建設ストック、土地利用、ヒートアイランド等の対策を総合的に講じることで、相乗効果が発生し、より大きな環境改善効果が得られることを、モデル解析を通じて明らかにしている。

具体的には、固定ケース(現状のまま対策の導入水準等が推移するケース)と対策ケース(現状よりも更に踏み込んで各種対策を講じるケース)とを比較し、2020年、2030年、2050年における環境対策の効果と経済への影響について定量的に分析した結果、都市のコンパクト化によって社会全体の大幅な低炭素化が実現できること等が定量的に明らかとなった。

(参考 URL) http://www.env.go.jp/press/102291.html

第四次環境基本計画においても、「大幅な人口減少と高齢化が進展すると予測される中で、コンパクトなまちづくりが必要となっている。」と記載されており、都市圏における環境対策の重要性が指摘されている。

上述のモデル分析で対象とした対策について実施状況と特徴的な内容について調査を行った。

### ① 実施状況

- ■モデル分析で対象とした対策の実施状況については、「高断熱建築物、高効率機器等の普及促進や、 クールビズ等の国民運動の推進等」が 56.6% と最も多くなった。
- ■いずれかの取組を1つ以上行っている自治体の割合は、全体では約7割となった。都道府県ではほとんどの自治体、政令市ではすべての自治体が取組を行っていると回答した。

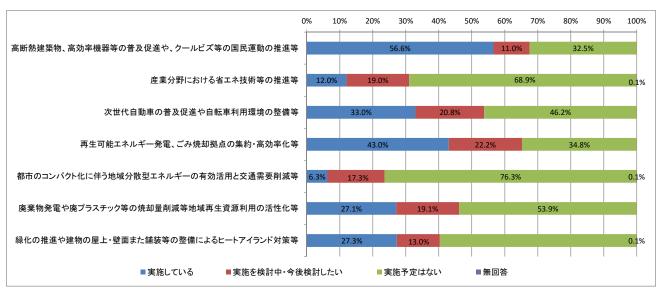


図 61 モデル分析で対象とした対策の実施状況

# 【モデル分析で対象とした対策を実施している自治体の割合】

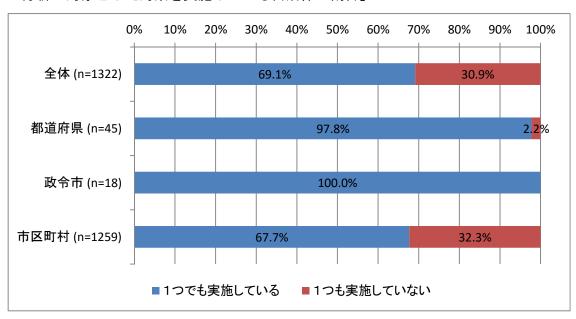


図 62 モデル分析で対象とした対策を実施している自治体の割合

#### (i) 高断熱建築物、高効率機器等の普及促進や、クールビズ等の国民運動の推進等

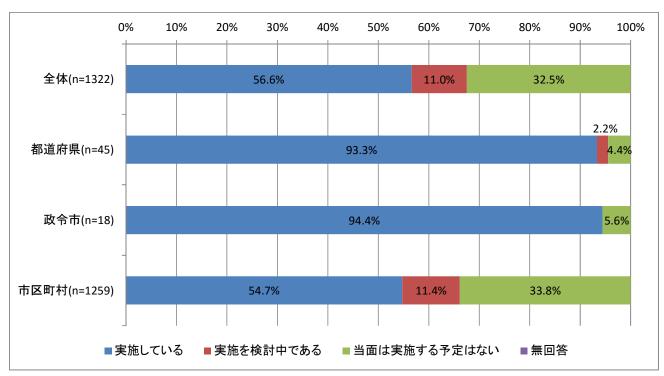


図 63 高断熱建築物、高効率機器等の普及促進や、クールビズ等の国民運動の推進等

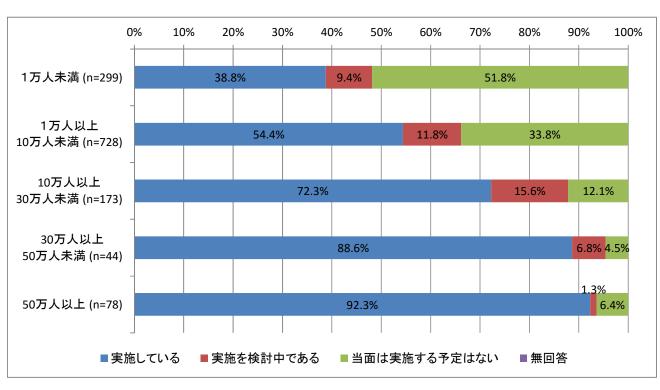


図 64 高断熱建築物、高効率機器等の普及促進や、クールビズ等の国民運動の推進等(人口規模別)

#### (ii) 産業分野における省エネ技術等の推進等

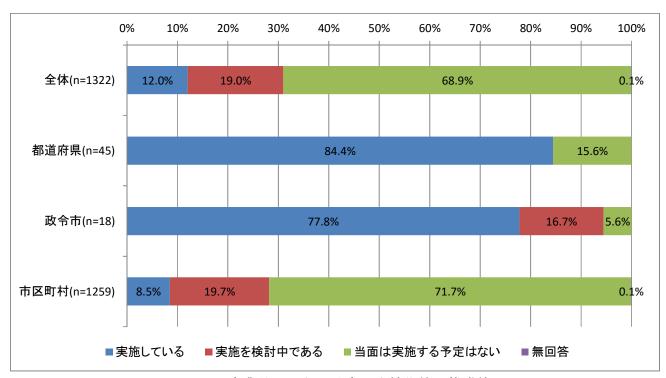


図 65 産業分野における省エネ技術等の推進等

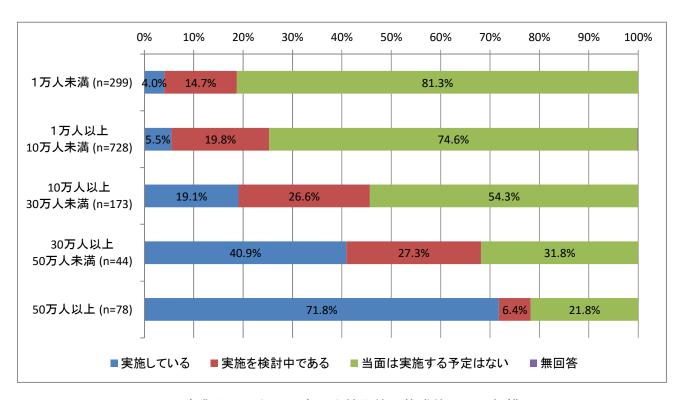


図 66 産業分野における省エネ技術等の推進等(人口規模別)

#### (iii) 次世代自動車の普及促進や自転車利用環境の整備等

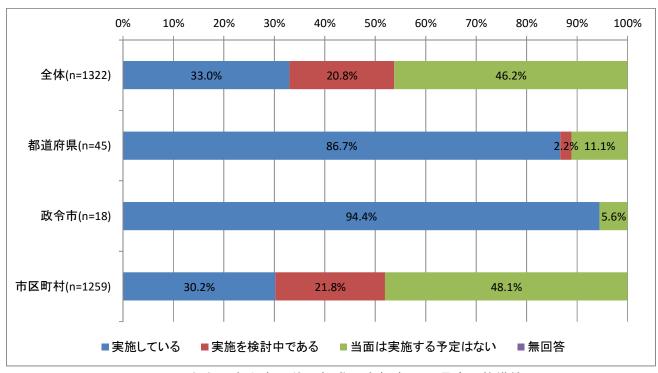


図 67 次世代自動車の普及促進や自転車利用環境の整備等

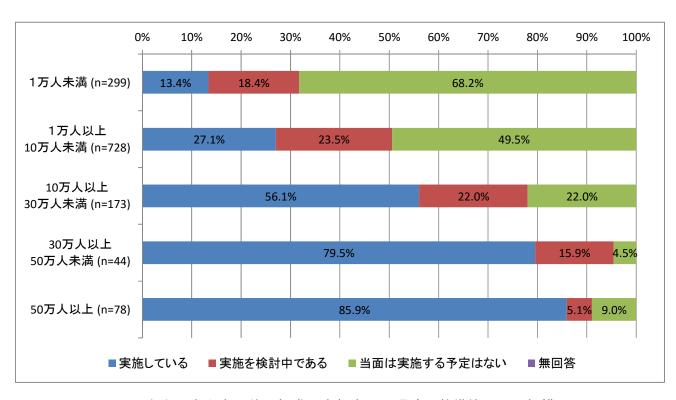


図 68 次世代自動車の普及促進や自転車利用環境の整備等(人口規模別)

### (iv) 再生可能エネルギー発電、ごみ焼却拠点の集約・高効率化等

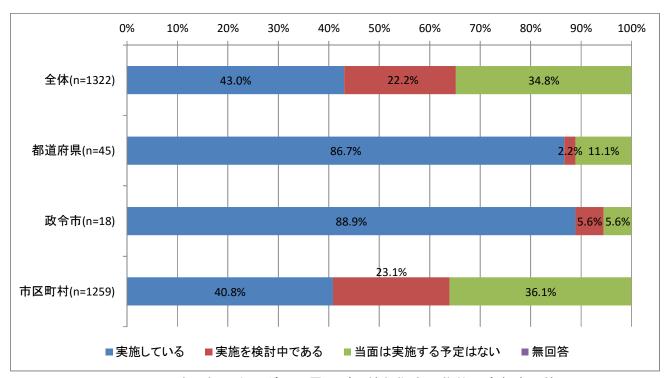


図 69 再生可能エネルギー発電、ごみ焼却拠点の集約・高効率化等

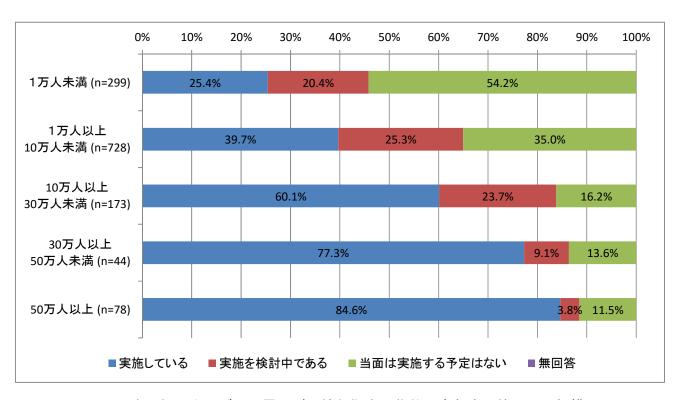


図 70 再生可能エネルギー発電、ごみ焼却拠点の集約・高効率化等(人口規模別)

### (v) 都市のコンパクト化に伴う地域分散型エネルギーの有効活用と交通需要削減等

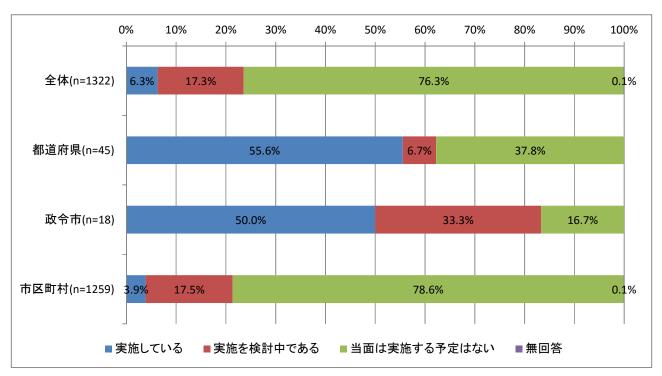


図 71 都市のコンパクト化に伴う地域分散型エネルギーの有効活用と交通需要削減等

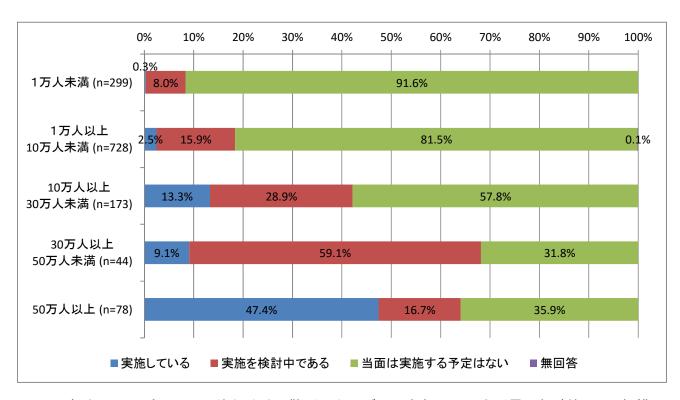


図 72 都市のコンパクト化に伴う地域分散型エネルギーの有効活用と交通需要削減等(人口規模別)

### (vi) 廃棄物発電や廃プラスチック等の焼却量削減等地域再生資源利用の活性化等

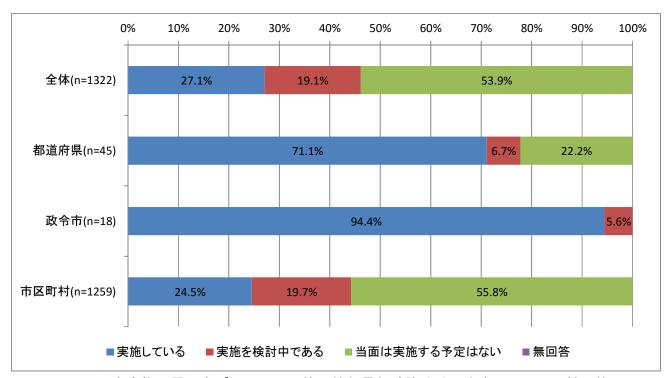


図 73 廃棄物発電や廃プラスチック等の焼却量削減等地域再生資源利用の活性化等

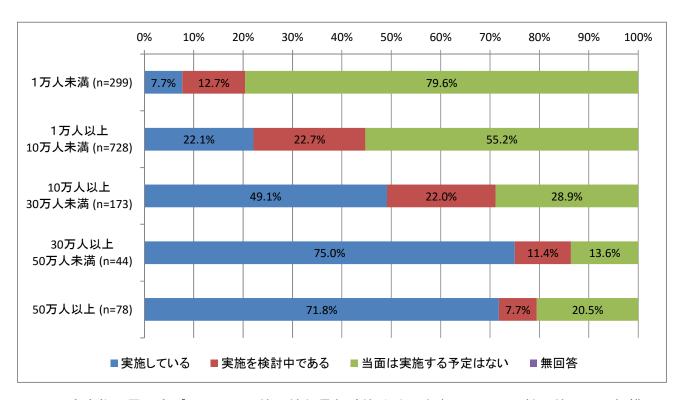


図 74 廃棄物発電や廃プラスチック等の焼却量削減等地域再生資源利用の活性化等(人口規模別)

(vii) 緑化の推進や建物の屋上・壁面また舗装等の整備によるヒートアイランド対策等高断熱建築物、 高効率機器等の普及促進や、クールビズ等の国民運動の推進等

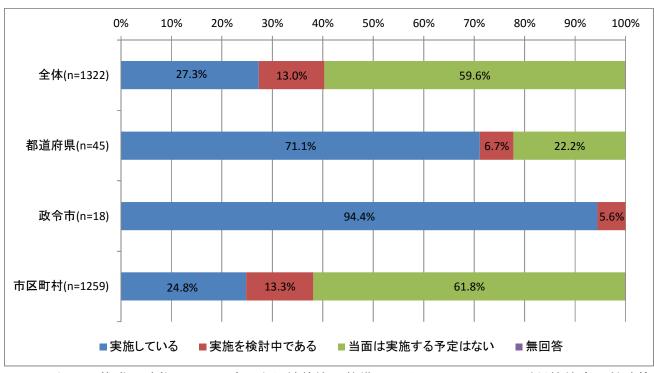


図 75 緑化の推進や建物の屋上・壁面また舗装等の整備によるヒートアイランド対策等高断熱建築 物、高効率機器等の普及促進や、クールビズ等の国民運動の推進等

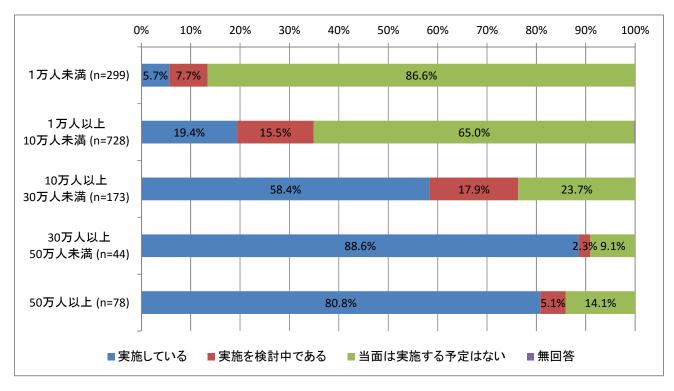


図 76 緑化の推進や建物の屋上・壁面また舗装等の整備によるヒートアイランド対策等高断熱建築物、高効率機器等の普及促進や、クールビズ等の国民運動の推進等(人口規模別)

- ② 対策についての特徴的な内容
- ■地球温暖化、物質循環、大気環境(ヒートアイランド対策)等への取組の中で、重点的に実施しているものについて、特徴的な内容については337件の回答が得られた(「特にない」等は除く)。
  - ■具体的に記載されていた特徴的な主な内容を以下に示す。

# <事例1>

・本市では、平成27年3月にネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョンを策定。その政策の中核となるのが「LRT」を軸としたコンパクトなまちづくりや公共交通ネットワークの構築であり、LRTについては国の特許を取得しており、現在事業認可に向けた調整を進めている。また、LRT整備と併せて、都市機能が集約・集積するトランジットセンター(LRTの電停)周辺における低炭素化策の実現を目指しているところであり、現在、具体化に向けたスキームづくりを行っている。

#### <事例2>

・当市内にある当自治体の 2 つのクリーンセンター施設は、老朽化及び、ごみを焼却することによる発電がないため、平成 26 年度に閉鎖。それに伴い新しい焼却施設を平成 27 年 4 月から稼働。ごみを焼却することにより発電(最大 8,500kW)出来るようになった。さらに現在、別の 2 施設を統廃合し、サーマルエネルギーセンター整備事業を実施しており、その中で高効率ごみ発電施設を整備し、廃棄物発電約 10,000kW 程度を目標に計画を進めているところである。

#### <事例3>

・グリーンカーテン用の種子を市民を対象に 4,300 袋を配布した。また、グリーンカーテンコンテストを開催し、ヒートアイランド対策への取り組み促進と意識啓発を図った。

その他、市内公共施設 68 箇所にグリーンカーテンを設置した。

#### <事例4>

・省エネ型設備の導入や省エネリフォーム工事に対する補助を実施しているが、あわせて今年 度は公共施設を中心に夏のエアコンをシェアする「クールシェア・スポット」を拡大した。 来年度は、市内商業施設等にも協力を呼びかけ、「クールシェア・スポット」の更なる拡大を 目指したい。

#### <事例5>

・全国初の取組となる、生ごみと紙ごみの混合物からエタノールを製造するプロジェクトが環

境省の補助事業(平成 23~26 年度)に採択されたことに伴い、本事業を民間企業及び大学との産学公の連携により共同実施している。平成 23 年度はエタノール製造施設の設計及び建設を行い、平成 24 年度から施設規模 1 トン/週の実証試験に取り組み、ごみ 1 トン当たり濃度 99.5%のエタノール(JIS 基準をクリア)を約 60 リットル製造することに成功した。また、平成 25 年度は施設規模拡大に向け、プラントの設計及び基礎工事を行うとともに、エタノールの製造工程で発生する残渣の有効利用を図るため、実験室規模でバイオガス化の実証試験を行った。さらに、平成 26 年度には、実証プラントの施設規模を 1 トン/週から 5 トン/週に拡大するとともに、同プラントにおいて、ごみ 1 トン当たりエタノール約 60 リットル(300 リットル/5 トン)、バイオガス約 130Nm3(650Nm3/5 トン)製造することに成功した。平成 27 年度は、実証プラントにおいて生ごみと紙ごみの混合物からエタノールを製造し、酵素や酵母の再利用等、更なる製造コストの削減や効率的な技術開発に取り組んだ。

#### <事例6>

・行政と民間事業者(太陽エネルギー推進協議会)が連携し、公共施設(中学校)の屋根貸しによる太陽光発電事業(127kw)を行う取組み。公立学校の屋根を利用した「太陽光発電所」は全国初の取組みである。市が事業者に屋根を貸し、固定価格買取制度により売電事業を行う代わりに、避難所に指定されている同中学校において、非常時には同時に整備した可動式非常用電源により電気を供給する。また、太陽光発電を活用し、学校関係者や地域住民を対象とした環境教育にも活用し、多様な主体の参加と連携による持続可能な社会づくりを推進している。その他の公共施設でも、屋根貸し事業を行っている。

#### <事例7>

・水処理センターで下水処理を汚泥する過程で発生するバイオガスから水素を製造し、FCV に供給する取組を平成 26 年度から実施している。

#### <事例8>

・一般住宅等の省エネ建築を地域内の工務店などが行うことにより、化石燃料購入に係るお金をが地域外に出て行くことをできるだけ防ぎ、地域内で循環することにより持続可能な地域づくりが可能となる。

#### その他の事例を以下に示す。

- ・食べ残し対策として、宴会の乾杯後の20分間と最後の10分間は座席で料理を味わう「2 0・10(にいまる・いちまる)運動」を奨励している。
- ・高効率給湯器等を導入する住民に対して補助金を交付している。
- ・住宅用太陽光発電システムに補助金を交付している。
- ・電気自動車の普及に伴い増加が見込まれる中古バッテリーを家庭用蓄電池として再使用し、

省エネ効果や有効性等を検証する実証試験の実施

- ・シェアサイクル導入に向けた社会実験の実施
- ・自転車道の整備、サイクルツーリズムの環境整備など
- ・職場、移動、家庭においてのエコスタイル年間を通じた地球温暖化対策として県民運動を実施
- ・水道水の硬度低減化処理に伴い排出される炭酸カルシウム (石灰) を内装材・外装材として 再利用することで遮熱効果等が期待されることから、循環型エコのまちづくりに寄与する。
- ・市内事業者を対象とした補助制度であり、環境にやさしい対象行動を行うことでポイントが 付与され、貯まったポイントを高効率機器等の購入時に1ポイント1円の補助金として市に 申請することができる。
- ・花と緑と交流のまちづくり事業の実施
- ・市民参加による緑化推進(貴重植物の保護に対する技術支援、保存樹、保護地区の管理者等への謝礼等)/緑のボリュームアップ作戦、風の道緑化軸の植栽の推進(公共施設の緑化、 沿道の緑化、街路樹の整備等)/民有地緑化への支援(市街地緑化助成、生垣補助等)
- ・エコドライブ普及啓発を中心としたキャンペーンを実施した。
- これまで焼却処理していた紙類をシュレッダー処理したうえで売却
- ・まちづくり条例に緑化基準を設け、開発行為に対しての植樹を義務付けている。また、環境 イベントでゴーヤの苗を配布し、市民に緑化の推進をしていただいている。
- ・固形燃料資源(紙、プラスチック等)から固形燃料(RDF)を作り、燃料として利用している。
- ・一般廃棄物処理施設について、PFI 手法により導入し、施設の建設から維持管理、運営において、民間の資金、経営ノウハウ及び技術を積極的に活用している。

など

■その他の具体的な回答については、集約、整理の上、参考資料 p. 160 から p. 173 に記載している。

# 3 調査票

調査に用いた調査票を次頁より示す。

# 平成28年度 環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査について 調査票

平成24年4月に閣議決定された第四次環境基本計画における地方公共団体に期待される役割を踏まえ、貴団体における状況(平成28年12月末現在)をお尋ねします。

なお、第四次環境基本計画に関する情報については、環境省ホームページに掲載しております。 (http://www.env.go.jp/policy/kihon\_keikaku/index.html)

### I 貴団体の概要

問 I-1 貴団体名及び担当部課名をご記入ください(市区町村の場合は、都道府県名も記入してください)。

貴団体名	都道府県名
担当部課名	課
ご連絡先 (電話/e-mail等)	

問 I-2 貴団体の平成28年3月の住民基本台帳上の人口について、該当する項目に○をつけてください。

- 1. 1万人未満
- 2. 1万人以上10万人未満
- 3. 10万人以上30万人未満
- 4. 30万人以上50万人未満
- 5. 50万人以上

# Ⅱ 環境施策の基本となる条例及び計画

問Ⅱ-1 貴団体において、環境や持続可能な地域づくりに関して記述しているマスタープラン、基本構想、 計画等はありますか(分野・内容は問いません)。該当する項目に〇をつけてください。

ある	ない	わからない
1	2	3

# 【問Ⅱ-1で「1」と回答した団体のみ回答してください。】

問Ⅱ-2 環境や持続可能な地域づくりに関して記述しているマスタープラン、基本構想、計画等は、どのようなものですか。該当する項目に○をつけてください。

総合計画と 各種個別計画	総合計画のみ	個別計画のみ	その他
1	2	3	4

### 【問Ⅱ-1で「1」と回答した団体のみ回答してください。】

問II-3 環境や持続可能な地域づくりに関して記述している計画等について、今後、総合的な計画に集約 (統合) すること、あるいは個別計画へと細分化することを考えていますか。考えている場合、 その方向性と理由を記述してください。また、既に集約化あるいは細分化を実施している場合も、 その方向性とその理由を記入してください。

(自由回答)	
集約化(統合化)や細分化を考えていない・実施していない場合、あるいは	
回答が難しい場合は、右の欄にチェックを入れてください。	

# 【問Ⅱ-1で「1」と回答した団体のみ回答してください。】

問Ⅱ-4 環境施策の基本となる条例及び計画(※1)の策定状況について、該当する項目に○をつけてください。

	策定済 (※2)	策定 作業中	策定を検討中	当面は 策定の予定 はない
a. 環境施策の基本となる条例	1	2	3	4
b. 環境施策の基本となる計画	1	2	3	4

- ※1) ここでは、地球温暖化対策地方公共団体実行計画は含みません。
- ※2) 既に策定済であれば、「改定作業中」、「改定を検討中」、「改定予定なし」のいずれも含みます。



●問Ⅱ-4-1) 「策定済」と回答した団体は、当該条例又は計画の名称及び策定日を記してください。

改定をされている場合は直近の改定年月を記入してください。なお、基本となる条例や計画が複数 ある場合は代表的な条例や計画を記入してください。

a. 条例名	策定年月 (公布日)	(西暦)	年	月
b. 計画名	策定年月 (公布日)	(西曆)	年	月

●問 II-4-2) 「当面は策定の予定はない」と回答した団体は、その理由を簡潔に記入してください。

(自由回答)	
特に理由がない等回答が難しい場合は、右の欄にチェックを入れてくださ	
L'o	

# 【問Ⅱ-1で「1」と回答した団体のみ回答してください。】

問Ⅱ-5 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」の策定状況について、該当する項目に ○をつけてください。

策定済	策定	策定を検討中	当面は策定の
(※)	作業中		予定はない
1	2	3	4

※)既に策定済であれば、「改定作業中」、「改定を検討中」、「改定予定なし」のいずれも含みます。

### 【問Ⅱ-5で「1」、「2」と回答した団体のみ回答してください。】

問Ⅱ-6 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」の中で、生物多様性保全や化学物質管理等、他の分野にも関連する事項を記述していますか。該当する項目に〇をつけてください。

- 1. 施策まで記述している
- 2. 問題意識や重要性については記述しているが、施策は記述していない
- 3. 記述していない
- 4. その他 (

#### 【問Ⅱ-6で「1」と回答した団体のみ回答してください。】

問Ⅱ-7 どのような施策を記述しているのかを、具体的に記入してください。

(自由回答)	
回答が難しい場合は、右の欄にチェックを入れてください。	

#### 【問Ⅱ-4の「b」で「1」、「2」と回答した団体のみ回答してください。】

- 問Ⅱ-8 環境施策の基本となる<u>計画の策定(改定)に当たり</u>、住民等の意見を取り入れましたか、又は取り入れていますか。該当する項目に○をつけてください。
  - 1. 「取り入れた」又は「取り入れている」
  - 2. 取り入れていないが、今後については検討中
  - 3. 取り入れておらず、今後も取り入れる予定はない

#### 【問Ⅱ-8で「1」と回答した団体のみ回答してください。】

問Ⅱ-9 環境施策の基本となる<u>計画の策定(改定)に当たって</u>の住民等の意見の取り入れ方法について、 以下の事項ごとに該当する項目に○をつけてください。

意見の取り入れ方法	実施している	実施を 検討中である	当面は 実施する予定 はない
a. 市民参加型 (公募型) の委員会の設置	1	2	3
b. WEB上でのパブリックコメントの実施	1	2	3
c. その他手法でのパブリックコメントの実施	1	2	3
d. 環境に関するイベント (説明会、環境セミナー等) での意見聴取	1	2	3
e. 環境以外のイベント (展示会等) での意見聴取	1	2	3
f. アンケートの実施	1	2	3
g. その他 ( )	1	2	3

### 【問Ⅱ-9の「a~g」のいずれかで「1」と回答した団体のみ回答してください。】

問Ⅱ-10 環境施策の基本とな<u>る計画の策定(改定)に当たって</u>の住民等の意見の取り入れ方法について、特 徴的な内容があれば、該当するアルファベットと具体的な内容を記入してください。複数ある場合 は、その中でも最も特徴的であると考えられる内容を<u>1つ</u>記入してください。

該当アルファヘット(a~g):	
(自由回答)	
回答が難しい場合は、右の欄にチェックを入れてください。	

#### 【問Ⅱ-4の「b」で「1」と回答した団体のみ回答してください。】

- 問Ⅱ-11 環境施策の基本となる計画に基づく<u>施策の実施</u>に当たり、住民等の意見を取り入れましたか、又は取り入れていますか。該当する項目に○をつけてください。
- 1. 「取り入れた」又は「取り入れている」
- 2. 取り入れていないが、今後については検討中
- 3. 取り入れておらず、今後も取り入れる予定はない

#### 【問Ⅱ-11で「1」と回答した団体のみ回答してください。】

問Ⅱ-12 環境施策の基本となる計画に基づく<u>施策の実施</u>に当たっての住民等の意見の取り入れ方法について、以下の事項ごとに該当する項目に○をつけてください。

意見の取り入れ方法	実施している	実施を 検討中である	当面は 実施する予定 はない
a. 市民参加型 (公募型) の委員会の設置	1	2	3
b. WEB上や広報誌での意見の受付	1	2	3
c. 環境に関するイベント (説明会、環境セミナー等) での意見聴取	1	2	3
d. 環境以外のイベント(展示会等)での意見聴取	1	2	3
e. アンケートの実施	1	2	3
f. その他 ( )	1	2	3

#### 【問Ⅱ-12で「a~f」のいずれかで「1」と回答した団体のみ回答してください。】

問Ⅱ-13 環境施策の基本となる計画に基づく<u>施策の実施</u>に当たっての住民等の意見の取り入れ方法について、特徴的な内容があれば、該当するアルファベットと具体的な内容を記入してください。複数ある場合は、その中でも最も特徴的であると考えられる内容を<u>1つ</u>記入してください。

該当アルファベット (a~f) :	
(自由回答)	
同気が難しい担合け、ナの機にエーックを入れてください	
回答が難しい場合は、右の欄にチェックを入れてください。	

問Ⅱ-14 平成24年4月に閣議決定された国の「第四次環境基本計画」を知っていますか。該当する項目に〇 をつけてください。

詳しい内容まで知っている (本文を読んだことがある)	概要程度は知っている	内容は全くわからないが、 名前は知っている	知らない
1	2	3	4

#### 【問Ⅱ-4の「b」で「1」、「2」と回答した団体のみ回答してください。】

- 問Ⅱ-15 環境施策の基本となる計画の策定(改定)に当たり、国の環境基本計画(※)を参考としました か、又はしていますか。該当する項目に○をつけてください。
  - 1. 「参考とした」又は「参考としている」
  - 2. 参考としていないが、今後については検討中である
  - 3. 参考としておらず、今後も参考とする予定はない
    - ※環境基本計画(http://www.env.go.jp/policy/kihon keikaku/index.html)

#### 【問Ⅱ-15で「1」と回答した団体のみ回答してください。】

問Ⅱ-16 どのような部分を参考としましたか。具体的に記入してください。

(自由回答)	
回答が難しい場合は、右の欄にチェックを入れてください。	

#### 【問Ⅱ-4の「b」で「1」、「2」と回答した団体のみ回答してください。】

- 問Ⅱ-17 環境施策の基本となる計画の、事業者・住民等への普及・啓発活動の実施状況について、該当する項目に○をつけてください。
  - 1. 「実施した」又は「実施している」
  - 2. 実施していないが、今後については検討中である
  - 3. 実施しておらず、今後も実施する予定はない

#### 【問Ⅱ-17で「1」と回答した団体のみ回答してください。】

問Ⅱ-18 どのように普及·啓発活動を実施しましたか。具体的に記入してください。また、より効果的な普及・啓発活動を行うために工夫して実施していることや検討していることがあれば、これも併せて記入してください。

(自由回答)	
回答が難しい場合は、右の欄にチェックを入れてください。	

# 【問Ⅱ-4の「b」で「1」と回答した団体のみ回答してください。】

問Ⅱ-19 環境施策の基本となる計画に基づく施策の実施状況の点検について、該当する項目に○をつけて ください。

- 1. 「実施した」又は「実施している」
- 2. 実施していないが、今後については検討中である
- 3. 実施しておらず、今後も実施する予定はない

### 【問Ⅱ-19で「1」と回答した団体のみ回答してください。】

間Ⅱ-20 どのように点検を実施しましたか。具体的に記入してください。また、わかりやすくする方法等、 工夫して実施していることや検討していることがあれば、これも併せて記入してください。

工夫して実施していることや検討していることがあれば、これも併せて記入してください。
(自由回答)
回答が難しい場合は、右の欄にチェックを入れてください。

# Ⅲ 環境施策の実施状況

# 【全団体回答してください。】

問Ⅲ-1 国の第四次環境基本計画に掲げる別表の取組分野の中で、貴団体が<u>現在</u>、重点的に取組を実施している分野を、<u>3~5つ</u>程度挙げて、その理由も記述してください。

可能な限り、詳細な取組分野 (a-1, d-1-1など) を選択してください。ただし、詳細な取組分野に留まらない取組については、上位の取組分野 (a, dなど) を選択してください。更に様々な分野を包括した取組の場合は、「その他・複合分野」とし、「理由」の欄にどの分野とどの分野を組み合わせたものなのかを含めて記入してください。

取組分野	理由	
例1) 地球温暖化対策	日照量が多いことから新エネルギーの導入を図っている	
例2) 地域循環圏の形成	地域活性化のため、未利用間伐材の利用を積極的に進めている	
1.		
2.		
3.		
4.		
5.		

問Ⅲ-2 国の第四次環境基本計画に掲げる以下の取組分野の中で、各主体(住民・住民団体、民間団体(N GO・NPO等)、事業者、他の地方公共団体)と連携・協働した取組(※)を実施していますか。実施している項目に○をつけてください。(複数可)

·

<sup>※</sup>廃棄物処理事業の民間事業者への委託、環境基準の測定の委託等の規制や義務等に対応して実施している ものを含む。

【問Ⅲ-2の「a~m」の各主体いずれかで「O」と回答した団体のみ回答してください。】

問Ⅲ-3 各主体との連携・協働の取組で、特に地域性が出ていると考えられる取組や、組織として特に注力した取組があれば、具体的に記入してください。

(自由回答)	
回答が難しい場合は、右の欄にチェックを入れてください。	

問Ⅲ-4 問Ⅲ-1で挙げた取組分野について、環境情報の整備や提供、広報の充実に関する取組を実施していますか。以下の事項ごとに該当する項目に○をつけてください。

情報の提供方法	採用している	検討中である	当面は 実施する予定 はない
a. ウェブサイトへの情報の掲載 (環境分野専用のウェブサイトに掲載)	1	2	3
b. ウェブサイトへの情報の掲載 (環境分野以外も含む総合的なウェブサイトに掲載)	1	2	3
c. 広報誌等への環境情報の掲載	1	2	3
d. パンフレット等の作成	1	2	3
e. 環境に関するイベント(説明会、環境セミナー等)を 通じた提供	1	2	3
f. 環境以外のイベント(展示会等)を通じた提供	1	2	3
g. 環境白書等の作成	1	2	3
h. その他( )	1	2	3

### 【問Ⅲ-4の「a~h」のいずれかで「1」と回答した団体のみ回答してください。】

問Ⅲ-5 環境情報の整備や提供、広報の充実に関する取組について、特徴的な内容があれば、該当するアルファベットと具体的な内容を記入してください。複数ある場合は、その中でも最も特徴的であると考えられる内容を1つ記入してください。

該当アルファベット(a~h):	
(自由回答)	
回答が難しい場合は、右の欄にチェックを入れてください。	

問Ⅲ-6 貴団体が組織として今後の課題と考えている分野について、国の第四次環境基本計画に掲げる別表の取組分野の中から挙げ(<u>最大5つ</u>)、その課題の内容及び今後の課題への対応方針について記述してください。

可能な限り、詳細な取組分野(a-1,d-1-1など)を選択してください。ただし、詳細な取組分野に留まらない取組については、上位の取組分野(a,dなど)を選択してください。更に様々な分野を包括した取組の場合は、「その他・複合分野」(※)とし、「課題の内容」の欄にどの分野とどの分野を組み合わせたものなのかを含めて記入してください。

分野	課題の内容	対応方針
例1) エコツー リズム	自然環境が豊かであり、固有種も存在するが、認知度が低い。貴重な地域の資源として活用できていない。	固有種を軸にエコツーリズムを推進し地域活性化を図るため、エコツーリズム推進計画を策定中。
例2) 有害大気 汚染への対策	市民からの黄砂に関する問合せ·対応要望が多い。	どのような対策をしていくべきか、有識者を集めて対策を検討し始めたところ。まずは黄砂情報のホームページでの提供を始める予定。
1.		
2.		
3.		
4.		
5.		
回答が難しい場	 合は、右の欄にチェックを入れてくださし	\ <u>\</u>

問Ⅲ-7 貴団体が実施している国際的な環境活動について、以下の事項ごとに該当する項目に○をつけて ください。

国際的な環境活動	実施している	実施を 検討中である	当面は 実施する予定 はない
a. 開発途上国への人材派遣や技術指導・協力	1	2	3
b. 開発途上国からの研修員の受入れ	1	2	3
c. パートナーシップ形成 (姉妹都市等)	1	2	3
d. 環境保全に関する国際会議等の開催	1	2	3
e. 環境保全に関する国際会議等への参加	1	2	3
f. 国際に関連した環境活動を行う地域の事業者や民間 団体への支援	1	2	3
g その他 ( )	1	2	3

# 【問Ⅲ-7の「a~g」のいずれかで「1」と回答した団体のみ回答してください。】

問Ⅲ-8 国際的な環境活動について、特徴的な内容があれば、該当するアルファベットと具体的な内容を記入してください。複数ある場合は、その中でも最も特徴的であると考えられる内容を<u>1つ</u>記入してください。

該当アルファベット(a~g):	
(自由回答)	
回答が難しい場合は、右の欄にチェックを入れてください。	

問Ⅲ-9 国の環境基本計画に掲げる「国内における水環境の保全」の取組のうち、「流域での環境保全上 健全な水循環の構築に関する計画」(別表d-1-1)の策定状況について、該当する項目に○をつ けてください。

策定済 (※)	策定 作業中	策定を検討中	当面は策定の 予定はない
1	2	3	4

※)既に策定済であれば、「改定作業中」、「改定を検討中」、「改定予定なし」のいずれも含みます。

#### 【問Ⅲ-9で「1」と回答した団体のみ回答してください。】

問Ⅲ-10 どのような計画を策定していますか。具体的な内容を記入してください。

(自由回答)	
回答が難しい場合は、右の欄にチェックを入れてください。	

#### 【全団体回答してください。】

- 問Ⅲ-11 流域での環境保全上健全な水循環の構築に関する施策の取組状況について、該当する項目にOをつけてください。
  - 1. 必要な施策をすべて実施している
  - 2. 必要な施策を一部実施している
  - 3. 必要な施策を何も実施していないが、検討中のものはある
  - 4. 必要な施策を何も実施しておらず、検討中のものもない
  - 5. 施策が必要な状況にない

#### 【問Ⅲ-11で「1」又は「2」と回答した団体のみ回答してください。】

問Ⅲ-12 どのような施策を実施していますか。具体的に記入してください。

(自由回答)	
回答が難しい場合は、右の欄にチェックを入れてください。	

#### Ⅳ その他

### (「第四次環境基本計画」に掲げられている事項等について)

#### 【全団体回答してください。】

- 問IV-1 「低炭素・循環・自然共生の統合的な達成」の考え方(理念)を知っていますか。該当する項目に 〇をつけてください。
  - ※「低炭素・循環・自然共生の統合的な達成」の考え方(理念)とは、「『低炭素社会』、『循環型社会』、『自然共生社会』(三社会)を構築することが、持続可能な社会を実現するために必要である。また、これら三つの社会は独立しているものではなく、相互に関係していることから、それらに向けた取組を統合的に展開していくことが不可欠であり、同時に実現していくべきものである」という考え方(理念)です。

内容を知っている	聞いたことはある	知らない
1	2	3

#### 【全団体回答してください。】

問IV-2 「低炭素・循環・自然共生の統合的な達成」の考え方(理念)を具体化するための施策を実施している場合は、その施策の内容を具体的に記入してください。

(自由回答)	
特に実施している施策がない場合あるいは不明な場合等、回答が難し	
い場合は、右の欄にチェックを入れてください。	

#### 【全団体回答してください。】

問IV-3 国の第四次環境基本計画では「環境、経済、社会の統合的な向上」の必要性や「環境と経済の好循環」への期待が今後の環境政策の展開の方向性の中に記述されています。「環境、経済、社会の統合的な向上」や「環境と経済の好循環」が生まれていることを実感していますか。該当する項目に〇をつけてください。

実感している	実感していない	わからない
1	2	3

#### 【問Ⅳ-3で、「1」と回答した団体のみ回答してください。】

問IV-4 具体的にどのような分野・取組で「環境、経済、社会の統合的な向上」や「環境と経済の好循環」が生まれていることを実感しましたか。また、具体的に(定量的に)その効果を把握している場合は、その点も含めて記入してください。

(自由回答)	
サニウザーマンフザダジャン坦入ナフンは子四を担入ゲーロケジサー	
特に実施している施策がない場合あるいは不明な場合等、回答が難し	
い担人は、ナの側にて、いちナスやマノギナい	
い場合は、右の欄にチェックを入れてください。	

# 【全団体回答してください。】

問IV-5 国の第四次環境基本計画に掲げられた「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、 基盤整備の推進」分野に関して、国の支援(補助金)を活用して事業を実施したことはあります か。

実施中又は 実施したことがある	実施していない (実施したことがない)	わからない
1	2	3

- ※現在実施中の事業であるか既に終了した事業であるかは問いません。
- ※支援規模、事業規模等は問いません。

#### 【問Ⅳ-5で、「1」と回答した団体のみ回答してください。】

問IV-6 実施中又は実施したことのある事業について、具体的にどのような事業か、どのような成果(環境面だけでなく社会・経済面の効果も含める)が得られたのかを記入してください。既に終了している事業については、終了後の状況も含めて記述してください。なお、多数の事業がある場合は、既に終了している事業の中から、「特に成果が得られた」事業を選び記入してください。

(自由回答)	
回答が難しい場合は、右の欄にチェックを入れてください。	

問IV-7 環境省では、来年度、環境基本計画の見直しの本格的実施を予定しています。次期環境基本計画 の検討に当たって留意すべき事項(理念・方向性・施策等)があれば、記述してください。

(自由回答)	
回答が難しい場合は、右の欄にチェックを入れてください。	

### Ⅴ 参考調査

#### (各団体における環境対策について)

#### 【全団体回答してください。】

問V-1 環境省では、平成28年3月に「東京都市圏における環境対策のモデル分析最終とりまとめ報告書」 をまとめ、公表しました。

同報告書では、東京都市圏を対象に、地域エネルギー、資源循環、建設ストック、土地利用、 ヒートアイランド等の対策を総合的に講じることで、相乗効果が発生し、より大きな環境改善効 果が得られることを、モデル解析を通じて明らかにしています。

具体的には、固定ケース(現状のまま対策の導入水準等が推移するケース)と対策ケース(現状よりも更に踏み込んで各種対策を講じるケース)とを比較し、2020年、2030年、2050年における環境対策の効果と経済への影響について定量的に分析した結果、都市のコンパクト化によって社会全体の大幅な低炭素化が実現できること等が定量的に明らかとなりました。

(参考URL) http://www.env.go.jp/press/102291.html

第四次環境基本計画においても、「大幅な人口減少と高齢化が進展すると予測される中で、コンパクトなまちづくりが必要となっている。」と記載されており、都市圏における環境対策の重要性が指摘されています。

上述のモデル分析で対象とした対策は、具体的には下記のとおりですが、これらの対策に係る 実施状況について、該当する項目に〇をつけてください。

	取組項目	実施している	実施を 検討中・今後 検討したい	実施予定はない
a.	高断熱建築物、高効率機器等の普及促進や、クール ビズ等の国民運動の推進等	1	2	3
b.	産業分野における省エネ技術等の推進等	1	2	3
C.	次世代自動車の普及促進や自転車利用環境の整備 等	1	2	3
d.	再生可能エネルギー発電、ごみ焼却拠点の集約・高 効率化等	1	2	3
e.	都市のコンパクト化に伴う地域分散型エネルギー の有効活用と交通需要削減等	1	2	3
f.	廃棄物発電や廃プラスチック等の焼却量削減等地 域再生資源利用の活性化等	1	2	3
g.	緑化の推進や建物の屋上・壁面また舗装等の整備に よるヒートアイランド対策等	1	2	3

# 【問V-1で、「a~g」のいずれかで「1」と回答した団体のみ回答してください。】

間V-2 問V-1の地球温暖化、物質循環、大気環境(ヒートアイランド対策)等への取組の中で、重点的に実施しているものについて、特徴的な内容があれば、該当するアルファベットと具体的な内容を記入してください。複数ある場合は、その中でも最も特徴的であると考えられる内容を1つ記入してください。

該当アルファベット (a~g) :	
(自由回答)	
回答が難しい場合は、右の欄にチェックを入れてください。	

アンケートは以上です。お忙しいところ、ご協力いただき、ありがとうございました。

# 別表 ※問Ⅲ-1、問Ⅲ-6、問Ⅲ-9でご利用ください。

取組分野		#8/+ 1 7 To 48 0 2 4 /51		
上位の取組分野	詳細な取組分野	期待される取組の主な例		
a.地球環境の保全	a-1 地球温暖化対策	自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出削減のための総合的かつ計画的な施策の策定・実施(温室効果ガス削減、地域資源をいかした再生可能エネルギーの導入等)		
	a-2 オゾン層保護対策	ノンフロン製品の普及促進、フロン類の適切な回収の促進等		
b. 生物多様性の保 全及び持続可能	b-1 生物多様性の主流化に向けた取組	森林環境税など生態系サービスの支払いの取組、生物多様性に配慮した認証商品の普及、生物多様性地域連 携促進法に基づく地域連携保全活動計画の策定及び活動の実施		
な利用に関する 取組	b-2 生態系ネットワークの形成と重要地域の保全	生物の生息・生育空間のまとまりとして核となる地域及びその緩衝地域の適切な配置・保全並びにそれ つながりの確保		
	b-3 自然再生	河川、湿原、干潟、森林等の自然再生		
	b-4 里地里山の保全活用	里地里山等の二次的自然環境の保全と持続可能な利用		
	b-5 都市の生物多様性の確保	都市公園の整備又はインフラ整備における生物多様性への配慮		
	b-6 絶滅のおそれのある種の保存	絶滅危惧種の生息・生育状況調査、生息・生育環境改善又は飼育・栽培・繁殖の実施		
	b-7 野生鳥獣の保護管理	野鳥における高病原性鳥インフルエンザのサーベイランス、保護管理の担い手の確保や育成、科学的・計画 的な保護管理の推進、生息状況等のモニタリング調査の継続的な実施		
	b-8 外来種対策の強化	外来種(国内由来を含む)の飼養・放逐の規制、防除事業の実施		
c.物質循環の確保と	c-1「質」にも着目した循環資源の利用促進・高度化	ベースメタル、レアメタル等の回収の促進、循環資源活用に関する情報発信		
循環型社会の構	c-2 低炭素社会、自然共生社会づくりとの統合的取組	廃棄物発電の活用、バイオマス系循環資源等の原燃料への再資源化促進		
築のための取組	c-3 2Rを重視したライフスタイルの変革	廃棄物の発生抑制・リユース品の活用の推進、消費者のライフスタイル変革の普及啓発		
	c-4 地域循環圏の形成	バイオマスなど循環資源の地域内での活用促進、地域における環境教育・環境学習の場の提供、地産製品の 推奨・情報提供		
_	c-5 循環分野における環境産業の育成	3Rに配慮されたグリーン製品・サービスの推奨・情報提供、地域内の廃棄物処理業者・リユース・リサイクル業者の指導・育成、優良産廃処理業者認定制度の認定業者に関する情報の発信、電子マニフェストの普及		
	c-6 安全・安心の観点からの取組の強化	有害廃棄物(アスベスト、PCB、鉛等)に関する適切な管理・モニタリングの実施、違法な廃棄物処理を 行うものに対する指導の徹底		
d.水環境、土壌環 境、地盤環境の保	d-1 d-1-1 流域での環境保全上健全な水循環の構築 水環境に関する計画の策定	流域での環境保全上健全な水循環の構築に関する計画の策定		
全に関する取組	の保全 d-1-2 d-1-1以外の水環境の保全に係る取組	水環境基準の達成・維持		
	d-2 土壌環境の保全	土壌汚染の適切な調査・対策、新たな有害物質及びばく露経路に関する知見の集積		
	d-3 地盤環境の保全	地下水採取抑制対策推進、地盤環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組の推進		

取組分野				
 上位の取組分野	詳細な取組分野	期待される取組の主な例		
e. 大気環境保全に 関する取組		大気環境基準の目標達成・維持		
	e-2 騒音・振動対策	交通の分散や円滑化、遮音壁・低騒音舗装等の実施		
e-3 後住者に係る交通騒音問題の未然防止		沿道・沿線の騒音状況を情報提供するなどの誘導施策により、交通騒音問題を未然に防止するための取組		
	e-4 悪臭対策	臭気指数規制導入の促進		
	e-5 ヒートアイランド対策	人工排熱の利活用・低減、地表面被覆及び都市形態の改善		
	e-6 光害対策、感覚環境	光害対策の普及啓発の推進、よりよい感覚環境(かおり、音等といった人間が感覚を通じて感じる環境)の 普及啓発		
f.包括的な化学物質	f-1 化学物質の科学的なリスク評価の推進	環境リスク評価手法の検討		
対策の確立と推 進のための取組	f-2 化学物質のライフサイクル全体のリスクの削減	製造から廃棄・処理までのライフサイクルの各段階における適切な化学物質の管理、より安全な代替物質へ の転換等の取組の促進		
	f-3 化学物質に関する安全・安心の一層の推進	モニタリングの実施、リスクコミュニケーションの推進		
g.経済・社会のグリ ーン化の推進	g-1 事業者の環境マネジメントの促進及び取組状況についての情報開示	事業者に対する環境マネジメントの推進、同システムを活用した環境保全の取組の推進		
	g-2 環境の視点からの経済的インセンティブの付与	環境に関する経済的手法(補助金、税制優遇による財政的支援等)の導入・検討		
h.技術開発、調査研 究、監視・観測等	h-1 グリーン・イノベーションの推進及び技術開発にお ける環境配慮等	環境研究機関による環境研究・技術開発の推進、開発に当たっての環境影響の配慮		
の充実等	h-2 官民における監視・観測等の効果的な実施	環境に関する監視・測定の実施、実施体制の整備		
i.国際的取組に係る施策		海外都市等との協力、開発途上国に対する人材育成の支援、国際的取組を行う民間団体等への支援		
j.地域づくり・人づ	j-1 国土の国民全体による管理の推進	地域の自然的社会的条件に応じた森林、農地、都市等の持続可能な整備、保全、利用		
くりの推進	j-2 多様な主体による参画の促進	「国土の国民的経営」の考え方の普及、持続可能な地域活動の体験機会の提供		
	j-3 持続可能な地域づくりのための地域資源の活用と地域間の交流等の促進	農産物の地産地消、エコツーリズム・地域の文化・自然とのふれあい等の機会の提供		
	j-4 環境教育・環境学習等の推進と各主体をつなぐネットワークの構築・強化	環境教育・環境学習の推進、組織・地域ネットワーク構築の推進		
k.環境情報の整備と	提供・広報の充実	環境に関する統計等の情報基盤の整備と活用、生活環境・自然環境に関するデータの収集又は情報の公開		
1. 環境影響評価等		自らの活動に関する環境配慮の実践		
m.環境保健対策、公 害紛争処理等、環 境犯罪対策	m-1 環境保健対策、公害紛争処理等及び環境犯罪対策	環境要因による健康影響に関する調査研究の推進、不法投棄等の環境犯罪に対する取締体制の強化		

参考資料1 自由回答結果のとりまとめ

- (1) 総合的な計画への集約(統合) あるいは個別計画へと細分化について、その方向性と理由について、以下のような回答が挙げられた。
- ※主なご回答をとりまとめたものである。
- ※基本的に回答の原文をそのまま利用しているが、回答自治体がわかる回答については、 一部削除・置き換え(「○○市→市」、「○○会議→会議」など)を行っている他、複数記載されており他との重複がある場合は、意味が変わらない範囲で削除等を行っている。

## く集約(統合)>

総合計画を最上位計画とし、各法令等に基づき策定された個別計画については、総合計画と整合性を図り実行している。

環境基本計画に地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を統合

環境に関する個別計画において、環境基本計画、温暖化対策実行計画(事務事業編)、新エネルギービジョン、一般廃棄物処理計画等、根拠法令や計画期間が異なることから複数の計画が存在しているが、整合性や 重複記述を避けるため、可能な限り集約を行うことを検討している。

当市では、次期総合計画を今年度策定する。この計画には、基本構想、基本的方向が示される。

一方、総合計画計画を実現するための具体的な各個別計画については、各政策分野で策定する必要がある。 このため当市では、各個別計画として「21'●●環境プラン」を策定している。

既に集約化しています。その方向性としては近年の地球温暖化や生物多様性などの環境問題の進行に対応するため、平成23年度にこれまでの基本計画を改定し、『NPO や地域・企業などと連携・協働して、全国をリードする環境実践「●●環境イニシアティブ」に取り組む』ことを基本的方向に据え、「エネルギーシフト」、「環境実践」、「循環社会」などの6つの目標を定めて、目標実現のための具体的な施策をまとめた実行計画「●●環境イニシアティブプラン」を実施してきたところです。

- ●●市環境基本条例に基づき、●●市環境基本計画(後期基本計画:平成 29 年度まで)を策定している。今後 平成 30 年度からの第 2 次●●市環境基本計画を平成 29 年度に策定予定
- ●●市総合計画を環境面から補完する計画のため現状からの集約化は検討していない。

集約化する必要があると考えている。

現在の総合計画と個別計画に体系づけることにより、各種施策を実施し、市民の満足度を高める必要があると考えられるため、引き続き進めていく。

平成29年度に環境基本計画を改定するにあたり、現在、当市の再生可能エネルギー・省エネルギープランとして位置付けられている「●●市環境エネルギー重点プラン」(計画期間:平成26年度~平成29年度)の内容を引き継いで盛り込んでいく。

当自治体の次期環境基本計画の策定にあたり、地域の低炭素化にかかる関連計画との統合を、環境基本計画の柱の一つにする等の形で検討する。このことは、両計画の改定・見直しのスパンを合わせ、効率的な運用を図る等の理由による。

環境基本計画と地球温暖化防止実行計画(区域施策編)を統合する。

環境分野に限らないことではあるが、計画数が膨大になっており管理しきれない状況となっている。

具体的な方向性は示されていないが、今後計画の統合を検討することになると考えられる。

環境基本計画と地球温暖化対策実行計画は、位置付けられている施策の中に共通して重複するものが多いため、施策の進捗管理も一体的に行えるよう、現在両計画をあわせて改定作業を行っている。

本市においては、全庁的に個別計画の見直し・集約化を実施済み。事務の効率化及び、計画体系の明瞭化を 図っている。

今のところは考えていない。ただし区域施策編は基本計画と統合するのが良いのではと思っています。

「環境基本計画」の策定

●●村環境保全条例(平成 25 年●●村条例 13 号)第8条の規定により、環境保全に関する問題を総合的にと

らえ、各種施策を計画的に推進するために策定するものである。

地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の実効性をより強化し確実なものとするため、他の行政計画、とりわけ総合計画に地球温暖化対策を位置づけることが有効であることから、総合的な計画に集約するとともに、各個別計画に取組を位置付けることが望ましい。

当市の総合計画における環境分野の施策を推進し、実現するための指針として環境基本計画を策定しており、 相互に整合性を図っています。

昨年度新たに制定された当町の総合的な計画と、すでに制定されている当町の環境基本計画において、環境 に関わる施策・目標に齟齬が生じており、すり合わせや見直しの必要が出ている。

また、来年度は当町の環境基本計画の見直しの年になっており、その中で総合的な計画に集約する可能性はある。

当町では、平成17年に「●●町環境基本条例」を施行し、この条例の環境理念を理念化し、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、平成19年に「●●町環境基本計画」を策定した。この計画に基づいて、まちづくりの最上位計画である「第五期●●町新しいまちづくり総合計画」との整合性を高めながら、各施策を行っていく。

環境や持続可能な地域づくりに関しての計画である●●市環境基本計画(計画期間: 平成 25 年度~平成 28 年度)は、上位計画である●●市弟 3 次総合計画(計画期間: 平成 23 年度~平成 32 年度)に集約されておらず、現時点では予定もない。●●市第 3 次総合計画の後期基本計画(計画期間: 平成 28 年度~平成 32 年度)を現在策定中であり、●●市弟 3 次総合計画の後期基本計画に沿った内容で環境基本計画を策定予定。

#### く環境総合計画として集約化済み>

●●県環境基本条例において環境施策の基本方針を掲げており、その中で、環境の保全及び総合に関する施策・実施にあたっては、以下に掲げる事項(①~④)の確保を旨として、各種施策の相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行うこととしている。また、それらを実現するために環境総合計画を定めることとしている。①人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。②生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。③人と自然及び文化遺産との豊かな触れ合いが保たれること。④資源及びエネルギーの利用等における物質循環が促進されること。

本市では、環境関連計画として、環境基本計画のほか、生物多様性地域戦略、地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)、地球温暖化対策地方公共団体実行計画(事務事業編)、一般廃棄物処理基本計画、地域連携保全活動計画が存在していますが、計画間の調整や改定に関する作業を効率的に行うため、計画の集約化を研究しています。

●●市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定している。

別々の係りがそれぞれ計画・構想等を作成しているが、事業担当がまたがっているため、集約化が必要である と考えている。

総合的な計画として制定している環境基本計画では、本県の環境政策にかかる基本目標や長期・総合的な施策の方向性を定め、各分野における施策の具体的な内容は個別計画で策定する形で役割を分担している。

●●市の最上位計画である●●市総合計画を環境面で、補完・具体化するとともに、「●●市環境基本条例」の基本理念に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成13年2月に「●●市環境基本計画」を策定した。

現在、平成23年3月に策定した「第2次●●市環境基本計画」に基づき取り組みを進めており、今後も総合的な計画に集約(統合)することは考えていない。

第二次●●市環境基本計画の策定に当たり、改定時に当たった●●市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を包含して策定した。

現在の総合計画の主要施策に「環境基本計画」の策定があり、環境基本計画の策定に向け現在検討中である。しかし、人員的な関係やコンサルで概算見積等を行ったが高額であったたため現在は予算化されていな

い。今後、策定に向け関係課と協議を行い策定に向け取り組んで行きたいと考えています。

●●町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を区域施策編へとするとき、今後策定する環境基本計画へ集 約させるかどうかを検討したい。区域施策編は、いずれは策定しなければならず、環境基本計画作成時に盛り 込むことによりコストダウンを図れるため。

方向性:平成16年3月に策定した「●●市環境基本計画」と、平成17年3月に策定した「●●市環境保全行動計画」を統合し、平成26年3月に「第2次環境基本計画及び環境保全行動計画」を策定した。 理由:環境に関する長期的な目標や施策の基本的な事項を定めた環境基本計画と、具体的な目標や市民・事業者の行動指針を定めた環境保全行動計画を統合することにより、その関連性をよりわかりやすく伝えるため。

個別計画の考え方を整理して総合計画に反映した。

地球温暖化対策地域推進計画を環境基本計画へ内包させる作業を進行中

環境基本計画が策定されているが、現段階で総合計画との統合等検討段階にはない。

環境・まちづくり分野で総合的なものとしては、環境計画のほかにまちづくりマスタープランがあり、さらに上位の自治体全体の基本構想・長期計画・総合実施計画にも項目がある。

環境については、環境全体を対象とする①第二次●●環境計画があり、個別計画として地球温暖化対策目的の計画として、民間を含む②●●地球温暖化対策地域推進計画と、役所の③●●地球温暖化防止対策実行計画(第三次)がある。

現在、この三計画について目標・期間等内容の整理・統合を図るため総合的に見直しを行っており、H30 開始を予定している。(①②は統合予定)

環境関連の条例等を統合・整理し、新たな事項を盛り込んだ条例を制定(H16.3 月)し、条例に盛り込まれた事項の総合的かつ計画的な推進を図るために環境総合計画を策定(H17.3 月~)

行政の最上位計画として、まちづくりの方向性を示す「●●町総合計画」を策定している。

その方向性を受け、土地利用方針を示す「●●町国土利用計画」、都市施設の整備方針を示す「●●町都市計画マスタープラン」を策定

前述の上位計画の方針に従って、また細部を補完するものとして各種計画を策定している。

●●市総合計画において、環境を含めた市全般の各計画を定め、その中で詳細な環境施策の計画について ●市環境基本計画を策定している。今後、計画を集約する予定はない。

環境基本条例の基本理念の実現に向けて策定した「環境基本計画」と関連性が深く、また、同時期に改訂する都市緑地法に基づく「みどりの基本計画」を整合させ、みどりと環境の保全等に関する事項を、総合的かつ計画的に推進するための方針や具体的施策を示した「みどりと環境基本計画」として策定し、一体的に施策のマネジメントを行っている。

当町では、バイオマスタウン構想、地域省エネルギービジョン、温暖化防止実行計画(事務事業編)、一般廃棄物処理計画などの個別計画の策定、その他環境関連の事業が実施されているが、町全体として特に環境関連の統一した方針や視点を定めた計画が策定されていない。今後、それらの計画や各事業を取りまとめ、統一的な方向性や目標等を定めた環境基本計画を策定していくことを考えている。

県が進める「しごと改革」の観点から、策定及び見直しの時期が重なる2つの個別計画の検討作業を、次期環境基本計画と統一的に実施する予定。そのうち個別計画の一つは、基本計画に集約化

第2次●●市環境基本計画(後期実施計画)の策定の際に、第5次●●市総合計画との事業の整合性を図り、 集約を行った。

## <細分化>

本件調査対象である「●●環境行動計画」は、総合計画である「●●基本計画」を上位計画とし、望ましい環境像の実現に向け、各種施策を積極的に推進しており、個別計画として既に位置づけられている。

個別計画にて細分化している。

町の総合計画を上位計画として、協働のまちづくりを推進している。

本町の環境を守り、持続可能な社会を構築するためには、住民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任により 主体的・自発的に取り組むことが必要であるため、本町が目指す環境面での将来の姿を環境像として掲げ、推 進している。

●●市総合計画及び●●市環境基本計画を定め、細分化しています。

総合計画では網羅的に記載を行っているため、環境分野に特化した計画を個別に定めています。

- ●●県環境計画の一部は以下の計画としても位置づけている。
- 〇「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3第3項に規定する地方公共団体実行計画
- 〇「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第8条に規定する行動計画
- 〇「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の5に規定する廃棄物処理計画及び「第2次循環型社会形成推進基本計画(平成20年5月環境省)」第4章第4節に規定する地域における循環型社会形成推進のための基本計画

但し、含まれる各種計画については、今後、分散すべきとの意見もある。

- ●●市では細分化を実施している。●●市では市の総合計画である第六次総合計画を定めているが、環境や持続可能な地域づくりに関して大枠を決めているのみである。そのため、目標等について詳細な計画が必要であるため、●●市第二次環境基本計画を策定している。これは望ましい環境像を定め、それを実現するため基本目標・分野別目標・施策の方向性を定めている。また、この目標や施策の方向性に沿った具体的な取り組み等についてさらに詳細に定めるため、分野ごとに個別計画を定めているものもある。
- ●●市総合計画の、環境に関して補完する総合的な計画として、平成 28 年 3 月に●●市環境基本計画を策定した。環境に関する個別計画としては、一部の分野での一般廃棄物処理計画などがあるが、まだ、多くの分野について細分化した個別計画策定には至っていない。重点的に推進する環境施策として、人員が割り当てられれば、重点分野に関する個別計画も策定できると思われるが、現状では人手不足により計画策定が進まない。

本市の場合、総合的な計画として「●●市環境基本計画」を、その個別計画として「●●市地球温暖化対策実 行計画」や「●●市自動車公害防止計画」など様々な部門別計画を策定しています。

「●●市環境基本計画」は、環境の保全・創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的目標及び施策の方向性を定めた計画であり、個別計画に施策の方向性を与えています。一方、個別計画は「●●市地球温暖化対策実行計画」など法律で策定が定められている法定計画が多く、「●●市環境基本計画」よりも詳細な施策内容を掲載することから、必然的に細分化が進んでいます。

すでに環境基本計画として細分化されており、今後も継続予定

総合計画における「自然環境の保全と環境問題」に関する取組みをより具体化し、細分化した中から「現状」「課題」「具体的な施策」を明らかにして近年、変動が著しい自然環境への対応を進めるため、個別計画を策定している。

●●町では総合計画に環境保全・環境衛生の充実、生活排水処理対策を掲げており、それに基づいて一般廃棄物処理基本計画を策定し、さらに基本計画に基づき一般廃棄物処理実施計画(ごみ・生活排水)を策定している。

人員・財源が不足しているため、これ以上の細分化は考えていない。

本市では、マスタープランである「●●市総合計画」により各分野における目標の総合的な達成を目指すとともに、各個別計画によりそれぞれの目標達成のための施策をより具体的に設定している。

総合計画では、環境分野における今後の方向性とその取組概要を示している。それを受けて、個別計画では、 環境分野を細分化し、各施策において事務事業レベルとひもづくように取組を示している。

●●市環境マスタープランは、健全で快適な環境の確保のため、環境や持続可能な社会の実現に関して記述しており、●●市総合基本計画における各部門別計画の一つである。また、●●市環境マスタープランは、市の環境施策を網羅する大綱であり、施策の基本的な方針や目標等についての大枠を位置づけるものとして策定した。具体的かつ詳細な施策やその詳細な目標については、細分化された下位計画(個別計画)にゆだねることとしているためである。

現在第5次●●町総合計画において、「協働による環境美化の推進」を具体的な施策に挙げている。

今後環境基本計画を作成するなどして個別計画を策定する予定である。

当町では、総合計画のみでは、各種計画の詳細について記載することが難しい事から、各種個別計画を細分化し策定しているところである。今後は、総合計画の策定の際に、集約したものにするか検討している。

個別計画ごとに細分化する。内容に互換性が見いだせない。

2008 年(平成 20 年)8 月に策定された「第 4 次●●市総合計画」に掲げられた都市像の「人・自然・地球にやさしい環境共生都市●●」を具体化するため、環境分野における総合計画として 2014 年(平成 26 年)6 月に「第 2 次●●市環境基本計画 |を策定しました。

このような位置づけから、細分化については検討していません。

現在、計画の集約(統合)の予定はなく個別計画に細分化されている。

総合計画としては「第5次●●市総合基本計画」を定め、施策の大綱で「環境をつなぐ●●(循環型社会の形成)」として平成32年度までの施策の大きな方向性を示している。

個別計画としては、環境面から総合基本計画を実現するため「●●市環境基本計画」を定めている。

さらに、各課題に対する個別計画として「●●市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」「第三次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」「●●市水と緑の基本計画」「ごみ処理基本計画」を定め、細分化して対応している。

●●市総合計画において市全体の目標とそれに合わせた基本方針を作成し、その中に一部持続可能な地域 づくりに関する計画が記載されており、また、さらに細分化をして取組内容を記載した●●市環境基本計画を作成している。

環境関係の計画が細分化されすぎている為、一部、環境基本計画への統合を検討中である。

変化する環境に配慮し、環境への負荷が少なく持続発展が可能な循環型社会を作り上げていく上で、計画の細分化は必要になると考える。近年の社会経済活動の進展は、人々の生活の利便性を高めている。同時に、地域の生態系に悪影響を及ぼしている。また過度の環境破壊により地球温暖化やオゾン層の破壊が進行することで、人々の生活基盤である地球環境にも揺るがしかねない事態となる。変化する環境問題に、新たな対応が求められる近代社会において、総合計画を基に計画の細分化し、柔軟な対応が出来るようにする必要がある。

以前の計画の検証から見えてきた成果と課題及びアンケートによる市民ニーズを、環境分野に分類し、市民・ 事業者・市が三位一体となって改善、克服していくため、計画に掲げる取り組みを行う。

「●●市環境基本計画」の下に「●●市温室効果ガス排出抑制等のための実行計画」が策定されている。

現段階では大まかな概略しかない。

今後は省エネ法、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく細分化を考えている。

個別計画が必要と考える。理由は、広範で多様な環境課題や環境目標を、ひとつの総合計画の中に集約することは困難であると考えるため。

現在、個別計画策定に向け、市民意識調査等を次年度以降に予定している段階である。

すべての地域づくりの基本となる総合計画をもとに個別計画へと細分化している現状の方法が当面は妥当な 方法と考えております。

環境分野だけでも多岐にわたる内容について、政策管理をしていくには、総合計画だけでは書ききれない。

現状のまま、廃掃法に基づき、環境基本計画を個別で作成する。

- ・総合計画の「まちづくり戦略プロジェクト」として、「ひとや自然にやさしい"環境都市"実現プロジェクト」を設定・また、総合計画とは別に、より長期的な視点(~2050年)での「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン(以下「NCCビジョン」という。)」を平成27年3月に策定
- ・この中で、少子・超高齢化、人口減少社会においても持続的に発展できるまちづくりを進めていくため、21世紀半ばの2050年を見通した長期的な視点でこれからのまちづくりに求められる機能を備えた都市構造のイメージと、その実現のための基本的な推進方策を定めている。
- ・また、これに基づき環境部門の計画として第3次環境基本計画を平成28年3月に策定し、NCCビジョンと連携した具体的な各種施策を展開している。

既に細分化しており、個々の計画の中で実施することによって、よりきめ細かな取組ができる。現在、第二次環

境基本計画を策定中である。

環境基本計画から地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)を細分化し策定する。

総合計画で「ごみの減量化と再資源化の推進」、「ごみ収集処理体制の整備」及び「環境保全対策の推進」の施 策について記述しており、その中で特に一般廃棄物処理基本計画、分別収集計画及び地球温暖化対策実行 計画(事務事業編)については策定義務があることから既に細分化を実施している。

環境分野の基本的・総合的な計画として●●市環境基本計画を策定し、その中の各種施策の詳細な実施計画として、ごみ処理基本計画・分別収集計画・循環型社会構築計画・地球温暖化対策実行計画事務事業編等の各種個別計画を策定している。

本県では、総合計画として「●●県環境計画」(現行は第3次計画)を策定、その他の個別計画については、分野別計画として位置付けている。総合計画は、基本目標と施策の展開方向を示すものとし、具体的な施策等は、個別計画で規定している。

●町では、「エコロジータウン」「町並み、村並み、山並みが美しい持続的に発展するまち」というキャッチフレーズがあり、総合計画の中に盛り込んでいる。また、環境基本計画は総合計画の中身と密に連携する形で作成していることから、既に細分化している。

最上位計画として「●●市発展計画」その下に「●●市環境基本計画」がある。また、環境基本計画については「美しい●●をつくる基本条例」の規定に基づいて策定されており、環境基本計画を推進するものとして環境部以外の各課で策定している関連した個別計画がある。

最も上位にあたる●●町総合振興計画に基づき、環境に関しては●●町環境基本計画が、まちづくりに関して は都市マスタープランが作成されています。

目的に応じ、きめの細かい計画とするためには、個別計画の策定が必要と考えています。

## <集約(統合)・細分化>

●●町環境基本計画を策定していますが、今後改定を行う予定であり、その際に検討する事としています。

環境関係については、現在まで体系立てて取り組んでこれなかったということがある。地球温暖化防止や循環型社会形成への重要性が理解されつつあり、今後整理し方向性を示すことができるよう取り組む必要性を感じている。

総合的な計画に集約している。環境分野における計画が他の分野とも相互に関わっているため。

集約化、細分化の方向性はまだ考えていませんが、総合計画と環境基本計画との整合性を図っています。 総合的な計画として、第 4 次●●市基本計画(第 1 次改定)があり、「高環境・高福祉のまちづくり」を掲げている。そのもとに詳細な各個別計画が策定されており、環境基本計画 2022(第 1 次改定)もその一つである。この市全体の計画の構造については、適切に機能していると考えられるため、集約(統合)化や細分化(つまり変更)は考えていない。

方向性:現状維持/理由:予定はない。

今後集約、統合する予定は無い。また、細分化については環境部門では環境基本計画の下に、地球温暖化対策、生物多様性、廃棄物対策の3実行計画を位置づけている。

#### 現状維持

総合計画と個別計画の重複は課題であり、今後改正に向けた検討の中で、それぞれの役割分担や線引について整理する予定

●●市では、環境に関する総合計画として「●●市環境基本計画」を策定し、施策の方向性や行動指針を示した上で、その個別計画として「●●市温暖化対策推進計画」「●●市一般廃棄物処理基本計画」「生物多様性 ●●ビジョン」等を策定し、各分野における具体的な施策を推進している。

今後、各計画の改定等は随時行っていく予定だが、基本的に総合計画と個別計画の位置付けを変える予定はない。

総合計画と環境基本計画(個別計画)ついては、計画を推進するにあたって密接不可分な内容であるため、計

画の策定段階から整合性を図ることに努めてきた。

各種個別計画との整合性を図りながら、環境の保全に関する基本目標及び長期的な施策の方向等を明らかに する。

平成 28 年 3 月に「第 2 次●●市環境基本計画」として改訂し、基本目標・重点事業・目標指標・施策体系を明記しています。

総合計画は、市の最上位計画として、あらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的なまちづくりの指針を定めるものであり、特定分野について個別具体的に示すものではないと考えているため。また、本市環境基本条例において、個別計画の策定がさだめられているため。

細分化された個別計画(●●市環境基本計画)を総合計画へ集約することは、それぞれの計画の性質上、適切ではないと考えていることから、集約する予定はない。

## くその他>

環境基本計画やみどりの基本計画の個別計画として、地球温暖化対策推進計画、廃棄物処理計画等を策定しており、昨年度、4計画とも次期計画(計画年度:平成28年度から32年)を策定した。

総合計画にて全体的な方針を示し、環境や景観など、個別の分野ごとに総合計画に沿った形でそれぞれ計画を策定している。

現在も、市の総合計画の下に環境分野の基本となる計画として環境基本計画があり、その下にアクションプランとして一般廃棄物処理基本計画、地球温暖化対策新実行計画を策定している。今後もこの体系を継続し、アクションプランの進捗管理は環境基本計画の進捗管理において併せて実施していく予定である。

総合計画として、優れた自然環境・景観を誇るまちとして、環境と共生を重視した持続可能なまちづくりを進めることを記載している。また、個別計画として地域新エネルギービジョンを策定している。

総合計画のうち、環境に関する分野を体系化し、具体化するものが環境基本計画である。

現在、当市の全体像を定める総合計画の下に分野別実施計画として、環境基本条例を具体化した環境基本計画を策定している。

町総合計画をはじめとする環境にかかわりを持つ諸計画の各施策において、環境面で配慮すべきことを示し、 総合的な関連性を持たせ町が特に優先的に取り組む施策や目標を実現に導くための推進体制を明らかにし、 実効性を高める計画とする。

## 条例のみ制定

現在総合計画と個別の計画にて運用していますが、個別計画については「総合計画と整合を図り必要に応じて見直しを行うこと」としているため、特に大きな見直し等は予定していません。

●●市環境基本計画は、本市の環境の保全と創造に関する総合的な施策を掲げており環境面で最も基本となる計画であり、●●市総合計画を環境面から具現化する計画です。

総合的な計画:●●県環境基本計画

個別計画:●●県地球温暖化対策実行計画(地球温暖化対策の推進に関する法律)

- (●●県環境基本計画に統合済み)
- ●●県廃棄物処理計画(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

生物多様性●●戦略(生物多様性基本法)

温暖化対策の取組の内容が環境施策全般にわたると判断したため、●●県環境基本計画に、地球温暖化対策実行計画を統合。廃棄物処理計画、生物多様性地域戦略については個別に策定。

計画期間が平成28年度~37年度の第二次環境基本計画については、地球温暖化対策推進計画も抱合している。

- ●●市総合計画並びに、●●市環境基本計画及び●●市環境基本計画後期行動計画が現在あるが、更に、 温暖対策実行計画策定が予定されている。
- ●●市総合計画の将来の都市像及び基本目標を環境面から実現するため、●●市環境基本計画、一般廃棄

処理基本計画を策定している。

今年度総合計画後期基本計画を策定。環境基本計画に合わせ環境負荷のないまちづくりを記述

総合計画に示された将来像を環境面から実現するために環境基本計画を策定しており、環境に関する各種計画の策定や推進に当たっての指針としている。

環境に関する施策を取りまとめた環境基本計画として、環境マスタープランを策定している。

この他、生物多様性や廃棄物処理については個別に計画を有している。

また、環境マスタープランに掲載されている各種施策は、市が実施する各事業の計画から環境に関する部分を 抽出したものも多くある。

来年度環境基本計画の改定と一緒に検討

総合計画の環境分野の計画として、●●県環境基本計画を策定している。個別具体の施策について記述するため、環境分野ごとに個別計画を策定している。

○基本構想は、真に豊かで持続可能な地域社会をつくりあげていくための基本理念と、●●のまちの将来像を示した上で、10年後に実現するまちの姿を明らかにしている。

○この基本構想の掲げる理念と「10年後に実現するまちの姿」を実現するための基本計画として「新しい●● を作る10か年計画」を策定している。

○この10か年計画を実現するため、「●●環境基本計画」などの個別計画を策定している。

平成 28 年度において、地球温暖化対策の一環として、事業者、市民、行政が一体となり、二酸化炭素などの温室効果ガス削減に向けた「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定中である。

○総合計画:●●県総合計画

○個別計画:●●県環境基本計画、●●県地球温暖化対策実行計画

市の総合的な計画として「●●市総合計画」を位置づけている。また環境分野については「●●市環境基本計画」を位置づけ、上位計画である「●●市総合計画」を環境面から補完している。

計画の着実な推進を図るため、基本計画と実施計画を策定しています。

各計画に理念を持って掲げている。

総合計画では持続可能な社会を目指すことをイメージできるような文言等で表現しているが、一般廃棄物処理計画等では具体的な数字等を使用して同社会の実現に向けて実践できるような方策等を記している。

総合計画としての位置づけである「●●町まちづくり計画」に基づき●●町環境基本計画制定を予定している。 自然環境保護への取り組みやごみの排出抑制・再資源化を行っていくことで、資源・環境にやさしいまちづくり を行う。

- ●●市における事務及び事業の実施に伴う環境負荷の低減に向け、以下に示す5つの項目を基本方針として、職員一人ひとりが自覚を持ち積極的に推進し、二酸化炭素排出量を削減する。
- I. 財やサービス購入に当たっての配慮(買うとき)
- Ⅱ. 財やサービスの使用に当たっての配慮(使うとき)
- Ⅲ. 廃棄に当たっての配慮(捨てる前、捨てるとき)
- Ⅳ. 公共事業等に当たっての配慮(設計・施工、維持管理、廃棄に際して)
- Ⅴ. 職員の意識の向上(意識を高める)

本町では、次世代につけを残さない生活スタイルへの移行を目指し、町民との協働のもと「循環のまちづくり」を 積極的に推進していく。平成20年公表の「もったいない宣言(ゼロ・ウエイスト宣言)」を今後とも推進していく。

- (2) 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」の施策の記述内容について調査を行った。「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」の中で、生物多様性保全や化学物質管理等、他の分野にも関連する事項を記述している場合の施策の記述内容について、以下のような回答が挙げられた。
- ※主なご回答をとりまとめたものである。
- ※基本的に回答の原文をそのまま利用しているが、回答自治体がわかる回答については、 一部削除・置き換え(「〇〇市→市」、「〇〇会議→会議」など)を行っている他、複数 記載されており他との重複がある場合は、意味が変わらない範囲で削除等を行っている。

#### エコドライブの推進など具体策を記述している。

- ・地産地消の推進
- \*家庭ごみ、事業系ごみの減量化、資源化の推進
- ・環境・エネルギー関連産業の育成
- ・モビリティ・マネジメントの促進
- 公共交通の利用促進
- ・吸収源対策の促進 等

農業の低炭素化と活性化の推進、漁業の低炭素化と活性化の推進、観光の低炭素化の促進

## みどりの里山保全プロジェクト

多様な生き物が生育・生息する環境を保護するために、希少生物の調査・保護活動や自然を守る意識の啓発を進める。

- ・緑地を保全創出し、生物多様性の向上を推進
- ・環境活動の人材育成及び環境活動の拠点づくり

低炭素都市づくり戦略のくまもと将来像を設定し、その実現に向けて、本市の現状と課題、地域特性 を踏まえ、地球温暖化対策の方向性や長期性の取組を戦略として定めている。

## 戦略1

水と緑と太陽の恵みに溢れる省エネルギー

- ・創エネルギー型都市の実現
- ~日本一の地下水都市・太陽の恵みを活かす森の都~
- ①世界に誇る地下水都市の形成
- ②豊かな緑に恵まれた森の都の再生
- ③再生可能エネルギーの導入促進とエネルギーの効率的な利用
- ④環境に配慮した農水産業の振興

## 戦略②

人と地球にやさしい都市構造・交通システムへの転換

- ~路面電車が走る住みやすく暮らしやすい城下町~
- ①中心市街地と地域・生活拠点が相互に連携した都市構造の形成
- ②徒歩や自転車でも日常生活が営める生活圏の形成
- ③自転車交通における化石燃料消費の抑制

## 戦略③

地球温暖化を防止する低炭素型ライフスタイル・ワークスタイルの実践

- ~未来を思いやる心を育み、実践する人が集うまち~
- ①地球環境に配慮する心を育む環境教育等の推進
- ②日常生活における一人ひとりの省エネ行動の推進
- ③環境関連産業の活性化の促進

④環境に配慮した事業活動の推進

#### 戦略(4)

あらゆる資源が有効に活用される資源循環型都市の構築

- ~「もったいない」の心が息づくまち~
- ①ごみの発生抑制とリユース・リサイクルの推進
- ②廃棄物等のエネルギーや資源としての徹底的な活用
- ・みどりが残るコア地域の優先的な保全、コア地域をつなぐみどりの保全
- 特別緑地保全地区指定の推進
- まちのみどりの保全
- ・市民等との協力による緑地の保全管理
- 二酸化炭素の削減、省エネルギーの推進、3Rの推進など環境基本計画の中に組み込んでいる。
- ・フロン類等を使用した機器の不使用の促進や回収の徹底等、機器及びフロン類の適正管理
- ・緑、水辺、河川の保全等、身近な生きものの生育環境の保全等

#### 自然環境調査の実施

「●●県生物多様性地域戦略(仮称)」の策定や野生鳥獣の適切な保護管理の推進のほか、環境汚染化学物質の適正管理として、一般環境中におけるダイオキシン類や環境ホルモン等の環境汚染化学物質についての実態把握についても記載している。

生物多様性の保全と生態系の再生・創出

- ・低公害車の導入~低公害車の計画的な購入
- ・公共施設等の新エネ・省エネ機器の導入についての検討・実施~教育施設等の太陽光発電の設置
- ・個人住宅への太陽光発電設置補助
- 環境配慮型製品の購入~グリーン購入法の取り組み
- ・森林の整備・保全の取り組み~森林の重視すべき機能に応じた森林整備
- ・水辺の親水化と保全
- ・風致の優れた地域の保全
- 二酸化炭素の吸収源対策として、市有林の適正管理、林業基盤の整備、里山・里海の保全など
- •熱中症対策
- •豪雨対策
- ・生物多様性モニタリング

当自治体環境基本計画は、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」及び、「生物多様性地域 戦略」を兼ねています。

### 【低炭素地域社会の実現】

家庭や事業所における環境配慮行動の促進、再生可能エネルギーの普及拡大 等

#### 【生物多样性】

みどりと水の保全・創出とつながりの確保、生物多様性についての普及啓発 等

## 【ごみの減量と循環型社会】

リデュース・リユースの促進、質の高いリサイクルの推進、多様な主体の連携によるごみ減量 等

## 【環境保全】

公害対策、化学物質の適正管理、放射線測定、環境美化に対する取組 等

生物多様性保全では、野生生物の適切な保護管理や重要地域の保全など、化学物質対策では、環境調査の継続的実施や事業者の監視・指導体制の強化などを記述している。

#### 〇生物多様性保全

生物多様性の保全が重要であることの普及・啓発、天然林の保全や人工林の適切な管理、里地・里山の適切な保全、外来種対策や獣害対策等に重点的に取り組む。

## 〇循環型社会構築

最終処分場の確保については、●●湾広域臨海環境整備センターによる次期最終処分場の整備を積極的に

推進するとともに、▲▲環境広域施設組合が実施している一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場整備事業を引き続き支援していくこと等、広域的な施設の確保に努める。

#### 〇化学物質管理

廃棄物焼却炉等、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設に立入し、特定施設が適正に維持管理されるよう指導する。また、ダイオキシン類に関する大気、公共用水域の水質(地下水及び水底の底質を含む)、 土壌の環境基準の状況を監視する。等

化学物質に関する普及・啓発、PRTR制度の普及・啓発、ダイオキシン類の調査

野生生物の保護、動植物に関する調査・保全、野生生物の生息・生育環境の確保、野生生物保護活動の推進、外来生物法の周知

生物多様性保全に関する記載例:樹林地・河川・農地など市内に生息する生き物などの調査を実施し、本市の 自然と生物への関心喚起のため、市民への情報提供を積極的に行います。

化学物質管理に関する記載例:「大気汚染防止法」等の法令に基づく規制・基準を順守するよう指導します。

- 都市緑化の推進
- ・カーボンオフセットを活用した森林づくりの推進
- •「森と共生するまち」を目指した市民学習活動の実施
- ・エネルギー消費を抑えた環境保全型農業の推進
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項に規定されている事項
- 生物多様性の保全
- ・水循環の確保

など

自然との共生社会の確立に向けた各種施策

良好な生活環境の確保のための環境保全施策

- 〇「持続可能な資源利用」の推進
- 〇大気環境等の更なる向上
- 〇化学物質による環境リスクの低減
- 〇生物多様性の保全・緑の創出 等

市有施設での ESCO 事業や再生可能エネルギー設備の導入等

### 里山里海の保全、再生、自然共生

「生物多様性を支える基盤の整備」として、①環境教育の推進、②体験学習事業や交流活動の推進、③身近な自然環境の調査、④環境情報の整備とホームページなどによる情報発信。「森・里・川・湖のつながりの保全と創出」として、①流域環境の保全や貴重動植物の保全、②公園や緑地やビオトープ、水辺空間の整備。「持続可能な自然環境の利用」として、①緑化指導や緑化協定の締結、②グリーンツーリズムの推進、③間伐材等の利用促進。詳細は、「●●市地球環境保全地域行動計画(アジェンダ21●●)(第2次)」第5章目標達成に向けた施策をご参照ください。

- みどりの拠点とネットワークづくり
- 身近な場所にみどりを育てる。
- ・学習・体験を通じてみどりの普及啓発

## ○「まちの森プロジェクト★★★★緑の回廊創成事業」

「地球温暖化を防ぐ」「うるおいのある街をつくる」「都市の中の自然、自然の中の都市をつくる」「市民の環境意識の高まりを育てる」ことを目的に、自然の創生や自然とのふれあいの場の創出などを図るプロジェクト。なかでも、\*\*\*\*\*\*の回廊創成事業において、緑が少なく広大な空間が広がる埋立地に市民や企業の協力を得て、「緑の回廊づくり」と「緑の拠点づくり(ビオトープ)」を創生し、多様な自然環境・生態系を作り出す。

#### 〇荒廃森林再生事業

荒廃した私有林の間伐や侵入竹の除去を行い、森林が保有する木材生産機能と水源の涵養や二酸化炭素吸収等公益的機能の発揮を高める事業

〇放置竹林対策事業

森林の公益的機能の回復を図るため、放置竹林の拡大防止に取り組む事業

#### 〇水源地交流事業

水源地において実施される森林保全活動を中心とした「下草刈り」や「植樹」などに市民とともに参加する事業 〇「わさび」の栽培・「やまめ」の飼育(●●浄水場)

浄水所で「やまめ」の飼育及び「わさび」の栽培を行い、施設に訪れる小学生や市民に見学してもらうことで、水源や水質保全の大切さを再認識してもらう取組みを実施

など

「●●市地球温暖化防止実行計画(平成27年9月)」には、気候変動に対する適応策の推進を位置づけており、既存施策の内、適応策に該当するものを整理している。

この中で、生物多様性に関する施策の内、適応策にも該当するもの(気候変動による影響を評価するためのモニタリングの実施と手法の検討、生物多様性シンボル拠点の整備・活用)を記述している。

〇ごみ減量化・資源化新システムの推進:3R運動の推進、事業系ごみ対策の推進、ごみの減量化・資源化の公表、廃食用油回収の拡大、せん定枝等の活用

- ○森林の保全・活用:厚木産木材の活用促進、公共施設への厚木産木材活用の推進、間伐材の活用検討、森林整備・管理の人材確保
- 〇緑地保全と緑化の推進:緑地の保全、敷地内緑化等の推進、街路樹の整備、良好な水辺環境の保全と創出
- ○農地の保全:遊休農地の解消、市民農園の拡充、市内農業の活性化

二酸化炭素の吸収・固定機能を有する緑地の創出や森林の保全

自然環境、生物多様性の保全、市民の健康づくりに関する施策

施設設備の改善等、電気使用量の削減、燃料使用量の削減、ゴミの減量など

#### 森林の整備保全

環境保全型農業の促進

温室効果ガスの発生が少ない堆肥の使用や、温室における木質ペレットボイラーの普及促進、また天敵や防虫ネットの活用等、環境への負荷の少ない農業の推進を支援します。

・有機農業の普及促進

有機市民農園での農業体験を通して、食の安全や地球に優しい農業への関心を高める等、有機農業の普及を促進します。

森林の適正な維持管理、間伐材の利用の推進等

- 交通環境の整備
- 緑化の推進
- 廃棄物対策の推進

生物多様性の保全、農地の保全と活用、地産地消・地販地消の促進、ごみの減量、社会活動・社会参加、交通政策、イノベーションのための企業支援

「豊かな水と緑づくり」という取組方針において、自然環境の保全創出、谷津環境の保全、水循環の健全化(生態系保全・復元等)を記述している。

- ・生物多様性の保全(豊かな自然環境の保全、自然環境データ収集体制の構築、生態系ネットワークの形成)
- ・森林整備の推進(森林整備の推進、県民参加の森林づくりの推進、県産木材の利用促進 等)
- ・循環型社会の構築(3Rの推進、循環型社会ビジネスの振興、再資源化議靴の開発支援)
- ・環境に配慮した●●国体・●●大会の推進
- ・ 森林の持つ様々な公益的機能の向上を図るため、森林の手入れを推進し、活力ある健全な森林を育成していく。(森林の保全・整備)
- ・ 住宅、商業、業務、公共、交通等の都市機能が適正に配置された複数の拠点地区の形成を促進し、それらが有機的に連携する都市づくりを推進する。(集約型都市構造への転換)

水源涵養事業等の自然環境保全事業の実施

- ・ 農業、森林・林業、水産業、自然生態系への地球温暖化への影響
- ・ これらに対する適応への取組(高温耐性品種の開発、鳥獣保護管理事業など) を記載

## 太陽光発電システムやその他再生可能エネルギーの導入促進等

- 1. 農林水産業分野…高温・小雨対策の栽培技術や新たな系統選抜
- 2. 水環境・水資源分野…モニタリングや監視の実施、節水意識の醸成
- 3. 自然生態系分野…生物多様性を支える基盤づくり
- 4. 自然災害・沿岸域分野…局地的豪雨等の防災情報の提供と避難態勢の支援
- 5. 健康分野…熱中症や感染症の情報提供と注意喚起
- ・緑あふれるまちづくりの推進
- ・水・風・緑によるヒートアイランドの抑制
- ・ごみ減量化の推進
- ·再利用·再資源の推進
- ・外来種による自然環境への影響についての普及・啓発
- ・森林や水環境の保全等
- •みどりの保全と創造に向けて取り組み目標を記載
- ・生活環境の保全のため環境基準の達成を図る目標を記載
- (3) 環境施策の基本となる条例及び計画の策定の際の住民等からの意見取入について、以下のような回答が挙げられた。
- ※主なご回答をとりまとめたものである。
- ※基本的に回答の原文をそのまま利用しているが、回答自治体がわかる回答については、一部削除・置き換え(「〇〇市→市」、「〇〇会議→会議」など)を行っている他、複数記載されており他との重複がある場合は、意味が変わらない範囲で削除等を行っている。
- ●●市環境審議会内に環境基本計画検討部会を設置し、計画について検討した。環境基本計画検討部会には、環境審議会公募委員のほか、計画策定のための公募委員を追加した。

改定予定の計画:●●市環境基本計画(現行の計画期間:H21~H30)

- ・H28~H30 市民策定委員会、庁内策定委員会等による改定内容の協議・策定
- ・H30 パブリックコメント実施
- ·H30 ●●市環境審議会(諮問·答申)、議会報告
- ・H31~H40 計画に基づいた施策の実行 (※ 計画期間は未定)

公募の 19 名の市民会議委員による「環境市民会議●●」を設置した。多岐にわたる環境課題を自然環境、生活環境、ごみ問題の3つの分野に分け、課題を明確化させ、より具体的に環境取組を検討・提案を行った。また、市内の環境関連施設の現地視察を実施した。

幅広く意見を集約するために、学識経験者を初め、本村の住民団体(衛生組合 等)・事業者・住民の各代表と最上広域の行政機関の代表を●●村環境審議会委員として設置した。

「●●市第二次環境基本計画」の策定時、諮問機関である●●市環境審議会の一環として、「環境に関する市民意見交換会」を開催し、環境審議会委員、市民、行政の意見交換及び市民や事業者、教育機関、大学生による活動発表を行った。

「環境ひろば」という定例的に行っている自由参加型の意見交換会があるので、そこで様々な意見をいただいている。

「未来の●●の環境」をテーマにした市民懇談会を開催し、環境マスタープランの4つの基本方針に沿った、4つのテーマ(自然環境、資源循環、生活環境、地球温暖化)にわかれて、参加者の思いを述べてもらった。これらをとりまとめ、計画策定作業に携わる●●市環境保全審議会内の専門部会に報告し、計画改定の参考に供した。

#### 【アンケートの実施方法】

- ●●市は平成17年10月に1市3町1村が合併し、現在の●●市となった。合併後も、旧市町村ごとに支所を置き、自治区制度をとっている。アンケート抽出方法は、●●市 1,026、▲109、■100、〇100、△165 の合計 1,500 を無作為に抽出し、アンケートを行った。
- ●●環境パートナーシップ21(市民・事業者・市の連携・協働による環境保全活動を推進するための組織として 設立し、当市とパートナーシップ協定を締結している)との定期的な協議を実施
- ●●市に在住する 1,500 人の男女及び 200 ヶ所の事業所を対象に実施
- ●●市の HP 上において、意見を募り回答を行った。
- ●●市環境基本計画の改訂時、委員のうち 20 名程度を一般公募とする策定委員会を立ち上げた。 また、策定手順の中で、委員自身の企画により、市内 3 ヶ所で中間案発表会を開催し、策定中のプロジェクトに ついて多くの市民の意見を収集し、計画に反映した。
- ●●市環境基本計画の策定にあたっては、●●市環境基本条例に基づき、あらかじめ「●●市環境審議会」の 意見を聴くこととしているが、直近改定(平成 17 年)の際、審議会からの中間答申案に対する意見募集を行うた め、市民、活動団体、事業者等が審議会委員と直接対話する意見交換会を行った。
- ●●市環境基本計画の策定の際に、市民からワークショップ会議委員や環境審議会委員の公募を行い、委員から意見を聴取し、計画の内容に反映させている。
- ●●市環境基本計画を策定するにあたり、「●●市環境基本計画策定検討委員会設置要綱」を施行委員会は副市長、教育長、各課長、議会事務局長、●●市立病院事務局長で組織また市民代表者からなる環境審議会の審議も実施
- ●●市環境基本計画市民検討委員会を設置し、複数回に渡り、第二次環境基本計画の内容について検討を 行いました。
- ●●市環境基本計画推進協議会(市民·事業者·NPO 等で構成)での意見聴取
- ●●市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策に市民の意見を反映させるために、「●● 市環境市民会議」を設置している。

構成メンバーは、市内在住の方だけでなく、市内勤務及び在学の方も加えた幅広いメンバーとしており、市長が設定したテーマについて自主運営で会議を開催し、提案書をまとめ、市長に提出している。

これまで、環境基本計画の策定や改定に向けた提案など、6期開催した。

- ●●市環境市民会議での意見集約、検討の実施
- ●●市環境審議会(10名)の3割(3名)は市民公募
- ●●市環境審議会への諮問を行い、答申を受けた。
- ●●市環境審議会を実施し、有識者、住民等の意見を取り入れ、計画の策定(改定)について審議する機会を 設けている。
- ●●市環境政策審議会の設置
- ●●市環境保全審議会での審議及びパブリックコメントの実施
- ●●町環境基本計画策定町民会議を設置し、広く町民から意見を求め、基本計画に民意を反映させた。
- ●●町環境協議会の部会として、環境保全団体、事業者、漁業組合などで組織されている「環境計画等検討部会」を設置して計画内容を検討した。
- ・アンケート調査の実施(「環境に関するアンケート調査」)
- ・過去のアンケート調査結果の再集計・分析
- ・環境タウンミーティングの実施
- ・県民電子会議室の実施
- ・環境に対する意識について ・日頃の環境保全に対する取組みについて ・地球温暖化防止に関する取組みについて ・環境保全のために町民・事業所・行政に望むことについて
- ・住民公募委員を含む環境審議会での審議
- ・計画の見直しに際し、県民の意見を反映させるため、「県民の意見を聴く会」の開催により、地域の住民、事業者、民間団体等と意見等を交換する会を開催した。

- ・県民意識調査において、環境への意識についてアンケートを実施している。
- ・市ホームページ以外、生涯学習センターや市情報交流センター等へ資料を備付けし、意見を求めた。
- ・市広報誌でパブリックコメント募集の知らせを掲載した。
- ・市民、事業所、小中学校、観光客にアンケートを実施
- ・市民ワークショップを開催

市民参加型(公募型)の委員会の設置

10 人の委員のうち 2 人が市民公募委員

- 11 名中 3 名が公募委員
- ①市民アンケート 20歳以上市民無作為抽出 1,000 人
- ②事業所アンケート 市内 100 事業所

20歳以上の町民 1,000人を無作為に抽出し、アンケート用紙を郵送・回収

集計後、町民から出た意見をまとめ、計画を策定する参考とした。

- a 学識経験者、市民活動団体、企業、学生、公募の委員等から成る市民検討会議の設置
- f 市民アンケートのほか、こども、事業者、農業者、漁業者など対象を指定してアンケート実施した。
- f.環境市民意識アンケート調査

【市民】市民在住20歳以上の市民1,000人

【中学生】市内の中学2年生387人

【事業者】市内で事業活動を行っている事業所 100 社

g.1 「市民ワークショップ」の実施

市民全体で実施可能な取組を市民自らが提案し、環境基本計画への反映を図るため、市民ワークショップを開催しました。

- (1) 実施回数: 2回
- (2)主な内容:
- ①1 回目

参加者が3つのグループに分かれて、「良い点」「悪い点」「外部要因(環境を良くするために追い風となる事項・動向等)」「外部要因(環境を悪くする事項・動向)」について考えました。個別のテーマを設定して環境を守る・魅力を高める方法について話し合いました。

②2 回目

第1回の検討を踏まえ、「●●市の環境をより良くするための市民全体の取組メニュー」について検討しました。 g.2 意見交換会の実施

環境関連 NPO や▲▲県中小企業家同友会(事業者団体)、地球温暖化対策協議会との意見交換会を開催しました。

twitter を活用してパブリックコメントの実施を周知

WEB 上でのパブリックコメントの実施

WEB 上でのパブリックコメントを1か月の期限で実施

アンケートの実施は市民のみでなく、事業者にも協力を依頼している。

アンケートを実施し、市民の環境に関する意識を把握した。また、パブリックコメントの実施にあたり、市民説明会を行った。

アンケート結果では環境に対して興味を持たれる意見が非常に多かったが、説明会を開催しても参加される方が非常に少なかった。

## アンケート対象者

- ・満 20 歳以上の町民 2,000 人
- ・町内に事業所を有する500事業所
- •町内小学6年生児童全員
- •町内中学2年生生徒全員
- ・町内高校2年生生徒全員(●●町在住)

アンケート調査(市民 2,000 人 小中学生 511 人 事業者 200 社)

NPO法人の聞取り調査

アンケート発送人数 : 住民 1,000 人、事業者 100 人、児童生徒 100 人

シンポジウムにおけるパネルディスカッション

当自治体の住民の環境団体に計画の素案の段階から一緒に協議し、一般の住民の方が読んでもわかりやすい記述や構成になるように努めた。

パブリックコメントやシンポジウムを実施しても、同じ人しか参加しない。

パブリックコメント期間中に、当自治体内5箇所で地域別住民意見交換会を開催

ビッグデータ分析結果を活用した。

まちづくり事業関係者、一般町民等からなる「協働のまちづくり町民会議」からも意見・提言をいただき、計画へ反映させた。

より多くの市民の参画を求めるため、計画策定委員 49 名による検討会を設置

ワークショップで公募した市民による提言や意見交換を実施

ワークショップにより意見を出し合った。

委員会とは別に、町内の環境団体や自然保護団体を対象として意見交換会や懇談会を開催し、アンケート実施により意見を聴取した。

委員会等を設置し、意見交換を行って進めた。

#### 意識調査

一般及び事業所には、返信用切手を貼付した封筒とアンケート票により調査

小学生・中学生・高校生には、各学校長にアンケート票を依頼し調査

一般市民、事業者、識見を有するものからなる、●●市環境のまちづくり市民懇談会を設置し、市民と行政が協働で計画を策定した。

一般町民、町内中学2年生、町内事業所に対してアンケートを実施しました。

回答は、環境センターへ郵送、FAX、電子メール、用紙持参

各閲覧窓口に備え付けの意見書様式に記入して、持参または郵送、ファクス、Eメールで提出

公民館への意見箱の設置や各地区ごとにおける意見交換会を実施

各種団体、企業、中学生、高校生、住民を対象に行った。

各種団体に対しヒアリングを実施。公募等市民による環境市民会議の開催

各庁舎情報公開コーナーにて意見集約を行った。

学識経験者、関係機関の代表者、住民の代表者、市職員からなる環境審議会を設置し、計画の策定に当たって意見聴取を行っている。

学識経験者、事業者代表、市民代表により構成される●●市環境審議会と市民、事業者へのアンケートで住民 等の意見を取り入れた。

学識経験者2名、環境保全に関する活動を行う団体の代表者2名、市内事業者の代表者3名、公募3名の計1 0名で構成された●●町の環境を考える会から御意見をいただいた。

環境に関する活動に関心のある住民が参加できる「●●環境村民会議」を立ち上げ、住民団体による第 1 次計画の評価や村民提案内容に関する庁内ヒアリングを「村民監査」方式の実験を兼ねて行った。

環境に関連すす講座や事業において、市民や市民活動団体に対してアンケートを実施した。

環境基本計画(案)及び環境関連施策に関する意見交換の場として「環境市民会議」を設置した。構成員は、環境関連団体(もったいない運動推進委員会(関連団体・個人で構成)、環境保全協議会(事業者で構成)、環境衛生自治推進協会(自治会役員より構成)、ごみ焼却場建設予定地の地元住民団体、自然環境保全団体)の構成員5名及び一般公募市民2名の計7名からなる。会議は3回開催し、これまでの取組状況及び今後の取組について意見交換し、計画策定に向けた意見としてとりまとめた。

環境基本計画の改訂にあたっては、市民のニーズを踏まえたわかりやすい身近な計画をめざし、公募市民22 名、ファシリテーター1名で「市民ワークショップ」を5回開催した。計画に記載している環境課題、めざすべき環 境像など様々な部分にワークショップでの意見が反映されている。

環境基本計画の策定にあたり、ワークショップ形式の市民会議を設置し、市の環境に関する現状や課題の把握、解決のアイデア等の意見集約を行った。

環境基本計画は、総合計画において環境分野を担う計画となっている。

総合計画策定に向け、中高生による「●●未来ワークショップ」、無作為抽出した市民による「●●未来会議」等を設置し、市民から意見を聴取した。

聴取した意見は、環境基本計画に取り入れる予定である。

環境基本計画策定に当たり、市民にアンケート調査を実施した。

環境基本計画策定のための住民検討会議(ワークショップ)を実施するにあたり、「プラーヌンクスツェレ」という手法を用いて参加者を募った。

環境基本計画策定市民ワークショップを開催

環境基本計画策定市民委員会を設置して、市民主体により計画づくりを推進した。

環境基本計画策定時(H17年)は、NPO法人等の代表者に集まっていただき、市民懇談会という形で各団体の意見をお伺いした。

環境基本計画策定時に市民の意見を多く取り入れるため、市民会議のメンバーを募集。学生(高校生・大学生)をメンバーに加え、学生の視点から多くの環境施策の提案をいただき、環境基本計画に取り入れた。

環境基本計画推進組織(NPO)との検討会開催

環境基本計画中間見直しの機会を捉え、環境基本計画の進捗評価の把握とともに、太陽光発電を中心とする 再生可能エネルギーに関する当自治体の住民の認識、関心や導入可能性等に関する情報を収集することで、 再生可能エネルギー導入の可能性とこれからの施策展開のあり方について検討するためのアンケート調査を 実施した。

環境基本条例に基づき、環境審議会を設置し、委員選定において市民公募枠を設け、市民の声を反映できる体制づくりをした。

環境基本法に定める環境保全に関する基本理念に基づき、平成6年12月より「●●市環境審議会」を設置し、 行政の円滑な運営を図っている。委員構成は市民(公募)、事業者、学識経験を有する者、行政機関職員であり、環境施策の基本となる計画の策定、改定等に携わっている。

環境型まちづくり委員からの意見聴取

環境施策を議論する「うつくし作戦県民会議」において、①計画の策定、②計画案骨子、③計画案の3回にわたり、意見聴取を行った。

環境審議会(住民委員を含む)を設置し、計画の策定(改定)について意見を聴取している。

環境審議会における公募委員の募集

環境審議会による委員会設置

環境審議会の専門委員に当自治体の住民からの公募による委員を加え審議いただいた。また、当該審議会の部会にて当自治体の住民から募集した意見発表者の意見を聴取した。

環境審議会を設置し、計画について審議をお願いしている。審議会には学識経験者も含まれるが、公募で選ばれた市民にも就任していただいている。

また、昨年度、新たな環境基本計画を策定した際には、パブリックコメントを2回実施し、より多くの市民の意見を聴取することに努めた。1回目は計画の骨子となる部分を取りまとめた段階、2回目は個別の施策や取組などの内容まで全てを取りまとめた段階で実施した。

環境審議会委員 11 名のうち 3 名を市民代表として委嘱。公募ではなく、自治体の長の会からの推薦を受けて決定したもの

環境審議会委員を公募することにより、市民の環境に関する視点を計画に取り入れた。

環境推進会議は、町民代表(公募による)や団体、ごみ収集業者等によるワークショップ方式で行い、具体的な取り組みについて意見等をいただいた。

環境審議会は、大学、国、県、企業、女性団体、町民代表(公募による)等で構成し、環境基本計画の見直し案 について、ご意見をいただいた。 環境保全活動への関心や参加意欲の向上、環境保全活動を担う人材や組織の発掘・育成を図ることを目的に、環境市民ワークショップを開催し、グループに分かれ、環境保全に対する意見を整理し、発表等を行ってもらった。

環境問題に対する市民の意識や関心、行政への要望等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に市全域の 20 歳以上の市民から無作為抽出し 1000 通配布し 459 人から回答を得た。(回答率 45.9%)

基本計画の期間を10年としているが、施策の内容を検証・評価し、後の重点施策に反映させることを目的に、 中間年にもアンケートを実施している。

広報誌の「パブリックコメント特集号」に計画改定の概要を掲載し、返信用はがきを誌面に付して全戸配布を行い、意見を募った。

計画の策定については、町民・事業者・行政の3者から委員を選出し、策定会議を開催するとともに、策定会議の中に4部会を編成し、一人ひとりの意見を出しやすい環境とした。

計画の策定時、環境審議会を設置し有識者および地域住民の代表から意見や提言をいただいた。策定後も同委員会にて計画の進捗状況と評価をおこなっている。

計画改定前に県民や活動団体にアンケートを実施し、改定の基礎資料とした。

計画策定にあたり、会議体を設置して市民の意見を直接聴取する機会を設けている。

計画策定にあたり、計6回の市民意見交換会を開催した。

計画策定に当たってのアンケートの実施について、市民(成人)及び事業者を対象としたアンケートのほかに、市内中学2年生を対象としたアンケートを行い、将来を担う世代の現状の意識等を把握するよう努めた。

計画策定に当たっては、公募による市民組織「環境を考える市民の会」(30名の市民で構成)と本市で協働し策定作業を進めた。作業は2年半の間に30回の本会議の他に、課題に応じて委員会や部会を設置し、会合した回数は延べ百数十回を重ねて素案を取りまとめた。

計画策定の早期の段階で市民対話を実施し、自由な意見交換の中で出されたアイデア等についても骨子・素案の検討材料とした。(市内で環境活動を実施している方々を対象として開催)

また、パブリックコメント時には、キックオフイベントとして広く一般に参加者を募り、計画原案に対して自由に意見交換する場を設けた。(その場で、意見交換を踏まえた多数のパブリックコメントを得た。)

計画策定後は環境基本条例に基づき設置している「環境審議会」において、町内の有識者から意見聴取を行っている。近年問題となっていた町内の不法投棄についても同審議会より「不法投棄防止条例」の答申を行い策定された経緯がある。

計画策定時におけるワークショップ開催による意見聴取

計画策定時及び改定時に、市民 3000 人と事業所 500 社に対し、本市の環境に関するアンケート調査を実施した。

県ホームページなどを通じてのパブリック・コメント

県環境基本計画の改定に関連したパネルディスカッションを開催し、環境基本計画の改定案について説明するとともに、会場から意見を聴いた。

県民意識調査を実施し、結果を計画に反映した。

(●●県内在住の 20~69 才の男女、インターネット調査)

公共施設における紙ベースでの閲覧

公募による市民と事業者、行政職員により、複数回にわたるワークショップを行い、実現可能なプロジェクトについて提案をしてもらった。

公募委員、学識経験者や市内団体の代表等で組織する懇談会を設置して意見と取り入れた。

工業都市であることも踏まえて、委員会の構成員に事業所の人も居て、事業所からの立場から意見を頂戴している。

広い分野の人材で構成している。

広範囲の市民を対象に実施した。

- ① 16歳以上の市民
- ② 中学生

#### ③ 事業者

広報誌、ケーブルテレビ等でのパブコメの募集

講演会及びシンポジウムでのアンケートの実施

高校生を環境審議会委員のメンバーに加え、若い世代の意見を求めた。

懇談会(●●市環境基本計画推進委員会)を開催

策定、前々年から、策定委員会(9回)及びワーキング部会(10回)を開催して、広く意見を取り入れた。

策定にあたっては、●●町環境基本条例第 25 条の下に組織された町内 NPO 法人代表、有識者などを含む環境審議会、また、改定に当たっては町職員と公募した町民で組織された改定検討委員会を設置した。

策定にあたり、●●市環境審議会委員、環境基本計画策定部会委員、地域行動計画策定部会委員、環境基本計画・地域行動計画策定推進委員を設置し延べ 45 名、29 回の会議を行い、住民等の意見を取り入れた。

策定懇談会を6回開催したほか、常設の環境活動推進会議でも意見集約した。

(どちらも住民・団体・事務所の代表・学識経験者から成るが、参加者は異なる。)

策定当時、県内全域でタウンミーティングを開催し、意見を聴取した。

市と環境審議会による意見募集(パブリックコメント)の実施

市の協働組織である住民団体と策定作業を行っています。

市ホームページで環境基本計画改定についてのパブリックコメントを実施

市議会議員、学識経験者、関係行政機関、各種市民団体から成る環境審議会において審議した。

市政全体のアンケートに環境についても回答してもらった。

市内で開催する環境フェア来場者へ、環境に関するアンケートを実施した。

市内に居住する20歳以上の市民を対象に無作為に抽出しアンケートを行った。

市内の自治会長、市内中学2年生及びその保護者等にアンケートを実施

市内の小中学生を対象に環境に関するアンケートを実施した。

市内中高生及び青年層を対象とした環境ワークショップを実施し、本市が目指す環境都市としての方向性や取り組むべき施策などについて検討を行った。その他には、事業者ヒアリングを実施した。

市民・事業者・行政の3者でグループワーキングを実施し、課題点等を抽出した。

市民・事業者・中学生を対象としたアンケートをそれぞれ実施

市民・事業者それぞれ対象別に意見交換会を開催した。

市民・事業者で構成される環境市民会議を開催(ワークショップ形式により全5回の開催

市民・事業者の代表、行政及び学識経験者による環境審議会を開催し、意見を取り入れている。

市民・事業者参加型の環境マネジメントシステムにて環境基本計画の進捗状況を監査しており、その中での意見を取り入れ改定を行った。

市民 2,000 人、事業者 300 社へのアンケート調査の実施

市民 2,000 名、市内事業所 500 社を無作為抽出によりアンケート調査を実施した。

●●市立中学校2年生全員にアンケート調査を実施した。

市民 994 名、事業所 150 箇所に対して、アンケート調査を実施した。

市民アンケートのほか、中学生、事業者(市内商工業者・農業者)を対象として、幅広い意見聴取を行った。その他、市民、団体代表者、事業所環境担当者や行政職員を対象として、環境保全に関する現在の活動や取組の概要、課題などの把握を目的としたヒアリング調査(面談・記述方式)もあわせて実施した。

市民アンケートの結果、「環境学習・環境活動」に関する満足度が低いことが判明したため、重点施策として取り入れた。

市民アンケートの中に「●●市の魅力に関する質問」、「具体的な環境像に関する質問」の項目を設け、その意見を基に市・市民・事業者が協働で目指す●●市のあるべき環境を示す望ましい環境像「豊かな歴史と自然に包まれ、みんなが住みたくなるまち●●」を設定した。

市民アンケートを実施した。

市民からなるワークショップ委員、環境審議委員から意見や提言等を頂き取り入れた。

市民のみならず、市内の事業所へも環境保全についてアンケートを実施(エコオフィス等の環境配慮に関する意識調査)

市民の来場が多く見込めるイベントでのアンケート実施

市民は、地域・年齢階層等により層化抽出した 18歳以上の 2,409名を、

高校生は、市内高等学校在学の高校2年生285名、事業者300事務所に、

環境行政に対する意見・要望の把握を目的にアンケートを実施した。

市民まちづくりセッションの開催

参加者の決定方法

無作為に抽出した市民に対してアンケートを送付するときに市民討議会の応募案内を同封した。

その応諾者の中から性別・年代のバランスを考慮した抽選により参加者を決定した。

市民意識調査(アンケート)の実施、NPO法人からの提言の徴収

市民意識調査(全体)に、環境施策に関する設問を設定することで、回収率等が向上する。

市民意識調査を実施

市民会議を設立しワークショップの手法でアイデア出しを実施

市民環境ワークショップを3回開催し、この機会に環境を考える意識付けを図った。

市民及び事業所アンケートを実施

市民懇談会1回、旧6町域ごとに地域懇談会を6回開催

市民策定委員会の中で骨子を作成し、環境審議会及びパブリックコメント等を経て策定

市民参加型(公募)のワークショップを開催し、地域課題の抽出や課題解決に向けた取り組みについて検討し提案書を作成。この提案書をベースに市民、事業者、学識経験者等からなる策定検討委員会を開催、同委員会の審議により計画書(案)が作成され、市長への答申が行われた。また、この計画書(案)についてパブリックコメントを実施したうえで、計画が策定された。

市民参加型のワークショップを開催した。

市民参加型の委員会において説明し、意見を求めた。

市民参加型委員会の設置、パブリック・コメント手続きは実施しているが、特徴的と言える内容ではないと考える。

児童・生徒アンケート

児童生徒からの意見を聞いた。

次世代を担う市内の大学生の意見を計画に反映させるため、ワークショップを開催した。

自治体が5箇所合併したのちに作成した計画であるため、各自治体の地域から10名程度づつ市民に参加していただき、委員会を設置し全域の環境に関する課題と取り組むべき内容について会議を開催した。

住民、各経済団体の代表者、議員及び行政職員で構成された委員会が設置されており、その中で計画策定 (改定)案を検討・答申されている。

住民・事業者・行政からなる「●●環境住民会議」を結成し、町の目標となる環境像や、それに向けた取り組み について検討した。

住民だけでなく、市内の事業者にもアンケートを実施している。(任意に 300 件抽出してアンケート用紙を送付)

住民へアンケート調査を行うことで、住民からみた●●町の環境を把握し、住民の意見を取り入れた。

住民を対象にしたアンケートを実施

住民基本台帳より無作為抽出した 2,900 名及び町内事業所 100 社からの住民アンケート

住民参加型の町民会議を設置し、今後に推進すべき施策等の検討を行った。

住民自治によるまちづくりを推進するための、市民、市民活動団体、企業などが自主的・主体的に設立する任意の組織である「まちづくり協議会」と意見交換会を実施した。(おおむね中学校区の地区ごとに構成される全17団体のうち、7団体と実施)

意見交換会は、各地区の環境資源の再確認のための現地視察と、それを踏まえた意見交換会の2部構成で実施し、各地区における環境資源の特性と問題点や対応の方向性に関して意見聴取した。

これらの意見については、改定中の次期環境基本計画において紹介するとともに、地域との協働の取組として計画に記載予定である。

小学校 4 年生、中学校 2 年生、高等学校 2 年生、市内在住の満 18 才以上の方、事業者へアンケート調査を行ない、計画策定の参考とさせてもらった。

小中高生及び一般市民(高校生以上)を対象に、未来の環境をテーマとしたワークショップを開催し、いただい た御意見を長期的目標や基本施策の検討に当たっての参考とした。

少子高齢化に伴い、これまで積極的に環境保全活動を行っていた方々も高齢化し、現状では若年層の活動者が少ないことを加味すると、将来にわたって市の自然環境を維持することに支障をきたすおそれがある。そこで、子どもから大人まで環境意識の底上げを図ることが課題であると考え、「環境保全活動の定着・拡大を目指して」とテーマを絞り、市民参加型ワークショップを通じて意見の集約を行った。

常設の環境審議会委員に市民公募委員がおり、意見を聞いているため、個別に設置はしていない。

審議会と別に、町民参加の地域づくり会議を開催。ワークショップにより、基本構想の内容検討を行った。

審議会にて答申書の提出を受けた。

審議会に委員として市民が参画し、積極的に意見を述べた。

審議会の委員は大学教授、市議会議員、企業の代表者、町内会の代表者、女性の代表者等で構成されており、計画改定にあたっては、委員の意見や審議をいただくことになっている。

#### 審議会の開催

前環境基本計画の内容にそったアンケートを市民、業者、小中学校を対象に行った。

総合計画として広範囲にわたる事項について、住民アンケートを実施した。

対象を一般市民だけでなく、未来を担う「中学生(三年生)」も対象にアンケートを実施した。

対象者を 20 歳以上とした。

### 大学生と住民をまじえた意見交換会

第2次環境基本計画の策定にあたり、環境ワークショップを開催し住民意見を聴取した。

環境映画の上映会を開催し、参加者を対象にアンケートを実施した。

地元高校生の環境学習の際にアンケートを実施した。

第一次環境基本計画策定の際に発足した公募市民の会が NPO 法人に発展して、第二次環境基本計画についても市民団体と協働で策定にあたった。

第二次●●市環境計画を策定する際、市民会議を6回開催し、市民会議のメンバーによる、市内の動植物の実地調査を行った。

地域コミュニティーセンターに書面を設置しただけでなく、市のホームページ上でも意見を募集した。

地域の現状や市民の皆さんの思いを計画検討に反映させることを目的として、市民懇談会を開催

地球温暖化など、興味のある分野ごとにグループを作り、意見を出してもらった。

中学生を対象としたアンケート調査を実施した。

中学生以上の町 1,000 人を無作為に抽出し、アンケートを行った。

町内の15歳以上75歳未満の男女 1,500 名を無作為に抽出

町民(1,000人)及び事業者(100社)を無作為抽出して、アンケート調査を実施し、必要なデータを収集・整理・分析することにより、環境に関する現状と課題を把握した。

町民、事業者、外国人について、無作為に抽出した調査対象についてアンケート調査を実施

## 町民アンケートの実施

当初の計画の策定時に市民、事業者、小中高生に個別のアンケートを行った。また、電話やFAX等でも個別に意見を聴いた。第2次計画策定時も、市民、事業者に対してアンケートを行った。

同時期に策定を予定している、新総合5か年計画に係る県民との意見交換の機会も利用し、出された意見をそれぞれの計画に反映させることとしている。

特になし(実施方法として、WEB上でパブリックコメントの内容、提出方法を周知し、住民等からの意見は、所定の様式に記入したものを直接、郵送、FAX、電子メールで提出とした。)

任期2年間の環境対策検討委員会を設置している。

平成 18 年に第一次、平成 28 年に第二次●●市環境基本計画を策定したが、アンケート内容は同様のものをあえて用い、各項目の意識の変化を判断した。

平成19年度当時、住民ミーティングを3回開催し、多くの意見・提案を反映させた。

(当時の検討委員会は、住民のメンバーがいなかったため、公募によりミーティングを開催した。)

本市で実施している「●●総合大学環境学部」の卒業生で構成される市民ボランティア団体にヒアリングを実施 本市ホームページでパブリックコメントを実施し、広く市民等からの意見等を受付けている。

毎月1回開催する●●市環境市民会議で市民アンケート調査を行い、議論を行った。また、環境基本法に定める●●市環境保全審議会を開催し、審議を行った。

無作為に抽出した市民(年代層別)や事業者に対しアンケートを実施

無作為選出による委員募集

無作為抽出でのアンケートの実施

無作為抽出により選出した市民・事業者へのアンケートを実施

小学校 5 年生及び中学校2年生全員にアンケートを実施

目指す環境都市像について話し合うワークショップを開催した。

有識者からの意見聴取として、市内の 15 の環境関連団体と意見交換会を実施した。

有識者と一部公募による住民が構成員となっている環境審議会委員とともに、業者を交えて環境審議会を開催し、改定について意見を出し合った。

有識者を指名して、検討委員会を2回開催したほか、WEB上及び窓口に設置した意見箱で住民等から意見を募集した。

- (4) 計画に基づく施策実施の際の住民等からの意見取入について、以下のような回答が挙げられた。
- ※主なご回答をとりまとめたものである。
- ※基本的に回答の原文をそのまま利用しているが、回答自治体がわかる回答については、 一部削除・置き換え(「〇〇市→市」、「〇〇会議→会議」など)を行っている他、複数 記載されており他との重複がある場合は、意味が変わらない範囲で削除等を行っている。
- (1)市民および事業所に対し、アンケートを行った。
- (2)環境モニター(市民の中から 100 名程度をボランティアとして募集)にアンケートおよび環境問題に対する意見や、要望、体験例等を報告してもらっている。アンケートは(1)と同程度のものである。
- 「●●低炭素地域づくり協議会」「地球を守る住民会議」といった住民や当自治体内事業者等が参加する会議体を通じ、意見を取り入れている。特に、「●●低炭素地域づくり協議会」は、地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)である「●●低炭素地域づくり計画」の改定を主体的に実施した。(平成 27 年度)

「環境年次報告書」毎年9月頃発行

環境基本計画の実効性を担保するために、その進捗状況を点検・評価する位置づけとなるもの 環境政策課の窓口や図書館などの公共施設に配付するほか、当自治体ホームページで閲覧可能 巻末に意見や感想を記入するページを設けて、郵送、FAX、メール等により受け付け

「市民の声を聴く」総合窓口を設置し、市民の皆さんからの要望・苦情・提言・意見等を全て市民サービス課でお聞きし、原則文書による回答をしています。申出は、手紙(文書)、ファクス、電話、Eメール等で受付けている。

【アンケートの実施】

アンケートで「行政に実施してほしい環境施策について」という項目を設け、直接市民に問うた。

- ●●市環境基本条例を基に環境審議会を設置し公募委員を含めた委員に環境基本計画の年次報告書の意見 を求めて取り入れている。
- ●●環境ネットワーク(市民団体)の事務局を市が務めることで、市民団体の意見を取り入れて、施策を実施することができた。
- 県廃棄物処理計画を策定する際に、基礎的調査となる産業廃棄物実態調査等において、排出事業者及び処理業者に対し、意識調査を行っている。
- ●●市の環境を考える会の設置
- ●●市環境マスタープランの策定後、様々な機会をとらえ、市民向け、事業者向けの講演等を実施し、マスタープランに基づく施策の推進に理解協力を求めている。

また、家庭から廃棄される食品ロスの実態把握を目的とした調査を実施した。幅広く市民よりモニターを募集し、日頃の廃棄食品や廃棄理由等を日記形式で記録する「食品ロスダイアリー」に取り組んでいただき、302 世帯から回答があった。

- ●●市環境基本計画推進協議会(市民・事業者・NPO 等で構成)や環境計画進行管理委員会(市民・学識経験者)での意見聴取
- ●●市環境基本条例で環境審議会の設置を義務付けており、市民である有識者、関係団体の代表者及び一般公募による者で構成される。
- 審議会は年に複数回開催しており、その中で各計画の執行状況を報告し、改善等の意見を聴取している。 【環境関連の計画】
  - 1.●●市環境基本計画
  - 2.●●市ごみ処理基本計画
  - 3.●●市生活排水処理基本計画
- ●●市環境市民会議での意見集約、検討
- ●●市環境市民会議を設置し、2か月に1回の会議を開催している。
- ●●市環境保全審議会での審議及びパブリックコメントの実施
- ●●町にある全 28 自治会、町内会の町民の要望を聞くために開催されるまちづくり懇談会において、環境に対する施策について意見、要望があれば実施するように努めている。
- ●●町環境協議会の部会として、環境教育部会(学校教育等)、事業部会(事業者による環境活動)、住民運動部会(住民による環境保全活動)、広報部会(環境活動等の情報発信)を設置して住民や事業者、学校などがそれぞれ施策の実施に携わって展開していく形とした。現在、情報発信については協議会全体で活動するものとし、広報部会は無しとした。
- 〇県内全ての公立小学校で実施しているツバメについての総調査について、地域住民におけるツバメについて の意識調査も加え、児童が直接、地域住民に聞き取りした内容を調査結果に反映させている。
- 〇工事区域内における生き物調査に地域住民が参加し、調査結果を通じてワークショップを行い、環境配慮対 策を検討している。
- ○田んぼの学校プロジェクト事業において、全小学校に対しアンケートを実施している。
- ○毎年、内水面漁協等に工事計画を説明する場を設け、意見を聴取している。
- 〇景観条例上の規制地域の指定にあたり、関係地区の住民に対し説明会を開催し、質疑応答や意見交換を行っている。
- ・アンケート調査の実施(「環境に関するアンケート調査」)
- ・過去のアンケート調査結果の再集計・分析
- ・イベントを通じて、県民から直接意見を聴取
- ・県民アンケートの実施
- ワークショップ方式で会議を行ったことにより町民と収集業者等、それぞれの立場を理解し、共通の認識で政策 への意見をいただいた。
- 住民委員による行政評価として、施策、事務事業の評価を実施(住民公募委員は15人中3人)
- 計画の目標・成果・課題について、県民、事業者、行政が共通認識を持ちながら協働して計画の推進を図るた

- め、地域の住民・事業者・民間団体等と意見等を交換する会を開催している。
- ・県民公募委員の含まれている環境審議会において、毎年度の施策の取組状況の点検・評価について審議いただき、審議会の意見を今後の取組に活かしている。
- ・市民を主体とした緑地等の保全活動チームを発足しており、打合せや現場作業を通して意見交換を行っている。
- ・市民を対象とした環境学習講座(動植物の調査など)を年数回開催しており、市民が運営スタッフとして在籍している。参加者からのアンケートに加え、運営スタッフからの意見を施策に反映している。
- ・市民参加型(公募型)の委員会の設置
- ・WEB 上でのパブリックコメントの実施
- e 毎年、住民基本台帳に記載されている 20 歳以上の市民 3,000 名を無作為抽出してアンケートを実施している。

NPO法人●●環境市民ネットワークから基本計画に基づく施策等の提言を徴収した。

WEB 上でのパブリックコメントの実施を1か月の期間で行った。

アンケートの意見から、自然豊かな環境を保全していくため、市民・事業所・市の三位一体となってさまざまな施 策に取組む

イベントや講座でアンケートを実施

インターネットを利用した県政に関するアンケートの実施

エネルギー関連企業、公共交通関連企業、商工・消費者等の各種関係団体、マスコミ、教育・行政関連など各主体の代表に参画頂く県民会議を設置し、頂いた意見をもとにした事業やその展開方法を検討している。

当自治体の住民を対象としたインターネットアンケートを実施している。

プロジェクトの進行管理について、住民組織が独自にテーマを決め、調査、評価、町への提案、住民への説明を行っている。

ホームページで、パブリックコメントを募集した。

回答は、環境センターへ郵送、FAX、電子メール、用紙持参

ボランティア団体と共催で、「みんなのごみ減量フォーラム」を開催し、県民、市民団体、処理業者、市町村が共にごみ減量やリサイクルの推進に向けた具体的な取組について意見交換した。

ワークショップにより意見を出し合った。

一般町民、町内中学2年生、町内事業所に対してアンケートを実施しました。

各項目に関連する内容をアンケートに盛り込み、毎年実施している。

各団体(10団体)の代表者と学識経験者による町民会議を設置し、第2次環境対策実施計画の策定について、検討した。

学識経験者、事業者代表、市民代表により構成される●●市環境審議会において重点プロジェクトの検討・審議を行った。

学識経験者2名、関係団体の長が推薦した者6名、公募に応じた者2名の計10名で構成された●●市環境審議会から御意見をいただいている。

学識経験者2名、事業者4名、市民団体代表者1名、市民4名、市職員3名で構成される●●市環境基本計画 3者協議会を設置し、市民・事業者・行政の3者が連携・協力して施策を実施していく体制を整えている。

環境イベントをはじめ、学習会・観察会・出前講座等を実施した際には、アンケートを実施している。

環境に関するイベント(説明会、環境セミナー等)での意見聴取。環境イベント「●●自然環境セミナー(平成 24 年 6 月 30 日)」において、参加者から意見聴取した。

環境に関するボランティア団体(●●エコネット)の事務局を町が担うことで、会員の意見を取り入れながら環境 基本計画に基づく施策を実施している。

環境に関する市民アンケート調査を毎年実施している。

環境に関する市民意識調査を実施

環境フェア等の環境に関するイベントを通じて、環境に対する意識調査や環境保全等における普及・啓発方法

のあり方についての意見聴取。

環境ワークショップをおこない、環境課題の抽出と解決に向けた取り組みを検討し、●●町が目指す環境像のイメージを話し合った。

環境課で実施する事業において、参加者との意見交換会により事業内容や実施方法等の検討を行うとともに、 参加者へのアンケート調査によりニーズのある講座などを把握を行った。

環境活動を展開している NPO やボランティア団体、事業者、行政で●●市地球温暖化対策地域協議会を結成し、様々な環境活動を実施している。

環境活動団体に所属している市民やイベント等に参加した方を対象に、使用済みてんぷら油に関するアンケートを実施した。また、省エネ家電の買い替えに関するアンケートも実施した。

環境関連イベント等でのアンケートの実施

環境基本計画(後期基本計画)の策定において、町民を対象とした「町民会議」を実施し、町民の方からの意見等を取り入れ、施策の実施について一部反映させている。

環境基本計画(第三次)の計画期間においては、毎年、施策毎に前年度の事業の実施状況や成果指標の達成 状況を基に、総合評価を実施することにしている。

●●市環境審議会へは単なる事業の報告ではなく、施設毎の評価結果を分野別にレーダーチャートで見える 化する等、達成状況を分かりやすく伝えることで、より具体的な意見・提言をいただくことができ、効率的な事業 の見直し等につながっている。

また、評価を含む施設の実施状況については、環境に関する年次報告書「●●の環境」を作成し、市ホームページへの掲載、関連施設への配布等により広く周知を行っている。

環境基本計画に基づく施策の進捗状況の点検や、市民との協働による取組の企画・運営を担う「●●市環境委員会」を設置し、活動しています。

環境基本計画に基づく事業の展開について、公募委員を含む審議会から意見を聴取している。

環境基本計画の改定に先立ち、環境保全活動への関心や参加意欲の向上、環境保全活動を担う人材や組織の発掘・育成を図ることを目的に開催し、意見交換等を行った。

環境基本計画を進めるに当たり、市民懇談会を設置し環境基本計画に基づく取組の計画、実施、推進について意見を求める会議を開催している。

環境基本計画説明会で意見聴取やアンケートを実施し、市民の意見を施策に反映させている。

環境基本条例に基づき、環境審議会を設置し、委員選定において市民公募枠を設け、市民の声を反映できる体制づくりをした。

環境教育関連の活動を実施している、地域の民間団体を個別に訪問し、活動を実施するうえでの課題や行政への要望事項を聴取しながら、実施する施策を検討した。また、施策を行ううえでも、民間団体の協力を仰ぎ、連携して実施していくこととしている。

環境型まちづくり委員会で事業の進捗状況を説明する中で様々な意見を頂いている。

環境市民意識調査を実施(事業者、住民)

環境施策の基本となる計画(●●市環境基本計画)の実施計画に「改定した都市計画マスタープランの運用」を主要事業として掲載している。

平成 22 年度に●●市都市計画マスタープランの見直しを行った際、「市民参加によるまちづくり」という基本的な考え方に立ち、市民が計画づくりに直接参加し、生の意見と提案を行う場として、平成 21 年 2 月に「まちづくり協議会」を設立し、市民提案をもとに計画案を作成した。

また、市民と行政の協働による策定とするため、「まちづくり協議会」に庁内サポートチームも参加し、意見・提案の検討のため、一般の市民イベント開催時に、「意見・提言案」案の出展・発表、市民との意見交換を行い、さらにタウンウォッチングによる現地調査等を実施した。

計画案の庁内検討については策定委員会を中心に実施し、計画案については、審議会への諮問、答申により計画書としたものである。

環境施策の基本となる計画に基づく施策の実施について、環境審議会を実施し、進捗状況の報告と審議を行っている。

環境施策を議論する「うつくし作戦県民会議」において、①計画の策定、②計画案骨子、③計画案の3回にわたり、意見聴取を行った。

環境審議会(住民委員を含む)を設置し、環境基本計画に基づく各施策について意見を聴取している。

#### 環境審議会での公募委員の募集

環境審議会において環境基本計画に基づく成果報告を行い、次年度の施策についての意見をいただき反映するよう努めている。

#### 環境審議会の開催

環境審議会を設置し、村の環境施策について毎年審議を行い、改善・向上に努めている。

環境審議会及び環境基本計画推進市民委員会の委員に、各処理施設等を視察していただき、専門的見地及 び市民の目線で環境行政全般にわたり、意見をいただいている。

## 環境対策検討委員会の設置

環境白書作成時に、市民 1,000 人を対象としたアンケートによる市民の意識調査を行っている。

環境保全を目的とした自発的な行動を行っている住民を「環境保全推進委員」として委嘱し、毎年、環境問題に関わる意向調査を実施し、環境施策に取り入れている。

#### 環境保全審議会委員を公募で募集

環境問題に対する市民の意識や関心、行政への要望等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に市全域の 20 歳以上の市民から無作為抽出し 1000 通配布し 459 人から回答を得た。(回答率 45.9%)

### 関係者へのヒアリング等

基本計画に基づく施策の企画、立案、実施にあたり、住民委員をメンバーとした環境審議会を設置している。

基本計画策定から携わった住民団体「●●環境村民会議」が、基本計画のもと活動している。また、同会の委員で構成される「環境基本計画推進委員会」が行政ヒアリングを年1回行い、行政施策の進捗状況の把握・確認・評価を行っている。

希望者が自由に参加できる「●●市民環境会議」を設置しており、市民啓発や市の環境事業の進捗状況の確認を行っている。

## 協議

住民・団体・事業所の代表、学識経験者から成る常設の環境活動推進会議で啓発イベントの実施運営について討議しているほか、当自治体施策の実施状況を報告して意見集約している。

#### 計画の策定に当たり、市民意識調査を実施

その結果、市民が望むまちの姿として「少ないエネルギーで環境負荷を減らしたまち・安全で安心した生活環境が確保されている」が大きくポイントを伸ばすこととなった。

こうした結果を受け、これまで実施してきた家庭向けの太陽光発電の補助金に加え、蓄電池等を補助対象に加えた自立分散型エネルギーの普及拡大を目的とした新たな補助金事業を開始した。

## 計画の推進体制への住民等の参加

計画の中間見直しを行うにあたり、策定時と同様のアンケートを実施し、市民の環境に関する意識を再度把握した。

公園等の改修に伴い、地元説明会を実施し、地元住民の意見や要望を取り入れた。

公募委員等で構成する●●市環境審議会を設置し意見を聴取している。

広く地域の方々から意見・提言を聞き、市政に反映させることを目的に、「市長と語ろう会」を開催している。 昨年度、新たな環境基本計画を策定する際に実施したアンケートによれば、「ごみのポイ捨て」に関して不満があり、「ごみの少ないきれいなまち」を望んでいることから、廃棄物関係の施策に重点的に取り組んでいくことと

している。 策定にあたり、●●市環境審議会委員、環境基本計画策定部会委員、地域行動計画策定部会委員、環境基本計画・地域行動計画策定推進委員を設置し延べ45名、29回の会議を行い、住民等の意見を取り入れた。

策定に携わった委員が、策定後に計画を実行するための組織を作って、計画の推進を行っている。

策定前々年から、策定委員会(9回)及びワーキング部会(10回)を開催して、広く意見を取り入れた。

市が運営する登録制のアンケート制度である「e-モニター制度」を利用して、市民の意見を取り入れている。この制度は、モニターとして登録した方にインターネットを活用し、パソコンや携帯電話へ電子メールで市からアンケートや情報を発信し、回答をいただくもので、市民の様々な意見を広く集めることが期待できる。

市の開催する環境講座でアンケートを実施している。

市の協働組織である住民団体と検証を行っています。

市議会議員へ環境基本計画策定案を説明し意見を求めた。

市内在住の20歳以上の市民の方から無作為で選ばれた1200名にアンケート調査を行った。

市民、事業者、環境 NGO で構成される会議と連携し、各主体の環境配慮行動の実践に携わっている。

市民、事業者・民間団体、本市で構成する「●●市環境基本計画推進会議」において、計画の推進に関する事業の企画や実施に向けた実践的な行動に関することや計画の進捗状況の点検をしている。

市民・行政・事業者の3者協働組織である「ECO-net●●」を通じて意見を取り入れている。

市民・事業者・行政の3者でグループワーキングを実施し、抽出した課題に対し施策の検討を行った。

市民・事業者・市による意見交換会(環境活動報告会)の開催

市民・事業者から組織する●●環境推進協議会と施策の実施について、協働している。

市民・事業者を対象に環境に関するイベント(環境大会・勉強会)を開催しており、●●市環境管理計画についての進捗報告・意見交換を行っている。

市民・民間団体・事業者・行政で組織する「環境アクション協議会」を設置し、毎月1、2回の会議を開き活動している。

市民から●●市環境審議会の委員を公募しており、この審議会で、委員に環境施策の実施状況の説明を行い、意見を聴取している。

市民が委員として参画している環境審議会において引き続き意見聴取を行っている。

地球温暖化に関して市民参加型の協議会を設立し、情報交換、意見聴取を行っている。

市民及び事業所アンケートの実施

市民公募の委員が2人参加している。

市民公募委員を含む環境審議会で施策の進捗管理を実施し、市民等の意見を反映している。

市民向け環境学習会の実施に際して、学習会内容に対する感想や満足度、今後の学習会テーマの希望等に関するアンケート調査を行い、事後の事業改善に活用している。

市民参加型(公募)のワークショップを開催し、地域課題の抽出や課題解決に向けた取り組みについて検討し提案書を作成。この提案書をベースに市民、事業者、学識経験者等からなる策定検討委員会を開催、同委員会の審議により計画書(案)が作成され、市長への答申が行われた。また、この計画書(案)についてパブリックコメントを実施したうえで、計画が策定された。

市民参加型の委員会において説明し、意見を求めた。

市民参加型の委員会より提案のあった事業を実施(もったいないバザール、環境マップなど)

市民参加型委員会の設置、協働でのイベント企画・実施はしているが、特徴的と言える内容ではないと考える。

市民代表による運営委員会を設置し施策実施の進行管理を実施している。

市民等の意見を当市の環境行政に取り入れる機会として、環境審議会を毎年度開催している。

施策の実施に当たって、計画の進捗管理を行う推進委員会を設置。その委員会の構成メンバー15人のうち、5名が公募委員となっている。

施策の実施に当たっては、毎年市内各会場で開催している廃棄物行政地区説明会(ごみ懇談会)において、内容を説明した上で、住民との意見交換を行っている。

住宅用太陽光発電システム設置費補助金について、補助金を交付した人を対象に実施した事業効果追跡調査の中で、市の地球温暖化対策施策に対する意見を承った。

住民自由参加型の円卓会議形式

小学校4年生、中学校2年生、高等学校2年生、市内在住の満18才以上の方、事業者へアンケート調査を行ない、計画策定の参考とさせてもらった。

常設の環境審議会委員に市民公募委員がおり、意見を聞いているため、個別に設置はしていない。

審議会の開催

審議会への報告や市ホームページでの公表を行っている。

推薦等により任命された市民からなるワークショップ委員、環境審議会委員から意見や提言を頂き、取り入れた。

生物多様性地域戦略の策定にあたり自然保護に関心がある住民、自然保護団体等との意見交換を実施

前述の環境ひろばにおいて意見を聴取している。

前年度の取組について、審議会で評価をいただくとともに市民から意見を募集している。

多岐に渡る施策の実施においては、目指す環境像の実現に向け、行政が主体となり市民・市民団体・事業者と 連携し協働しなければならない。

勿論、行政だけでなくそれぞれが主体の施策もあり、いずれにしろ連携・協力は不可欠である。

第2次●●県環境基本計画の実績については公表し、住民意見を募集しているが、意見がないのが現状である。

第2次●●市環境基本計画の策定を進める中で市民会議を発足し、そのメンバーでパートナーシップ協議会を 設立し、協働により環境施策を推進している。

第一次環境基本計画策定の際に発足した公募市民の会がNPO法人に発展して、第二次環境基本計画に基づく施策についても市民団体と協働で実施している。

地域コミュニティーセンターに書面を設置しただけでなく、市のホームページ上でも意見を募集した。

地域のまちづくり協議会の代表などから構成される委員会で、施策の実施について毎年報告し、意見を頂いている。

地球温暖化対策や生物多様性の協議会設置

町の環境審議会に町内で環境保全に取り組む団体のメンバーを委員として委嘱している。

町内の中学校・高校の生徒さんから議員を選出し、未来のまちづくりについて意見・提案を受け、これからの町施策に若い視点からなる柔軟な発想を反映させています。未来を担う子どもたちが何を考え、将来のまちづくりに何を求めているのか、知ることのできるよい機会となっています。

町内全自治会に一人「環境推進員」を設置していただき、毎年環境推進員会を実施。●●町の環境に関する取り組み等の周知や意見交換等を行っている。

町民・事業者・行政から構成される、環境のまちづくり推進会議を設置し、その委員が4部会(自然環境部会・生活環境部会・資源エネルギー部会・環境学習部会)に分かれ、施策の検討を行っている。

町民ボランティアによる意見を取り入れ、ゼロ・ウェイストの推進を行っている。

年に1回環境審議会を開催し、意見を聞く。

年に1度開催する環境審議会において、施策の進捗状況を報告し、委員からご意見を頂戴している。(公募委員あり)

年次報告書を基に審議している。

廃油回収を地域・商業振興のイベント等で実施し、意見聴取も行った。

本市計画では、計画の進行状況の点検・評価を行うための「環境指標」として、施策・取組の状況を客観的な数値により把握して評価を行う「客観的指標」に加え、新たに、市民の実感度をアンケート調査により把握して評価を行う「主観的指標」を設定し、主観・客観の両面から総合的な評価を行うこととしている。

なお、本アンケート結果は、次年度以降の施策への検討にも用いる予定である。

※計画期間は平成28年度からであるため、アンケート調査による評価や見直しは平成29年度以降に実施する。

毎月開催している●●市環境市民会議に提示して意見交換を行っている。実現可能なものは順じ具体化している。

無作為選出の市民委員を含めた進行管理の会議の開催

環境マネジメントシステムを活用し、市民・事業者等の意見を施策の実施に反映している。

有識者からの意見聴取として、市内 15 の環境関連団体と意見交換会を実施した。

有識者と一部公募による住民が構成員となっている環境審議会委員とともに、環境審議会を開催し、改定した計画の施策について意見を聞く。

有識者をはじめ、地域の代表者やボランティア団体等で組織された審議会にて意見を取り入れている。

- (5) 環境施策の基本となる計画に策定時に国の環境基本計画のどのような部分を参考としたかについて、以下のような回答が挙げられた。
- ※主なご回答をとりまとめたものである。
- ※基本的に回答の原文をそのまま利用しているが、回答自治体がわかる回答については、一部削除・置き換え(「〇〇市→市」、「〇〇会議→会議」など)を行っている他、複数記載されており他との重複がある場合は、意味が変わらない範囲で削除等を行っている。
- ●●市環境基本計画は平成17年に直近の改定を行ったが、その際、平成12年に策定した国の「第二次環境基本計画」を参考とした。
- ~参考点~

各種の施策の強力な展開を図ることを最大の課題と考え、戦略的な施策プログラムを追加した点

「●●市環境基本計画」の一部改定の際、再生可能エネルギーや放射能汚染からの回復等の項目について、 修正・追加を行った。

「安全」の確保を前提に、「低炭素」・「循環」・「自然共生」が統合的に達成される社会の構築を目指すとする方針 分名主体の役割

「環境に関する社会的動向」という項目の中で、当該計画の概要の紹介を行った。

「持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向」の4項目、「優先的に取り組む重点分野」の9項目

「循環」「共生」「参加」及び「国際的取組」を環境政策の長期的な目標とする点をふまえ、市の施策が国の掲げる個々の施策の展開内容に沿ったものとなるよう調整し、市・市民・事業者などの実施主体がより多く一体となって参加する施策となるようにした。

「第4次環境基本計画」において、めざすべき持続可能な社会として記載されている「低炭素、循環、自然共生の各分野を達成することに加え、安全がその基盤として確保される社会」の部分を参考としている。

「低炭素」「循環型」に加えて「自然共生」も施策の柱に加わったことから、本市の計画においてもこの三本を施策の柱に据えることとした。

「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」づくりの取組みを総合的に進めていくことにより、持続可能な 社会を目指すという概念に加えて「安全が確保される社会」の4つの社会を目指す考え方を参考にしている。 本旨基本計画では、「生活環境」「自然環境」「地球環境」「循環環境」の4つの環境について取組を定めている

また、環境施策全体を通じて環境教育による人材育成を重視する点などを参考にしている。

「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の各分野を補完・連携した。

「目指すべき持続可能な社会の姿」の考え方を参考とし、本県の計画の目指すべき将来像を「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」としている。

- ○「持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向」の「③持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・ 形成」、「④地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進」の部分
- ○「9つの優先的に取り組む重点分野」の下記の部分
- ・「1-1.経済・社会のグリーン化・イノベーションの推進」の"個人や事業者の環境配慮行動の浸透"
- ・「1-3.持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」の"将来世代に引き継いでいく 考え方を共有し、これに取り組んで行く社会を構築する"と"持続可能な地域づくりのため、文化、人材、コミュニ

ティを含む地域資源の活用を進め、地域づくりの担い手の育成と各主体間のネットワークの構築・強化を進める"と"環境政策形成に資する環境情報の充実や環境影響評価制度の充実・強化に取り組む"

- ・「1-8.大気環境保全に関する取組」の"環境的に持続可能な都市・交通システムの実現を図る"
- ●●市の目指すべき持続可能な社会の姿として、安全が確保される社会を基本目標に掲げたこと。市の環境 施策の方針について国の計画との整合性を図った。
- ●●市環境基本計画(2011~2021)の中間見直しで、「第四次環境基本計画の重点分野」である「地球温暖化に関する取組」を参考にするなど施策の拡充をした。具体的には地球温暖化適応策の検討・実施がある。
- ●●町環境基本計画の策定にあたり、国や県の環境基本計画に基づいて作成した。第四次環境基本計画の中からは地球温暖化の取り組みや持続可能な社会を実現するための地域・人づくり整備の推進項目を特に参考にした。
- ・9つの重点分野については、当市においても可能な限り重点施策として取り組む。
- ・地球温暖化対策については、2050年の温室効果ガス排出量削減目標を80%に合わせた。 など
- 環境と経済の関係性(グリーンイノベーションなど)
- ・ 施策の体系
- ・個人や事業者の環境配慮行為の浸透、環境配慮型商品の普及により、グリーン化を進める。
- ・森林、農地、河川、都市等の国土を有する価値を保全、増大させ将来盛大に引き継いでいく考え方を共生し、これに取り組んでいく社会を構築する。
- 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取り組み
- ・大気汚染や光化学オキシダント、PM2.5 に対する取り組みを強化する。
- ・国が重視している分野や施策を参考とした。
- ・国の第4次環境基本計画の策定において課題とされた事項やその解決のための取組み方針
- ・「地球温暖化に対する取組」や「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」といった計画に定める 9つの重点分野
- ・循環型社会の構築のための取組
- ・都市における良好な大気環境の確保に関する取組
- ・第 4 次環境基本計画においての「目指すべき社会の姿」として掲げられている低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成すること
- ・本市環境基本計画において、「基本目標」については、総合計画における環境のキーワードである「低炭素」と「循環」を統合し、その達成を目指すこととした。

## 水環境保全に関する取組

大気環境保全に関する取組

地球温暖化に関する取組

## 生物多様性の保全

・地球温暖化対策に代表される、環境に対する国際ルールの策定や、東日本大震災を契機としたエネルギー政策の見直しの動きなどの社会情勢、環境問題等の変化を反映

# 目指すべき持続可能な社会の姿

- 1、持続可能な社会を実現するための地域づくり、人づくり、基盤整備の推進
- 2、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組
- 3、物質循環の確保と循環型社会の構築
- 4、水環境保全に関する取組
- 1.環境負荷の軽減
- ・クリーン農業の実勢、エコファーマー等の認証取得など
- 2.水環境の保全
  - 生活排水の適正化、生活排水処理施設の適正利用
  - 河川愛護、緑化推進、水辺の美化運動など
- 3.資源循環型社会の推進

- ・ごみの減量推進、再生利用事業の推進、再生品利用の推進(グリーン購入)など
- 4.地球温暖化防止対策の推進
- ・省エネ・省資源に資する消費行動の推進

例)節電、エコ家電・エコ製品の購入(買替時)、グリーン購入など

9つの優先的に取り組む重点分野

p17 「安全·安心」に係る部分

p128 「3. 放射性物質による環境汚染対策についての検討について」

p17 「目指すべき持続可能な社会とは、『安全』が確保されることを前提に、『低炭素』・『循環』・『自然共生』の各分野が、統合的に達成された社会と言える」の部分(一部略)

エネルギー、資源、食料の持続可能な利用において、わが国がこれらについて目指すべき持続可能な社会の 構築の方向性を参考にする必要がある。

グリーン・イノベーションや持続可能な社会の実現、災害に強い地域づくり、放射性物質の対応等、第四次環境 基本計画に記載されている内容を加味しながら、当市の計画の改定作業等を行った。

まちの計画は第4次環境基本計画および環境基本法との関連性に配慮して策定されている。

めざすべき持続可能な社会の姿

現在策定中の●●環境基本計画 2011(後期計画)において、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」に 関する施策を掲載

安全の確保を前提とした低炭素社会・循環型社会・自然共生社会を統合的に実現することを掲げていること安全安心の確保を前提に、低炭素、循環型、自然共生社会の構築を一体的に目指すという点

温室ガスの基準年比6%削減目標

温室効果ガス排出量に関する目標

温室効果ガス排出量削減への取り組み

家庭から出るもえるごみの減量のため雑がみ回収を実施している。

課題の整理や今後の施策の方向性を検討する際に、第1部第1章第2節「今後の環境政策の課題と目指すべき持続可能な社会の姿」及び、第1部第2章「今後の環境政策の展開の方向」を参考とした。

改訂によって変更された点や、方向性等を参考とした。

概念や対象分野、方向性について参考とした。

※コンサルタントが整合性を持った施策を市に提案する形で取り入れた。

各基準となる数値等について

各施策における基本的方向性及び各主体の役割等

環境・経済・社会、環境政策分野間の連携など、持続可能な社会の構築の考え

環境エネルギー産業に係る取組(グリーンイノベーション)

環境に関する基本的な考え方

環境に関する国の動向や方針

環境の現状と環境政策策定の参考とした。

環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための方向性や、各施策の展開にあたり、分野の設定や取組等について参考にした。

環境への負荷の少ない持続的開発が可能な社会の形成 自然との共生

環境基本計画で示されている「目指すべき持続可能な社会の姿」を踏まえ、環境マスタープランの基本方針を設定している。

(環境マスタープランの 4 つの基本方針)

- ①二酸化炭素の排出が少ないくらしと社会を目指します
- ②資源を有効活用し、ごみができるだけ発生しないくらしと社会を目指します
- ③生物が多様で、自然のめぐみが豊かなくらしと社会を目指します
- ④安全・安心で快適な生活環境のあるくらしと社会を目指します

を設定している。

環境基本計画に関する基本的な考え方や基幹的な取り組み

環境基本計画に記載されている分野、項目、各主体の役割など

環境基本計画は現在策定中であるが、整合性が図っている。

環境施策など基本的な計画の方向性を参考としている。

環境施策の最上位計画であるため、全般において地方自治体としての実施が見込まれる施策や計画等

環境施策や配慮指針の検討にあたり参考にした。

環境政策の方向性、環境諸施策についての大きな流れを掴むため。

重視する分野

環境総合計画の施策の柱立てを検討する際に、国の環境基本計画に掲げられている「目指すべき持続可能な 社会の姿」を参考とした。

環境分野の区分、環境施策の概要と施策体系

環境保全に関する施策を実施するに当たって、国と地方公共団体との役割分担や、地方公共団体における市民・事業者と行政との役割分担等について整理するため、全体的に参考とした。

環境保全に関する理念、基本施策分野及びその方向性について参考とした。

具体的な取組については本市の特性を重視して検討した。

企業や個人、行政など、各主体へのメッセージを明確化している部分

基本計画で策定される方向性等

基本的な取組方針

基本方針や重点施策との整合

基本目標や施策体系など

基本目標設定における各取組分野の方向性を同じくしている。

基本理念(持続可能な社会【循環型社会・自然共生型社会・低炭素社会】の形成)など

基本理念(低炭素・循環・自然共生の統合的達成と安全の確保)

基本理念、今後の環境施策の展開の方向及び9つの重点分野

基本理念及び政策

基本理念等の基本的な考え方について

計画として整合性をとった。

計画の構成

政策の具体的な展開

計画の構成や内容、目標等について参考とした。

計画の策定にあたっては、国の方向性との整合を図った。

計画の背景、計画の構成など

計画の目的

計画対象期間・目指すべき将来の姿・基本方針・基本目標・重点施策等

県計画の基本目標「健全で恵み豊かな環境の保全と創造」に、国計画の「目指すべき持続可能な社会の姿」を 反映し、「安心・安全で持続可能な社会づくり」をサブタイトルとして、その考え方を明確にした。

現在、国の第四次環境基本計画を参考に環境基本計画を策定中である。

主に、地球温暖化に関する取り組みや循環型社会の構築のための取り組みなどを参考にしている。

構成や分類について参考にした。

国が重視している環境施策の方向性・考え方

国としての方向性や重点的な取組を確認した。

国の「第四次環境基本計画」において、新たに記載した「放射性物質による環境汚染からの回復等」について、 本市環境基本計画において、「原子力災害からの環境回復」を新たに位置付ける際の参考とした。

国の3本柱である「自然共生」・「低炭素」・「資源循環」を参考とし、分野別目標・施策を検討した。

国の環境基本計画が示す「目指すべき持続可能な社会の姿」を考慮し、本件環境基本計画の基本目標を定めた。

国の環境基本計画で目指す社会像(低炭素社会、循環型社会、自然共生社会)の設定について、本県においても将来の社会像として同様に設定した。また、施策の進捗状況を総合的に管理する指標についても、国の状況を参考として作成している。

## 国の環境基本計画との整合を考慮

国の環境基本計画と当自治体の基本計画の方向性に大幅なずれが生じないよう、全体的な方向性及び概要を参考とした。

国の環境基本計画と整合性のとれた計画を策定した。

国の環境基本計画に基づき、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の3つの社会づくり、また、これら3つの社会の安全が確保される生活環境の確保、環境教育など総合的な取り組みの推進

国の環境基本計画の趣旨からはずれないよう、整合を図っている。

国の環境基本計画の重点施策や方向性を参考に本市計画の目標や取組を決定した。

国の環境基本計画の体系、全般的な内容を参考に、市として取り組むべき方向性等を検討した。

国の環境基本計画の内容や計画の方向性と本市の計画との整合性が図れるようにした。

国の環境基本計画全体

国の環境施策に対して整合性がとれているかを検討した。

国の環境施策の大綱を定める基本計画として、計画の位置づけや施策の方向性を参考としている。

国の環境施策の方向性や盛り込むべき項目、記載の仕方など

国の基本計画の概要を踏まえた上で、市の基本計画を策定している。

国の基本計画の重点分野を参考に、本県の計画で柱立ての検討を行った。

国の基本方針

国の考えを把握するため全般的に参考とした。

国の施策との整合性を確認している。

国の施策の方向性を確認し、市の方向性との差異について確認しました。

国の第四次環境基本計画や平成23年3月に策定された■■(属する都道府県)の●●21世紀の新環境総合計画、第5次▲▲市総合計画等を踏まえて平成29年3月に改定を行う予定

国の動向を把握するため、環境省のホームページから、第四次環境基本計画の概要や取組内容等を確認し、参考とした。

## 国の方向性の確認

国環境基本計画において掲げられている、「持続可能な社会の実現」及び「"低炭素"、"循環"、"自然共生"の各分野の統合的な達成」を踏まえ、本市環境基本計画の基本目標を設定する予定(現在改定作業中)

国全体としての環境政策の方向と取組の枠組

今後の改定に向けて参考とする。

今後の環境政策の展開の方向

今後の政策の展開方向、重点分野、取組推進に向けた指標の設定内容など

再生可能エネルギーの項目の拡充

再生可能エネルギー関連事項の一部

外来種対策

昨年度策定した第2次●●市環境基本計画の中で、「目指すべき持続可能な社会の姿」について引用している。

策定(改定)業務が平成19年度のため、詳細は不明だが、施策体系など基本的な考え方は参考にしている。 策定の背景や概要など骨子部分

市の計画における大きな枠組みとなる施策の方向性は、国の計画に整合させる必要があると考えている。

指標、施策の見直しの際に、第4次環境基本計画で掲げる重点分野を参考にした。

施策の基本的視点に、環境基本計画の目指すべき持続可能な社会の姿、今後の環境政策の展開の方向などを盛り込んでいる。

施策の柱に、環境基本計画で定める重点分野である「地域づくり・人づくり」「地球温暖化対策」「循環型社会の構築」「水・大気環境保全」等を盛り込んでいる。

施策の基本方針及び重点プロジェクトに「低炭素」「循環型」「自然共生」の各分野を位置づけ 統合的に向上しながら、持続可能な社会を目指すべき環境像とした。

施策の基本目標等について、国環境基本計画との整合性を図るために参考とした。

施策の構成等

施策の方向性など

目標・指標の設定について

施策体系

施策体系や進捗管理の指標を検討するうえで、第四次環境基本計画の施策体系や総合的環境指標を参考とした。

施策内容等

資料編として、概要および今後の環境施策の展開方向、国の重点分野政策プログラムを掲載

持続可能な社会の基盤となる国土、自然の維持、形成と多様な主体による行動と参画、協働の推進について町の具体的な状況に照らし、施策や取組を策定した。

良好な環境の確保と将来世代への継承、持続的発展が可能な町づくり、地球環境保全の積極的推進という3 つの理念のもとに作成された瑞穂町環境基本条例に基づき、平成21年3月に、環境の保全などに関する施策 の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に「●●町環境基本計画」が策定された。この計画は、毎年進捗 状況報告を審議会にかけ、内容をホームページで公表している。●●町環境基本計画は5年ごとに見直しがさ れる。現在は、瑞穂町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の推進に取り組んでおり、平成27年には、瑞穂 町グリーン購入調達基本方針を策定した。

持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり・基盤整備の推進を参考に市の望ましい環境像を定めた。

持続可能な社会を実現する社会像として、従来の、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会に加えて、安全が確保される社会を掲げ、実現に向けて施策展開する。

持続可能性を追求することが、すなわち人間の安全、生存基盤を守ることである、という根本的な考え方を参考とした。

取組・事業実施分野の設定等

取組の基本的な方向性について

重点施策、指標を参考にしました。

重点分野など全体的に参考とした。

重点分野の「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」「地球温暖化に関する取組」、「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」、「水環境保全に関する取組」、「大気環境保全に関する取組」、「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」部分

重点分野の中で、本市が可能な部分を参考にした。

循環型社会、低炭素化社会の形成、自然共生、多様な生態系の維持など

循環型社会・自然共生社会を施策の柱として位置付けている。

循環型社会の構築に関する記述など

上位計画である国の環境基本計画(第四次)、●●市基本構想・第9次基本計画との整合を図るため、●●市環境基本計画(第三次)では、「めざすまちの姿」として『豊かな自然と歴史に育まれ、未来へいのちつなぐまち』を掲げ、「循環」、「温暖化対策(低炭素)」、「自然共生」の重点3分野はそのまま受け継ぎ、黄砂・PM2.5 等の越境大気汚染による健康被害、気候変動に伴う熱中症等の増加など、市民の安全・安心等に係る身近な課題への対応として、「快適で良好な生活環境のまちづくり」を加えた4つの分野別施策を柱に、分野横断型施策であ

る「人・地域づくり」、「しくみづくり」、「広域」を組み合わせて統合的に展開する計画体系としている。

世界規模、全国規模の環境関連問題の概要の把握。それに伴う国の方向性の確認

成果を図る指標の設定項目など

政策の方向性等

整合性の部分に配慮し、基本理念及び概要を参考としました。

全体的な方向性や、東日本大震災を受けた放射性物質による環境汚染対策、自立・分散型エネルギー導入推進など第四次環境基本計画で新たに盛り込まれた項目等を参考とした。

全体的に両計画の整合性が取れるように配慮

全般的な考え方を参考とした。

体系、構成、各分野における現況認識と課題

対象とする分野について

大きな枠組み(市施策に該当する部分)と方向性を参考とした。

大まかな項目

第1章-第1節-2項 世界の問題と密接に関わる日本の環境問題

第1章第2節「今後の環境政策の課題」及び第2章「今後の環境政策の展開の方向」

第1部 第1章 第2節(2)目指すべき持続可能な社会の姿

第1部より、国・世界における環境の状況や目指すべき持続可能な社会の姿

第2部より、各主体の役割における地方公共団体の役割

第2次●●県環境基本計画における「●●県が目指す環境像」及び「基本目標」は、第四次環境基本計画(国の環境基本計画)の「今後の環境政策の展開の方向」に沿ったものにしている。

第2次●●市環境基本計画の見直しにおいて、「低炭素・循環・自然共生」を基本として、資源循環型社会の構築、水環境保全及び地球温暖化対策を参考とした。

第2次●●市環境基本計画は平成23年2月に策定

国の第3次環境基本計画(平成28年4月閣議決定)の環境政策の具体的な展開の中で

- ・地球温暖化問題に対する取組
- ・物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組
- ・都市における良好な大気環境の確保に関する取組
- ・環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組
- ・生物多様性の保全のための取組

が掲げられており、これらの項目に歴史的環境の保全や、教育の充実、市民との協働等を加味しながら、第2次●●市環境基本計画を策定した。

第2部、第1章重点分野ごとの環境政策のうち、「第4章 地球温暖化に関する取組」を中心に参考とした。 第4次環境基本計画に、「放射性物質による環境汚染対策」及び「グリーンイノベーションの推進」が盛り込まれたことから、施策に追加

第4次環境基本計画における目指すべき持続可能な社会の姿及びその考え方

第4次環境基本計画の環境政策の方向性と照らし合わせ、適応策やPM2.5の常時監視といった、新たな視点からの施策の展開方向を取り入れた。

第4次環境基本計画は、市の第2次計画策定後であったため、反映はされていない。第3次市計画策定時の 参考なるもの。

第四次環境基本計画」では、環境行政の目標である持続可能な社会とは「低炭素」「循環」「自然共生」の各分野を統合的に達成し、その基盤として「安全」を確保する社会としている。

● 環境基本計画においても、これらを参考とし「循環型」「自然との共生」「安全・安心」など6つの区分に分けて体系づけている。

第四次環境基本計画では、環境行政の目標である持続可能な社会を「低炭素」「循環」「自然共生」の各分野を統合的に達成し、その基盤として「安全」を確保している社会とあるため環境施策として掲げた。

第四次環境基本計画では、国民の「安全」の確保を前提とした「低炭素」・「循環」・「自然共生」が統合的に達成された持続可能な社会の実現を急務としている。本市の環境基本計画改定も、そのことを勘案して進めている。

第四次環境基本計画の中で、持続可能な社会を実現するためには、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」を構築することが必要であり、また、それぞれが独立した社会ではなく、相互に関係しているため、それらに向けた取組を総合的に展開していくことが不可欠であるとしている。●●県では、第二次●●環境基本計画を改定するにあたり、上記3つの社会の実現を目指すことを含む基本目標を設定した。また、目指すべき3つの社会を総合的に達成するために、あらゆる主体の環境意識を高め、講堂に移していくことだ重要であることから、持続可能なものとして次の世代へつないでいけるように、人づくり・しくみづくりに取り組むことも基本目標として設定した。

第四次環境基本計画の中では、目指すべき持続可能な社会を「「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が統合的に達成されるとともに、「安全」がその基盤として確保される社会」としている。その部分を基本目標等に反映させた。

第四次環境基本計画の内容を本市環境基本計画の施策や目標などを設定する際の参考とした。

第四次環境基本計画の目指すべき持続可能な社会である「低炭素・循環・自然共生」の各分野の統合的な達成や、その基盤としての「安全」の確保、また9つの優先的に取り組む重点分野などの方向性を参考とした。

第四次環境基本計画の目指すべき持続可能な社会の姿である「低炭素」、「循環」、「自然共生」とその基盤となる「安全」を確保するといったような視点を反映させて、本市の取組分野を設定した。

第二次●●市環境基本計画に組み込んでいる区域施策編における温室効果ガス排出削減量の目標値の設定に際し参考にした。また、第三次●●市環境基本計画の策定に向け、特に、国の重点分野を参考にしている。

第二次環境基本計画策定に当たり、新規項目作成の参考にした。

地域づくり・人づくりの推進の観点など

地域づくりの重視やエネルギー源等を参考

地域循環圏の形成

環境政策の方向性 等

地球温暖化に関する取組や生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組、水環境保全や大気環境保全に関する取組などの必要な項目について参考にしている。

地球温暖化対策

生物多様性地域戦略について

地球温暖化対策の目標値や施策の一部を参考にした。

地球環境の保全分野における地球温暖化対策の取り組みとして、エネルギー起源 CO2 の排出抑制を参考にした。

気候変動枠組条約第 21 回締約国会議における日本の約束草案を基に、1世帯あたりの電力及び都市ガスの 年間消費量を目標値として設定している。

地球環境保全への貢献・環境情報と環境教育の普及

地方公共団体に期待される役割について記載のある部分

低炭素・循環型社会・自然共生の柱と7つの重点分野

低炭素社会、自然共生社会づくり、地域循環圏の形成

低炭素社会=地球温暖化防止に関する取組など

適応策の記述

東日本大震災がもたらした今日の社会的状況を踏まえ、今日の環境に関する状況・・課題を幅広く的確に把握し、長期的な視野に立って作成するようにした。

東日本大震災を踏まえ、持続可能な社会構築のための地域づくりや災害に強い地域づくりを進めるとともに、 自然共生社会の実現を図る。

当市では、放射性物質の影響で野生きのこ等の販売が規制されているため、放射性物質からの環境汚染についての項目を参考とした。

当然国の計画を基準としながら策定したと思われるが、策定当事事務に携わっていないので具体的な事項は分りません。

当町の計画の策定時期が、「第四次環境基本計画」の策定より以前だったため、素案の内容を参考とした。● ●町としては、持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり・基盤整備の推進により地域循環圏の形成と地球温暖化に関する取組を重点としている。

内容、方向性、構成等

内容について、国の方針から逸脱しないよう調整を図った。

放射性物質への対応について

法体系や計画の位置づけ

本市で設定した削減目標数値については、国の目標値を踏まえて設定した。

本市の環境基本計画改定の背景や環境をめぐる情勢を確認する上で参考にしました。

目指すべき持続可能な社会について「低炭素」「循環」「自然共生」の各分野についてを参考とし、人と自然との 共生、資源の循環、環境への負荷を減らすことを基本理念とした。

目指すべき持続可能な社会の姿、今後の環境政策の具体的な展開(地球温暖化に関する取組等)、地方公共 団体の役割について参考とした。

目指すべき持続可能な社会の姿、持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向、9つの優先的に取り組む 重点分野など

目指すべき持続可能な社会の姿、優先的に取り組む重点分野等

目指すべき持続可能な社会の姿「『安全』が確保されることを前提として、『低炭素』・『循環』・『自然共生』の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会」を、●●市環境基本計画の体系を定める際の要素として取り入れた。

目指すべき持続可能な社会の姿⇒「循環型社会」+「自然共生社会」+「低炭素社会」=「安全が確保される社会」

目指すべき持続可能な社会の姿として、「低炭素」「循環型」「自然共生」の統合的達成と、その前提として「安全」の確保が求められている点。

目指すべき持続可能な社会の姿について、個人や事業者の環境配慮講堂の推進、水環境保全に関する地域の特性や生物多様性の保全を念頭に、良好な水環境の保全に取り組む部分を参考としました。

目指すべき持続可能な社会の姿についての考え方を、市の計画対象分野について取り入れた。

今後の環境施策の展開の方向等の基本的な事項

目指すべき持続可能な社会の姿や長期目標を参考にした。

目指すべき持続可能な社会の姿を参考に、当市の環境施策の基本目標や、環境施策に関する取組の展開の方向性など検討し策定した。

目指すべき持続可能な社会の姿等

目標の設定

優先的に取り組む重点分野

優先的に取り組む重点分野とする9分野について基本背景とし、本市として重点的に取り組む内容、施策を抽 出

- (6) 環境施策の基本となる計画に関する事業者・住民等への普及・啓発についてその状況とその際の工夫について、以下のような回答が挙げられた。
- ※主なご回答をとりまとめたものである。
- ※基本的に回答の原文をそのまま利用しているが、回答自治体がわかる回答については、一部削除・置き換え(「〇〇市→市」、「〇〇会議→会議」など)を行っている他、複数記載されており他との重複がある場合は、意味が変わらない範囲で削除等を行っている。

〈河川の水質浄化対策を推進する〉という目標への普及・啓発活動として

・公害防止協定に基づく工場・滋養所排出水の水質測定の実施

(市内の主な工場・事業所と公害防止協定を締結し、うち22社から排出水の水質の定期的な測定の実施及び測定結果の報告を受けるとともに、市による不定期の工場・事業所の排出水の水質測定を実施している。)

- ・水質浄化イベント、環境イベント(●●みらいエコフェスタ)
- •高度処理型合併浄化槽設置補助制度
- ・〈地球環境に配慮した取り組みを実施する〉という目標への普及・啓発活動として
- ・みどりのカーテン普及活動
- ・廃食用油の回収
- ・生ごみの分別回収及び堆肥化

〈ごみの再資源化、発生抑制を推進する〉という目標への普及・啓発活動として

- ・生ごみ処理機の購入及び修繕に対する補助事業
- ・行政区・子供会等の団体による資源物回収に対する補助事業
- 学校給食から発生する残飯・残菜のたい肥化を推進
- 「●●の環境をみんなで考える県民ミーティング」を開催し、環境基本計画の概要説明、概要版の配布、パネルディス カッションを行った。
- 「●●環境フェア」の実施(年 1 回開催、毎年 10,000 人~15,000 人程の事業者・市民等が参加)※平成 28 年度は

  \*\*により開催中止
- 「●●環境基本計画」では、住民・事業者・自治体(行政)が協働し環境推進活動を実践することとしており、活動主体となるこの3者を「環境●●」と位置付けている。
- 「環境●●」のうち、住民、当自治体事業者による環境推進に優れた取組に対し、自治体の長が表彰する制度「環境 ●●大賞」を実施している。環境●●を表彰することで、更なる環境●●の活動を広めることを目的としており、平成 23年度から毎年度実施している。28年度から、より環境を身近に取り組みやすくするため、部門の見直しを行ったと ころ、前年度を大きく上回る応募があった。
- 「●●環境村民会議」を発足させる前に、一般公募の住民、環境団体、事業所、商工会、JA 等から参加者を募り、環境に関する学習会を開催した。また、計画を協働で推進する同会の活動を村内に周知するため、広報誌に毎月掲載する(平成 26 年 9 月 25 日号~平成 29 年 1 月 25 日号)とともに、地域のイベントに積極的に出展している。
- 「エコ●●」紙を編集し、広報●●に年1回折込を行い、計画の概要及び実施状況の公表を行うことで普及を行っている。

第二次●●市環境基本計画の普及用パネルを作成し、イベント等で掲示している。

「第2次●●市環境基本計画(改訂版)」の策定を機に、子どもから大人まで全市民の環境意識を底上げすることをめざし、本市で行う環境活動を『▲▲』とブランド化して推進することとした。

- これにより、次のような効果を狙っている。
- ・所属を超えた事業でも統一感や連続性を持たせることが可能
- ・既存事業の見せ方を工夫しコストをかけず新たな魅力の創出
- ・PR 効果の向上が期待でき、市民への浸透力がアップ
- ○●●エコライフフェア

環境関連イベントの中で最大規模

地球温暖化対策やエネルギー政策、生物多様性を視野に入れ、来場者の関心を高め、環境にやさしい行動を起こす 契機となることを目的に年 1 回開催している。

#### 〇環境情報誌「●●」

年2回発行。「日常生活から地球環境を見直す」という視点に立ち、環境に配慮した暮らしや、それを実現する方法などをわかりやすく伝えることにより、住民のライフスタイルの転換を図ることを目的としている。

- ●●環境基本計画の概要版を全戸配布した。
- ●●市環境基本計画の冊子を●●市の全世帯に配布
- ●●市環境基本計画の内容をウェブページに掲載している。また、市民を対象とした出前講座で環境基本計画の説明を実施している。
- ●●市環境基本計画概要版の全戸配布、環境基本計画説明会の開催、環境講演会、環境教室、環境イベントの開催 など
- ●●市公式HP上に環境基本計画を掲載し、自由に閲覧できるようにしている。
- ●●地域ISOネットワーク・キッズISO等の事業を実施
- ●●町環境基本計画の概要版を作成し、町内全戸配布した。
- ●●町環境審議会でその取組みの報告を行い、結果についてHPで公表している。
- 〇広報、ホームページ、各種パンフレット等による普及・啓発
- ○環境イベント等の開催による普及・啓発
- ○推進キャラクターによる普及・啓発
- ・ 普及啓発版のパンフレットの作成
- ・ 環境出前講座の実施(市民向け講座)

#### 【工夫点】

- ・ 本市が目指している「環境都市の姿」を理解してもらうことで、市民、事業者等が主体的に環境活 動に取り組めるような内容を心がけている。
- ・●●環境プラン【概要版】全戸配布 ・HP による計画の周知
- ・●●環境基本計画書を当自治体内施設の図書館等やコーナーに閲覧用として配布
- ・当自治体ホームページに計画書のデータを掲載
- ・環境月間パネル展においての啓発(ポスター等の展示や概要版を配布)
- 市環境基本計画を市のホームページに掲載した。
- ・市民に環境に配慮した行動(節電、節水、ゴミの減量、リサイクル等)の実施について広報誌等で啓発している。
- ●●町第2次環境対策実施計画書の概要版(A3裏表)を全戸配布

各種会議での説明

公共施設での配布、閲覧

リーフレットやパンフレットの作成、配布

アンケートの実施

イベントにおける紹介パネルの展示

- ・当自治体職員による「出前語らい」の実施
- ・「環境連続セミナー」の開催

県民会議での説明

窓口に配架

「●●県の環境(環境白書)」への掲載

環境イベントを通じ、提供

ホームページの掲載

広報誌に環境コラムの掲載

環境に関するイベント(説明会、環境セミナー等)を通じた提供

概要版の作成、配布

概要版を全戸へ配布

広報誌等への掲載

市役所での閲覧

図書館や公民館等へ冊子を配布

公共施設での公表

ホームページや個別の施策について、必要に応じて実施時に広報やホームページ等による周知

フェイスブック、ツイッターでの情報発信

- ・政策企画課の窓口で500円で販売
- ・図書館及び公共施設5か所で閲覧可能

出前講座などによる周知

各種イベントでの広報活動を実施

- ・●●市民大学 環境コースを開講し 計画の内容の説明、協力依頼
- ・生涯学習出前講座「▲▲」に環境に関する10講座を実施
- ・学校や地域住民、企業等への講師派遣による「出前講座」の実施
- 計画の概要版や市の環境年次報告書概要版の無料頒布

住民向け環境学習講座での講義

- ・環境マネジメントシステムを活用した市民・事業者への普及
- •市広報やインターネットを活用した啓発
- ・環境白書を発行
- ・広報紙「環境部ニュース」を発行(町会回覧、施設等で配布)
- ・環境啓発のイベントとして「●●・エコフェスタ」を年1回開催
- ・計画のダイジェスト版の全戸配布

企業懇談会、市民モニター会議等で計画を説明

計画の概要版を作成し、市報折込により全戸配布

計画や具体的施策について、市報やWEBで公表

- ・概要版についてはやさしい表現と親しみやすいイラストを配置することで、なるべく多くの方にお読みいただけるものとなるよう心掛けた。
- ・●●環境フェアを開催し、基本計画の配布や概要についてパネル展示等を実施
- ・計画策定後、県下7地域で「ふるさと環境交流会」を開催し、地域毎の環境づくりについて、住民とともに意見交換を実施した。さらに、地域別交流会を踏まえ、若者を主体とした全県フォーラムを開催し、県の環境づくりのあり方について議論を深めた。
- ・市民向け環境学習会、映画上映会、環境イベント及び出前講座を実施
- ・計画の進捗状況を年次報告書としてまとめ、市ホームページに掲載
- ・計画策定時には計画概要版を作成し、毎戸配布をして周知
- ・国の関係機関、都道府県、県内市町村等に配付
- ・環境白書に掲載

県民向けに講座を実施

- ・広報、コミュニティーFM を通じての普及
- ・環境に関する年次報告書の発行

環境団体、自治区環境役員、関連する会合等での説明と周知

概要版の配布(窓口や環境学習施設、環境イベント等)

関係団体の会議等で説明

- ・広報媒体や資材を用いた PR
- ・「県民の意見を聴く会」の開催
- ・国・県などから配布されたポスターを役所機関で掲示した。

- その広報誌などに掲載した。
- ・冊子(全文・概要版)の県民への配布による PR
- ・会議での説明
- ・市のホームページに計画を掲載するほか、広報紙、町内回覧などにより周知を図る。
- ・当市と官学連携協定を締結している大学のデザインを専攻する学生が計画を推進・啓発するためのポスターを制作した。
- ・今後、ポスターを活用した計画及び施策の啓発・周知行う。
- ●●市環境マスタープランの策定後、様々な機会をとらえ、市民向け、事業者向けの講演等を実施し、マスタープラン に基づく施策の推進に理解協力を求めている。
- ・市の広報誌、ホームページ又は記者会見において広報活動をした。
- ・概要版を作成し配布した。また、出前講座等での活用を予定している。

子ども向け資料を作成し学校の教材として活用

市民団体や企業等の学習会に参加し、普及、啓発を行った。

関係団体、事業者へ計画を送付

環境政策に関する講演等において、計画概要の説明を行った。

- ・市内外の関係機関に計画(本編)を配布した。
- ・市内の宿泊・観光施設に計画(概要版)を配布し、旅行客等の滞在者に対する情報発信・普及啓発を行った。
- ・市広報で計画の改定内容について周知した。
- •市内教育・保育施設への環境教育支援
- ・市内全小中学校を対象とした、市独自の「学校版 ISO」認定と「子ども環境会議」の開催
- ・市職員による、希望団体等への環境に関する「出前講座」の実施
- ・●●市民環境会議による、環境講座・講演会の実施
- ・周知用冊子やパンフレットなどを作成し、事業者等へ配布する。
- イベント等において、計画の概要を示したパネルを展示する。
- ・出前講座において、環境基本計画をはじめ環境施策について説明
- ・各種イベントにおいて計画及び取り組み紹介
- ・環境レポートに記載し市民配布

ホームページ、広報等による啓発(グリーンカーテン、ライトダウン等)

- ・新聞紙面を活用した広報
- ・県政出前講座による説明

担当課及び市役所内「情報提供コーナー」での情報提供

知事記者会見で計画の策定を発表

パンフレット、チラシの作成・町民を対象とした環境に関する講演会の実施(年1回)

- ・当初計画策定時に、各自治会に対し説明会を実施
- ・当初計画策定時及び改定時に、市ホームページ及び広報誌に掲載
- ・当初計画策定時及び改定時に、市関連施設、市内各公民館及び市立図書館に冊子配布
- ・年に1度「●●環境フェスタ」を開催し、パネル展示やアンケート調査を実施することにより、来場者に対し●●市環境基本計画の普及・啓発を行った。
- ・●●市環境モニターに対し、計画の普及・啓発を行った。
- ・年次報告書の公表による啓発(年1回)
- ・環境情報誌「エコ●●」の全戸配布による啓発(年2回)

概要版の自治会回覧

- ①環境基本計画についての冊子を作製した。
- ②計画で定めた取組の展開(目指す将来像を達成するためのもの)に則した市内の活動を紹介する冊子を作製した。
- 21'●●環境プランに基づき、関連する当市の事業によって普及・啓発活動を実施
- 4つの分野ごとに基本計画にあるプロジェクトを推進し、啓発活動等を行っている。

5年に1回、計画の進捗状況や評価等をまとめた「環境白書」を発行すること

H20.環境フォーラム開催

- ・●●環境基本計画の説明
- ・市民、事業者(商業・農業)、市によるパネルディスカッション

HP、個別取組における普及活動等にあわせて実施

冊子の販売

実施報告書の作成

個別の施策や事業については、環境イベントや視察対応等で周知している。

HPへの掲載(基本計画、年間の実績報告)

今後については市民祭り等イベントを通じて、計画をもとに取り組んでいることの周知も検討している。

●●県環境情報センターなどへの配布を行うとともに、市町村等関係団体との会議の際に計画の説明を行っている。

計画書と計画書の概要版の送付

イベントなどにより普及啓発をしている。

イベントにおける計画のパネル展示

イベントを開催する際に環境基本計画の概要版を配布し、計画の説明等を行っている。

イベント等での概要版の配布

イベント等での計画書冊子(概要版)の配布

エコアクション 21 の認証取得を目指す事業所を対象に、エコアクション 21 審査人による無料研修会を実施

エコライフチェック事業、小中学校を対象とした環境作文コンクール

クリーン作戦の会場において、環境市民会議の委員がリサイクルやごみ減量について啓発した。

ケーブルテレビや広報誌、リーフレット・冊子・パネルの配架等。リーフレット・冊子・パネルは、市の環境イベントのたびに配架するようにしている。

ごみの減量化・リサイクル・廃油回収等ののイベントを年2回~3回行っている。なお今後は、内容等の変更を検討中

コミュニティFMを利用した広報

シンポジウムや計画概要版の配布

チラシを活用した情報発信

テレビ、ラジオ等の報道機関を用いた活動など

「環境白書」の発行や各種イベントでの情報提供などを行っている。

当自治体の広報誌によりパブリックコメントの結果および計画の発表を行っている。

また、完成した計画(冊子)を図書館や広報担当所管などに設置し、希望する住民にいつで配布できるよう対応している。

パンフレットを活用した HP やセミナー等での啓発 等

ホームページ、自治体報、環境情報誌による周知や冊子(概要版)を配布し、普及啓発に努めた。

住民参加型の啓発施策を実施した。

環境基本計画についての広報特集号を年1回作成し、市内全域へ広く配布を行っている。

図書館等の利用

環境保全推進員を通じた情報提供

ホームページで計画を公表するとともに、冊子を製本して、内容を周知・啓発している。

市の広報誌で特集を組み周知を図った。

地元のケーブルテレビを用いた広報

市民向けの講座(市政出前ふれあいトーク)を実施

環境基本計画の計画書、概要版を作成して配布

ECO-net●●の事業やイベント等を通じて行っている。

環境関連イベントでの説明・冊子の配布等、出前授業等での説明

また、環境啓発イベントにおいて概要版の配布や、計画の策定時や改訂時には啓発品を作成し配布を行っていた。

概要版の作成、当自治体の環境(環境白書)の作成・周知などにより実施した。

ホームページや環境関係情報誌の作成を通じ、環境意識の普及啓発に努めている。

イベント等でのパンフレットの配付

・ホームページや広報誌への掲載、冊子の作成による普及・啓発を実施

・市民向け・事業者向けそれぞれの環境関連の講習会において、計画の概要や主体の役割について説明

市民・事業者・市職員等で構成する●●市環境基本計画3者協議会にて普及・啓発に関する取り組みを行っている。

環境白書の作成

パネル展による啓発

小学生を対象とした水生生物調査や出前講座等の実施

依頼があれば自治会や団体に出向き説明を説明をしている。

衛生組合を中心に、研修や環境整備活動など各種取組を実施している。

応報誌や WEB 上で周知啓発を実施した。

改定時に広報掲載等により普及活動を行っている。今後、イベントでの普及活動等を検討している。

概要を記した冊子の作成・配布

イベント、会議での配布や説明

概要版パンフレットの配布

概要版やこども向けのパンフレットの作成・配布、出前講座を通じて市の職員が講義

概要版を作成し、公共施設等に設置しているほか、市ホームページへの掲載や出前講座の受付などを行っている。

概要版を作成し、市内の小学校等に配布したり、市公式ホームページに掲載した。

各環境施策・分野ごとに啓発用の資料等を作成し、市のイベント、環境に関するイベント等で配布を行ったり、セミナーを開催する等によって啓発を行っている。

各自治会に配置していただいている「環境推進員」へ毎年度周知。また、毎年度、環境基本計画の施策の進捗状況について中間報告を作成し、町HP等で周知している。

刊行物の発行、HP での公開

環境イベントの実施(来場者参加型)

環境イベント等でのパネル展示、チラシ配布

環境シンポジウムの実施

環境に関する行事での概要版の配布

環境セミナーの開催

環境に関するイベント(環境フェスティバル)で説明会を行った。

環境フェアという企業や市民団体も参加するイベント年に1度実施し、環境について啓発している。

環境マネジメント(エコアクション 21)の運用

新エネ・省エネ機器に対する補助制度の実施

・環境モデル都市市民講座といった啓発イベントの実施

・短期セミナーの実施

環境学習や外来種勉強会の実施

環境学習会の際に、普及・啓発に努めている。

環境活動を展開している NPO やボランティア団体、事業者、行政で●●市地球温暖化対策地域協議会を結成し、 様々な環境活動を実施している。

環境関連情報の発信

環境基本計画の概要版を作成し、町内会・自治会を通じて、各戸に配布しました。

環境基本計画の概要版を全戸配布した。

環境基本計画の年次報告について、従来の詳細な数字・内容を記載したものとは別に、写真・イラストを多用し「見やすさ・気軽さ」を強調した年次報告概要版を作成し公表している。

環境基本計画の年次報告書の公表による普及啓発など

環境基本計画の本編と概要版を作成し、小・中学校、市内の高校、図書館等へ配布。また、公共施設(公民館内図書コーナー)へ環境基本計画本編を閲覧用冊子として配布し、窓口などで概要版を設置。なお、環境基本計画及び概要版は、市のホームページに掲載している。

市民等に環境基本計画の取組について出前講座などを通じて啓発

また、環境イベント開催時には環境基本計画についてのパネル展示を実施

環境基本計画を策定するに当たり、市・市民・事業者の三者が計画の推進主体となることの明記、市内の小学生向けに環境副読本を作成し配布している。

市報、ホームページの掲載や啓発物品、チラシの配布を行い、イベントの実施を行っている。

環境基本計画を推進するために、環境基本計画推進委員会を立ち上げ、市民からの公募委員も募集し、様々な意見を取り入れている。

環境基本計画及び概要版の市公式 Web サイトへの掲載

環境基本計画の目標・指標の達成状況を毎年発行している環境白書にて公表

環境基本計画策定時、アンケートに答えて頂いた事業者に対して環境基本計画を郵送した。

家庭からはじめる環境にやさしい 10 の取り組みとして、チラシを町内各戸配布した。

環境基本計画策定時に、広報紙面上で特集記事を掲載した。

環境基本計画書(概要版)の全世帯への配布。また、独自に作成した広報誌にて 3R 活動等に関するイベントや講座 等の周知、年に1回の環境フェアを通じての環境保全活動や自然エネルギー等の活用方法等の普及・啓発活動。

環境教育、環境学習講座、省エネ後援会、地球温暖化防止展などの開催

環境教育として、一般の方を対象とした参加型環境教育講座や、親子や子供を対象とした参加型環境教育講座などを実施している。

事業者を主体とした活動としては、●●町内の▲▲▲を舞台に歴史を学びながらごみ拾いを行う「ごみ拾いウォーキング」や、間伐材を利用した「マイ箸づくり教室」などを実施している。

住民を主体とした環境保全活動としては、町内の希少野生動植物保全のための生息地整備など行っている。

環境啓発イベントで計画の概要版を配布した。

環境啓発イベントとして、毎年1回、●●市環境フェスタを開催している。

環境啓発イベント等において CO2 削減に向けた取組、資源循環型社会形成に向けた取組について PR を実施 (具体例)・ドライブシミュレーターによるエコドライブ診断・生ごみを使用して作った堆肥の販売、堆肥を使って栽培した野菜の販売

小学校でのエコクラス認定(一定期間、環境活動をした学校に対してエコクラスの認定)

環境啓発を目標としたイベント「●●環境フェア」において、市民・団体・事業者の環境活動を紹介している。

環境月間に市内で環境フェアを市民団体や事業者と協働で開催するとともに、環境学習アドバイザーを自治会や小学校等に派遣し、環境学習を通じた取組の普及啓発を実施している。

環境月間中の啓発イベントにて実施した。

環境講演会、環境ポスターコンクールの開催

環境講座の実施

環境施策に関する件について、個別に広報にて周知、啓発、推進をおこなっている。

環境情報の発信や環境教育、環境啓発の拠点として市民に開放している「環境情報コーナー」において、環境基本計画の概要についてパネル展示を行っている。

環境団体主催の研修会での講演、各種会報への寄稿

環境団体等に配布した。

環境保全活動啓発冊子を作成し、環境家計簿を記入してもらうことによって環境保全の意識を高めてもらっている。(住民向け)

環境保全活動団体に協力いただき普及啓発している。また、広報での周知のほか、各自治会に設置した環境推進員を中心に啓発を行い、地域住民に広げる取り組みを実施している。

環境問題に興味関心を強く持つ市民を集めて団体を結成し、当該市民団体に学校や市主催のイベント等で、環境に関する啓発活動を行ってもらう。

#### 関係機関への送付及

関連する内容をイベント時に広報している。

関連講座の開催時に、環境基本計画に基づく実施であることを周知するなど

基本計画についてはホームページに掲載し、策定経過や意義・内容について説明している。

各施策については、広報・ホームページ・白書などで実施状況の開示等をしている。

啓発効果を上げるために、イベント等の事業は開催告知に加えて実施結果も詳しく掲載している。

基本計画の概要版を作成し、市民及び事業者へ配布

基本計画の概要版を作成し、手にとりやすくしている。また、大学の講義に協力する際に基本計画の内容を扱っている。

計画に掲げる事業の進捗状況と併せて当町のホームページに掲載し、普及・啓発に努めている。

計画に対する年次報告書を作成し、公表をしている。また、市内環境団体の協力をいただいて、市民に内容の説明をしている。

計画の概要版を作成し、事業者及び住民へ配布

計画の概要版を町内全戸に配布するとともに、町 HP に計画を掲載した。また、具体的に取り組んでいる内容を町 HP や広報に掲載するとともに、関係団体への会議に出席し説明を行っている。

計画の冊子や概要版の配布(イベント、窓口など)

また各イベント展示などでの紹介

計画の推進役としてエコキャラクターを作成し刊行物へ活用するほか、イベント等に登場し、普及啓発を行っている。

計画を策定したことを公表するために講演会を開催し環境に関する取り組みの重要性の啓発を実施した。

計画策定の周知を実施

毎年度の取組み成果の公表を実施

計画策定を市報に掲載し、あわせて市ホームページに内容を掲載していることを周知した。

計画策定及び改定の際にパブリックコメントを実施し、当該計画に対する意見募集を行うとともに、計画そのものの普及啓発を行った他、策定計画については、ホームページで公開するとともに、概要版や外字表記の計画書を作成し、時期を捉えて配布を行った。

また、平成 18 年には、産学官民それぞれの委員からなる「●●市環境基本計画推進のための円卓会議」を立ち上げ、市民・企業・活動団体・行政の協働及び連携のもと、基本計画の推進状況の点検及び評価並びに推進方策の検討及び協議を行ってきた。

計画策定時、環境情報誌『●●環境だより』を作成し、小中学校や公共施設に配布と掲示

計画策定当時に冊子を作成し配布したほか、市ホームページに掲載しています。また、前年度の実施状況の点検結果も●●市環境白書及び市ホームページに掲載し、意見を募集しています。

## 計画冊子の配布

計画自体をウェブサイトに公開するとともに、個別の地球温暖化対策事業を推進することにより普及・啓発を図っている。

計画全体についての普及・啓発は難しいため、個別の方針や目標について(地球温暖化防止・リサイクルなど)、イベントや講座で浸透を図っている。

- ・毎年5月末にECO フェスティバルを開催しており、平成28年度は3万人を超える動員を記録した。
- ・住民向けに夏はクールシェアとして施設の利用を呼び掛けている。
- ・事業所向けに夏はサマールック、冬はウォームビズのキャンペーンを行い、空調温度の調整を呼びかけている。
- ・住民向けに環境ミュージカルや環境情報活動センターの環境学習講座、事業所向けの環境経営セミナーなど、環境意識の啓発を図っている。

計画本体の冊子と併せて概要版を作成し、説明会や研修会の場などで積極的に配布した。また、県の広報計画にのせてあらゆる媒体を利用して普及・啓発を実施するよう努めている。

計画本文をわかりやすく記載した「計画普及版」及び「計画概要版」を作成し、印刷物を、関係する部署に配架するとともに、県ホームページ上にアップロードした。また、本県のゆるキャラである「▲▲」を活用し、若年層が親しみやすい配布物やホームページを作成している。

計画本編のほか概要版を作成し、各地区公民館や小中学校に配布

来客スペースへの概要版の設置 等

策定時にラジオでの広報

環境白書の発行

計画の実施状況を報告書として配付

県民や事業者、行政が、相互に連携・協力して●●県環境基本計画に沿った施策・取組の推進を図るため、様々な主体からなる協議会を設置しており、情報交換や交流を図りながら、協働して計画を推進している。

公共施設へ計画冊子を設置

広報、衛生組合の機関誌を通じて、環境への配慮やごみの分別方法について周知している。

イベント等で計画の行動指針などの PR を行った。

ツイッターやフェイスブックなどのSNSへの掲載、パンフレット等の配布、イベントにおける情報提供、環境基本計画報告書の概要版を学校へ配布

「環境課の概要」作成

環境展の実施

広報を通じて、各世帯に計画の概要版を配布した。

パプリックコメントの実施

広報紙、ホームページ等で第2次●●市環境基本計画を掲載。また、毎年度の施策の取組状況をホームページに掲載している。

- ・全住民自治協議会の環境部会への説明
- ・商工会議所総会での説明

など

環境イベントでの啓発

広報誌への掲載とパンフレットの作成を行なった。住民、事業者に参画してもらう推進体制をとっている。

広報誌やエリアワンセグの活用

概要版の支所等への設置

広報誌や市HP、市内行政センターにて計画策定と今後の環境施策の基本理念を紹介しました。

広報発表の実施、本市が発行する情報誌「市民しんぶん」への掲載、各支所等における冊子の配架など

催しなどで計画書(概要版)を配布。事業者団体への説明。

市ホームページへの掲載や窓口での計画書(概要版)の配布など

策定については、広報紙、ホームページで周知した。

計画内容の具体化については、イベントや環境学習講座の開催により推進を図る。

冊子の配布

冊子本編の他に、概要版のリーフレットを作成し、共に町のホームページに掲載している。

各種環境事業を通じての啓発

市で開催された環境イベントにおいて、計画内容に関連した環境に関するクイズを行い、策定中の計画内容の周知・ 啓発活動に努めた。

市のHPに掲載し、周知を図るとともに、毎年エコアクション 21 の取組で進捗状況を確認し、環境レポート作成しHPに掲載している。

市のHPのサブサイトに、環境専門サイトを作成した。また、環境基本計画の進捗状況等をHPに掲載している。

市のイベントで生ごみの水切りの啓発物品の配布等を実施

市のウェブサイトで計画を公表し、普及・啓発を行っている。また、年間実績を環境報告書と市の広報誌において年に 1度公表している。

市のホームページで公表しているほか、計画の概要をまとめた小冊子を市内の学校、町内会、環境活動団体等へ配布している。また、出前講座というかたちで、●●市の環境の現況と課題や取組などを計画に基づいて説明するメニューを設定している。

市の広報紙、公式ホームページや公式フェイスブックで計画の内容を広報した。公共施設で環境に関するアンケート調査(計画の認知度等)を実施し、合わせて啓発パネルを展示した。

市の広報誌、ホームページに計画の策定と、概要について掲載するとともに環境月間には、計画の策定を市役所ロビーで周知するコーナーを設けた。

また窓口で概要版の配布、計画書の閲覧を行っている。

イベントや講習会の開催

市ホームページで進捗状況の公表

市ホームページにおける環境基本計画の公表

また、現在の改定作業終了後に市刊行物において特集記事を掲載予定

市ホームページはもとより、環境関連のイベントを通じて、市民に啓発活動を実施した。また、より理解しやすいように 第2次●●市環境基本計画の概要版を作成し、出先機関等にも配架し周知に努めた。

市ホームページへの環境基本計画全文の掲載

市ホームページへの掲載、計画書の作成

地元新聞社を通じて周知している。

環境イベントでの普及・啓発活動を検討中

市ホームページ等への掲載のほか、市民等に分かりやすい概要版を作成し、出前講座などのあらゆる機会を捉えて本計画をPRすることで、市民・事業者の環境行動につなげている。

環境基本計画書の関係者への配布

環境フォーラムの開催

市政だよりへ計画概要版の折り込みを行った。

市政情報コーナーや図書館での閲覧

市内小中学校で、環境啓発に関する講座を実施

市内の公民館や市政情報コーナーなどでの閲覧

市報やホームページ等で普及・啓発活動を実施し、計画には市民、事業者の環境保全に係わる役割を明確にし、それぞれが行うべき取り組みの方向性を示している。

市民、事業者、行政が協働で計画を推進するため、広く市民、市民団体、事業者等が参画できる推進組織(運営委員会)を設置している。これにより計画に基づいて、市、市民、市民団体、事業者等が行う年度ごとの取組についてまとめ、公表している。

また、市の広報紙や推進組織の啓発紙により普及啓発を行っている。

市民、事業者・民間団体、本市で構成する「●●市環境基本計画推進会議」において、計画の推進に関する事業を実施することにより計画の普及・啓発につながるものと考える。

市民、自治体、環境活動団体、事業者、組合、業界代表、各種団体、商工会議所、消費者団体等で構成する「●●環境パートナーシップ会議」において報告

市民・事業者を対象に環境に関するイベント(環境大会・勉強会)を開催し、●●市環境管理計画の進捗状況報告や 意見交換を行っている。

市民・事業者向けの環境にやさしいくらしや事業活動を示したリーフレット「市民・事業者への環境配慮指針」を配布した。

市民アカデミー(生涯学習講座)において講座を実施

市民に対しては、広報やホームページなどにより情報提供する。

市民の皆様に環境を広く知っていただき、実践につなげていただくために「●●エコフェスタ」を開催しており、そのなかで、啓発している。

また、年次報告書の中に環境施策の基本となる計画について掲載し、周知している。

市民の環境保全意識を高めるために、各施策に基づき「▲▲」「■■」などの啓発事業や「環境に関する出前講座」

「●●海岸観察会」「ホタル観察会」などの環境学習会、「緑のカーテン事業」等の緑化事業を通じた体験型環境活動を実施しています。

また、公募により市民が参加する活動として「環境推進員」が設置されており、地球温暖化対策や省エネ行動を広げる活動を行う「エコライフサポーター」、環境美化や4Rの普及活動に取組む「クリーンサポーター」、犬や猫の正しい飼い方を広める活動を行う「動物愛護サポーター」で構成されています。

市民環境団体と協力し、環境フォーラム等を開催している。

市民向けに冊子の配布、HPへの掲示により普及啓発に努めている。

市民向けの講座の実施

市民団体や市内大学への出前講座を実施した。

市民団体等からの要望により、概要説明を行った。

市役所の情報コーナーに来庁する市民や事業者に対し、閲覧を実施。また、HP 等にて普及・啓発活動を実施している。

事業者等に計画の配布

自治体の公式ホームページや広報誌、担当課で作成したパンフレットやポスターによる広報活動

取り組んでいる内容を市ホームページに掲載し、普及啓発に努めている。

住民・事業者・行政が協働で環境問題に取り組む団体「エコパートナーシップ●●」の会員を中心に、計画の進行管理を行うべく活動実施中

住民等への広報として、基本計画を市ホームページ掲載するとともに、各公共施設に市民閲覧用として計画の冊子を配付した。また、基本計画に掲げた重点的取組を具体化した実施計画を策定し、毎年実績の調査と内容の見直しをするとともに、計画に基づく施策の取組状況を年次報告書としてまとめ発行している。この実施計画と年次報告書も、基本計画と同様に市ホームページへの掲載と各公共施設において市民閲覧用の冊子を用意している。

出前講座のテーマとして設定している。

市民公募による環境保全団体の結成

循環型社会のまちづくりのため、ごみの分別指導などのリサイクルに対する普及啓発活動を実施

商工会議所や市民グループ対象に出前講座を実施

小学生を対象にした出前講座の実施、計画の市ホームページへの掲載

省エネ相談所の開設及びみどりのカーテンプロジェクトにより地球温暖化対策について普及啓発を行っている。 おもちゃ交換会を開催し、3Rの普及啓発を行っているほか、●●市の豊かな自然を紹介する自然観察ガイドブック 「●●フィールドミュージアム」を発行し、これを活用した自然観察会を実施している。

条例・計画に掲げた諸政策を実現するため、政策毎に個々具体的は普及・啓発活動はしているが、条例、基本計画の全般の内容について市民に説明する啓発活動はしていない。

新エネルギー・再生エネルギー・発電施設設備を地球温暖化問題と併せて説明する見学ツアーを実施

新計画の概要場を市内に全戸配布すると共に、広報に記事を掲載。HP に計画策定の報告と PDF を掲載する。

進捗状況点検報告会の実施、ホームページ等での進捗状況点検報告書の公開、環境白書への掲載

推進協議会を設置し普及・啓発活動を実施した。

生ごみ処理機や太陽光発電システムを導入した住宅に補助金を交付した。

説明会及びイベントの開催

全部の施策ではなく、部分的な事業について、広報とホームページを活用して普及・啓発を行っている。

全文、概要版、こども版をホームページ及び広報紙で公表し、こども版については市内小学校に配付

第2次●●市環境基本計画策定時、ダイジェスト版を作成。全戸配布(広報同封)を行い、周知を行った。

第3次●●市環境基本計画をホームページに掲載するとともに、●●市出前講座「いい街つくろう!パートナーシップ ●●」のプログラムに登録し、希望者へ出前講座を実施することにより、普及・啓発を行っている。

また、第3次●●市環境基本計画を子ども向けにわかりやすく説明した「●●の環境」を作成し、市内の小学4年生に配付するとともにホームページに掲載している。

地域の情報交換会での情報提供

町主催の環境講座で環境事業報告書(写真中心)を使用した普及・啓発活動

地区への出張出前講座(説明会)の実施。各地区公民館への冊子及び概要版の設置。市ホームページ及び広報誌で

#### の周知啓発

地区別説明会の実施(15地区)、計画概要の周知を目的とした講演会の実施

中学生への普及・啓発活動として、今年度中に、市内中学生に対して環境に関する情報誌(A3 両面サイズ)を配布予定

中学生向け学校副読本の配布

全世帯への環境基本計画概要版の配布

町のホームページ上での、環境美化活動の呼びかけ(ポイ捨ての禁止等)

町内の公民館や図書館等に環境基本計画を配布。町ホームページで環境基本計画のデータアップ。毎年、環境審議会での会議録のアップなどおこなっている。

町内の住民や事業者を対象に環境美化・保全活動への参加を募ったり、小中学校に訪問し、学習会を行ったりして、 普及啓発活動に努めた。

町有線放送・町ホームページ・町広報誌を活用

読みやすい計画の簡易版を作成したり、市施設内での展示による紹介、市の広報による周知等を実施した。

年に1度、計画中の指標について前年度までの実績値による評価を実施し、公表している。

年次報告書の作成及び公表

普及・啓発イベント「●●環境シンポジウム(平成23年6月30日)」を実施した。

平成28年度は、「★★」というフォーラムにおいて、外部講師による●●市環境基本計画具現化に関する講義を行い、市民への普及・啓蒙活動を実施した。

補助事業を実施し、住宅用太陽光設備や電動アシスト自転車の普及を行ないました。

報道機関への情報提供、県ホームページや広報誌への掲載などを通じて普及・啓発活動を実施した。

本市の環境基本計画のダイジェスト版を作成印刷し全世帯に配布した。市の HP に掲載した。

本市ホームページに掲載し、市内の公共施設に計画を設置した。

本町が実施する生涯学習講座の1つとして登録し、講座を行うことで住民への啓発を行っている。

毎月1回発行する「環境●●」において、第2次●●市環境基本計画の主な取り組みを紹介した。

また、「●●市地球温暖化対策講演会」を開催した。

毎年6月の環境月間と併せる形で、環境基本計画に基づいた「●●環境フェスタ」を実施している。

毎年環境白書を作成し、市ホームページにて公開している。

また、出前講座のプログラムを利用し、住民自治会等に対して講座を行っている。

毎年度県内市町と合同で開催する「環境展」など、環境に関するイベントでパンフレットの配布を行っている。

有害物質に関する情報提供や啓発活動の実施

有線テレビを活用した啓発活動、ホームページを利用しての情報提供、各地区への説明会や各地区環境衛生役員への学習機会の提供等

- (7) 環境施策の基本となる計画の点検状況とその具体的な内容あるいは工夫の事例について調査を行った。、以下のような回答が挙げられた。
- ※主なご回答をとりまとめたものである。
- ※基本的に回答の原文をそのまま利用しているが、回答自治体がわかる回答については、一部削除・置き換え(「〇〇市→市」、「〇〇会議→会議」など)を行っている他、複数記載されており他との重複がある場合は、意味が変わらない範囲で削除等を行っている。

環境審議会環境総合計画部会での点検評価、環境審議会への報告、議会への報告、当自治体の住民等が参画する

会議での意見聴取を通じ、毎年度の PDCA サイクルにより個別の施策・事業の点検評価を実施するとともに、複数年度毎(3~4年)の PDCA サイクルにより計画に掲げた施策の方向や主要施策の実施効果の検証を行う。

複数年度毎のサイクルにおいては、当自治体の住民からの意見募集(パブリックコメント)を実施する。

毎年度、●●環境白書を作成し、各施策の進捗状況を確認している。

- 「●●の環境」(環境白書)を作成し、環境審議会に報告
- 「●●市環境基本計画(中間見直し)」の作成
- 「●●市環境基本条例」に規定されており、「環境基本計画」に基づく、市の環境施策の実施状況や環境状況などを著した年次報告書である「●●市環境白書」において、毎年度、評価・点検している。

「環境推進管理委員会」という環境施策の評価を専門的に行う委員会を設置し、有識者、公募市民等の参加によって評価を行っている。

「環境白書」の発行を通じて住民へ周知している。また、公募委員を含んだ「審議会」において点検を行い、ウェブサイトを通じて公表している。

- ●●のかんきょう(統計資料による計画の進捗把握)及び●●市地球温暖化対策実行計画推進状況報告書の作成
- ●●の環境として、報告書を作成している。
- ●●環境基本計画の年次報告書を作成している。
- ●●環境基本計画推進会議及び●●環境審議会等で実施状況の評価・点検を行っている。

重点目標については、指標により目標達成度を4段階評価し、●●環境基本計画に基づく実績報告として「●●の環境」を作成して、関係する施設に送付するとともに●●ホームページにて公開している。

- ●●環境行動計画(●●)において、年次実績を取りまとめ、市民の意見を添えて、●●市環境審議会で報告している。
- ●●県環境審議会を開催し、各分野の施策について進捗状況を説明し、審議を実施している。
- ●●市では市の関係部局で構成された「●●市環境保全対策会議」で点検作業を行い、条例に基づき市民、学識経験者、市民団体の代表、事業者の代表、関係行政機関の職員で構成する「●●市環境審議会」において計画の進捗管理、意見を求めています。

関係各課での取組について、進捗状況の報告を受け、「対策会議」「環境審議会」の順に評価・意見を経て、「●●市の環境」を発行、市HP等で公表しています。

- ●●市環境マネジメントシステム環境監査委員会により、実施状況の点検を行っている。
- ●●市環境管理システムにて進捗管理を行っている。
- ①事業の登録(P:計画)、②事業の推進(D:実施)、③年次報告書の作成・公表(C:評価)
- ④内部環境監査及び外部環境監査の実施(C:評価)、⑤計画推進への反映(A:短期的な改善)
- ⑥計画の見直し(A:長期的な改善)
- ●●市環境基本計画の5本の柱(重点分野)について、「市民・家庭」、「事業者・事業所」、「行政・市」の3つの主体が各々の立場で実施する取り組みごとに、庁内の関係課から実績を収集。また、取り組みによっては、県やNPOが実施する事業実績なども加え、市全体での取り組み状況の把握に努め、計画の上期分について取り組みの評価を行った。
- ●●市環境基本計画は、「農業」「水・水環境」「ごみ」「地球温暖化」「共有空間」「環境教育」の6つのキーワードに基づき策定されており、それぞれの分野において、「市民」「事業者」「市」に課せられた責務がある。

環境審議会での状況報告に合わせ、各関係所管に実施状況の報告を求めている。

- ●●市環境基本計画進行管理表にて進行状況を A~E の5段階評価にて管理を行っている。
- ●●市環境基本計画推進委員会を設置し、環境基本計画に基づく施策・事業について点検を毎年実施している。また、実施報告書を作成し、市ホームページに掲載して市民に公表している。
- ●●市環境基本計画推進会議で取組状況の報告・審査を行っている。
- ●●市環境審議会(学識経験者、各種団体、住民代表により構成)において点検
- ●●市環境審議会で毎年取組み状況を報告し、取組み状況を確認
- ●●市環境審議会により点検を行なっています。指標を定め目標達成の評価を行い、●●市の環境を発行し市ホームページにて公表しています。

- ●●市環境審議会に環境施策の実施状況を公表し、進捗状況に対する評価を受け、今後の環境施策について意見を交わしている。また、環境施策の実施状況を年次報告書としてとりまとめ、公表している。
- ●●市環境審議会の中で、これまでの実績をグラフ化した資料を作成し点検している。
- ●●市環境総合計画に定めた方針を達成するための施策に関して、行政に求められる具体的な施策や行動を示す
- 「●●市環境行動計画」を策定している。また、これに基づく施策の実施の進捗管理を行い、取りまとめて「●●市環境行動レポート」として毎年公表している。
- ●●市環境保全審議会にて、●●市環境基本計画(改定版)の進捗について説明し、審議いただいている。
- ●●市独自のEMSを運用する中で、環境基本計画に基づく取組の管理を行っているほか、毎年度とりまとめている
- 「●●市環境報告書」の中で施策の目標値の達成状況を確認し、公表している。
- ●●市役所内の施策を所管する担当課の実施状況を調査した。
- ●●大学との共同研究により、平成20年公表の「▲▲町もったいない宣言(ゼロウエイスト宣言)」の達成状況等について、現在取りまとめを行っている。(実施中)
- ●●町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の後期基本計画(H28~H37)を策定しました。
- ●●町環境にいいこと推進会議及び各部門別の作業部会等
- ●●町環境基本計画の実施に向けて具体的な取り組みを推進するために「●●町環境パートナーシップ会議」を設置し、計画の推進状況について点検を行っている。
- ●●町環境基本計画第1次アクション・プログラム年次報告書の作成
- ●●町環境審議会に●●町環境基本計画の数値目標を見直してもらった。最終的には、●●町環境審議会の意見を参考に、数値目標の更新をした。
- ●●町第2次環境対策実施計画は、平成28年度~37年度までの10年計画だが、中間地点の5年後(32年度)の目標値を定め、残り5年間の方向性、目標値を見直す。
- 〇計画の行動目標を設定した担当課室への進捗状況の確認
- ○環境審議会等での進捗状況の報告
- ○環境白書等による進捗状況の公表
- 〇環境マネジメントシステム(ISO14001)の活用(EMS の環境目的・目標を計画の行動目標と整合性をもたせている)
- ・●●市環境マスタープランの 59 の基本施策の進捗状況を毎年度取りまとめている。
- ・●●市環境マスタープランに定める7つの重点施策については、外部評価員により、施策実施状況、目標達成の点検評価等を受け、その内容を附して●●市環境保全審議会に報告して、意見や提言を受けている。
- ・これらを踏まえ、●●市環境マスタープランの年次報告書としてホームページ等で公表している。
- ・各部署において進捗状況を点検、報告
- ・環境に関する市民意識調査の実施
- ・施策の実施状況を付属機関(有識者会議)に報告し、評価を受けている。
- できる限り定量的な目標を設定している。
- ・環境審議会(市民委員を含む)による施策評価をいただいている。
- ・施策の取り組み結果をまとめた報告書に対し市民意見を募集している。
- ・公開方法は結果がわかりやすいように5段階評価としている。
- ・計画の進行管理の中で年度末に報告書を作成し、その報告書を通じて施策の点検結果を公表している。
- 環境審議会からの答申に施策の評価結果を付し、市ホームページで公表している。

### 環境審議会の開催

# 環境報告書の作成

# 環境指標を設定し、達成度を評価

- ・環境白書作成時に、県の環境基本計画に定める目標指標の進捗管理を実施
- ・新たな県の環境基本計画の策定の審議において、現行計画の取組み状況や目標の進捗について検証
- ・県の環境審議会及び庁内の環境管理委員会において、計画の進行管理状況を報告
- ・環境審議会で報告した資料(計画の進行管理状況)のホームページでの公表
- ・県民アンケートを実施し、環境に関する認識や評価を把握している。

- ・計画で定量的な目標を設定し、目標の達成状況を評価している。
- ・環境白書に掲載し、一般向けに公表している。
- ・県民のほか、県外在住者の対するアンケートを行った。
- ・県民公募委員も含めた環境審議会で点検・評価を行っている。
- ・定量的な目標値(重点目標)を設定し、約120項目からなる環境指標により環境の状況を把握している。
- ・結果がわかりやすいように、3段階で評価し、点検・評価結果を記者発表している。
- 公募委員も含めた審議会で点検を行っている。
- 指標により目標達成を評価している。
- ・環境保全に関する年次報告書で公開している。
- ・市関係各課に対し、進捗状況報告書の提出を依頼
- 環境審議会において、市関係各課から提出された進捗状況報告書を審議
- ・市民、事業者アンケートによる動向把握
- ・庁内アンケートによる各種事業の実施状況の把握
- ・可能な限り定量的な目標を設定している。
- ・点検結果を環境白書に掲載し、HPでも公表している。
- ・施策の進捗状況について各所管に半年単位にて調査を実施
- ・目標を設定し達成度を評価
- ・4段階の評価をわかりやすく顔マークで表示し、各所管のコメントを表示
- ・1 年に1回実績報告書を作成し、ホームページで公開

数値目標に対して、4段階で評価した。

- ・第3次●●市環境総合計画の期間における中間年(平成27年度)において、環境審議会、庁内検討会議を開催し、その中で計画の中間見直しを行っている。
- ・第3次●●市環境総合計画に掲げた重点協働プロジェクトの進捗状況を点検・評価するために、毎年、市民3,000人を対象にアンケート調査を行っている。
- ・担当課への確認
- ・事業内容や成果について箇条書きにし、本市環境白書へ掲載
- 庁内会議、環境審議会での進捗状況報告
- ・「県民の意見を聴く会」の開催
- •行政評価

庁内組織である「環境調整会議」や、外部組織の関係者らによって構成される「環境審議会」で施策の実施状況を報告し、必要に応じ助言等を求めている。

- ・町民や外部専門家等で組織される監査チームによる外部監査の実施(年1回)
- 毎年数値目標を定め点検・評価を行っている。
- ・定量目標の達成状況や施策の実施状況等について、毎年度、環境審議会へ報告・審議を行うとともに、内容を環境 年次報告書で市民に公表している。
- ・また、計画期間が 10 年に及ぶため、計画期間半ばに市民意識調査などを実施の上、中間評価を実施している。
- ・点検方法を環境審議会に報告し、審議会の意見を取り入れて点検を実施
- ・各施策の実施状況と指標等による目標の達成状況等を踏まえ評価を行っている。
- ・点検結果の概要をホームページで公開
- ・毎年、各施策ごとに事業評価を実施し、修正を行う。
- ・毎年度、指標の進捗状況と取組状況について記載した報告書を作成
- ★★川の水質(BOD/〇〇)、●●市の豊かな自然が守られていると思う市民の割合(市民アンケート)、野鳥公園周辺に飛来する鳥の種類の維持、野鳥公園に来訪する入込み人数、下水道普及率・接続率(水洗化率)、1人1日当たりのごみの排出量、不法投棄報告件数、リサイクル率、食用油のBDF 化量、●●らしい景観が形成されていると思う市民の割合(市民アンケート)、歴史・文化遺産が守られていると思う市民の割合(市民アンケート)、間伐材生産量、耕作放棄地面積、家庭で削減したCO2量、公共交通機関が充実していると思う市民の割合(市民アンケート)、市内

の年間電力使用量、学校給食における地場産物(県内産食材)を使用する割合、住宅用太陽光発電設置補助件数、

- ●●市役所における公用車のハイブリッドカー保有台数
- ○環境の状態を測る指標等を設定し、毎年度把握
- ○指標の状況は、毎年度発行する環境白書に掲載
- ①関係部署でのチェック
- ②●●市環境市民会議での公表・意見集約
- ③●●市ホームページ上での公開(年次環境報告書)
- (1)市の関係機関に対し、進捗状況を照会した。
- ②市民・事業者に対し、聴き取りなどにより活動状況等の調査を行った。
- ③取りまとめた進捗や活動の状況を公表し、パブリックコメントを実施した。
- ④上記3点について市の環境審議会に報告し、意見聴取を行った。
- 21'●●環境プランに基づき、関連する当市の事業について、事務事業進行管理制度によって実施している。

5つの施策をさらに細分化した計画一覧の内容を、それぞれの担当課において進捗状況の点検・評価している。

5年に1度改定する実行計画、毎年発行する報告書で実施状況にいて公開し点検している。

HP や冊子により施策の実施状況を公表している。

ISO14001 を活用、また、環境白書を作成する中で点検を行っている。

ISO14001 を自己適合宣言し、マネジメントシステムの中で進捗管理すると共に、内部監査及び市民監査を実施している。

PDCA サイクルに基づいた進行管理を実施しており、各所属からの報告は庁内会議や有識者等で組織された審議会に諮り、意見を聴取している。

PDCA サイクルに基づき、環境基本計画に掲げている目標に合わせて実施する取組を数値化し、基準値と目標値を設けて毎年実施した取組と結果を環境基本計画報告書にまとめて公表している。

あらかじめ設定した指標等により、毎年度評価を行っている。

エコアクション 21 を推進する中で、環境基本計画に掲げられている環境施策の取組状況を、上半期と下半期ごとに、 各担当課から報告を受けている。また、報告及び計画を環境審議会と環境市民会議で説明している。

かめやま環境プラン実施計画(シーゼンプラン)を作成し、年度ごとに事業の進捗管理を行い、亀山市環境基本条例に基づき設置した環境審議会にて進捗内容等を報告している。

住民委員や学識経験者、事業者代表を委員とした環境審議会を設置し、毎年計画の進捗状況の評価を行っているほか、毎年度「●●の環境白書」という報告書にまとめ、公表している。

ホームページでの公表

冊子の配布

依頼があれば自治会や団体に出向き説明を説明をしている。

一年ごとに実施状況をまとめ、庁内会議及び環境審議会に報告している。

温室効果ガス排出量の実績

下記1~3について、各事業担当課が進捗点検調査票を作成することにより実施

- 1. 各事業に関しての現状認識・事業内容・事業実績・課題・今後の方針
- 2. 事業評価(事業の必要性・貢献度・成果指標の傾向・事業の手法効率性の4区分による自己評価
- 3. 環境の状態・環境への負荷・行政施策を表す各指標・関連データの推移

河川の水質測定、市内の臭気測定等を行い、法で定める基準値を超えていないか毎年点検している。

委員会の開催

各課において年次ごとに進捗シートを作成

庁内推進委員会にて環境基本計画年次報告を作成

環境審議会にて評価、意見聴取

各課に照会し、取り組み状況について把握するとともに、事業が完了した取り組みや該当のない取り組みについて見直し・削除を行い、新規取り組みの追加について検討している。

各課に対し、環境施策の該当項目の実施状況について照会し、点検をしている。

各課への照会に基づき、環境報告書を作成

各課毎に配布した報告書へ記入・提出をしてもらう。

各環境指数を年度ごとに点検・評価をしている。

また、達成率をグラフ化している。

各局の長で組織する「環境調整会議」に付議し、年次報告書の作成を行うとともに、環境審議会への報告を行っている。

年次報告書の公表後、その内容について市民から意見募集を行い、その対応措置についてとりまとめ、公表を行っている。

また、年次報告書による環境基本計画の進行管理について、3年ごとに環境審議会へ諮問を行っている。

各個別計画における代表的な指標をとりまとめ、定量的な目標である環境指標を設定し、点検・評価している。毎年度 の点検結果を●●県環境保全審議会へ報告するとともに、ホームページで公表するなど、広く県民・事業者等に公表 している。

各指標について数値目標を設定し、毎年、年次状況報告書の中で進捗状況を示している。

また、年次状況報告書は、ホームページ上に掲載し、希望者には紙ベースのものを配布している。

各施策で掲げる課題の解決手段となる取組の定性・定量的な目標値を設定し、施策効果を検証する指標を用いて点検・検証する。(3段階評価)

また、結果については県民意見の募集を実施している。

各施策の進捗状況について、環境報告書を作成し点検を実施している。

各施策の進捗状況について調査し、その結果を毎年環境白書にて公表している。

各施策の進捗状況を担当課から報告してもらい、市民との協働組織である「●●市環境委員会」にて点検している。

各施策の担当部署が毎年度実施計画に掲げた内容について成果をまとめ全体的な進捗状況を把握している。

各施策の展開方針に基づく各目標値の達成度

各施策の内容に対し、年度ごとに進捗状況の確認を行っている。また、年に1回環境審議会を実施し、住民や有識者を交えて進捗状況の点検、審議を行っている。

各種目標数値を設定し、進捗状況をチェックする。

各所管における取組状況についてチェックリスト等を作成し、報告をもらっている。

各担当に実施した施策の実施状況をとりまとめ、点検・評価を行っている。

各担当所属へ施策の進捗状況について確認し、年次報告書を作成する。

過去に1度実施して以来、実施していないので、今後は毎年度行う予定である。

各担当部署に実施状況の報告を求めている。

各年度の取り組みをまとめた「年次報告書」を作成し、環境審議会(学識経験者、事業所や環境団体から推薦推薦された方、市民公募の方で構成)にて、評価していただいている。

各部局により構成される環境管理推進委員会において計画の進捗管理を行っている。また、●●県総合5か年計画 政策評価制度に基づく評価を行っている。

各部局に施策実施状況の照会をかけ、各部局長から構成される庁内推進会議で報告し、年次報告書として取りまとめている。その後、●●市環境審議会へ年次報告書の内容を報告し、委員から意見を聴取している。

各部署から1名ずつ選ばれた環境基本計画推進委員が、1年間に実施した施策のとりまとめを行っています。とりまとめ結果は、各種団体の代表・学識経験者で構成された環境審議会で報告をしています。

各部署を対象に実施状況調査を実施した。

各分野個別計画での定量的な目標を活用している。

各目標に対し指標を設け、その進捗度を1年に1回評価している。

また、各目標に関連した施策の実施状況について、各部局からの報告を年1回とりまとめている。

さらに、これらに対し、市民・有識者等により構成する審議会で意見を求めている。

学識経験者、住民、環境団体及び当自治体内事業者等で構成される「●●環境行動計画推進委員会」を年2回開催

#### し、各事業の進捗状況を点検している。

学識経験者、行政機関、市民団体等で構成する環境審議会で点検を行った。

各事業に達成状況の確認及び評価を行っている。

評価結果が分かりやすいように3段階評価としている。

学識経験者や市民委員等で構成された審議会で点検を実施

環境に関する施策や事務事業について、所管部署で自己評価し、環境管理委員会、環境審議会で評価し、年次報告書として公表していく予定である。

環境に係る施策のうち、多種多様にわたる環境課題を解決していくためには各施策を個別に実施するのではなく、横断的に取り組む必要があることから、重要性、緊急性が高く、市の環境特性を活かすための軸となる施策を「重点プロジェクト」として設定している。この重点プロジェクトに掲げる施策を環境行動指針として位置付け、そのうちの「市の取組」については環境マネジメントシステムにより進行管理を行う。「市民の取組」「事業者の取組」については、市民・事業者・行政の中間支援組織である「環境保全活動センター」においてアンケート等により進行管理を行うこととしている。

環境の状況や施策毎の事業の実施状況や成果指標の達成状況、それに基づく評価結果などを●●市環境審議会に報告し、そこでの意見や提言等を踏まえ、今後の取組みや目標について適切な見直し・改善を行っている。

また、点検結果を含む施策の実施状況については、環境に関する年次報告書「●●の環境」を作成し、市ホームページへの掲載、関連施設への配布等により広く周知を行っている。

環境の状況並びに市が環境保全等に関して講じた施策の状況について、毎年公表している。

環境パートナー委員会を設置し、おおぬね年4回にわたり、審査している。

環境プロジェクトの全項目について、取組み状況を記載し●●町環境審議会にて評価を行っている。

環境への町の取組を分かり易くするため、町の重点プロジェクトに絞って事業の進捗状況を報告することとし、どのような取組を行ったか、また、数値で表示できるものは数値を掲載するようにしている。進捗状況報告は町審議会に諮り、審議委員の意見を聴くかたちで点検を行っている。

環境マネジメント(エコアクション 21)の運用

環境マネジメントシステム(エコアクション21)に基づいて点検を実施している。

環境マネジメントシステムにおいて進捗管理(各課で計画に基づく環境目標を設定。その取り組みについて進捗管理を行う。また、環境審議会へ報告するとともにレポートへ掲載し、市民向けに配布している。)

環境マネジメントシステムを運用し、各施策所管部署と毎年、実施状況を確認し、進捗結果を公表している。

環境マネジメントマニュアルで点検を行っている。

環境課にて、本市で実施されている施策のうち環境基本計画に関連するものについて抽出し、達成目標等を掲載することで、他部局の意識づけを行った。

環境関連施策・事業の実施状況等の点検・公表、見直し・改善に努め、県議会や県環境審議会に対して報告を行うとともに、環境白書や県のホームページ等を通じて公表し、県民への周知を図っている。

また、環境指標に係る数値目標を設定し、進捗状況を毎年点検している。

環境基本計画における施策の進捗状況を点検するため、環境政策審議会を設置している。また、毎年度年次報告書を作成し、審議会への報告を行っている。

環境基本計画に位置付けられた事業については、個別計画ごとの進捗管理をふまえ、環境政策全体の観点から環境審議会に意見をいただいて進捗管理しています。

環境基本計画に基づき指標の進捗管理を行い、●●市環境基本計画推進会議を実施。推進員より意見を聴取し、今後の環境事業への方向性を探る。

環境基本計画に基づく事業報告書(冊子)を年に一度作成し、目標年度に向けた施策の取組状況を一覧表にまとめ確認を行っている。また、毎年実施している事業については、過去5年分との数値結果等を表で比較できる形としている。

環境基本計画に定めた取組を実施する所管課に対して、実施状況(実施計画・取組実績)の報告を求め、実施状況の結果を内部推進組織及び環境審議会にて評価しています。

環境基本計画に定めている各関係課に係るそれぞれの管理指標の達成状況について、1 年ごとの報告を実施してい

る

環境基本計画の「基本目標」ごとに複数の指標を設定しており、それらの指標の実施・達成状況を市民委員を含む審議会において点検を行い、その進捗状況を年次報告書にまとめ公表している。

環境基本計画の環境指標に対し、達成状況を確認した。また、環境年次報告書に掲載し、達成状況を報告を毎年度報告した。

環境基本計画の見直しを行う際に、アンケートの実施をし、点検を行った。

環境基本計画の策定及び見直し時に、庁内の会議体で実施状況の点検を行っている。

また、環境基本計画の実効性を担保するために、環境年次報告書を毎年発行することにより、その進捗状況を点検・評価するとともに、当自治体の住民へ施策の実施状況の周知を図っている。

環境基本計画の施策の実施状況を取りまとめた年次報告書を毎年作成し、市の附属機関へ報告している。

環境基本計画の実施計画に掲載されている事業について、毎年、その進捗を確認している。

環境基本計画の重点プロジェクト事業として8つの施策を掲げ、それぞれに定量的な目標を設定しており、環境マネジメントシステムにより年度ごとに点検している。

環境基本計画の進捗や社会変化による計画の変更等を審議するため、環境審議会を設置し有識者や地域の代表者から意見をもらっている。

環境基本計画の進捗を示す数値目標(環境指標)の30項目を毎年点検、評価している。

環境基本計画の進捗管理を行うために、前期・後期と管理期間を設け事業ごとに進捗、点検管理を行っている。

環境基本計画の進捗状況を年次報告書としてまとめることで、点検を実施している。

環境基本計画の総合的な進行管理を行う「環境政策推進会議」において、進捗状況の把握や評価を行い、計画の目標達成状況に関する報告を「環境審議会」が受けて、これに対して意見をもらっている。

環境基本計画の年次報告書である環境報告書を作成し、●●市環境審議会において報告し、公表している。

環境基本計画の年次報告書を作成し進捗状況の確認を行っている。

環境基本計画の目標・指標の達成状況について、関係課に調査を行い、結果を環境白書にて公表している。 また、中間年には計画の見直しを行っている。

環境基本計画を基に検証シート作成→行政内部検証→環境審議会検証を実施

環境基本計画実施計画を策定し、その進行状況を担当部署より報告していただき取りまとめている。

環境基本条例に基づき設置している「環境審議会」で点検を行ってい、審査会開催時に町内の環境問題(不法投棄や放し飼い、野焼き)などの状況報告を行いながら、審議員との意見交換を行う形で対策案などを模索している。

環境基本法第44条に基づき設置されている●●市環境審議会に「環境の保全に関する基本的事項の調査審議」を 諮問し、計画に基づく施策の実施状況の点検をしている。

環境計画の推進体制として、進捗管理を行なう「環境計画評価会議」を設置し、環境施策の点検を行っている。点検に 当たっては、書類監査及び現場監査を実施し、現場監査では施策担当課長に直接質疑応答を行うことで、より具体的 な施策の提案を行っている。

環境指標を設定し点検している。指標により目標達成度を4段階で評価し、環境白書で公表している。

環境指標を用いて点検を行っている。

環境指標毎の目標値を設定し、達成度合いを点検している。

環境審議会(市民公募委員含む)で環境報告書等を基に報告、点検実施

環境審議会での年次報告

環境審議会で学識経験者や市民団体などから意見をもらっている。指標により目標達成度を評価している。年次報告書を作成しており、イベント等で展示し、住民へ点検結果を公開している。

環境審議会で指標ごとの現状値を報告し、審議してもらった。

環境審議会で報告

環境審議会において、リーディングプロジェクトの進捗状況を報告、内容について協議してもらっている。

環境審議会において、進捗状況を報告している。

環境審議会において、毎年点検を実施している。事業ごとに数値目標を設定し、点検結果が分かりやすいように、5段

階評価を行なっている。

環境審議会にて、計画数値目標の進捗状況を報告

環境審議会にて点検を行っている。

環境審議会に活動報告を行い、点検を実施

環境審議会の開催(前年度の実績報告と年次計画の報告)

環境審議会への施策の進捗状況報告、進捗管理

環境審議会への報告と意見聴取

環境審議会や議会に報告を行って意見をいただいている。 実施計画については、5 年に1 度見直しを行っている。

環境審議会内に環境基本計画評価部会を設置し、評価部会で施策の実施状況の点検を行ったうえで、環境基本計画 年次報告書として環境白書を作成している。

環境推進会議(市民・事業者・市の代表により構成される計画推進のための組織)において、計画の進捗状況の把握、取組状況の取りまとめを実施している。

環境総合計画に掲げられている環境指標の目標値への達成状況や施策の進捗状況を「環境白書」としてとりまとめ、公表している。

環境対策検討委員会において、中間年の見直しやアンケートの実施

環境白書(年次報告書)を作成及び公表を行っている。公表前には、市内部の委員会で進捗状況の報告や点検を実施。また、環境審議会おいて点検・評価、意見聴取を行っている。

環境白書として、進捗状況を集計して冊子にしている。

環境白書により点検を行っている。

環境白書を毎年度とりまとめ、点検・公表している。

環境保全審議会を開催し委員への進捗状況の報告及び点検

環境報告書を作成し、環境審議会において議論いただくとともに、HPや公共施設において広く公表・配布している。

関係課に対して主要施策実施状況を年1回求めて、進捗状況を確認している。

関係課の課長からなる庁内推進会議にて進捗状況の確認を行っている。

関係各課への取組状況に関する調査を実施

今後は、数値目標を設定し経年管理していく予定

関係部局に環境基本計画に対する取組結果を毎年度照会し、庁内の関係部局長を構成員とする推進委員会で、各課 の取組結果について点検を行っている。

関係部署に実施状況と今後の予定について聞き取りをした。

関係部署の前年度の取組状況を取りまとめ、年次報告書として公表している。

基本計画において具体的に推進する施策や目標を定めた実行計画「●●環境イニシアティブプラン」について、●●県の工程表と連動させ PDCA サイクルにより進行管理を行っている。

基本計画において設定された数値目標を、毎年度発行の環境白書において数値目標の状況を公表している。

基本計画に掲げた重点的取組を具体化し、計画推進の指標で設定した目標を年度別に示した実施計画を策定した。 この実施計画について、年度ごとに実績の調査と内容の見直しを行い、基本計画の実施状況等を把握することで点 検・評価を行っている。

基本計画の年次計画、年次報告を庁内の連絡会議に諮り、環境審議会で了承経てホームページへ掲載

基本施策ごとに進行管理指標を設け、計画の進行状況を把握し、評価・見直し等を行っている。

基本施策ごとに目標値を掲げ、現状を把握し評価している。

基本目標ごとに進行管理指標を設定し、毎年点検のうえ住民及び事業者への公表を予定している。また、指標以外の取組についても毎年点検する予定である。

当自治体の長の諮問機関である当自治体の環境審議会において、点検評価を行うこととしている。

具体的な施策内容の進捗状況を確認していく。

具体的施策ごとに該当事業を抽出し、実施状況等を検証した。また、市民アンケートの結果や成果指標の達成状況により点検をしている。

#### ●●広域環境基本計画年次報告書の作成・公表

計画において指標を設定し、達成状況、実施状況を本市環境審議会に報告している。

また、点検結果を記載した環境白書を公開している。

計画については5年ごとに見直しを行っており、その際施策の進捗状況について照会を行っている。

計画に関連する各課が所管する施策の取組状況について、毎年各課に照会をかけ取りまとめている。

計画に基づく施策の所管課において、進捗状況の自己評価を行った。

計画に記載している実施項目について、担当部署にアンケートを行い、進捗状況を確認している。

計画に掲げる指標目標値の達成に向け、各年度の目標値を決め、半年毎の目標値の達成状況と監視項目に掲げた 事業の進捗状況を把握するとともに、●●市役所のエネルギー使用量を一元的に管理し、省エネ法・温対法等へ対 応し、エネルギー使用量削減及び地球温暖化対策に向けての基礎資料としている。

計画に示している関連施策を毎年度担当課による自己評価及び進捗状況調査を実施。また、市民、事業者、行政が参加する環境基本計画推進会議において自己評価に対する意見聴取及び環境審議会において進捗状況の点検を実施している。

計画に定めた目標の達成状況や施策の進捗状況を市の関係部署から報告してもらい、その結果をとりまとめた「環境レポート」を毎年作成している。本レポートを、市職員で構成する「●●市環境アクション委員会」で点検し、市長の諮問機関である「●●市環境審議会」で審議した後、市のホームページで公表している。

計画に定める施策・事業の進捗状況を把握するため、施策分野別に環境指標を設定しており、年1回進捗状況を環境 行政推進本部及び環境審議会に報告するとともに、市民等に公表している。

計画の施策毎に、関係課で点検・評価シートにより点検している。

点検は年1回実施し、前年度分実績・進捗状況と、一時評価として評点とコメントを記入してもらう。

計画の主要施策の進捗状況を把握するため、年度末に事業ごとの実績、実施効果、問題点と次年度の行動計画を取りまとめている。

取りまとめたものを●●市環境審議会に提出し、意見をいただき、次年度以降の取組に反映させる。

計画の主要施策の進捗状況を把握するため、年度末に事業ごとの実績、実施効果、問題点と次年度の行動計画を取りまとめている。

取りまとめたものを岩倉市環境審議会に提出し、意見をいただき、次年度以降の取組に反映させる。

計画の進行管理として、市民委員を含めた環境推進会議において評価し、環境白書で公表している。

計画の進捗状況について、年度ごとの計画の策定、実施結果の検証作業を行っている。

計画の中で分野ごとに達成すべき指標を設け、その進捗状況について、環境審議会に報告を行っている。

計画の中で市が行う取組みについて評価検討するため、事業の実施状況を関係各課に依頼し、事業の点検を行っている。指標・目標値のあるものに関しては、年度に対する目標の達成を評価するとともに、指標・目標値のない事業においても課題等を整理し、PDCAによる翌年度以降の更なる施策の実施に向けた検討を行っている。

さらに、評価後には本市の環境の現状とあわせて年次報告書とし、毎年ホームページに掲載している。

計画の中で推進体制を明記し、環境審議会等で進捗状況について確認等を行い公表をした。

計画の年次報告書である「環境白書」策定時に関係課に進捗状況について確認している。

計画の目標について毎年調査を行い、進捗状況の確認を行っている。

計画を構成する基本目標及び施策の展開方向に関し、定量的な目標値を設定し、毎年度進捗状況を点検、評価している。点検結果は、県環境審議会に対して報告、意見提言を聴取している。

計画を進める主体として、市民と市のパートナーシップによる推進組織を設置し、定期的に運営委員会を開催し、活動の進行管理や活動の年次計画、年次報告を行っている。

計画期間(10年)における環境目標項目(基準年、目標中間年、目標最終年)を設定。

中間年における目標達成度を点検を行った。

計画策定に協力した●●市環境市民委員会が計画の進行管理についても提言、協力をしている。

計画中に個別具体的に挙げている数値目標の達成状況を確認するようにしている。

圏域内の団体・企業から選出された住民代表からなる「●●環境委員会」において、計画や計画に基づく施策の実施状況の点検を行っている。

施策実施状況の点検に際し、各施策の取組分野に複数の定量的指標の目標値を定め、同委員会において達成度を 評価している。

県の環境管理システムである「環境管理のしくみ」に基づき、各所属で点検した結果を取りまとめ、各所属にフィードバックを行っている。さらに、県民向けには、施策の実施状況や主要な目標の実績等について環境白書を作成し、ホームページに掲載している。

県全体の政策評価として行っている。

県民、事業者、NPO、行政の代表者等で構成する協議会において、結果の説明を行っている。

見直しを行った。

個別事業ごとに進捗状況を示した進行管理表を作成、公表している。

公募委員を含む審議会で、計画に基づく施策の実施状況の評価を実施している。

公募委員を含めた環境審議会で進捗状況を確認している。

広報誌およびHPなどによる周知

行政、市民、事業者、関係団体等から意見を集約した上で、●●市環境審議会を中心に実施している。また、エコアクション21で総合的に点検し、「環境マネジメントシステム」による進行管理を実施している。

行政、事業者ヒアリングを実施し、取組の評価を行った。

行政内の推進組織により、自主的な点検を行うほか、内部職員による監査を実施するとともに、●●市環境審議会に報告し、確認点検をお願いしている。

市(行政)の取組については、担当課長が毎年度の目標を設定し、取組項目は目標に対する達成度を A・B・C の 3 段階で評価している。

市民及び事業者の取組については、概ね3年に1回アンケート調査を実施し、環境配慮行動の実施状況等の把握に 努めている。

これらの結果等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを実施している。

市が行っている取組や事業を取りまとめ環境白書「●●の環境」として発行している。なお、発行にあたっては、環境 審議会から適宜、助言等を受けることとしており、必要に応じて次年度以降の取組や事業に活かしている。

市が実施した主な施策について取組結果をまとめ、併せて数値目標の進捗状況について点検・評価を行うとともに、 今後の課題を抽出した。

市で設置している環境審議会にて報告等を行いました。

市のみどりと環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で、必要な事項を調査審議するため、市 長の附属機関として「みどりと環境審議会」を設置している。計画の適切な進行管理に向け、PDCAサイクルを活用し た継続的改善の仕組みの一つとして、市内部で自ら施策の取組み状況等を点検・評価したものを、審議会において、 市による内部評価の妥当性を確認する外部評価手法を採り入れている。

市の環境マネジメントシステム(EMS)において、各課所で実施する環境に配慮した取り組みを帳票に記録することで、PDCA サイクルを回している。

市の環境マネジメントシステムの目標として掲げ、年度ごとに実施状況を点検している。

市の施策について、関係各課へ照会を行っている。

市民意識調査(市政全般)で環境部門の調査を行っている。

各項目に応じ定量的、環境基準、前回より増などと目標を設定している。

取組の年次報告をホームページで公開している。

市の取り組みについて、該当する部署は、毎年、数値や指標等について目標を立て、年度当初に事業実施計画書を環境課へ提出している。年度末には事業実施報告書を環境課へ提出し、市民・事業者・市職員等で構成される●●市環境基本計画3者協議会で評価を行っている。

また、毎年、何箇所かの部署をピックアップして内部環境監査を実施し、目標や実績について点検を行なっている。 市の内部組織の「環境推進会議」において、事業評価を行い、市民有志による「●●市民環境会議」において外部評

価を行っている。結果については、「●●市環境白書」として公表している。

市環境管理審議会にて点検を行う。

市環境基本計画の具体的な行動を示した市環境基本計画後期行動計画に掲げた事業について、毎年事業報告書を

作成することで、点検としている。

市環境審議会において、事務事業評価をはじめ環境評価等、市環境基本計画等の進捗管理を行っている。

市全体の事業について、外部委員会を含む評価委員による事業評価を行った。

市民(公募)も含めた審議会に年次報告書を審議いただいている。

市民、学識経験者による環境計画進行管理委員会を開き、年一回の進捗管理を行っている。

また環境(環境基本計画等)に精通した業者に委託し、点検をしてもらった。

市民、事業者、学識者で構成された委員会において点検を実施

市民、自治体、環境活動団体、事業者、組合、業界代表、各種団体、商工会議所、消費者団体等で構成する「●●環境パートナーシップ会議」において報告

市民・市内事業所へのアンケートを実施し、集計したものを基準年や目標値と比較。達成状況を検証し、後期計画に反映させた。

市民アンケートの実施及び、有識者及び一般公募を含む環境審議会へ報告している。結果について●●市環境キャラクター「■■」の顔を使った3段階評価としている。現況値が基準値と目標値を結んだ直線より上にある場合、目標値に順調に近づいているとしてにっこりした顔の「▲▲」、現況値が基準値より上にあるが現況値と目標値を結んだ直線より下にある場合、計画策定時より良好になっているとして普通の顔の「◆◆」、現況値が基準値より下にある場合、目標値から遠ざかっているとして泣いている顔の「★★」を掲載しわかりやすく示している。なお、指標として「事業ごみの年間排出量」など値が小さくなるほど目標値に近づくものについては前述のイメージと上下逆になる。

市民アンケートや市民や団体の代表者及び学識経験者で構成される環境審議会で点検を実施している。 方法は、目標を設定し、その達成度で評価している。

市民および事業所を対象にした事故チェックの実施

市民が直接監査を実施する「●●市環境マネジメントシステム」を用いた点検を行っている。

市民グループ、庁内チームによるチェックを定期的に行っている。

市民で構成された推進委員会において、計画に基づく各施策の進捗状況の把握を行うことに加え、進捗状況の管理を行うために設定した指標の数値目標の達成状況から評価を行い、その結果に基づき、各施策の改善・見直しや目標の見直し、新規事業の検討等を行っている(PDCA サイクルの採用)。

市民で構成される環境活動団体において、環境基本計画の実施状況を点検した。

市民や有識者で構成される審議会で点検を行っている。

市民委員も含めた審議会で取組状況を報告

市民委員を含む環境審議会で、計画に係る施策の実施状況を点検(目標の達成状況の確認や、取り組みに対する意見など)している。

市民委員を含めた委員会(市民環境会議)で目標値の達成状況の点検を行っている。

市民委員を含めた委員会で点検を行っている。

市民委員を含めた環境審議会で PDCA サイクルに基づき点検を行っている。

市民委員を含めた環境審議会において点検を実施し、環境報告書にて点検結果を公表している。

市民委員会、環境審議会で点検を行っている。

市民協働により事業の点検と評価を行い年次報告書を作成、環境審議会等の意見を頂いたのちに施策ごとの成果を公表している。

市民団体・事業者も含めた委員会で点検を行っている。

市民団体や公募委員等から構成した環境審議会に報告し、意見を求めている。

市民団体等を含む委員会に諮問している。

市民等で構成される委員会にて審議していただいている。

市役所の各課に関連する環境施策に具体的目標を設置して達成度を確認している。

市役所の担当課へ照会し施策の実施状況を確認した。

市役所関係各課に紹介し、目標達成に向けた進捗状況や課題について報告を求めている。

指標があるものは、定量評価、ないものは担当者による自己点検、住民、事業者へのアンケートを行った。

指標と目標を設定し、市民会議で定期的に報告をすると同時に、市ホームページで情報を公開している。

指標や数値目標を設定し、施策の進捗状況の評価を行うとともに、市民 1,000 人を対象としたアンケート調査を併せて行っている。

また、それらの評価や環境の現況をとりまとめた年次報告書である環境白書を作成・公表しており、公表前には「● 市環境審議会」へ報告し、意見・提言を受け入れることとしている。

指標や数値目標を設定しており、進捗状況を管理している。

指標を設定し、毎年度目標達成度を評価する。

毎年度、各指標の実績及び達成率について、庁内組織である環境問題庁内連絡会議において点検・評価し、学識経験者や市民・事業者の代表で構成された市長の諮問機関である●●市環境審議会にも報告する。また、「●●市環境白書」に掲載して市民に公表する。

指標項目の目標に対する達成度の点検

施策ごとに環境、環境保全活動の現状を表すモニタリング指標を設定するとともに、重点施策に関連する指標及び目標を掲げ、毎年度作成する環境白書において施策の取組状況や各指標の現状を公表している。

施策については毎年年間の取組予定と取組の成果をまとめ、町環境審議会を通じて町長に報告している。計画については5年おきに改定しており、改定の折に担当課に照会をかけて点検している。

施策には、市民、事業者、市、それぞれに具体的な行動があり、その内、市の行動のみ点検を実施している。計画の進行管理にはPDCAサイクルを用い、策定した計画を実行した後に計画の進捗状況や目標達成状況を評価しており、その評価結果を反映した見直しを行うことで計画を推進している。計画の短期サイクル(毎年)では、条例に基づき設置されている「環境審議会」及び、市民、事業者・民間団体、本市で構成する「●●市環境基本計画推進会議」にて、市の行動について市役所関係部署からの報告を受け、点検を実施している。

施策に関する年次報告書を発行している。内容は推進委員会、庁内会議で検討している。

施策の一覧を作成し、各年度ごとの実施状況を各施策の該当課にふりわけ、回答を受けている。

施策の実施状況、環境指標の達成状況を把握するとともに、指標の達成状況が十分でない項目については、その理由や改善策について確認している。

施策の実施状況について、年度中間・年度末に施策担当課から報告を行ってもらい、翌年度に庁内会議で協議を行ったり、●●市環境審議会へ報告したりしている。また、審議会への報告後、市ホームページへ施策の実施状況及び 議事要旨を掲載している。

施策の実施状況を2年に1回、担当者にヒアリングしている。

施策の取り組み状況について、Suzuka-EMS(市独自の環境マネジメントシステム)により毎年度報告を行うようにしている。また、結果については市公式ホームページにて公開している。

施策の取組状況について、毎年度「環境白書」として公表し、環境審議会及び市民の意見を取りまとめている。

施策の取組状況については、環境基本計画の具体的な施策を担当している課に施策の進捗状況を確認する。 環境基本計画は、環境の状況(東日本大震災の発生含む)、社会情勢の変化に対応するようにし、必要があれば見 直しを検討している。

施策の進捗について●●市環境審議会において報告を行った。

施策の進捗状況について、数値化できるものを指標として経年変化を確認し、年次報告書を作成して有識者で構成される環境審議会から意見を聴取している。

施策の進捗状況の目安となる指標項目を設け、市長以下、各部長職で構成する「環境施策推進本部」への報告や、市民・事業者・学校・学識・市で構成する「環境審議会」への報告などを行い、進捗状況や方向性などについて意見をいただいている。

施策の進捗状況や数値目標の達成状況を毎年度評価、検証のうえ、その内容について●●県環境審議会から意見をいただいている。

施策を実施している課に調査票を送付し、回答をとりまとめてホームページで公表している。

達成状況を3段階で評価している。

施策実施状況及び目標達成状況をまとめた年次報告書「環境白書」を作成し、有識者や公募市民で構成する審議会から意見をもらうことにより進捗管理をしている。

施策実施担当課への進捗状況の調査を毎年行い、とりまとめて「●●市の環境」として冊子にしている。

施策等の進捗状況や環境指標により計画の進行状況を点検、評価し、●●市環境審議会(市民委員を含む)に報告 している。

事業の進捗状況についての年次報告書を作成

自然再生について●●市環境市民会議にて検証している。

実行計画を策定し毎年担当課で点検している。

実施計画における進捗管理を行い、市民委員も含めた審議会で点検を行っている。

定量・定性的な目標を設定し、指標ごとに目標達成度を評価している。

また進捗報告者は見る人に目標結果がわかりやすいように4段階で評価を行うとともに。それぞれの目標について説明を記載している。

報告書は審議会での点検・承認後、ホームページに掲載している。

実施計画に掲げた事業に対する達成状況等を所定の様式でまとめ、総合計画を所管する部署に提出・報告

実施計画を作成し、年ごとの事業進捗状況について、●●町環境保全審議会にて審議している。

実施主体による自己評価の実施

実施状況を翌年度の環境審議会で報告している。

取り組みの体系毎に実施状況を積み上げ、年度毎に成果をまとめている。

住民アンケートの実施

住民によって構成される環境基本計画推進委員が年1回、行政施策の進捗状況の把握・確認・評価を行っている。平成24年度から27年度まではステップ1として所管課長に対しヒアリングを行い、今年度からはステップ2として所管課の担当職員に対しヒアリングを行う。また、同委員が所属する「●●環境村民会議」の取り組みについても、自主点検を行い、行政側へ報告している。

住民及び企業に対しアンケート調査を実施

住民組織と協働で検証を行い、環境審議会へ報告している。

住民代表を含む審議会等

上位計画である総合計画に準じ「行政評価システム」を活用している。

審議会の委員による評価を実施。施策に対して点数で評価をしていただいている。

進捗管理調査の実施

進捗状況について自己評価の上、報告書形式にまとめ、環境審議会での点検を受けた。

進捗状況の管理

進捗状況を環境審議会で審議し、環境審議会の意見を取り纏める。環境審議会からの意見に対し、事業担当課の対応等について環境審議会へ報告し、翌年度以降の施策(アクション)に繋げている。

進捗状況を数値化して環境審議会等で報告している。

推進体制の中で、住民等を含め点検を行っている。

数値的な目標である環境指標の達成度をわかりやすく3段階(A、B、C)で示すとともに、各指標ごとに評価・考察、今後の取組について点検を実施した。また、数値目標とはなっていない各施策についても、年度毎に達成度を3段階(A、B、C)で示すとともに、具体的な実施内容、今後の取組について点検した。

数値目標に対し、達成状況を市環境審議会に報告し、環境レポートとして発行している。

数値目標の達成率を関係部局から回答・集計

成果目標の現状値等の把握

政策の方針ごとに設けた目標値の達成度を検証している。

設定した個別目標の達成状況を確認した。

前計画から毎年1回、指標になっている施策の進捗状況を、所管する部署に照会している。

結果は取りまとめて、環境報告書に掲載、審議会に諮っている。

計画期間が終了する最後の年度の点検では、各指標の目標達成率を計算し、4段階の達成状況に区分して評価することで、わかりやすくした。

前質問のとおり、環境マネジメントシステムを活用し、市民・事業者等により施策の実施状況(数値目標の達成状況 等)を監査している。

全庁的に計画項目の進捗状況の把握

全庁的に調査依頼を行い、状況(数値等)を集約。結果についてはホームページにて公表しています。

総合計画に基づき事務事業評価を行う。また総合事業計画も現在見直し中である。

総合的な指標等による進捗確認

環境関連施策の年次報告作成とそれに伴う点検・見直し

施策実施後のアンケート等による効果確認

第2次●●市環境基本計画の実行計画にあたる第2次●●市環境保全行動計画を策定し、年度別に項目の実施状況について庁内主管課より報告を受け、環境審議会で評価を行っている。

環境保全行動計画も基本計画と同様に10か年計画であるが、未実施項目については5年目で見直しを行っており、 最終年度で総評価となる。

第三者機関の環境基本計画等進捗管理委員会を設け、施策の実施状況について毎年度点検を行っている。

第二次●●環境計画で進行管理の項目と目標を定め、毎年各部署に状況を確認している。

その集約結果を常設の環境活動推進会議に報告し、意見集約している。

達成指標ごとの達成状況を年次報告に取りまとめ

担当課ごとに事業の点検を行うほか、環境審議会にも意見をいただき、環境報告書と環境事業報告書にまとめ公表している。

担当課による分析を元に敦賀市環境基本計画年次報告書を作成し、●●市 HP にて公開している。

担当課へのヒアリング

担当課より、各取り組み内容の実施状況を進捗状況表に記入

担当部署に向けて数値の照会

地域の団体・企業から選出された住民代表からなる「●●環境委員会」において、計画やそれに基づく施策の実施状況の点検を行っている。

施策実施状況の点検にあたっては、施策の取組分野に複数の定量的指標の目標値を定め、同委員会において達成 度を評価している。

中間見直し

中間見直しの際、指標により目標達成度を評価

庁内で推進委員会を立ち上げ、年1回実施状況の報告を行った。

庁内における点検として、環境推進会議を実施。市民による点検として、環境審議会を実施している。

また、環境イベント(環境大会・勉強会)においても、参加者に対して実施状況の報告を行い点検を行っている。

庁内に環境基本計画策定検討委員会を設置して、施策の進行状況を管理し、毎年進行状況を年次報告書としてまとめ、環境審議会及び議会に報告している。

庁内に進捗管理を行う環境管理委員会を設け、年度内の半期に1回委員会にて協議を行っている。調査票を用い、毎年度初めに目標・計画を設定し、四半期ごとに進捗状況や改善策(必要に応じて)を記載し、環境管理委員が確認を行っている。

庁内に設置した 環境基本計画推進委員会において、内部評価を行い、附属機関である ●●市環境審議会において、外部評価を行っている。

庁内の計画推進組織による点検及び附属機関である●●市環境審議会による点検

庁内の主要な施策について進捗や達成度、必要性について点検する業務がある。

庁内の職員で構成された環境基本計画推進委員会を設置。推進委員に、取り組み進捗状況調査を行っている段階です。

庁内の部課長で組織する環境推進会議と、市民団体や事業者等で組織する環境連絡会において、環境基本計画の

評価点検を行う。

庁内会議の他、環境審議会で進捗状況を報告、意見をいただいている。

また、ホームページにて進捗状況を公開している。

庁内各関係部署の環境施策の検証を実施した。

庁内幹部の会議で点検している。

庁内環境委員会にて計画の進捗管理、点検・評価の実施

庁内環境会議で施策の実施計画及び実施結果を取りまとめ、学識を有する者、市民並びに事業所、各種団体及び関係機関の代表者で構成する●●市環境基本計画推進委員会で施策の実施状況の点検・評価を行うこととしている。

庁内関係への実績及び進捗状況の照会を実施した。

庁内関係課で、毎年施策の進行管理を行い、その結果を環境審議会に報告している。

庁内関係課による実施状況の報告をまとめ、●●市環境基本計画推進員会報告に報告、更に●●市環境審議会に 報告し提言や助言を得ている。

庁内関係部署への照会等により●●市環境基本計画に基づいて実施した施策の状況等を把握し、環境の状況、環境への負荷の状況等と併せて「●●市環境白書」にて公表している。

庁内検討会・幹事会で点検している。

庁内検討会における審議

庁内照会を行い、本市の環境の状況、本市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の状況等を明らかにした年次報告書である●●市の環境(●●市環境白書)を作成している。

庁内推進委員会、市民委員会、環境審議会で指標により進捗状況を点検し、その結果をホームページに掲載

庁内組織の環境基本計画推進庁内委員会(13名)で計画の進捗管理をしており、事業実績報告により点検し、環境審議会(公募3名を含む15名)にも事業実績報告を行っている。

庁内組織の環境政策調整会議検討部会(実務担当者を中心に構成)にて、毎年度進行管理を実施

町による年間活動の年次報告書の作成。目標達成状況の確認と新計画の立案

公衆衛生推進協議会による施策評価・町への提言、町から町民・事業者への広報

町の総合計画に伴い、目標数値等の変更を行なう。

町民が監査員として参加する独自の環境マネジメントシステムを採用し、評価点検や目標設定をしている。

町民を含めた委員会で情報、意見の交換を行っている。

町民委員も含めた委員会で実施している。

定期的に数値目標の達成状況を市ホームページ等で報告している。

定量的な指標を用いて、年度ごとに達成状況を評価している。また、評価について、環境審議会に報告している。

定量的な指標を用いて点検している。

市民や事業者も委員として参加する審議会において評価を行っている。

定量的な目標設定を行い、毎年度点検して結果を広報誌、ホームページで公表している。

定量的に設定した目標の進捗状況を調査・把握し、その結果を環境白書において公表

点検は市の環境審議会に報告して点検を行っている。点検結果については報告書をホームページで公開している。 点検方法については、毎年1回(5月頃)、環境施策に関する所管に対し、施策の進捗状況を調査している。この調査 で得られた進捗状況に基づいて、施策の基本方針ごとに決めた指標項目を評価している。併せて毎年度アンケート 調査を実施し、住民の「身近な環境の感じ方」のデータを収集している。

点検結果の公開方法については、各指標項目に対し、評価マークをつけているが、施策の進捗状況を直感的に把握できるように独自の顔マークを使用している。

また、住民感覚い近い指標として設定した「身近な環境の感じ方」は、レーダーチャート形式で表現し、視覚的に環境の状況がわかるような形にしている。

当市の環境基本計画は、毎年実施点検をを行っている。

また、計画期間を10年としているが、中間年には、数値目標等を見直し、改定した計画を策定している。

当市環境生活課において点検を実施し、結果を環境審議会で報告している。

独自の環境マネジメントシステムの中で進行管理しており、定量的な目標を設定し、数値目標の設定項目については、市民監査委員による監査の対象としている。また、点検結果についても、環境報告書として印刷・配布し、ホームページでも公表している。

内部での行政評価による位置づけとして点検している。

年1回、地球温暖化対策地域協議会に計画の進捗状況を報告し、計画の進行管理を実施するとともに、各種施策に対する提言を行ってもらっている。

年1回の頻度で施策の進捗状況を確認し、年次報告書としてまとめている。

年1回開催する環境審議会で点検を実施している。

年1回環境モニターに対するアンケートを行い、市内の環境の変化等について確認している。

年 1 回騒音振動の調査、年 3 回の水質調査、等のデータを環境白書として取りまとめホームページに掲載している。 ISO14001 の取組みの中でのエコオフィスチャレンジ等について実施し、結果をホームページに掲載している。

年2回、環境施策を有する庁内部署へ進捗状況を確認し、その内容を取りまとめ、内部の会議で確認した後、市民、 事業者、学識経験者からなる環境審議会に報告を行っている。

年2回施策の実施状況をとりまとめ目標の達成状況を整理し、目標達成度を評価している。

年に1回、庁内向けに実施状況の調査点検を実施

年に1度、各目標指標について達成状況の把握および事業実施状況のフォローアップをしている。

年に1度、計画中の指標について前年度までの実績値による評価を実施し、公表している。

年に1度環境活動団体の代表者に集まってもらい、進捗状況の点検、確認、評価を行っている。

年に1度審議会を開き、進捗状況について点検している。

年に1度、関係部局に環境施策の実施状況について報告を求め、点検を行っている。

年に1度、計画の取り組み状況を調査し、年次報告書にとりまとめている。

年に1度施策の進捗状況を取りまとめ、年次報告書を作成している。

年間の実施内容を各担当部局から提出させている。

取りまとめた結果については、市広報誌及びホームページで公表している。

年次環境報告書の作成時に各施策の状況を記載

年次状況書である「●●のかんきょう」を毎年発行し、各担当課が施策の点検を行い、その結果を冊子へ掲載している。

年次報告書(環境白書)の作成

庁内に設置した●●市環境保全推進会議での点検、評価

公募委員等で構成する●●市環境審議会での評価

年次報告書(環境報告書)で、施策の進捗についてとりまとめ、公表している。

年次報告書「環境報告書」を作成し、計画の進捗状況や●●市の環境状況を把握し、課題を明らかにして、今後の取り組みに活かしていく。

年次報告書である「●●市の環境」で毎年公表するほか、広報やホームページにも掲載している。

年次報告書で毎年各課の事業内容や取り組み結果をまとめ、市民などに公表している。

年次報告書の作成

年次報告書を基に環境審議会において点検している。

年次報告書を作成し、●●市環境審議会の委員による答申を受け、計画の進捗や数値目標等の点検を行っていただいています。

年次報告書を作成し、環境審議会で点検を行い委員の意見により評価を行っている。

年次報告書を作成し、環境審議会において報告。審議会からの意見を次年度以降の実施に反映させるようにしている。

年次報告書を作成し、計画に基づく施策の実施状況や計画の進捗を点検することとしている指標(目標)の達成状況 等をとりまとめ、庁内での協議や庁外有識者組織(計画等について調査審議を行う組織)に報告し、公表している。

年次報告書を作成し、前年度の環境施策の進捗状況について、環境審議会で審議している。

年度ごとに、市内環境の現状及び施策の進捗状況をとりまとめ、年次報告書という形でホームページに公開している。また、当該報告書に対する市民からの意見書を受け付けている。

年度ごとに「●●の環境(環境状況報告書)」を策定し、環境審議会で点検を実施した後、公表している。

【工夫点】設定している指標の評価以外に、計画を構成している施策・事業の進捗状況を確認し、総合的に計画の進 捗状況を把握している。

年度ごとに各所属に指標の達成状況の報告を求めた上で、内部会議で検証し、毎年、その達成状況等を「●●市の環境」という冊子にして、WEB上で公開すると共に冊子を希望者に無料頒布している。

年度ごとに実施計画を作成しているため、次年度の計画を策定する際に、今まで実施した事業の検証を行っている。

年度ごとに重点施策及び具体的な事業の実施状況を確認。課題の整理を行なっている。

年度ごとの目標作成と達成状況の確認

年度に1回環境課及び関係各課に実施状況を照会し、とりまとめた結果を環境白書に掲載している。

年度終了時に、各課の目標に対して達成できたのかできなかったのかを確認している。

年度初めに、前年度の取組状況を全庁的に照会し、結果をとりまとめる。

取りまとめ結果は、県環境審議会に報告後、環境白書として一般公開している。

年度毎に成果指標の達成状況を点検し、市民代表や有識者で構成する環境審議会に報告

年度毎の報告書として、●●市環境白書を作成し、施策の実施状況等を記載している。

評価・進捗管理:計画に基づき市が実施した事業の結果や環境指標の進捗状況等を●●市環境審議会に報告し、意見や提言をいただき、評価している。

評価指標に対する結果を「環境審議会」にて報告している。

平成27年度に市民アンケートを実施、目標達成状況を点検

平成28年3月に●●市環境基本計画を改定する際、これまでの内容の点検を行った。

報告書を作成し、結果を基に内部の環境委員と環境審議会の点検・評価を行っている。

本計画に掲げる目標指数及び施策・事業の進捗状況について各課より報告いただき、●●市環境審議会において、 報告内容を審議する。

本県では、環境基本計画に関連付けられる各環境分野の個別計画を策定している。個別計画において、計画の進捗状況を管理するための指標と目標数値を設定し、毎年度、施策の進捗状況を点検評価することとしており、「目標値に対する指標の現況値」と「前年度の実績値との比較」により評価を行っている。環境基本計画の進捗状況は、各個別計画の進捗状況を総合的に勘案して管理することとしている。なお、点検評価結果は本県の環境審議会に報告するとともに、公表し、いただいた意見から施策の改善、見直し等を行うこととしている。

本市の環境の現状及び環境基本計画に掲げる施策の進捗状況を把握し、環境基本計画年次報告書を作成している。

施策の進捗は、担当課へ状況を照会し、自己評価を行った後、進捗の思わしくない取組や効果が出ていない取組等 についてヒアリングを通じて双方向対話により課題の整理、今後の方向性について見直しを行っている。

本市の環境行動計画に定めた行動内容及び基本施策に対する数値目標について、毎年度、各担当部署で作成した実績報告書を環境担当部署で内容確認を行い、環境審議会で報告している。

本市環境マネジメントシステムにおいて、環境基本計画における事業の(PDCA サイクル)による進行管理を実施している。

本市環境基本計画の施策に基づいた施策について、毎年、関係する各部署より上げられた実施報告等を「白書」としてまとめ、進捗状況や取組の有無等を把握している。

本市独自の環境マネジメントシステムである「●●市環境マネジメントシステム」により点検を実施した。

本市独自の環境マネジメントシステムにおいて、重点的な事業の進捗管理を行っている。

毎年、各担当課に施策の進歩状況の点検を依頼し、●●村環境審議会で報告している。

毎年、各担当課の実施状況を収集し、環境報告書を作成(環境基本条例代16条)。環境報告書については、ホームページ、公民館等で公表し、市民等の意見、環境審議会の意見を聴取。(条例第17条、18条)

報告書については、環境審議会からの意見などを参考に、表現などをわかりやすくなるよう留意している。

毎年、学識経験者、市民委員等で構成される「●●環境パートナーシップ会議」において、環境に関する事業の評価・ 提案をしていただいている。

毎年、計画に基づき、関係各課等へ施策の実施状況を確認している。また、計画の年次報告書である「●●市の環境」へ年度ごとの取組内容や進捗状況等を掲載している。

毎年、計画の進捗状況を実施担当課に確認し、実績報告書を作成している。

毎年、県庁内関係課で構成する会議を開催し、進捗状況を報告している。また、環境基本計画策定専門委員会(外部委員で構成)を毎年開催し、進捗状況を報告するとともに、各施策の進め方について意見をもらっている。

各施策の実施結果は、毎年作成する環境白書において公表している。

毎年、市役所各部署を対象に計画の実施状況調査を実施し、環境審議会へ報告、意見を求めている。

毎年、施策に対する目標の進捗状況を確認し、環境白書により公表している。

毎年、施策の実施状況を取りまとめた白書(冊子)を作成し、環境審議会で報告を行っている。

毎年、施策の進行管理として環境白書を取りまとめ、ホームページで公表している。

毎年、事業の所管部署に対して前年度の実績を報告いただいている。

毎年、年次報告書を作成し、委員会等で報告して意見を聞いている。

毎年、年次報告書を作成し、環境審議会で報告

毎年、年次報告書を作成し、環境審議会及び環境基本計画推進市民委員会にて、目標値の達成状況や施策との取組状況を報告し、各委員から意見等を聴取している。

毎年「●●市環境報告書」を作成し、●●市環境審議会の会議において報告を行っている。

毎年開催している環境保全審議会において、環境状況調査の報告及び環境基本計画に定めた目標の進捗状況の審議を行っている。

毎年各課へ前年度の実施状況についてヒアリングを実施。ヒアリングをもとに作成した実施報告書を環境審議会に諮っている。

毎年環境審議会を行い、目標の達成状況を点検している。

毎年環境白書を作成し、指標の進捗を点検している。

毎年環境白書を発行し、進捗状況を公表している。また、定期的に環境審議会を開催し、実施状況のチェックを行っている。

毎年関係部署から報告を受け、「●●市の環境」として冊子にまとめている。

毎年度、●●市環境基本計画年次報告書(環境白書)を作成し、計画の進捗状況を●●市環境審議会に報告している

毎年度、51の定量目標(目標値あり)と47の点検・評価指標(目標値なし)について、原則過去5年間の数値の変動を「達成」「未達成」「改善」「後退」「現状維持」「増減」のいずれかで評価しています。また、工夫している点は、5年間の数値変動が一目で分かるよう、目標または指標ごとにグラフを掲載していることです。

毎年度、各課から取組実績と取組計画を提出

毎年度、各施策の取組状況について担当部署から報告を求め、年次報告書を作成している。指標により目標達成度 を評価しており、報告書をホームページに掲載している。

毎年度、各担当課に進捗管理を依頼し、進捗状況等をとりまとめた●●市環境報告書を発行し、環境審議会で審議している。

毎年度、環境基本計画の施策の進捗状況について中間報告を作成し、町HP等で周知している。

毎年度、環境基本計画年次報告書を作成し、施策の進捗状況等を把握している。

毎年度、環境白書によって年度内の実施施策や目標の達成状況を点検している。

毎年度、関係各課へ書面にて実施状況の確認を行い、回答を得ている。

なお、現行の計画の期間が平成28年4月からであるため、平成29年度からは、市民・市内事業者等が参加する審議会において実施状況の点検を加える予定

毎年度、具体的な施策実施所属あて進捗状況を確認し、計画全体の進捗管理をしている。

毎年度、指標項目における進捗状況をまとめている。

毎年度、施策の担当課に施策の実施状況等について照会し、とりまとめている。

毎年度、実績と今後の予定について調査を行っている。調査の実施にあたっては、昨年度の3月に依頼し、回答期限を4月とすることで、担当者の人事異動があっても実績をもれなく把握できるようにしている。

毎年度、実績の集約と公表

毎年度、取組状況や実績を取りまとめ、庁内の推進会議及び民間団体推薦者や関係行政機関、公募委員で構成する 審議会に報告し、意見をいただく。

毎年度PDCAサイクルに沿って、計画で挙げている戦略プロジェクトの評価を行っている。

毎年度の取り組みや各指標に対する達成状況を、●●市環境審議会や市役所内環境管理・保全組織において、評価・公表している。

毎年度の内部における計画進行管理・点検、5年に1回の環境白書とりまとめ、計画中間年の見直しを実施。折々に 審議会からの意見聴取、住民アンケート実施による外部チェックを経て、施策実行・展開に反映させている。

毎年度各部署から取組状況等の情報を収集し、報告書にまとめ発行している。

また、その内容を環境審議会へ諮り、改善などのご意見をいただいている。

環境審議会からのご意見を必要に応じて各部署へフィードバックしている。

毎年度環境審議会に計画の進捗状況を報告し、点検、評価、見直し、改善を実施している。

毎年度指標による達成度の評価を行っている。

毎年度施策の取組状況を点検し、その結果を毎年度作成する環境白書において公表している。

毎年度点検し、「環境基本計画年次報告書」で進捗状況を評価している。

毎年度発行する「●●市の環境」作成に合わせて実施している。

毎年報告する●●市環境白書で実施状況を確認している。

目標とすべき数値を設定した指標を50項目設け、3段階評価をするとともにその結果を県議会、環境審議会、県民会議で報告し、より多くの方に点検・審議いただく。また県のホームページでも公表する。

目標とする指標に対する到達状況、施策に対する実施状況の確認

目標にかかる事業実績について各担当課ヘヒアリングを実施し、結果を環境審議会にて点検した。

目標や重点施策の進捗状況の確認

目標指標等に対する実績集計による達成度点検

目標達成状況や、今後の計画について各担当から報告

有識者(審議会)に諮問し、ご意見をいただいている。

環境団体のご協力をいただいて、市民に内容の説明を行っている。

有識者や関係機関、公募委員によって構成される環境審議会において環境基本計画の施策について実施状況を報告し、意見、提案をいただく。

要素別の環境保全目標について、その進行管理を庁内では環境基本計画推進会議でチェックし、●●市環境審議会に諮り、市民の公表している。

- (8) 各主体との連携・協働に関して地域性が出ていると考えられる取組や、組織として特に注力した取組について、以下のような回答が挙げられた。
- ※主なご回答をとりまとめたものである。
- ※基本的に回答の原文をそのまま利用しているが、回答自治体がわかる回答については、 一部削除・置き換え(「〇〇市→市」、「〇〇会議→会議」など)を行っている他、複数 記載されており他との重複がある場合は、意味が変わらない範囲で削除等を行っている。

「もったいない」を●●市のまちづくりの基本理念として位置づけ、住民団体、NPO、事業者、学識経験者を含めた市

## 民会議を設立したこと

- ●●市と●●環境ネットワーク(市民団体)の取り組みである、「エコっと21(家庭編)キャンペーン」が優秀な取り組みとして、低炭素杯2017の優良賞を受賞しました。
- (b) **★** ★における広葉樹の植栽活動
- (d) ●●水域の公害防止と●●港の機能維持を目的とした産業活動によるSSの排水負荷量を年間2万トン以下とする協定を締結
- (d)水環境ネットワークにおいて、毎年視察研修会や講習会を行うことで、各団体間の連携や協働を図っている。
- (e)自動車公害対策として、九都県市と連携し、デーゼル車規制など大気環境改善に向けて取り組んでいる。
- (h)大気中の浮遊粒子状物質対策として、●●地方大気環境対策推進連絡会浮遊粒子状物質合同調査会議を▲▲の 1都9県7市の自治体等が協同し、本地域の大気エアロゾルの実態解明等、行政施策の効果の検証などを目的とし、 広域的な調査・解析など行っている。
- (k)「いつでもどこでもだれでも環境教育」をスローガンに、市内の環境施設や事業者等が連携してネットワークを構築し、それぞれが実施している施設見学や出前授業などの情報を一元化して分かりやすく発信する「ネットワーク型環境教育拠点施設@●●CITY」に取り組んでいる。

平成29年1月時点で、市有施設10施設、市内事業者8施設の合計18施設によるネットワークとなっている。

- 「●●環境フェスタ」でワークショップや講演会、展示を行っている。
- 「●●市・▲▲市・■■市環境施設組合」を設立し、平成27年度より3市でごみの共同処理を開始した。
- 「●●水質協議会」における取組みとして、水道水源である●●川の定期巡視や水質調査を構成団体が共同で実施している。

構成団体:8市町の水道局、▲▲県水道事務所、●●町まちづくり部

「●●緑のネットワーク」による「緑のカーテンマップ」作成

毎年夏に「●●緑のネットワーク」の会員が町内を巡回し、つた植物を家の窓際等に植える「緑のカーテン」を設置している家庭数を調査する。全ての集計が終わると、地図として一枚にまとめ、町内公共施設や各自治体へ配布し、「緑のカーテン」の普及状況を町民に広報する。

「a.地球環境の保全(地球温暖化対策、オゾン層保護対策)」…希望のあった事業者と市において協定を締結し、協定書に定める事項の実施状況について、1年に1回、市への報告を依頼しています。

「a.地球環境の保全(地球温暖化対策、オゾン層保護対策)」において、環境省補助事業「平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体と連携した CO2 排出削減促進事業)」を活用し COOL CHOICE に関連する様々な普及啓発事業を実施した。

「c.物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」において、清掃工場2工場を新たに廃棄物の廃熱を利用したエネルギー回収施設として、平成29年、平成30年度にそれぞれ稼動させる。

LCl

住民・住民団体では、平成28年度から廃プラスチックの分別における実証実験について、モデル地区を選定し、分別における問題や諸課題を住民と行政が共に考える場を持ち、今後の市域全体に展開するモデル事業として推進している。

## 「ごみ0運動」の実施

## 「環境市民講座」

『特定非営利活動法人 海の自然史研究所』にご協力をいただき、環境に関する知識の習得や自然とのふれあいを目的とする講座を実施し、日常生活において積極的に環境に配慮した行動を実践することができる「環境市民」の育成を図っている。

「京都議定書」誕生をきっかけとして、国・自治体・学術・事業者団体で「★★」の表彰や国際シンポジウムを開催し、環境意識の向上を推進している。

「住民・住民団体」、「民間団体(NGO・NPO等)」及び「事業者」で連携・協働した取組(地球温暖化対策や自然環境保全等を推進する事業の企画及び実行する委員活動)を実施

「新しい里海創生によるまちづくり」を推進するため、市民・事業者・民間団体・行政等の多様な主体が参画する「●● 市里海創生推進協議会」を組織し、まちづくりの方向性の検討や情報共有を行っている。 「美しく、きれいなまちづくり」に向けて、「きれいに暮らす●●県スタイル」推進プロジェクトを進めており、具体的には次の3つの事業「▲▲川のきれい化」「●●らしい景観づくり」「●●モデルによるごみ減量化」に取り組んでいる。

- 【a. 地球環境の保全(地球温暖化対策、オゾン層保護対策)】
- ○水資源が豊富という●●県の強みを活かした小水力発電のモデル事業の実施
- ○学校や団体、事業者等と連携し、夏場に省エネ節電項目を中心に取り組む「省エネ・節電アクションプラン」を実施
- ○夏場に家のエアコンを消して商業施設等に出かける「●●クールシェア」や、冬場に家庭内で一つの部屋に集まる
- 「●●ウォームシェア」を実施
- ○事業者や団体等と連携し、環境施策等を広く県民に普及する環境フェアを開催
- 【b. 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組】
- ○▲▲半島や■■山地域等の生態系サービス等に関する評価研究活動
- 〇県内全ての公立小学校の6年生(約12,000人)によるツバメ調査の実施
- ○里山利用保全に取り組む学校や団体、事業者の取組を「●●版里山づくり ISO」として認証
- 〇企業等の里山づくりへの参画促進に向けたセミナーを開催
- ○●●●自然園において、里山保全・再生活動を自主的に行う4団体と協定を締結し、間伐・除伐・下刈り、自然体験活動・環境教育、野菜・キノコ等の栽培等を実施している。
- 〇里山里海の地域資源を活用した生業の創出支援等
- ○県と地域の企業、県森林組合連合会との林業に関する包括連携協定に基づく森林・林業の活性化
- 【c. 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組】
- 〇県内企業と共同で新技術を開発し、メタン発酵槽の小型化に成功した。これにより、小規模な下水処理場で進まなかったメタンガスの有効活用が図られる。メタンガスは、二酸化炭素の約25倍の温室効果をもたらすものであり、これを有効活用することで、地球温暖化の防止が図られる。
- 【d. 水環境、土壌環境、地盤環境の保全に関する取組】
- ○水辺植生による水質浄化に着目し、多様な主体が緩傾斜護岸における水辺植生の保全管理や植生の阻害要因である外来種の除去活動などへ参加することにより、住民の水環境保全への関心を高めるとともに**※※※**の水質浄化を図る。
- 〇発電取水により生じている河川の無水・減水区間において、発電事業者の理解と協力を得て、河川維持流量を増量した。
- ○落差工の施工や、河道掘削時などに、漁協関係者の立ち会いの下、工事を行った。
- 【i. 地域づくり・人づくりの推進】
- ○景観条例上の規制地域の指定にあたり、屋外広告物事業者等の関係事業者との協議・意見交換を行っている。
- ○専門家の意見を聴取するための県・市町・地元・専門家合同の環境対策に関する検討会を開催
- 【g. 経済・社会のグリーン化の推進】
- 〇中小企業による再生可能エネルギー発電設備等の導入を支援するための融資制度の実施
- ○当県発の優れた製品・サービスを表彰する「●●エコデザイン賞」を実施

#### [住民・住民団体]

市町村が委嘱する不法投棄監視員の委嘱費や住民監視活動団体の監視活動費に対し補助を実施

●●沼、▲▲沼の一斉清掃や環境調査など水環境保全のための活動を実施

## 〔民間団体〕

保護管理の担い手の育成を図るため、県猟友会と協力して実施

〔他の地方公共団体〕

近隣9都県市で連携し、「夏季の VOC 対策」や「冬季の大気汚染対策」に取り組んでいる。

## ○「グリーン●●」再生プロジェクト事業

「グリーン●●」再生プロジェクト実行委員会を設置し、住民、地域活動団体、企業等と連携により、植樹、緑のカーテンづくり等を通じて環境保全意識を高め、緑豊かな環境先進都市の実現を目指すもの。主な取組として、21 年度より当自治体内の小中学校、施設、公園で約6万6千本の植樹を行った。定期的に植樹の状況調査を行い、これまでの

植樹によって作られた森を地域住民とともに見守り、維持するための活動を進める。27 年度からは、子供が生まれた家庭に誕生記念樹として「いのちの森」の植樹の苗木を贈る事業を開始。

- ●●オープンカレッジにおいて、広く実践活動ができる市民を育てるため、市民や学校、事業者、行政で構成する実 行委員会が主体となり環境啓発イベントや環境学習講座の企画・実施及び道具・資料の貸出を行うことにより主体的 な市民活動を推進している。
- ●●川上下流交流の中で、下流域の民間企業と協力した環境保全活動を実施
- ●●の海岸や森林の実態を把握し、自然保護の方策を考える一助として、環境教育を実施している。
- ●●の保護活動について、地元自治会と協働による草刈作業の実施及び地元小学校(PTA)と連携し、有識者を招いた自然観察会の実施
- ●●の保全を地域住民や学校と連携した取り組み
- ●●の保全対策について、NPO法人と連携し夜間パトロールを行っている。
- ●●よる食害防止のために設置された電気柵は自治会に対して、一部費用を町が補助している。
- ●●環境パートナーシップ21と協働で環境保全の取り組みに当たっている。
- ●●教育大学と連携し、希少性動物の環境保全・成育観察等を行っている。
- ●●県が行うエコライフデーの取り組みをNPO団体や参加してくれる自治会などと実施している。
- ●●県と境を接しているため、河川の監視や排出者への指導などで連携を図っている。
- ●●県の豊かな自然環境や産業県としての特徴などの地域資源を生かし、各年代に応じた環境学習を実施して、持続可能な未来の●●の担い手を育成する「人づくり」を地域全体で推進している。
- ①未就学児童:インタープリターによる自然体感プログラム等、②小中学生:●●環境学習プラザを拠点として、体験型の環境学習講座等を実施、③高校生:大学やNPO等と連携して、高校生のための環境学習プログラムを作成(平成29年度から)、④大学生:企業、大学、NPO等と連携して大学生を次世代の担い手となる環境リーダーを養成、⑤社会人を地域づくりのリーダーとして育成
- ●●湖のクリーンアップ活動を、他の地方公共団体やNPO・住民の方々と協働で行っている。
- ●●湖の水質改善については周辺市町及び▲▲県と連携し実施している。

#### ●●再生事業

(平成27年度ふるさとづくり大賞 団体表彰(総務大臣賞)受賞)

(平成28年版 国の環境白書掲載)

国内木材価格の低迷等により、荒れてしまった山林里地を住民たちの力で再生させようとするプロジェクト

●●山を市民の森と1号地とし、ボランティアと協働で保全を行っている。

複数自治体で構成している●●川水系環境保全対策協議会の取組として、●●川愛護月間を定め、●●川の河川敷の清掃活動等各種取組を実施している。

複数自治体で構成された児童環境学習活動実行委員会(複数の自治体教育委員会、●●信用金庫)が主催する、児童環境学習活動発表会の実施。市町の小学校15校が各校毎に決めたテーマに基づく環境活動を実施し、壁新聞やパワーポイント等での発表会を実施している。平成28年度で8回目の開催となっている。

●●市では、環境保全に資する取組みを「もったいない運動」として、すべての主体が「気づき」「学び

」そして「行動をする」ための取組みに注力している。市民・事業者・行政から組織する「もったいない運動推進委員会」を設け、「もったいない運動」を進めるために「環境フェスタ」「推進月間」等のイベントや「エコファミリー宣言」「節電アクションキャンペーン」等の啓発を行っている。

また、市では4K(健康・教育・環境・交通安全)を推進するためのプロジェクトとして「●●マイレージ」を展開し、市民の取組みを促進している。

市の中心を流れる●●川は、市のシンボル的存在であり、市民にとってふるさとを意識する大きな要素となっている。 この川の水辺環境の復元や整備面などハード面に加え、生物多様性に配慮した地域づくりや市民参加の充実などソフト面も併せた今後の整備の指針として「●●川自然再生整備等基本計画」を策定している。本計画は実行委員会形式で策定したが、識見者、行政関係者に加え、市民団体等の代表者も委員となっていた。現在、本計画を市民や市民団体と協働して推進している。

●●市環境衛生協会が主体で取り組んでいる事業(会員:市内全域の町内会加盟世帯)

- ・ごみの減量推進:フリーマーケット、古着回収、小型家電回収などのイベント開催
- ・環境美化運動:環境美化への意識向上のため、全町内会から実践地区を指定(6年で市内全域を一巡)し、各々の町内会における環境美化・環境衛生に努めている。
- ・環境保全研修:市民(会員等)を対象に年1回、環境に関する研修会を開催している。
- ・ポイ捨て啓蒙・啓発:市主催・共催などの各種イベントに参加し、来場者へ啓蒙・啓発グッズを配布し、ポイ捨てや犬のフン被害などの抑止に努めている。
- ●●市環境基本計画に基づき、環境の保全と創造についての取り組みを積極的に推進するために設立された特定 非営利活動法人●●環境ネットワーク会議と協力・連携して地球温暖化対策の推進に取り組んでいる。
- ●●市環境基本計画推進会議エネルギー部会のメンバーが中心となり、一般社団法人市民エネルギー●●を設立。 県内で初めての全額市民出資による太陽光市民共同発電所が1号機から3号機まで順調に稼働中である。

生物多様性ホットスポットである●●地区の市、高専、地域住民、企業、団体等との連携による保全活動をしている。

●●市総合環境センター内の最終処分場(未利用地)において実施しているメガソーラー事業について、地球温暖化対策の一環として、施設の設計・施工から、運営・維持管理までを一括して民間事業者へ発注し、●●市がその施設を 20 年間のリース契約により借り受けて売電事業を行っている。

また、自然環境資源等が豊富とされる▲▲県において、再生可能エネルギーをはじめとして次世代のエネルギーに、 実際に国民が見て触れる機会を増やすことを通じて、地球環境を調和した将来のエネルギーの在り方に関する理解 の増進を図る次世代エネルギーパークを運営している。

- ●●市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)において、目標としている二酸化炭素削減量を達成するために行政、 市民、事業者の省エネルギーの取組の実施や新エネルギーの導入を推進していること。
- ●●市地球温暖化対策地域協議会である「●●環境市民の会」は、市民・行政・事業者が連携して、様々な事業を行っている。毎年数千人が来場する体験型環境学習イベントである「●●エコフェスタ」をはじめ、自然観察会、出前環境講座、ニュースレターの発行などを実施している。

市の地球温暖化対策地域推進協議会の主催で、歴史的建造物を対象にLED照明を活用したライトアップ検証事業を 実施したほか、環境財団との共催で観光施設等のライトアップのLED化に関するシンポジウムを開催する等、地域特性を活かした取り組みを行っている。

- ●●市地球温暖化防止対策協議会において、小学校での環境教育や地球温暖化防止の啓発イベントを継続して行っている。
- ●●市地球冷やしたい推進協議会
- ●●自然と親しむ会との連携による自然観察会の開催や野鳥保護活動、海岸清掃などの実施
- ●●自然環境保全緑地を市と市民ボランティアの共同による維持管理し、自然散策会等を実施している。 環境美化推進委員による地域巡回、自治会によるごみの資源回収。
- ●●自然再生協議会への参画および業業ビオトープを活用した環境教育
- ●●沼の保全において、民間団体である「●●沼の会」が環境学習活動を行うとともに、周辺農家による「●●沼プロジェクトチーム」が農業祭の開催や農村景観と農産物を活用したフットパスなどを実施している。
- ●●川の環境を守るため●●川流域宣言を採択しているため、連携市町村や NPO 法人と協力し、●●川流域の水環境保全に取り組んでいる。

古紙の拠点回収を役場でおこなえるようにして、資源物集団回収とともに循環型社会の構築をおこなっている。

- ●●川の水環境保全活動を行い、水質、生態系に関するモニタリングを続けている。近年は鮎の生息も再確認され、 これの保護活動を始動している。
- ●●川の清掃活動への取組

住民・民間団体・事業者との共同で、毎年約300人規模で実施している。

- ●●川源流域の森林の整備や、▲▲県との県境に広がる国有林での生物多様性の復元と持続的な地域づくりを進める取り組み
- ●●川清流化推進協議会を設立し、住民や事業者などによる清掃活動等を通じて、●●川流域の保全活動に取り組んでいる。
- ●●川流域の豊かな水と森づくりのために、森・川・里・海に関わる流域住民と団体が手を組んで活動している。(●

- ●川21世紀森と水の会)
- ●●川流域連絡協議会における取組み
- ●●村環境 in もったいない推進委員会では、マイ・バッグ運動、エコキャップ運動、廃食用油の回収を行っている。また、ライトダウンキャンペーンにあわせて、廃食用油で作ったキャンドルの配布を行っている。
- ●●大学工学部との「再生可能エネルギー技術の研究開発に関する協定」に基づき、廃校となった小学校を地中熱利用の実証実験場として提供し、産学官の連携による連携による再生可能エネルギーの普及に努めている。
- ●●地域湧水地保全整備
- ●●町の焼却施設では可燃ごみを焼却した後、その灰を更に溶かしてスラグにして、工事材料として活用しています。
- ●●町清掃の日「一斉清掃」 毎年7月第1土曜日を亘理町清掃の日とし、全町一斉に地域清掃することを呼びかけた。また、その際に発生する大量のごみを収集するために、一般廃棄物処理業許可業者の協力をいただき、即日回収することができた。
- ●●低炭素社会地域づくり協議会

世界自然遺産を有し、自然と共生し、環境に配慮した取り組みを行っていることや、使用されている電力のほぼすべてを水力で賄っていることから、低炭素社会づくりのモデルケースとして、事業者、住民、行政が一体となって、化石燃料に頼らない CO2 フリーの島づくりに関する取り組みの情報発信を行っている。

●●都市環境·公害事務連絡協議会

オール●●共同事業みどり●●・温暖化防止プロジェクト市町村助成金事業

- ●●暮らしを考えるプロジェクト」(平成 26 年 4 月発足)
- "●●"で"都市"だからこそ取り組める地域活動を、住民・団体・企業・学校等と行政の各主体が「環境」を切り口に他地域の事例を伺いながら、様々な課題を話し合い、その解決策を考え活動していく協働プロジェクト。参加住民等の意思のもと「自然エネルギー系」と「自然環境・農業系」2つのプロジェクトチームへと発展し、その後、両プロジェクトチームの一部のメンバーが中心となってNPO団体を設立した。現在は、そのNPO団体が中心となって本プロジェクトを推進し、精力的に活動している。
- ●●流域市町村で構成されている、●●問題協議会に所属し、水質浄化保全、家庭排水対策、地域清掃、▲▲川探 検隊、水質調査等を実施
- ●●緑環境税(個人及び法人県民税の均等割の超過課税方式)を独自に導入し、市町村、NPO、地域住民、企業等による森づくり活動の支援を行っている。
- ●●湾における水質及び環境保全を図り、●●湾をきれいにすることを目的に「①住民・住民団体、②民間団体(NG O・NPO等)、③事業者、④他の地方公共団体」と連携・協力した取組みを実施している。
- ●●湾の環境保全のため、それぞれ環境保全活動をしてきた町会や任意団体との連携を促進する取組実施した。
- ●●湾最奥部の▲▲の環境保全を目的に、市民、事業者、NPOとの協働による干潟のごみ拾い、干潟観察等環境学習を実施している。「●●クリーンアップ大作戦」
- 〇水環境保全に関する取組みとして、NPO 団体などが開催する川の大切さや川での遊び方を体験できる観察会に対し、活動用品の貸出や川の大切さを説明するなどの支援を行っている。
- 〇生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組として、他の地方公共団体・事業者と協議会を結成し、特定 外来生物の対策に取り組んでいる。
- ○物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組として、下記を実施している。
- ・町内会やPTAなどの集団資源回収実施団体に、回収増加量に応じ、奨励金を交付している。
- ●●クリーニング協同組合と協定を締結し、クリーニング店で古着の回収を実施している。
- ・認定事業者と連携し、小型家電リサイクルを推進するとともに、市有施設や商業施設に回収ボックスを設置している。
- ○子ども向けの環境教育に関する取組として、事業者やスポーツ団体と連携し、スポーツやレクリエーションを通じて 環境活動に取り組んでもらう「★★」を開催している。
- 〇北九州市は資源循環社会を構築するための「環境保全政策」と「産業振興政策」を統合した北九州エコタウン事業を民間事業者と連携して推進している。具体的には、

- ・小型電子機器・太陽光発電パネル・古着など、これまでリサイクルが十分取り組まれていない分野(素材)について、 行政と市内民間事業者が連携して回収システム構築し、新たなリサイクル事業を展開している。
- ・北九州エコタウンは、中核施設である「北九州市エコタウンセンター」における事業紹介に加え、民間事業者と連携し、工場見学などを含めた魅力的な見学コースを設定することにより、国内外から年間約 10 万人の視察者を受け入れている。

### 〇古着の分別・リサイクル事業

- ・古着の回収からリサイクルまで、民間事業者が実施し、市は回収体制の構築や周知、啓発等の支援を実施
- ・環境産業と自動車産業が集積する本市の特性をいかし、市内事業者がリサイクル繊維に加工後、近隣都市で自動車内装材として主要自動車メーカーに供給する、本市を中核とした高度な地域循環圏を構築
- •回収事業に、近隣自治体が参加
- ・古着回収を行う町内会等の市民団体に対する奨励金の交付により、町内会等の市民団体による古着の集団資源回収活動を支援する。

#### ○食べものの「残しま宣言」運動の推進

- ・食品ロス削減に向けて、市民及び飲食店等の事業者が取り組むことができる「残しま宣言」運動を開始
- ・市民一人ひとりが実践できる食品ロス削減への取組内容を「残しま宣言」として、啓発カードの配布等により周知
- ・外食時の食べ切り促進策を実施する市内の飲食店等を「残しま宣言応援店」として市に登録し、周知
- 〇微小粒子物質(PM2.5)の注意喚起について、県内統一した基準により対応を図っている。
- ・ボランティア清掃を行う市民・団体等への清掃用具の提供及びごみの回収を実施。
- ・ 継続的に清掃活動をする企業・団体を参加団体として登録、その後、掃除用具の提供、ごみの回収等を実施
- ・ 市民及び企業・団体等と連携・協働し、地域の一斉清掃及びぽい捨て防止の啓発活動を実施
- 河川流域市町の連携による水質保全活動等
- 河川流域の自治体等が実行委員会を構成し、他団体、住民と協力し、河川の一斉清掃を実施
- 漁業事業者を水質監視員に任命し、水域の巡視を実施
- ・ 住民団体と共同して、市内の子どもを対象に自然観察会を実施
- · NPO に委託し、環境に関する普及啓発の中核を担う人材を育成
- ・ ●●市地球温暖化対策地域協議会と共同で、地球温暖化に関する出前講座を実施
- ・(a)産業や運輸、教育部門、地域活動団体、行政機関等の全県的な団体・機関等で構成する「温暖化防止●●県民会議」を中心とした省エネルギーの取組の推進

児童による家庭でのエコチェック(地球温暖化を防ごう隊)の実施など、環境学習を通じで学んだことを家庭における 省エネルギーの実践に活かす取組を推進

・(c)3Rの推進に向けて、環境に配慮した事業活動を行う者に対する補助制度を実施しているほか、NPOと協働しながら、ごみの減量化に取り組む小売店を「エコショップ」として認定する制度を運用している。

また、本県独自の3R推進キャラクター「▲▲」(着ぐるみ)を活用して、幼稚園・保育園や各種イベントにおける普及啓発を実施している。

・(e)、(h)全国環境研協議会において、全国自治体の試験研究機関との情報交換などの他に、一部自治体と独自にP M2.5 の成分分析等に関して協働で研究するなどの取組を行っている。

## ・●●モデル固定認証制度

一定規模以上の建築を行う建築主に、国産木材の使用を推進する制度。この制度では、●●と協定を締結した自治体から算出される協定木材等の使用を推奨している。

#### ●母環境にやさしい事業者会議

自治体内の事業者が住民や自治体と連携し、環境啓発活動に取り組むために設立された組織

- ・●●岳や▲▲岳における高山植物の盗掘防止パトロール
- ・安全安心な■■肉の提供と販路拡大を図り、地域ブランド化を推進することを目的として「■■肉理施設認証制度」を平成27年度に開設し、平成28年度に運用を開始し、11施設を認証した。
- ・●●丘陵に残る里山を市主催の講座から立ち上がった市民団体と共に、保全に取り組んでいる。
- ・小学校の授業の一環として取り入れていただき、希少生物であるトウキョウサンショウウオの保護を市と共に取り組

んでいる。

- ・小学校及び保護者の協力をいただいて、ホタルの飼育をしている。
- ・●●市環境教育推進ネットワーク「●●E スイッチ」により、意見交換会や市民向けイベント等を開催している。
- ・地域人材を環境学習指導者として登録し、学校や地域の環境学習会(講座)に派遣している。
- ・一般市民と企業からなる省エネネットワークを組織し、相互の情報発信に努めている。
- ・不法投棄がなされた地点を地主だけでなく、地域の住民、公益社団法人▲▲県産業廃棄物協会会員とともに原状回復作業を行っている。また、主体的に不法投棄防止のための活動を行おうとする団体に対して、不法投棄対策資材を交付することにより不法投棄の防止を行っている。
- ・●●市西部清掃工場の運営・維持管理を受託している**\*\***株式会社が、清掃工場内の環境啓発施設「■■」にて、不用品リユースの市「もったいない市」を開催している。
- ・●●町自然エネルギー研究所~再生可能エネルギー(小水力発電等)と地域活性化の模索
- ●●クリーンエネルギー推進協議会~薪ストーブ等を推進し「環境地域づくり」
- ・●●町内で活動する「▲▲県地球温暖化防止活動推進員」6人で「★★」を結成

町内での啓発活動時には協力をいただくように連携がとれたところ

- ●●町生活学校の実施する廃食油回収や、ぼかし講習会を市民に周知している。
- ・地域の環境ボランティア団体とともに市天然記念物の保存等を行っている。
- ・b 生物多様性の持続可能な保全のため、本市の全ての主体の行動の指針となる「●●市生物多様性戦略~いきもんつながる ●●C プラン~」を策定した。(平成 28 年 3 月)
- ・b 市域に残された貴重な名木や老樹を保護し、次の世代に引き継ぎため、保存樹木として指定し、 所有者と一体 となり保全に努めている。
- ・c 「水銀フリー(使用削減・適正処理)社会」の実現を目指して、平成26年10月から家庭から排出される一般廃棄物の水銀含有製品の分別回収を開始。回収した水銀については一般に流通しないよう本市引き取り、処理方法が確立するまで厳重に保管している。
- ・ごみ屋敷対策として町会、自治会、NPOの協力よる片付けや医療、福祉などの機関と連携した生活再建支援など・美化推進活動の支援、歩行喫煙防止対策の推進、放置自転車の防止、花いっぱい運動の推進等のビュウティフル・ウィンドウズ運動の実施
- ・ふるさとのきれいな川や海を健全な姿で次世代へ継承していくため、水辺の県下一斉清掃活動「●●・みんなの川と海づくりデー」を県内市町村と協力して毎年実施している。28 年度も地域住民を中心に県全体で約34,000人が参加して清掃活動を行った。
- ・●●市と周辺10市町村の「●●地域」は、水道水源のほぼ100%を地下水で賄うなど、清冽な地下水が豊富な地域であるが、一方では、地下水の水量及び水質に関する課題も生じていることから、行政、企業、団体、住民等による地下水保全対策の推進組織として「公益財団法人 ●●地下水財団」を設置し、地下水涵養事業をはじめとする様々な地下水保全に係る行政と民間の協働の取組みをつなぐ役割を果たしている。
- ・公共関与産業廃棄物管理型最終処分場の設置、運営。▲▲地方知事会の政策連合によるごみ減量化への取組み。民間団体を構成員として●●県ごみゼロ推進県民会議の運営。不法投棄撲滅県民協働推進事業において、住民団体や事業者と「廃棄物の不法投棄の情報提供に関する基本協定」を締結しており、また、各保健所で当該協定団体等に対する説明会等を開催している。
- ・運輸部門の温室効果ガス削減の観点から、県内事業所において自動車・バイクから「自転車」を利用する通勤スタイルへの転換を促すため、スポーツサイクルでの通勤モニター事業を実施し、自転車利用のメリットを体感してもらうとともに、モニター前後に血液検査や体力測定を実施し、自転車利用の環境と健康に対する効果を数値的に見える化し広く県民に周知することで、地球温暖化問題やCO2 排出量削減への意識向上を図る。
- ・生物多様性保全・再生モデル地区の構築(地域に根差した保全活動や普及啓発を推進するため、県特定希少野生動植物の生息・生育地において、市町等と連携しモデル地区を整備)
- ・●●の情報収集及び生息調査(関係市町、学識経験者、動物園等)
- ・科学合成肥料の低減のために用いるたい肥・油粕、緑肥、●●市エコエネルギーセンターの液肥等の有機質肥料 等資材の購入を支援し、環境低負荷型農業・環境保全型農業を支援している。

- ・平成22年度から一般家庭の生ごみの分別回収・資源化に取り組んでいる。
- ・市内小中学校で、●●市エコエネルギーセンターの液肥を利用して栽培した「▲▲」米を給食食材として提供するなど地域内での資源循環を進めている。
- ・生ごみ分別協力地域には、自由に使える液肥タンクを設置し、地域で肥料として活用いただくことで地域内での資源 循環を実現している。
- ・液肥利用農家で構成する液肥利用者協議会と連携し、液肥を使用して栽培した作物を「▲▲」としてブランド化し、販路拡大を推進している。
- ・自治体と専門家、NGO で組織する「環境首都創造ネットワーク」に参加し、セクターや地域の壁を越えたパートナーシップ型ネットワークによる課題解決に取り組んでいる。
- ・外来種のアカミミガメは食物、日光浴の場所、産卵越冬場所等において在来カメ類と競合することや繁殖能力が高いこと等から生態系に大きな影響を及ぼすとされている。そこで、競合がみられる地点を中心に、市民、市民団体等と協働して防除に取り組むとともに、市民、市民団体等による自主的な防除が進むよう、支援策を講じている。
- ・★★町に広がる棚田にみられる希少種オカオグルマは、農業による管理が行き届いた環境で生息・生育してきたが、近年の農業従事者の高齢化・減少による耕作困難により生息・生育への影響が懸念されている。そこで、環境保全のため、生物多様性保全活動団体のほか、棚田の所有者、就農希望者、大学、行政等がそれぞれの役割を分担しながら、協力、連携して草刈り、生息・生育状況の調査、試験的な営農等を進めている。
- ・環境にやさしいまちづくりのため、住民団体と共催による環境フェアを開催している。
- ・水源が多く水資源に恵まれていることから、水環境の保全に努めている。
- 環境に配慮した消費行動に対して協賛店舗が独自のサービスを提供する取組み
- ●●グリーン製品の認定に係る支援
- ・市町村が行う各種イベントに出展し、委託した NPO 団体が3R の普及啓発を実施
- ・県独自の「五感による湖沼環境指標」を用いて、住民参加型の調査を実施
- ・環境リーダー、住民、小学生の参加にて調査し、植物・野鳥・昆虫・小動物のガイドブックを作成
- ・大学との協定による講座の実施
- ・事業者、NPO等との連携による子ども向け省エネ講座の実施
- ・管理者である国が実施する保全事業をはじめ●●の保全活動については、多くのボランティアや専門知識のある事業者、大学教授等の力添えにより、都市の中に在る環境でありながら今日まで住民に親しまれてきている。環境問題への啓発に大きな役割を果たしている。
- ・●●の日行事では、地元住民等の協力を得て、運営を行っている。
- ・近隣の2市と共同で川の水質と水生生物の調査を行い、河川状況の監視に取り組んでいる。
- ・町内会と中間処理施設である1事業者とが、年1回協議会を行うことで、臭気の問題について相互理 解を深める場としている事例がある。
- ・研究学園都市という特性を活かして、公的研究機関に対して各種委員会等に参画いただき、その知見を環境政策に活用している。
- ・湖沼の水質浄化を目的として、他市町村等と連携して、啓発活動や水質調査、河川清掃等を行っている。
- ・研究所が多く立地しているため公害防止協定の締結を推進し、より厳しい基準の順守を求め、密な連絡体制の確立を目指している。
- ・県内には中小企業が多いことから、県独自の簡易な環境マネジメントシステム認定制度を運営し、産業・業務部門の温暖化対策を推進している。(認定事業者数: 2,472)※昨年12月末現在
- ・●●緑の県民税を利用し、地域住民や NPO・ボランティア団体が、自ら地域の里山・平地林を整備する必要経費、貴重な自然環境の保護・保全活動に要する経費を補助している。
- ・(一社)●●県フロン回収事業協会と共催でフロン充填回収技術講習会を開催し、フロン充填回収業者のフロン排出 抑制のため技術的支援を行っている。
- ・ボランティア団体と共催で、「みんなのごみ減量フォーラム」を開催し、県民、市民団体、処理業者、市町村が共にご み減量やリサイクルの推進に向けた具体的な取組について意見交換した。
- ・取組が遅れているリユースへの取組を推進するため、NPO 法人が主催するリユース食器をテーマにしたフォーラム

に協賛し、市町村職員の出席を促し、リユース食器の活用を啓発した。

- ・広く市民に環境への興味・関心を深めていただくためのイベント「●●環境フェア」において、市民、事業者、行政の各主体が委員となる会議体を設置し、イベントの企画・運営を行っている。
- ・里山環境に精通している市民団体の方に協力を得て、親子で自然に触れ合う環境学習事業等も展開している。
- ・再生可能エネルギーについて、ハード補助ではなく、各市町や地域が再生可能エネルギーの事業化を目指す準備・ 検討過程を支援する「1市町1エネおこし」事業を促進
- ・自動車保有率が高い●●県において、移動に伴うCO2の見える化を図るため、市町やNPOと協力し、移動時の CO2 排出量を自動判定するスマートフォンアプリ「カーボントラッカー」を作成
- ・市内約 1,300 ヵ所の資源・不燃物ステーションについて、住民自らが登録団体をつくり、ステーションの管理及び分別排出を行う取組(●●方式)があり、住民の協力のもとごみの減量及び資源化に大きな成果を収めている。
- ・サイクル&ショップライド

バス停・路面電車の停留所近くの量販店に整備されている既存の自転車駐輪場の一部をサイクル&ショップライドの中継場所として利活用し、バス・電車などの公共交通機関に乗り換えて通勤・通学するライフスタイルへの転換を促進するもの。

- ・クールチョイス事業
- ●●の資源や特徴を生かし、環境団体や大学生、地元企業、地域住民等と連携し、日曜市や卸売市場、商店街、中山間地区等を舞台に9つの体験型啓発イベントをリレー形式で実施した。
- ・省エネ・エコポイントキャンペーン等四季を通じたキャンペーンの実施などのCO2削減県民運動を、各主体で構成される「環境●●推進会議」と連携・協働して実施
- ・事業者等と連携したレジ袋削減(マイバッグ持参運動)、食品ロス削減の取組
- ・地元プロサッカーチームと連携したごみ減量化運動
- ・産学公連携による資源循環型産業の育成支援
- ・日韓海峡8県市道による大気中のVOC調査の実施
- ・震災におけるエネルギー途絶の経験を踏まえ、大学生有志、NPO、事業者、行政団体などで「●●
- E-Action 実行委員会」を組織し、「省エネ」「創エネ」「蓄エネ」の 3E の啓発に取り組んでいる。
- ・快適な都市環境とごみ減量・リサイクルの推進などを目的に、昭和 63 年に市民団体・企業・行政の 3 者により「アメニティ・●●実行委員会」を組織し、エコイベント・講演会・フォーラムなどの各種行事を開催している。(平成 13 年度に「アメニティ●●推進協議会」に名称変更。)
- ・水環境に係る環境学習セミナー等の取組をNPO等と企画の段階から連携し実施した。
- ・レジ袋削減に取り組むことをきっかけにして、ごみの減量や二酸化炭素削減など「環境にやさしい生活」への転換を図るため、県民・事業者と連携・協働した●●県レジ袋削減県民運動として実施している。レジ袋削減に取り組む意思表示をする為約3万人、52事業者、126団体、全市町村が県民運動への参加を「宣言」。また、県等は、レジ袋の無料配布取り止めに取り組む11事業者と「協定」を締結した。
- ・メーカー、関係団体、行政などからなる協議会を設立し、関係者が連携して省エネ家電の普及を図った。
- 水質保全連絡協議会への参加
- ・地域のごみ拾いの実施、不法投棄防止の啓発
- ・太陽光発電施設設置した住民に補助金
- ・シルバー人材センターと協働でオオキンケイギク、オオハンゴンソウの駆除を行っている。
- ・地域における大規模なエネルギーマネジメントシステムの導入
- ・環境・地球温暖化問題に関する講座等の開催
- ・小学校等を対象とした環境教育出前講座の実施
- 樹林地の保全活動
- ・生物多様性自治体ネットワークでの情報発信
- ・地元の農産物を使った商品の開発・PR
- ・地域特性を活かした地域主導の再生可能エネルギーの導入を促進するため、自治会、NPO法人等が行う再生可能エネルギーの導入事業に対し、無利子貸付(貸付限度額:小水力3,000万円、小水力以外1,000万円、貸付期間20

年以内)を平成26年度から実施している。

- ・安定した発電量や収益が見込め、地域活性化につながる小水力発電の導入に向けた取組等を実施する地域団体等への支援等として、立ち上げ時の取組支援(補助対象:勉強会・現地調査・先進地視察等、補助限度額:30 万円(定額))と基本調査・概略設計等補助を平成27 年度から実施している。
- ・エネルギー使用量年間 500kL(原油換算)以上の事業所に、温室効果ガスの排出抑制計画及び結果報告の提出を 義務づけるとともに、内1,500kL以上の事業所については計画・報告の概要を事業者ごとに県ホームページで公表している。
- ・事業者、消費者関係団体、行政等で構成する「●●レジ袋削減推進会議」において、レジ袋の削減に取り組んでいる。
- ・環境ビジネス関連企業や自治体等を会員とする「●●エコタウン推進会議」において、産学官の協力・連携によるリサイクル調査・研究を進めている。
- ・事業者、地方公共団体、住民団体等で構成する●●環境保全連絡会(会員数:約5百)と連携し、環境保全の取組みを進めている。
- ・地元の重要な自然資源である●●川干潟の保全を目的として、平成 26 年度より、地元住民、小・中学校、NPO などと協働で学習会や現地での生き物調査、美化活動を行う「干潟保全実践プロジェクト」を実施している。
- ・第3セクターを核として、市遊休地への太陽光発電を通した産学官連携や、市民ファンドの仕組みを活用した太陽光発電の設置を行っている。
- ・地元自治会と協働で、月に一度資源化物の拠点収集を行っている。また、集められた資源化物は、前期(4~9月)、 後期(10月~3月)で売却事業者を選定し、売上から経費を差し引き、各自治会へ還付している。
- ・町内の公衆の用に供する場所に散乱する空き缶等を回収した団体に一定の補助を行っている。
- ・各自治体から推薦された1~2名のごみゼロ推進員が、地域のリーダーとして、ごみの減量化、資源化に取り組んでいる。
- ・生ごみ処理機を購入した住民に一定の補助を行っている。
- ・NPO法人に、環境セミナーや環境フェスティバルで、牛乳パックやペットボトル等を使用したおもちゃ作りの指導を依頼している。
- ・●●川流域自治体及び■■(属する都道府県)等で、●●川流域水循環再生協議会として、●●川流域の水環境保全の活動をしている。
- ・都市緑地法に基づく市民緑地において、地域の住民が中心となって、各地域の実情に合わせた維持管理を行っているとともに、緑地の中で自然体験や音楽会などの様々な行事を行っている。
- ・食品ロスを削減し、生ごみの排出抑制につなげるため、手付かず食品の持込み回収を実施し、生活困窮者等に寄付を行っている。今後、食品ロス削減イベントを実施し、さらなる普及啓発を図る。
- ・地元地権者で構成する管理組合による「日常管理」とボランティア団体(3団体)による「田んぼや生き物の調査」などの活動により、豊かな自然環境を保全している。
- ・日韓海峡沿岸の8県市道で、PM2.5や VOCなど地域の大気環境にかかる共同調査事業を実施している。
- ・NPO 法人と協働協定書を締結し、県下の小中学校における環境のための教育・ESD の視点で、総合的な学習等における環境学習指導プログラムづくりや環境学習の出前講座を実施している。
- ・本県の恵み豊かな天然自然を守り、次世代へ引き継ぐために身近な環境保全活動を通じて、地域の活性化を図る「●●うつくし作戦」を展開している。
- ・平成 21 年度から開始したレジ袋無料配布中止の取組については、県下全域で事業者、消費者の協力のもと、マイバック持参率が85%で推移している。
- ▲▲各県と連携した越境汚染影響調査
- ・緑のカーテン普及促進事業の実施
- 市民一斉清掃の実施
- ★★★再生の自然再生の取組
- (国・●●県・▲▲県・周辺4市協働による取組、NPO法人等民間団体との連携による取組)

※生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組

公園等の改修に伴い、地元住民の意見や要望を取り入れるため、地元説明会を実施している。

※物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組

近年、集団回収の登録団体は、新築マンションの管理組合等が多い。

※地域づくり・人づくりの推進 環境情報の整備と提供・広報の充実

当自治体は、多くの企業があるため、各企業の CSR 担当者を対象としたセミナーを実施している。

#### 〇 地球環境の保全

- ・●●ならではの地域コミュニティである「学区」に着目して、環境にやさしいライフスタイルへの転換や省エネ等、地域ぐるみで主体的なエコ活動を推進する「エコ学区」の関連事業を実施している。現在、市内の全222 学区がエコ学区となっており、学区単位に環境学習会や省エネ診断会の開催支援等を行っている。
- ・地球温暖化対策条例について、当自治体と共通の目標設定、二重行政の解消等を図り、共同条例化している。
- 生物多様性の保全及び持続可能な利用に利用に関する取組
- ●●の祭りや文化を支えてきた生きものの保全・再生のための取組を認定し、必要に応じて技術的な支援のための専門家を派遣する「●●の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度」を平成26年9月に創設し、●●の自然環境や伝統文化を後世に受け継ぐための取組を推進している。
- 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組

ごみを減らし、環境を大切にしたまちと暮らしを現実にするために、市民やNPO、事業者、行政のパートナーシップに基づき、「●●市ごみ減量推進会議」が設立されている。会員である市民団体及び地域団体、企業及び事業者団体、学識経験者などのマンパワーやネットワークを活用し、ごみ減量活動を促進し、環境意識を向上させるため、環境教育の促進を図る等の活動を行っている。

#### 1 ●●市地球温暖化対策協議会

市民、事業者及び行政機関等の協働により、●●市域における総合的な地球温暖化対策の推進を図ることで、地球温暖化の防止に寄与します。

- 2 ▲▲川水系環境保全推進協議会
- ▲▲川、■■川、〇〇川からなる▲▲川水系に流域を持つ4市3町の自治体で構成され、環境保全対策を連携して推進し、水辺環境の回復を図っています。
- ①固定価格買取制度を利用し、民設民営により消化ガス発電設備の設置及び運営を実施している。
- ②自然資源の保全にむけて、農業者、農業団体を対象とした補助金の交付要件として「生態系に配慮し た取組」を定め、農作業と環境保全の両立について考える機会を与えている。
- ③里地里山林の保全活用において、地元の管理運営団体を組織し、継続整備を行っている。
- ④環境教育、環境学習等を推進しており、当自治体内の友好都市自治体と交流事業を実施している。地元 の事業者 や住民団体の参加、協力により植林や間伐体験等を取り入れている。
- ⑤環境学習指導者養成コース修了者や環境関連の団体に、環境学習の指導を依頼している。
- ①住宅用太陽光発電システム設置補助を平成23年から実施している。
- ②環境講演会、環境フェスタ、環境大賞などを行っている。
- ①住民•住民団体

「不法投棄等撲滅啓発リーダー制度」(通報による不法投棄の早期発見・拡大防止)

- ②民間団体(NGO·NPO 等)
- (一社)●●県産業廃棄物協会と連携して産業廃棄物の適正処理に関する事業や▲▲道周辺の一斉清掃を実施
- ③事業者
- 「不法投棄通報協定」の締結
- ④他の地方公共団体

市町村等と連携して▲▲道周辺の一斉清掃を実施

⑤その他

監視カメラを活用した不法投棄多発箇所における集中監視の実施及び①②③共通「不法投棄通報専用フリーダイヤル」の設置(県民からの情報収集)

- ①町内会、民間団体、事業所等で構成される天ぷら油回収システム協議会を立ち上げ運営
- ②小中学校、民間企業と協働でペットボトルリサイクルに取り組んでいる。

2006年からラムサール登録湿地である●●湿地周辺の保全管理活動を、専門家や市民との協働で実施している。

5月に「川を考える月間」啓発のぼりの設置

- a 夏季に実施の「打ち水大作戦」では地元商店街の協力のもと、毎年 100 人を超える地域の住民や子ども達の参加がある。
- j 先に紹介した大東シニア総合大学卒業生による市民ボランティア団体、地元大学等と連携した取り組みを拡大して 進めている。
- a 企業の社会貢献事業を活用した「出前授業」の実施
- b 住民との連携 …設置した箱わなについての見回りや餌の交換を住民が行う等、日常的な箱わなの管理について 連携協力を依頼している。

他の地方自治体との連携 …都情報交換会等への参加、情報提供等、都との連携事業実施、隣接自治体への情報 提供及び情報の共有化

- e 自治会町会と連携した「打ち水大会支援事業(ヒートアイランド対策)」の実施
- c 古紙等集団回収の推進のため自治会・町会等住民団体を支援(報奨金支給)し、廃棄物の発生抑制を連携して行っている。
- m 集積所への不法投棄対策及び資源持ち去り対策など地元警察署連携協力して行っている。
- a 本町では風力発電事業の推進を図るため、町営での風力発電施設3基を導入するとともに、町内での民間企業における風力発電施設の誘致を行い、町営牧場の敷地に39基の風車群が稼働している。
- b 近年、特定外来種であるアライグマの増加に伴い農業被害が発生したことから、町にてアライグマ捕獲に係る講習会を実施し、アライグマ防除従事者に対し捕獲用罠の無償貸し付けを行い、アライグマの駆除を住民協働により実施している。
- a.公共施設の屋根 1 箇所を一般社団法人★★へ優先提供し、市民の出資による太陽光発電所が供用を開始
- a.市は保有する土地や建物の屋根等を太陽光発電事業者へ提供し、太陽光発電施設の供用を開始
- a.「●●エコライフ・フェスタ」、「●●エコライフ・ウィーク」及び「●●エコネット」の3つの取組みを実施
- b・j.地元自治会と協働で希少動植物の観察会などの親子環境教室を開催
- c.生ごみ減量を推進するため、生ごみ堆肥化や土作りの普及活動を行っている市民団体に生ごみ堆肥化の指導を委託し、活動を支援
- a.地球環境の保全 環境リーダーとして育成した市民に講師を依頼し、出前環境教室を開催している。
- a. 地球環境の保全

冬期間の積雪を活用した雪室による農作物等の管理保存

j. 地域づくり・人づくりの推進

農家等を宿泊先とした民泊による都市部の子供たちを対象とした自然体験型学習交流

a.地球環境の保全(地球温暖化対策、オゾン層保護対策)

市民・事業者・市が協働してエネルギー利用効率化を中心としたエコ活動を行い、地球温暖化緩和に取り組むことを目的に「●●エコパートナー」事業を実施している。

- a.地球環境の保全(地球温暖化対策、オゾン層保護対策):
  - ・エコファミリー応援事業

環境家計簿等を活用して省エネルギーや節電に取り組む家庭を「エコファミリー」として登録している。登録世帯には、協賛店での特典を付与するほか、優秀な取組みを行った世帯に対しては、県知事表彰を行っている。

・エコ事業所応援事業

事業所における省エネルギーの取組みを促進するため、電気や自動車燃料使用量の削減等に取り組む事業所を「△△事業所」として登録している。優秀な取組みを行った事業所に対しては、県知事表彰を行っている。

b. 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組:

地元の有識者や保全団体と連携して絶滅危惧植物の植生調査を行うとともに、植生保護のための防護柵の維持管理を協働で実施している。

c.物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組:

これまで、本県を会長とする複数県による広域調整協議会によりPCB廃棄物の早期適正処理に向けた調整を行ってきたところであったが、▲▲の対象エリアの拡大により、平成28年1月に■■エリア以西の27県41市で構成される★★広域協議会に改組され、その枠組みにより早期適正処理に向けた調整を行うこととなった。

d.水環境、土壌環境、地盤環境の保全に関する取組:

県内の水や森に関わる活動をしている団体が一堂に会し、活動発表などを通して、団体同士、行政と団体との意見交換、交流を深め、お互いの活動を知ることで今後の活動の糧としていくため、毎年、「★★」を開催している。 i.国際的取組に係る施策:

本県は、海外のある市及びある国において、●●方式による廃棄物処分場の整備に係る技術支援を行っている。 技術指導については、専門的知見を有する本県のNPOや事業者を相手国に派遣し、現地の事業者と連携して実施している。また、相手国政府等の関係機関との協議・調整は、各政府と人的ネットワークを有する本県が行い、事業の進捗を図っている。

- a→ 平成27年4月に●●市へ移行したことに伴い、平成28年4月に市内のNPO法人を「地域地球温 暖化防止活動推進センター」として指定、また、市民等を「地球温暖化防止活動推進員」として委嘱し、地球温暖化対策を推進している。
- d→ 水辺の水護り(みまもり)制度:水路や河川の保全活動を行う市民や事業者を支援 流域連携:流域自治体(2 市)と河川や源流域、河口、市街地などにおける取組で連携
- aに関して、●●市地球温暖化対策地域協議会と協働での取組
- 学校への出前講座やイベントを開催している。
- ・緑のカーテン設置を促進するキャンペーンを実施している。
- ・小学生を対象とした植樹祭を開催し、水源涵養林を整備している。
- a の「地球環境の保全(地球温暖化対策)」については、地球温暖化防止活動推進センター(NPO 法人を指定)、●● 県「ストップ温暖化」県民運動推進会議(県、市町、事業者団体、消費者団体、各種団体、組合、教育関係者等で構成)な どと連携して取り組んでいる。
- aの地球温暖化対策については、夏季及び冬季の節電対策として、市内の住宅団体等と共に大型店舗にて啓発活動をしているため、特に地域性があると考える。

a 及び c

バイオティーゼル燃料の原料となる廃食用油の回収

- ●●市が BDF 製造事業を始める以前から、▲▲の水質浄化を図ることを目的として▲▲流域の市町村に家庭排水 浄化推進協議会が設置され、廃食用油回収が実施されていた。
- このため、廃食用油の回収について、●●市内だけでなく近隣市町村からの協力を得やすく、現在は近隣の5自治体及び18事業所から協力を得ている。
- b.生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組について
- 国立公園内の野生動物対策・調査研究、生態系の保全・保護に関して、関係機関や民間団体と協力し取り組みを進めている。
- c:住民団体、NPO、市町村と、レジ袋を中心とした容器包装削減全般に係る意見交換を目的として「●●県容器包装削減推進会議」を開催している。
- d.関係機関及び活動団体を構成員とした流域水循環計画推進会議において、計画の進行管理や関係団体との意見 交換、先進的な取組を行う団体・専門家を講師に招いて、基調講演等を実施した。

## BDF 事業の取組

b生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組: 市民、事業者、市の連携によって水田や雑木林などの手入れを持続的に行うことで、里山的な環境や風景を残し、人々が身近な自然とふれあう体験の場として活用することを目的としている。また同時に環境教育・環境学習の場としての活用および生物多様性(生物とその生息環境)の保全を行う。

C. 可燃ごみの排出量を削減するため、生ゴミを自家処理している世帯に限り「生ごみ出しません袋」を無料配布し、可燃ごみの削減に努めている。

c.ボランティア団体による森林整備・間伐材による薪づくり支援。「●●プロジェクト」による林地残材の有効活用 d.▲▲川上流に位置することから水質保全に取り組むため「■■橋上下流域▲▲清流保全計画」を策定し、地域住民 及び事業者の協力を得て地域全体で取り組んでいる。更には上流地域にあたる〇〇、▲▲地区とも連携し、必要に 応じて△△県や下流市町に協力を求めている。

j.「木育」を通じて「木を中心としたライフスタイル」を目指した各種取組を行っている。(誕生祝い品、木づかいカード事業など)

c.物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組

-もったいない!食べ残しをなくそう●●エコ運動-

飲食店や宿泊施設等から排出される食品廃棄物を削減するため、飲食店等を利用する際、食べ残しをしないよう呼び掛ける取組みを実施している。

j.地域づくり・人づくりの推進

市民団体。事業者・学校・行政等が連携して、環境について学べる参加体験型の啓発イベントを開催した。

- d 流域市町と連携し、河川の流況改善のために、現況調査や要望活動を実施している。
- d 水環境保全について、自治会、市民団体、NPO 法人、市などの関係機関を挙げて、河川の水量増加の取組を行っている。また、上流域の自治体とともに、清流復活に向け連携している。
- d. 町が民間団体と連携し、地元産の木炭を河川に設置することで、水質浄化活動を行っている。

EM 菌による生ごみ処理講習会の開催

●●湖水質対策

酸性雪調査

f(事業者)環境コミュニケーション:企業の事業内容、環境に配慮した設備や取り組みについて、近隣住民、行政と情報共有、交換を行う。d, e, m(他の地方公共団体)●●東部地域事務研究会:公害規制防止防止事業の推進を図るため、東部地域、県内各市町村と事例研究や先進施設、地域において研修を行う。j(住民、住民団体)環境保全リーダー養成講座:市の環境行政についての講義、施設見学、エコクッキング、自然散策などを通じて幅広い知識を習得することで地域の環境保全リーダーとして活躍できる人材の育成を行う。

j. 地域づくり・人づくりの推進において、学校・家庭・地域の様々な立場で環境活動に参加できるよう「学校版 ISO」「家庭版 ISO」「地域版 ISO」事業を実施している。

JICA の支援事業も活用しながら、行政と民間企業が連携し、インドネシア共和国バリ州●●県における電力不足や 農業衰退などの課題を解決するため、本市の地域特性を活かした「農業用水を活用した小水力発電」や農業(稲作)関連技術を用いた「農村活性化モデル」の国際展開を推進している。

LED電灯の価格低下に伴い「補助金を受けることで従来の電灯交換とほぼ変わりない負担で長寿命化が図られ経済的」と自治会から爆発的に受け入れられた。

m.環境保健対策、公害紛争処理等、環境犯罪対策

不法投棄監視員12名を委嘱し、巡回パトロールを実施し、通報による迅速な対応と未然防止を図る。土地所有者や地域住民が協力し、不法投棄物の回収を行い、行政側が処理を支援するなど協働体制を整えることにより、不法投棄への関心を高め町民の意識の醸成を図ります。

NPO 法人や市民団体と協働で環境施策に取り組んでいる。

PCB 廃棄物処理事業の市民への情報共有を目的として、●●と連携で監視円卓会議を設置している。また、低炭素化に向けた環境産業への寄与を目的とする産学官民の研究会「▲▲地域環境・エネルギーフロンティア」を設置している。

アクションプランにより、CO2削減を一般生活において果たすため、さらに取り組み目標を達成するため、より具体的で様々な行動の事例を示し、家庭においても職場においても、日々これらの実践を心がけてもらう。

ウミガメの卵の保護

エコスクール取組校の普及促進

●●市ごみ対策協議会と連携したごみの減量化、資源化に係る調査・研究

里地里山活動協定の締結と活動の支援

エコ・アップ・●●(環境関連団体)と連携した環境基本計画の推進

エコパートナーシップ●●との協働

事業者との環境保全協定の締結

エコポイントの発行メニューの一つとして家庭での省エネを推進するグリーンカーテンコンテストを実施している。

クリーンアクション●●: 年に2回、春と秋に不法投棄されているごみを住民や地域団体等の参加者を集めて回収する。

グリーンカーテンの普及のため、市民・事業者にゴーヤの苗を配布するイベントを実施。あわせて、エネルギー事業者等の協力を得て環境啓発を行った。また、事業者の協力を得て、各イベントのカーボン・オフセットを実施した。

ごみの減量を検討する住民との委員会を発足し、意見交換や視察研修を通して、今後の政策に役立てている。

ごみの減量化及びリサイクルに関する普及啓発等を目的として、「リサイクルまつり」というイベントを市民団体、事業者及び他の地方公共団体と連携して年1回開催している。

ごみの発生抑制のため、市・市民団体・事業者で協定を締結し、市内の全スーパーマーケットでレジ袋の無料配布を中止することができた。また、マイバッグ持参推進キャンペーンを継続して行うことにより啓発を続け、マイバッグ持参率調査では、スーパーマーケットの買い物客のうち約8割がマイバッグを持参するなど成果が上がっている。

ごみを燃やさず分別してリサイクルする取り組み

ごみ減らし隊という町民ボランティアとともに生ごみ自家処理容器の普及促進など、ゼロ・ウェイストに向けて活動している。

ごみ減量・資源化の主役である市民・事業者自らがごみ減量に取り組む機運を高め行動されるよう、●●市ごみ減量 対策推進協議会に市民運動部会を設置し、地域・家庭・事業所で日常的に取り組むことができる具体的な活動等について検討し、市民運動を展開した。

ごみ減量について協議するゼロ・ウェイスト円卓会議

ごみ処理市民委員会が主体となった住民自らの取組による分別啓発、リサイクルの促進のほか、一斉ごみゼロ運動による地域一体となった取組の実施

ごみ破砕残渣を地元のセメント工場でセメント原料化している。

シデコブシ等の地域独特な生物の保全活動

ゼロ・ウエイストの推進。ごみゼロ社会の構築

バイオマス推進事業の一環として、地域住民が栽培したひまわりの種から採れた油と、町民から回収した使用済み食用油をバイオディーゼル燃料に精製し、町の公用車や町内を巡回するコミュニティバスの燃料として利活用。ひまわりの栽培や使用済み食用油の回収を通して、地域住民と行政が協働してバイオマスの利活用に取り組むことで、資源のリサイクルを推進し、環境にやさしい、環境への負荷が少ない循環型社会の形成を目指している。

一般廃棄物の回収では、せんてい枝を行政回収の日に加え、町内のせんてい枝堆肥化処理施設で、堆肥化し、町内の農地で利活用している。

フェリーの時間待ち車両のアイドリングストップの促進、啓発を行っている。

フロン類の適切な回収に当たり地元回収業者、家電取扱業者、回収業者と連携を図り、行程管理を実施

ホタルが飛翔する河川環境を目指し、そのための環境保全と調査

ホタルの自生地の借上げを行っている。

ホテル、旅館、コンビニ等の事業者が紙資源の回収を実施。回収した紙類を業者が引き取り、トイレットペーパーに引き換え、利用すると言う循環型を形成

ボランティアによる●●の駆除を実施している。

マイバックキャンペーン

もえるごみの広域処理を平成27年10月から開始した。

もったいない運動●●: 省エネ・省資源・ごみ減量などに取り組むことを通じ、地球温暖化の防止や循環型社会づくりに貢献する、住民・事業者・行政の誰もが参加できる運動

リサイクルステーションの障碍者施設への作業委託

一般廃棄物処理で連携する他町との、ゴミの減量化意識の差異がある。

一部取組について、住民主体とした●●町環境協議会を組織し、その中で実施している。

家庭から出される廃食用油を月2回の資源物回収日に回収専用のポリ容器を設置し、回収している。資源物の収集場所は住まいの近隣にあること、収集方法(油の回収方法を含む)のカレンダーを作成し、市民へ配布していることからスムーズに取り組みが行われている。

家庭ごみの資源化、減量化を行うために、住民の代表等から構成した住民会議を開き検討を行った。

家庭の植物性廃食用油および給食の廃食用油を回収し、専門業者によりバイオディーゼルに変換している。これを町の公用車の燃料として利用している。

家庭等から排出される生ごみを資源として、効果的に再利用することにより、生ごみの発生抑制、減量化、環境美化 の推進、環境保全意識の向上を図るため、生ごみ堆肥化に取り組んでおり、装置については福祉施設に製作を依頼 し、取り組み希望者には講習後無料で提供している。

河川敷の桜並木の環境整備と合わせて河川環境の美化活動に取り組んでいる。

海岸漂着物質の処理に関し、地域住民と連携し処理に取り組んでいる。

外来生物対策では、目撃情報の提供とわなの設置の協力を市民へ協力いただいている。

各地域ごとに不法投棄防止パトロールを行うとともに啓蒙活動を行っている。

各地域で構成された環境美化推進協議会や各種事業者協力のもと、3R を主眼とした環境まつりを実施。また、日照時間が長いという特長や遊休地を活用してメガソーラー発電所を誘致

活動名:食 U ターン活動 活動団体:環境 U フレンズ

主に町民から構成される団体で、週3回程度家庭で発生する生ごみ等を回収し、町内にある専門の堆肥センターで牛糞と配合することで堆肥化し、その堆肥を地域農業に活用し、収穫した作物を地域で消費する「地域循環型社会」の形成に取り組んでいる。

## 官民協働による環境美化活動

環境アドバイザー制度により、環境学習を実施できる人材を育成している。

●●市にとって水源地である▲▲県■■村と交流を行い、水源の涵養に対する意識の向上を図っている。

環境イベントとして、住民団体が主として町と協働で行っている。

環境イベントの実施にあたり、企画段階から運営まで市民団体や NPO、事業者等と協働して行っている。

環境パートナーシップ協議会「環境アニメイティッド●●」の発足には、当初事業者により研究チームが設立されてきた経過がある。また、当協議会では、市民、事業者、行政、教育機関がパートナーシップを組んで、●●の自然環境、歴史、文化、環境教育などに係る多くの主体が協働し、取り組んできている。近年では、大学生が参画し、幅広い年代が協働する場となってきている。

また、▲▲地域において、人と自然が共生できる里地里山の自然再生と、それを通じてレッドリストであるニッポンバラタナゴの保護を始めた生物多様性保全を推進するために地域を含んだ多様な主体が協働する「▲▲自然再生協議会」がある。

# 環境フェアの開催

環境ボランティア団体と共催による環境講座を開催している。

環境モデル都市として、持続可能な低炭素社会へ向けた取り組みを実施している。

環境モデル都市としてのネットワークを活かし、人材交流等の環境教育に取り組んでいる。

環境学習を重点的に行っている。

環境学習施設である「●●市▲▲自然の里・環境学習センター」において、施設ボランティアを募り、イベント開催時 に連絡するとともに、施設の運営についての意見を聴取している。

環境基本計画に携わった市民会議委員により環境教育等のイベントを実施

環境基本計画策定作業に協力いただいた●●市環境市民委員会は計画進行管理への作業協力、提言、各主体による啓発イベント ECO フェスタ●●の主催者となるなど多様な活動を行っている。

環境啓発イベント「●●エコフェスタ」の開催、外来水生植物の駆除、環境学習出前講座など、住民、ボランティア、大学、学生、事業所、関係機関と連携・協働して取り組んでいる。

#### 環境出前講座

環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体と連携した CO2 排出削減促進事業)を活用し、国民運動「COOL CHOICE」の普及啓発事業を実施した。

事業は地元のJリーグチーム★★と協働し、ホームゲームの開催や、選手訪問による児童への啓発、メディアの活用等、従来の事業では地球温暖化防止へのアプローチの機会が少なかった幅広い市民に啓発することができ、目標を上回る約7,000人の方から賛同を得ることができた。

また、本事業により、地球環境とサッカーという新たなチャンネル構築による●●市発「低炭素ライフスタイルモデル」を発信できたとともに、★★の応援の機運醸成に資することができたとえいる。

環境先進企業、地域住民、市町村、県とが協働して森林の整備を進める取り組みを県下全域で行っている。

環境分野でのクラウドファンディング普及

豊かな環境づくり会議

環境保全活動を実践するグループがネットワーク化し、取り組んでいる。

観光地(●●)周辺のガザニア花壇の環境保全

企業と連携した森づくり

希少種▲▲の群落地については、●●県自然環境保全地域に指定され、地元の保全団体と学術研究者、自治体の 協働により保全を図っている。

希少動物保護の観点にて、●●内の5市町村で連携しながらネコ対策を実施している。

近隣自治体や市民と連携し、市民出資による太陽光発電施設「●●」を設置している。

県内市町村、民間団体、業者等あらゆる主体が参加のもと「おきなわアジェンダ21県民会議」を設置し、環境保全活動や地球温暖化対策を推進している。

失われた自然環境を再生するために、地域住民や関係団体、自治体で構成する再生協議会を立ち上げ、地域が望む 形で自然再生及び利活用を推進している。

サンゴ礁のモニタリングに係る地域の NPO やダイビング組合などへの支援、サンゴ礁の保全再生活動に関する地域連携のためのワーキンググループへの参加等

県民、団体、事業者、行政が相互に連携・協働して、環境にやさしい地域づくりを進めることを目的に「●●地球環境フォーラム」を設立し、各種イベント等を実施

県民、企業、行政の三者で設立された、「●●地球環境保全推進会議」において、地球温暖化防止をはじめとする地球環境保全のための行動指針「わたしたちの環境行動宣言 ●●エコ 10トライ」の具体的取組である、「マイエコ 10 宣言」の普及等を通じて、低炭素型のライフスタイルを促進している。

原子力発電所懇談会を開催し、市内各種団体代表者などから原子力行政への意見を聴取している。

古紙回収(新聞、雑誌、古着、段ボール、)を町内全域の団体で取り組んでいる。

公害発生防止、環境負荷低減等、環境保全のため、●●港湾公害防止対策地域に立地する企業(事業者)と県を含めた地域七自治体において設置された協議会で「▲▲地域七自治体公害防止協定」及び「公害防止に関する確認書」を締結している。

公共施設の屋根を民間業者へ貸し出し、太陽光発電によるエネルギー活用を図っている。

行政・住民・企業が一体となり、27 品目のごみ分別に取り組んでおり、リサイクル率が9 年連続日本一となっている。 行政としてパトロールを実施及び町内会、地域住民からの情報提供をいただきその情報に基づき不法投棄防止啓発 を実施している。

国の天然記念物アユモドキの保護活動、外来魚駆除活動等を行った。

国指定天然記念物「カブトガニ繁殖地」の保全活動に加え、カブトガニ博物館で飼育・繁殖させている幼生を自然環境に放流する際も市民参加型で実施し、ふれあう機会をつくるとともに、自然保護意識の啓発に努めている。

国内では●●市▲▲地域にのみある「■■」について、地元住民やボランティア団体等と連携し、清掃等保全活動を行っている。

再エネによる持続可能な地域づくりに関して、●●市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例によって、市民主導の再エネ事業を創出し、持続可能な地域づくりに取り組んでいる。

採石場が原因となる濁水や騒音等に対して、県・市・地区・業者で定例会を開催し、それぞれが騒音計や濁水計で測

定して監視し、また市独自で水質検査を実施し報告している。

財団法人と共に、外来種の駆除に取り組んでいる。

山林伐採後の植林。リサイクル・ゴミ排出の抑制、分別の徹底の取組

産官学の組織で間伐材を利用して、ベンチ等を作っている。

クリーンキャンペーンにも参加している。

史跡に指定されている「●●池」の清掃を月に一回、●●池まつり実行委員会を主体として、少年野球クラブ・学校・市・▲▲(属する都道府県)などさまざまな団体が世代を越えて行っている。

姉妹都市とカーボン・オフセット事業及び住民間の交流を目的とした体験事業を実施している。

姉妹都市の●●県▲▲村及び■■県○○市との森林整備協定締結によるカーボン・オフセット、▲▲村と連携し植樹ツアーを実施している。また、★★産業デザイン支援センターと連携し、姉妹都市の★★県△△町の建具職人による組子細工を使った天然△△杉のトロフィーを□□温暖化配慮行動計画書制度表彰式で活用している。

さらに、今年度から生物多様性表彰制度を実施し、寿命のため伐採した□□産の桜材を○○市の業者が保管しており、その樹木により記念品の製作を依頼した。

市が事務局をしていて各行政区ごとに組織されている●●市環境衛生組合連合会に、区ごとの空き缶等の回収をしてもらっている。また、缶等の売却金は各区の組合に還元し、様々な活動の原資となっている。

市との協働組織である「●●環境パートナー会議」における活動が、市民の環境学習の場となっていること

市自然公園条例に基づき設置されている「里山公園みちくさ」の管理・運営をよりよくしていくために、市内の環境保全団体等を構成員とした協議会を発足させ、様々な意見をいただいている。また、協議会を中心とした魅力ある発信(里山塾の開催など)を行っている。

市内にあるごみ処理場を管理している一部事務組合と大気環境保全の取組を連携実施している。

市内にはラムサール条約登録湿地が2カ所有り、自然環境保護団体の活動も盛んである。個別の活動の他、市と協働での取り組みも実施している。

市内に自然系の博物館(県立)があり、自然環境分野での連携が可能であり、現在進めている湿原の保全計画において専門的な助言を得ながら実施している。

市内の各種団体、事業者、関係行政機関などで構成され、公害防止・環境保全などの推進を通じて快適な環境づくりに取組んでいる。

市内の環境団体に委託し、環境学習教室を実施している。体験は主とした講座で毎年ほぼ全ての小学校で講座をおこなっている。

市内の企業・NPO法人など複数の団体がそれぞれの特性・能力を生かすことができるように市が仲介することで、環境学習をはじめ様々な事業を連携・協力しながら協働している。

市内の大学と包括協定を締結し、大学都市の連携による、市民向けの環境講座を開講している。また、●●市地球温暖化対策推進協議会との共催で、環境フェアを実施している。

地球温暖化及び公共用水域の水質汚濁についての啓発や教材作成などを環境活動推進員と市が協働で行っている。

市内の里山である●●山において、市が実施している「里山ボランティア育成入門講座」の修了者が中心となって結成された団体が、里山保全活動の中心的な担い手となっている。その団体が学校や市の行事に積極的に携わっており、将来世代の環境学習に寄与している。

市内を流れる河川(●●川)には、ビワマスやタナゴ類など貴重な在来魚介類が生息している。秋期に琵琶湖から遡上する琵琶湖固有種である■■を●●川のシンボルとし、■■が遡上、産卵、繁殖できる環境を整えることを通じて、●●川およびその支流河川(○○川・△△川等)の自然環境を保全し、ひいては●●市のまちづくりや活性化につなげていくことを目的として、「●●川・○○川・△△川にビワマスを戻すプロジェクト」を結成した。このプロジェクトは、市民、企業、専門家、※※県や●●市の行政機関が協働で取り組んでいる。

市内全小学校の4年生全員に「わが家のエコ課長」を委嘱し、エコ課長として友人や家族など周りの人に省エネ等エコ活動の推進を呼びかけてもらい、学校や地域だけでなく、市民全体の「環境問題への意識の高揚」を図ることにより、環境にやさしい循環型社会の実現を目指す。

市民、企業、環境団体、行政等の団体で実行委員会を組織し、年1回、環境フェアを開催している。

市民、市民団体、事業者、行政で構成される協働組織である●●市環境連絡協議会により、①温暖化対策②ごみ減量化③緑の保全④まちづくり・観光⑤環境教育のテーマの5部会に分かれて具体的な取組みを推進しているところである。

市民・行政・事業者との協働により「ステップアップ・チャレンジ会議」を立ち上げています。

現在「環境検定チーム」と「省エネ推進チーム」の2つのプロジェクトを進めています。

「環境検定チーム」では「●●環境検定」を実施し、市民が●●市の環境に興味・関心を持ち環境に配慮して行動することを目指しています。

また「省エネ推進チーム」では「省エネナビモニター事業」を実施し、省エネナビによる「見える化」により省エネに取り組み、その取り組み内容を市民に広めています。

市民・市民団体・事業者との協働による環境パートナーシップ会議を組織し活動している。

市民・事業者・市で構成される、●●環境活動推進会議を設置し、協働で事業に取り組んでいる。

市民・団体・事業者・行政により構成する環境保全団体があり、市が事務局として支援しながら連携し、取り組んでいる。

市民がごみをきちんと分別にすることにより、生ごみに関しては堆肥化が可能となり地域内での活用を促進しており、また固形燃料資源(紙、プラスチック等)から作られる固形燃料(RDF)に関しては本当の燃料として活用されている。

市民と民間団体が参加する野鳥観察会を開催している。

市民団体、大学、事業者で構成する「●●エコネットワーク連絡会」と連携し、取り組みを進めている。

市民団体「住みよい郷土づくり協議会」と連携・協力して環境保全に関する研修会の実施や、環境保全活動の推進等の取り組みを行っている。

市民団体から講座企画を公募し、審査ののち委託契約を結ぶことで、市民団体と協働で推進する●●ESD 事業を実施している。

市民団体と協働で事業の開催や貴重植物の保全活動を行った。

市民団体や北浦流域の地方公共団体と連携して、水環境向上の啓蒙品を配布する等の取り組みを行っている。今年度は、●●市家庭排水浄化推進協議会委員に対して、▲▲市家庭排水浄化推進協議会に依頼して固形石けん作りの視察研修を実施した。

市民団体を支援し、市独自のレッドデータブックを作成した。

紙資源について月2回行政回収を行っているほか、地域で資源回収を行う子供会等の団体に助成を行っている。

飼い主のいない猫に関する糞尿被害や出産による頭数増加を防ぐためにボランティア団体と協働して飼い主のいない猫に対し不妊・去勢手術を施し地域の環境被害を減らすために活動している。

事業者との公害防止協定・細目協定の締結及び更新を行っている。

事業者の木質バイオマスボイラーの導入

児童生徒への生ごみ堆肥化学習を任意団体と協同で実施している。

自治会や環境衛生指導員と連携し、ごみの分別や不法投棄防止などの環境美化活動をはじめ、様々な環境問題に取り組んでいる。

自治会や企業が地域清掃をする際にごみ袋や配車の手配などをしている。

●●登山道周辺清掃活動を年に2回実施している。

自然環境保護推進員による市内自然環境調査

自然環境保全活動に対する補助金の交付

自然公園用地内の谷津において、昭和30年代の●●環境を復元するために、耕作や管理が放棄された田や山林の保全管理作業等を市民協働により実施している。

住民、事業者、行政の三者で「エコネット●●」という環境に関するネットワークを組織し、啓発イベント等の取り組みを 行っている。

住民:町内全域の各地区町内会が参加して、沿道等の美化清掃を実施している。

事業者:町内全域で実施する沿道等の美化清掃による、ごみの回収、運搬作業に協力している。

住民と協同で実施した、市内水域における外来種防除

住民や地域の団体から参加を募って、エコ意識啓発のために毎年 5 月に「●●ECO フェスティバル」を開催し、3 万人以上を動員している。

住民参画によるごみゼロ運動や河川清掃の取組

住民団体(各常会)を主体に廃棄物の適正排出を徹底し、再資源化を推進

排出量及び住民世帯数に応じ各団体に交付金を交付

住民団体、NPO、市内事業者などで構成される組織の事務局を担っており、各主体間の情報共有等を図っている。

住民団体・民間団体との協働について、植物の育成を通じた自然体験を実施した。具体的には、環境課にある環境活動農園を活用し、NPOや環境推進団体が主体となり、●●民向けに▲▲野菜・■■の栽培等の継続的な講座を実施している。

循環型社会の形成において3Rの促進のため市民団体とレジ袋削減の取り組みを実施している。

循環型社会の構築のための取組のなかで、家庭で不用となった食器をリユース及びリサイクルする事業を市民団体と協働で行っており、それぞれの特長を活かしながら事業を行っている。

生物多様性の保全の取組のなかで、企画段階から住民や民間団体の協力を得て、市民参加型の生物調査を実施している。

また、アレチウリ等の特定外来生物の駆除や、啓発パンフレットの作成を住民団体と協力して実施している。

暑さ(熱中症)対策において、市民や事業者と連携し、さまざまな対策を講じた。

暑さ対策日本一を掲げ、●●大学や市民団体と連携して暑さの原因究明に取り組んでいる。

小学4~6年生を対象とした「●●こどもエコクラブ」を開催し、自然体験や社会体験を通じて、子どもたちの環境に対する能力や考え方を身につける活動を行っている。

昭和 60 年に湖沼水質保全特別措置法の指定湖沼に指定された湖では、流域の環境保全を図るため、関係機関等と連携して、各種施策を総合的に実施している。

(1) 環境保全推進行事の実施

県、国、流域市町、民間団体による湖流域環境保全対策推進協議会を組織して各種事業を実施し、環境保全 意識の高揚及び実践活動の推進を図っている。

- ア 湖流域 10 箇所で一斉清掃活動を行う湖流域清掃大作戦の実施
- イ 小中学生の意識を高めるためのポスターコンクールの実施及び作品の展示会の開催
- ウ 湖ふれあい環境フェアにおける環境保全啓発キャンペーンの実施
- (2) \*\*原の管理

高校生によるヨシの刈取り体験や小学生による★★の工作体験を通じ、湖の水質保全の役割を担うヨシ群落 保全についての普及啓発を行う。

(3) 農業用水の再利用の実施

湖の水質浄化を図るため、▲▲川及び■■川から各農業用水路を通じ清水を導入するために、関係団体等で 構成する清水導入協議会を開催して導入量の設定を行う。

(4) アダプト推進事業の実施

清掃活動を行う地域住民や企業等をアダプト活動団体として認定し、活動費用を助成する。

(5) 調査研究の実施

官学連携による検討会を開催し、汚濁メカニズムの解明等の調査研究を行う。

職員が地域に入り協働する、集落担当をおこなっている。

食品トレーリサイクル。近隣市町村と協議会を設立し、福祉作業所や事業者と連携することで、資源の地域循環を行っている。

食品廃棄物の減量を目的として、民公協働で「生ごみリサイクル」事業に力を入れて取り組んでいます。住民は、生ごみリサイクルの参加者、収集員、生ごみリサイクル推進委員として事業に関わっています。公共施設の生ごみと、集積所に集められた生ごみの収集運搬処理は、民間事業者に委託しています。生ごみは、民間事業者の処理場で堆肥化され、良質な堆肥となって住民に還元されており、循環型社会形成推進にも寄与しています。

新エネルギー対策事業として住宅用太陽光発電システム補助事業を行っている。

新環境計画の中で地域に根ざした環境まちづくりの推進を図るため、各種団体が協働して自主的に取組みを進める

組織としてエココミュニティ会議の設置を推進している。環境を切り口に、様々な地域課題について話し合い、その解決に向けて取り組むことを目指している。

森林組合と協力し、伐採した竹を粉末状にし、段ボールコンポスト(生ごみを堆肥化)基材として利用している。

深層地下水浄化事業

汚染地下水の浄化を図るため、人工透析的手法による浄水装置を設置し、地下水の浄化に努めている。

身近な自然の観察記録を報告するボランティアとして「自然通信員」を募集し、寄せられた記録を生物季節(せいぶつきせつ:気温や日照など季節の変化に反応して動植物が示す現象)や経年変化の把握などに活用している。自然通信員を含む住民からの報告記録や専門家によるいきもの調査から、3,000種近くいきものの情報が寄せられている。

水環境、土壌環境、地盤環境の保全に関する取組

町内1河川の水質について、地域住民による保全活動団体が月2回水質調査を行っている。また、調査結果を看板に 掲示することで河川の水質状況について周知を図っている。

水環境の保全分野においては町内河川の水質検査の費用を水産資源の保護の観点から漁業協同組合に 1/2 の費用負担を頂いている。検査結果は共有してデータの積み上げを行っている。環境教育の分野においての施設見学の際はごみ収集などを委託している業者に講師をお願いし課題の解決に向けて「家庭で出来る対策」を子供たちに指導している。

世界遺産のある町の地域特性を生かし、生物多様性に配慮した蚕から採れるシルクによりシルク製品を作成販売している。

世界自然遺産登録を見据え、近隣5市町村合同で「生物多様性地域戦略」を策定した。

生ごみ・食品ロス削減を図るため、全国美味しい食べ切運動ネットワーク協議会に加入し、宴会五箇条の周知を行った。

小型家電リサイクルを推進するため、民間企業と協定を締結し、宅配便回収の周知を行った。

生ごみの回収を行い、液体肥料ヘリサイクルを行っている。

生ごみや木材等の生物由来の再生可能なバイオマス資源を活用したまちづくりであるバイオマス産業都市を目指している。その一環として、分別収集した生ごみと余剰汚泥等をバイオガス施設に搬入し、バイオガスエネルギーを生成している。

生ごみ水切り運動の実施(事業者と共同で生ごみ水切り器を開発し、販売している。また、そのことのPRを広報等で行い、生ごみの減量化を呼び掛けている。さらに、生ごみの減量や水切りを呼び掛ける標語を募集するなど啓発に力を注いでいる。)

生物多様性の保全につながる取組として、「郷土の恵みの森づくり事業」を進めています。この事業は、森林の保全という市の施策の方向性のもと、地域住民を主体とし、地域の森林の保全などに取り組むものです。

生物多様性の保全に関して、市民と協働し、貴重な生物の保護管理及び侵略的生物対策を実施している。(オニバスやデンジソウ、ホタルの保護育成、地域産苗木の植栽等)

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組について

●●市だけでなく周辺7町村と連携して自然環境調査や生物多様性をテーマとした環境フェアを実施している。

生物多様性地域戦略策定のための市民参画部会を立ち上げ、市民の視点を取り入れている。

生物多様性保全のため、県のマッチングにより市民団体や企業、学校など様々な主体が協働して保全活動を行う仕組みを構築した。

生物多様性保全の取り組みのひとつとして、外来種対策を推進しているが、より多くのマンパワーを必要とするため、地域のまちづくり協議会や水利組合との協働作業や、小学校の環境学習などを活用した防除活動を進めている。

生物多様性保全等の多面的機能をもつ市内に残る谷津・里山の保全を市民・土地所有者・事業者・学校・行政等で連携・協働して行っている。

製紙工場の排水処理施設への整備補助を実施し、排水による河川水質負荷の軽減を図る。

絶滅のある野生動植物の保存に関する法律に基づく保護増殖事業(シマフクロウ事故防止対策及び給餌活動)に取り組んでいるが、市職員のみならず、市が委嘱している希少鳥類保護監視員や地域の自然保護団体の協力の下、市道にシマフクロウ事故防止用旗立を設置している。

絶滅危惧種の淡水魚イトウの遡上・産卵期における「見守り」活動

#### 可燃ごみの固形燃料化処理

川と触れあいながら誰でも調査ができる本県独自の「五感を使った水辺環境指標による水辺調査」を平成17年度に全国に先駆けてNPOと共同で考案し、学校関係者や市民団体等が調査を実施しやすいスタイルを作り上げた。平成27年度までの10年間で延べ2万人以上が参加し、美しい川環境の保全や環境保全のために行動する人づくりに貢献した。

全国的に自治会離れの傾向があるといわれている中、本町においては自治会への加入率が75%という状況であり、1 9地区の自治会長を中心とした保健環境連合会により廃棄物の削減・分別の推進のために「ごみ分別強化月間(年2回)」を定めて、当該期間中のごみ排出時間帯に「指導を強化すべきごみステーション付近」に指導員を配置していただくなどの住民による組織協力を得ている。

全市一斉クリーンキャンペーンなど、市民、環境保全活動団体、事業者など環境保全活動(地域の美化活動など)を実施している。

全市民を対象とした、市全域の早朝ごみ拾い

全体的な活動が必要な清掃美化活動については、市民や事業者と連携協働しながら実施している。また、広域的な課題については、会津地域の各市町村や事業所と協議会を設置し、協力しながら各種活動を実施している。

村を代表する「●●川」は、平成24年度▲▲地方一級河川水質ランキング(国土交通省東北地方整備局)より、▲▲の一級河川ランキング3位とされている。この●●川を日本で一番きれいで親しみやすい川にするために、河川清掃などの保全活動を積極的に行っている。また、鮭の稚魚の放流などを通し、子供たちに河川や環境への関心を持たせる活動を併せて行っている。

他の部局や団体と連携をし、小学生に海に親しむ機会を提供している。

他課イベントと合同で毎年環境フェスティバルを開催しており、様々な団体・事業者と連携し、

環境問題への取組みの重要性について市民への啓発を行っている。

大学および事業者と連携し、ごみアプリの開発・リリースや窓断熱の実証実験を行った。

大学との共同でし尿を液肥化する際の効率的な生産を目的として研究している。

第1次の実行計画区域施策編策定と同時に、協働で実施していく市民団体を立ち上げ、連携した取り組みを実施している。

棚田の景観保全・耕作放棄地管理等について、有識経験者等の指導のもと、耕作者、地区代表者等により構成される棚田協議会と農地所有者と相互協力・活動の調整を行い「棚田の村(棚田公社)構想」の実現に向けた取り組みを行っている。

地域に生息している絶滅危惧種であるシナイモツゴをはじめとする水生生物と地域にしか残されていない貴重な自然を守るための活動をしている。

地域の NPO 団体や施設、民間商業団体と連携し、環境啓発イベントを実施している。

地域の環境保全と創造の推進を図るため、環境諸問題の調査研究、情報の交換、環境保全技術の研鑽に努めるとと もに、併せて地域住民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に、市内事業所で構成する●●市環境保 全推進協議会を運営している。

地域の環境保全活動を行っている団体等の環境に関するイベントへの積極的な参加により、環境保全の普及・啓発が図られていると考える。

地域の事業者、住民等と連携して、地球温暖化対策地域協議会を構成し、地球温暖化対策の普及啓発活動に取り組んでいる。

行政・事業者・環境保全団体を構成員とした●●市生物多様性保全推進協議会を実施主体として、生物多様性の保 全に取り組んでいる。

地域の住民や建設業者、育成会、ロータリークラブ等民間団体と連携して、一斉河川清掃や一斉ゴミ拾い、花火大会後の清掃などを行っている。

地域や分野といった既存の枠を越えて、多様な人や団体等が「里海づくり」をキーワードに交流・連携・協働できる場つくりやマッチングにより、ネットワーク化を進めている。

地域を流れる川の小学生への環境学習は、地元ボランティアや保護者、学校との協働により実施している。

地域河川美化対策の推進協議会の立ち上げ

地域固有種である●●の種まき講習会や育成講座等を実施

地域住民・事業者・行政が一体となって事業を推進するための推進委員会を設立。多くの団体と協働し、環境について考えるイベントを実施するなどしている。

地球温暖化について、COOL CHOICE の取り組みを進めるとともに、専門家の意見を取り入れて、市民、市民活動団体、事業者と、連携・協働して地球温暖化対策を実施している。

生物多様性の保全活動について生物多様性●●戦略を策定し、市民活動団体と連携・協働して取り組んでいる。

地球温暖化対策:環境家計簿の普及により市域での温暖化防止活動に取り組んでいる。

自然再生:地域主体の清掃活動を実施している。

地域循環圏の形成:①資源の分別収集により、ごみの減量化を進めている、②地域説明会の実施、③集団回収の実施

地球温暖化対策で「●●ストップ温暖化の会」と協同で地球温暖化対策の広報を行っている。

地球温暖化対策として、希望家庭にゴーヤ苗を配布している。

地球温暖化対策による再生可能エネルギーの導入で波力によるブローホール波力発電の実証実験中である。

地球温暖化対策に関連する施策として、●●市「グリーンカーテンの匠」事業を実施しており、市民・学校を対象に事業を展開している。市民を対象として事業に参加して市民の中から、一定の基準を満たした参加者を「グリーンカーテンの匠」として認定し、学校を対象として事業(地球温暖化に関連した授業)の講師として活躍いただいている。

地球温暖化対策の一環として、再エネ・省エネ・蓄エネ機器メーカーと地元事業者がタッグを組んで「マチエコ応援隊」 を組織し、市と連携して、機器の説明会や相談会を開催している他、独自の低価格プランを提示するなどし、安全・安 心で低価格な機器導入を推進している。

地球温暖化対策地域協議会を設置している。

地球温暖化防止に特化した環境パートナーシップ団体、「●●市地球温暖化対策推進パートナーシップ会議」を成立 し、行政、市民、事業者が3者協働で身近で楽しみながら取り組める温暖化防止対策を推進している。

地元のNPO団体と、「ゴーヤの苗植え式」「グリーンカーテンで収穫した野菜のレシピコンテスト」「自身で育てたグリーンカーテンの写真コンテスト」といったグリーンカーテンプロジェクトを共催で取り組むほか、企業や大学とも共催でイベントを開催している。

地元の自治会の協力により、廃食用油の回収を行っており、回収した油は有価物として2次利用する事業者に売渡 し、収入としている。

地元住民・県・市で組織する「●●保全協議会」で、▲▲川の草刈り、清掃を行い、■■の生育に適する環境保全活動を行った。また、■■が自生する★★川の大切さを知らせる広報誌を作成し、地元住民・市内小中学校・関係機関への配布を行った。

畜産施設(埋肥舎等)から発生する悪臭対策について、県やJA等関係機関と対策協議会を組織し対応している。

竹林の侵入などにより荒廃した里山を本来の姿に戻すため、樹木粉砕機や刈払機などの機材の貸出しや環境保全 に関する講座を実施

町会などによる集団資源回収 クリーンタウン作戦 エコライフDAY

町内に●●緑のトラスト保全第5号地があり、その保全に取り組むボランティア団体やホタルの自生等に取り組む団体とともに、保全活動、PR活動を実施している。

町内に大きな河川を持つ町内会は川を綺麗にしたいという意欲を強く感じる。

町内の企業や事業所でつくる「●●町環境保全協議会」は、年3回町内の不法投棄ごみの片づけや清掃美化活動を自主的に実施している。

町内の小学生・中学生の生徒さんと●●川の水生生物の調査を、子どもエコクラブの講師の先生と行っている。

町内一斉清掃活動における広報の回覧及びごみ袋の配布

町内全自治会で構成されている公衆衛生推進協議会が主体となり、町内全域で一斉清掃を行っている。「一斉清掃」 の名称だが、以前は「川そうじ」と称され、今でも町民の参加数が一番多い行事となっている。

低炭素社会構築につながるものづくり等を応援するため「低 CO2●●ブランド認定制度・●●メカニズム認証制度」を 実施

市内大学及び学生と連携した「●●市ごみ分別アプリ」の開発・運用の取組

自動車に係る環境問題の解決に向けた協議会としての活動

都市間連携や環境行政施策の活用による国際貢献の取組

九都県市首脳会議などの周辺自治体などとの連携した取組

定住自律圏の市町村で、生物多様性に関する取り組みを実施(環境フェア、レッドデータブックの作成など)

当市には、▲▲の自生地があり、「●●」(民間団体)が保全活動を行っている。紅葉を迎える 10 月中旬には市と協働して▲▲祭りを開催している。

当市のごみ処理施設である田代環境プラザにて、地元のガス会社と共催で親子の環境学習教室を実施。ガス会社からの講師によるエネルギーや地球環境に関する話と実験後に当施設の廃棄物発電の施設や当施設前にあるメガソーラー発電システムの見学を実施した。

当市の約6割を占める森林資源の有効活用を図るため木質バイオマス発電事業を誘致

当町は、★★国立公園の 65%を有しており、その中でも世界有数の透明度を誇る▲▲湖にて、■■県立総合研究機構との共同事業として、霧やオゾン等大気に関する環境調査を実施しております。

また、温泉・地熱等にも恵まれ、暖房や果樹栽培に利用するなど環境に配慮した取り組みを実施しております。

特殊性や専門性の高い分野については、県や国の機関の協力を得ることとしているので、すべてにチェックを入れたが、特に注力しているといえる取り組みは、資源や廃棄物の広域処理や、再生可能エネルギーや森林吸収源対策による地球温暖化対策などである。

日本第¥★位の面積を持ち閉鎖性湖沼である●●の水質保全は、流域市町村が協力して取り組まねばならない課題である。●●問題協議会には流域21市町村が参加しており、河川ごとに4つのブロックに分かれて清掃活動や環境学習等を行っている。

年2回●●環境展、●●ストップ温暖化展というイベントを開催し、市民に対して環境問題や温暖化について普及啓発を行っている。

環境学習指導員派遣制度を活用して、環境学習会等に講師を積極的に派遣している。また、市の職員を講師とする環境学習を積極的に実施している。

年に2回、町民総出で町内一斉の清掃活動を行っている。川や田、道路のゴミ拾いなどをすることで、町内の環境美化に勤めている。

廃棄物の減量と資源の循環をより推進していくため、これまで廃棄物として処理をしていた品目の資源化を進めている。資源化にあたり、住民協力のもとで試行・検証を行い、より効果的でスムーズな実施方法の検討を行う。本格実施の際には各行政区に職員が出向き、分別説明会の開催や分別収集会場での指導を行うことにより、分別の徹底を図った。

廃棄物の焼却量の削減を目的とした市民団体と連携して、環境教育等の取組みを行っている。

廃油となった油を住民団体が所有している機械を使用し再利用し、トラックの燃料として使用している。

美しい●●の海を保全するために、海岸清掃活動を市民と協働で実施

美しいまちづくりを目的に住民総参加で町内一斉環境美化活動を定期的に年数回実施している。

風況に恵まれていることから、風力発電などの再生可能エネルギーの導入推進や、助成を行っている。

平成21年度より、環境マネジメントシステムにおけるPDCAサイクルを取り入れた市独自の学校版環境ISO認定制度を創設し、環境にやさしい学校・人づくりを推進している。認定を受けた学校においては、校内の点検、呼びかけによる省エネ活動や家庭のISOアンケート調査等に取組み、児童・教職員のみならず、保護者や地域住民を巻き込んだ学校の伝統として地域に定着しており、市全体の環境活動推進に寄与している。

平成24年度に●●県の支援を受け、行政・大学・地元団体・民間事業者等と「電気自動車等を活用した▲▲市低炭素社会創造協議会」を設立し、協議会の参画者が低炭素社会の創造のために連携し、主体的に取組を進めている。具体的には、電気自動車等の普及啓発や充電器の整備促進、電気自動車等を利用した観光キャンペーン等の取組を実施している。

平成26年9月より小型家電リサイクルを実施している。回収ボックスを設置して拠点回収方式をとっているが、回収ボックスに入らない家電の回収も年2回実施している。従前、ごみとして処分されてきた小型家電をリサイクルへ転換することによって、ごみ減量効果とともに分別を徹底する住民啓発にもつながる。

平成26年度に低炭素地域づくり検討委員会を設立、平成27年度に協議会に発展し、年3回程度の協議を重ねてい

る。

平成 27 年 4 月に、新エネルギーの民間推進主体として設立された NPO 法人●●グリーンパートナーと協働で、山林の低質な材を搬出し買い取る「▲▲プロジェクト」を立ち上げ、地域の方々と一緒に山を手入れし、エネルギーや経済の循環による持続可能性な地域づくりに取り組んでいます。

本市では平成 17 年(2005 年)に、1992年の「環境と開発に関する国連会議(地球サミット)」で採択された「持続可能な開発」を基本理念とする行動計画「アジェンダ21」の地域行動計画として、市民、事業者、行政が協働して実践する「アジェンダ21●●」が策定された。平成 18 年(2006 年)にはその推進組織として三者協働組織「アジェンダ21●●」が設立され、現在も活動を行っている。

特に平成28年度には「ストップ!地球温暖化」をテーマに市立●●サッカースタジアムにおいてパフォーマンスを行ったり、「私のエコ宣言」写真を収集し、多くの市民等に啓発を行いました。

本市の●●川河川区域内にある▲▲公園では、多くの生き物が生育・生息する豊かな環境を目指す「●●創生基本構想」に基づき、自然再生エリアとして整備された。この公園では、自然再生に向けた取組を市民参加のもとで推進し、整備前は●●区域内にあるグラウンドとして利用されていた場所が、今では様々な生き物の生育・生息場所となっている。

本市を南北に流れる●●川は、自然と水の豊かな河川であり、▲▲地区の★★、■■地区の川のぼりイカダレース、○○地区の●●川源流点や△△神社、□□地区の□□川クリーンアップ作戦など、行政・住民・市民団体を中心に●●川に関連する多くのイベントやまつりを開催、これらの活動を通じ河川の保全に取り組んでいます。

本町の大半は、中山間地域に属し自然豊かな地域であるが、近年少子高齢化が進み農地の荒廃が進んでいます。 また、里人が居なくなった里山にイノシイ等による被害が増え地域の基幹産業である農業に多大な被害がでている。 その対策として、中山間直接支払制度や有害鳥獣対策等の国県の補助を活用し、中山間地域自治体と町が一体となって取り組んでいる。

民間企業との協働による森林整備活動の促進

民間団体と連携し、緑(ゴーヤ)のカーテン設置を推進している。

民間団体やボランティア参加による子育て支援リユース事業

コンビナート工場群との環境保全協定や地球温暖化対策のための協議会の設置

●●市民大学の開講による人づくり

木質バイオマスが豊富にあること、林業や関連事業体が連携して木質ペレットの生産流通利用を行い、木質ペレット 産業が形成されており、行政としても原料の供給やペレットの利用の推進を行っている。

●●市には絶滅危惧種である▲▲や■■が渡来することから、えさ場やねぐらなどの自然環境の保全、地域住民の理解や協力など社会環境の整備を図っている。

野生生物保護地区を指定し、自然環境保全団体へ支援・補助を実施した。

優良農地の保全のため有害鳥獣対策の防護柵等の設置を行っている。

友好都市協定を締結している▲▲県●●町と環境保全協定を締結し、連携して環境保全に努めている。

有識者(住民ボランティア団体の代表者)を講師として、生ごみ堆肥化講習を行い、ごみの減量化に努めている。

湧水、地下水の保全及び河川の浄化等に関する取り組み

里山保全活動について、市民、事業者、NPO団体、地権者の協力による維持管理や環境調査、観察会など、市民参加型活動を積極的に支援し、市民の関心を高め、人材や団体の育成に取り組んでいる。

里地里山保全等促進事業において、●●市里地里山保全等促進条例にもとづき、本市と保全活動団体が「里地里山保全等促進包括協定」を締結し、保全事業を推進している。また、毎年市内事業者のCSR活動を受け入れており、保全活動団体と事業者を市が仲立ちし、共同で草刈り作業を行っている。

流域連携による水質汚濁協議会で水環境におけるそれぞれの課題・問題点を情報交換している。

緑のカーテン、太陽光発電システム設置費補助・太陽熱利用システム設置費補助のいずれも、●●海の温暖で日照時間が長い気候を活用している。

臨海部を中心とした鉄鋼業者が複数存在するため、降下ばいじんに代表される大気汚染問題の防止に努めている。

- (9) 環境情報の整備や提供、広報の充実に関する取組についての特徴的な内容について、以下のような回答が挙げられた。
- ※主なご回答をとりまとめたものである。
- ※基本的に回答の原文をそのまま利用しているが、回答自治体がわかる回答については、一部削除・置き換え(「〇〇市→市」、「〇〇会議→会議」など)を行っている他、複数記載されており他との重複がある場合は、意味が変わらない範囲で削除等を行っている。
- 「●●市民ふれ愛まつり」の一環である「環境フェア」において、日ごろから環境活動を行っている市民団体、事業者が、活動成果を発表したり、環境啓発を行ったりしている。また、緑のカーテンコンテストの作品展示による環境啓発も行っている。
- 「新●●環境基本計画」に記載されている長期的な5つの環境像・社会像をテーマに、「▲▲みんなの持続可能な環境ビジョン」を共有し、具体的な活動を展開していくよう、平成22年度から環境連続セミナー(有識者講演、視察、見学会等)を実施
- 「●●うつくし作戦」の取組状況を随時に発信できるように平成28年度に新たに開設した。
- 「●●エコカレッジ」(市民向け環境学習講座)や環境市民団体が実行委員となって開催している「環境フェア」など、環境に関する理解を深めてもらうためのイベントを実施している。
- 「●●の環境」「●●の環境データ集」の2種類を発行している。
- 「●●の環境」ウェブサイトによる環境情報の整備や提供
- 「●●環境パートナーシップ会議」を設立し、毎年会報誌を発行・配布している。また、環境学習会を開催したり、市の産業祭で展示ブースを設けて情報発信を行っている。
- 「●●環境教育プログラム(ハンドブック版・Web 版)」
- ●●環境教育ハンドブック」は様々な環境学習の事例を参考にしながら、●●独自の情報や特性をふまえて開発された体験的なプログラムを掲載(2016 年 4 月現在 87 プログラム)。また、全国で実施されているプログラム事例も多数紹介している。(2016 年 4 月現在 116 事例)

(特長)

- ・環境学習の知識や経験の少ない方でもプログラムの指導ができるよう「進め方」「指導上の注意点」「使用するもの一覧」「参考データ」「ワークシート」などをわかりやすく掲載
- ・小中学校での環境学習のほか、幼稚園や保育所、地域や企業などでも実践できるプログラムも掲載
- 「●●市の環境」を毎年度作成【主な内容】・市内の環境測定の結果・環境関連の各種計画の主な進捗管理

「34万人の COOL CHOICE キャンペーン」と題した地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」の普及啓発の1つとして、啓発用パンフレットを作成し、イベント会場等で来場者に配布している。

「もったいない」を市のまちづくりの基本理念として位置づけ、住民団体、NPO、事業者、学識経験者を含めた市民会議が中心となり「★★運動」を実施。運動の普及推進に当たっては、賛同企業等と連携しのぼり旗※を作成。また、市内協力店舗等でのぼり旗を掲示している。

※のぼり旗は、賛同企業からの提供品となっている。

### 【××運動】

料理の食べ切りを推進しています。

- ◆宴会で「残しま宣言!」宴会での開始10分・終了10分は料理に専念して残さず食べましょう!
- ◆食材は 10 割使い切る、料理は 10 割食べ切る! 10 割食べて生ごみを減らしましょう。
- ◆毎月 10 日は「残しま 10!」の日 10 日は冷蔵庫をチェックして、食材管理をしましょう。

「新しい里海創生によるまちづくり」を推進するため、里海創生に関する情報を集めた専用ポータルサイトを作成している。

- 『●●市環境基本計画』の内容の一部について、実績等をまとめ、年度毎に報告書を作成している。
- ●●5 市「首長誓約」のアクションプラン策定時にシンポジウムを実施

- ●●エコパートナー協定を締結している事業者等にセミナー等の環境情報をメールやホームページで提供したり、●
- ●エコキッズクラブに登録している方に環境イベント情報を一斉メールにて提供している。
- ●●について、種子増殖のための栽培を行っており、開花時期に市内公共施設において、特別展示を行っている。
- ●●のホームページに「●●の環境」として、当自治体が行っている大気・水質・騒音・振動の環境調査について、情報提供を行っている。
- ●●環境フェアを開催し、環境に関する情報を提供している。

また、環境活動団体の活動報告、情報交換の場の提供に努めている。

#### ●●環境フェスタ

省エネや3Rの体験コーナーや、地球温暖化対策についての講演会などを行う「環境フェスタ」を年2回開催している。

- ●●環境まちづくりサポーターズ会員を対象に、月1回環境情報のメール配信をしている。
- ●●県「ストップ温暖化」県民運動推進会議(県、市町、事業者団体、消費者団体、各種団体、組合、教育関係者等で構成:事務局●●県環境課内)では、専用ホームページを作成している。
- ●●県などと協力して環境フェスティバルを開催し、リユースバザーやリサイクル体験コーナー、エコ診断等を実施 し、幅広い環境学習の場を提供した。
- ●●県地球温暖化防止推進センターと協力し、市内の小学校で子供たちにアースキッズチャレンジを行っている。 アースキッズチャレンジでは、地球温暖化の説明を行う。また子供たちは、自転車発電・ごみ分別ゲーム・エコ生活大 作戦を実際に行う。

この取り組みを通して子供たちに無駄をなくすことが地球温暖化を止めることにつながると説明している。

- ●●市の HP 上で、●●市環境基本条例及び環境基本計画を掲載している。
- ●●市は、観光地であり、観光部局等と連携した環境企画等について、観光部局のフェイスブックや観光協会の HP、メールマガジン等も活用し、広く発信している。また、平成27年度においては、地元ラジオ放送局である▲▲と●●市が事務局である協議会が連携し、『平成27年度 気候変動キャンペーン「Fun to Share」におけるNPO・NGO等の民間団体とメディアとの連携支援事業」(環境省補助事業)の採択を受け、ラジオのレギュラー番組等によって広報を実施した。

※ラジオのレギュラー放送については、平成27年度の補助採択事業のため、平成28年度~は未実施

- ●●市レッドデータブックの販売について掲載している。
- ●●市環境基本条例に基づき、年次報告書である冊子「●●市の環境」を発行している。
- ●●市環境教育推進ネットワーク「●●Eスイッチ」により、平成25年5月からfacebookを開設し、環境教育や環境保全活動に関する情報発信を行っている。
- ●●川・▲▲川・■■川に**\*\***を戻すプロジェクトでは、市内を流れる●●川流域にかつてのように琵琶湖固有種であるビワマスが遡上することを目指し、市民をはじめ、企業や行政各機関が協働し、産卵床の造成や魚道設置等の取り組みを行っている。

このプロジェクトのこれまでの活動について報告するとともに、★★の専門家などを交えて、△△県や□□市における湖のつながりを取り戻すための方策について話し合う、フォーラムを開催した。

- ●●川浄化活動推進実行委員会による浄化活動(移動水族館)を通して、将来を担う子どもやその家族に、河川の浄化の大切さやその方法について知っていただくよう啓発している。
- ●●村公式ホームページに掲載している。
- ●●町の広報紙での環境情報の掲載を行い啓発と協力願いを行っている。
- ●●町の行事での一つである、秋祭りで、合併浄化槽の役割や仕組みなどの展示を行っている。
- ●●町環境協議会のホームページを立ち上げており、その活動を随時更新している。
- ●●町新エネルギービジョン概要版として、平成 18 年 2 月に作成している。
- 〇シンポジウムを地域で開催し、取組や研究結果を発表することで理解を深めてもらっている。
- 〇ツバメ調査の結果について、NPO 法人★★のホームページでも情報発信している。
- 〇環境イベント(農林漁業まつり等)において、展示・PRを実施
- ○●●県版「多自然川づくりの手引き」(H17)を作成
- ○景観条例上の規制地域の指定を行った際は、指定地区ごとのパンフレットを作成し、景観形成の理念や地域の良

好な景観資源を分かりやすく伝えるよう努めている。

- ・「●●3R宣言」ウェブサイトで、県民に3Rの実践を啓発するため、アクセスした人がこれから実践しようとする3Rの取組(例えば、マイバックを利用する等)を宣言書にできるサービスを提供している。
- ・●●市環境常時監視システム

環境常時監視システムは、市役所と実際に大気等の測定を行っている一般大気測定局(15 局)、自動車排出ガス測定局(6 局)、気象観測局(2 局)、大気観測車(1 台)を光回線、ADSL 回線、携帯電話回線で常時接続し、データの収集・処理を行っている。

また、市内の主要工場の燃料使用量、大気汚染物質発生量を監視する発生源監視システムを併せて運用している。 ・みんなでつくる●●生きものマップ

- ●●の豊かな生物多様性を知ってもらうため、市民から届いた●●市の野生動植物の目撃情報や調査結果をパソコンや携帯電話を利用して集約し、「みんなでつくる●●生きものマップ」として公開している。
- ・3つの「きる」で生ごみを減らそう

家庭から出るごみの約半分は生ごみです。わたしたち一人ひとりができる、生ごみを減らす3つの「きる」にご協力ください。

- ・食材は使いきる/・料理は食べきる/・生ごみは水気をきる
- ・AELネットに加盟し、AELネット環境学習スタンプラリーで環境学習会の周知を図った。
- ・11月21日に開催された●●市の環境フェスタ、11月20日、21日に開催された▲▲県のLet's エコアクション in ▲ で環境学習会と施設見学会の取り組み状況を、●●市民、県民の次世代の子供たちに伝えていくため、パネル展示を行った。

### エコライフデー

12月の第一日曜日をエコライフデーとし、市民へチェックシート配布し、環境にやさしい生活の実践を呼び掛け、日頃の生活を見直す機会としている。

- •打ち水大作戦
- 8月の1か月を打ち水推進期間とし、町内会や市立小・中学校にお風呂の残り湯等を利用した打ち水の実施を呼び掛け、エアコン等に頼らずに夏の涼を感じ、水を再利用することで資源の大切さや環境について学ぶ機会としている。
- ・フェイスブックやツイッターでの情報提供
- オール●●共同事業のウェブサイトによる情報発信
- ・環境学習総合サイトにより、学校、地域社会、事業者、市町と連携した情報発信機能を強化
- ・環境団体、事業者、教職員、環境リーダー、環境に関心の高い県民をメインターゲットに、「●●グリーンサポーターズクラブ」を創設し、環境学習総合サイトと連携して、環境行動を促進するような環境情報をメールマガジンにより発信・●●グリーンサポータークラブの会員を中心に、地域ブロックごとに環境リーダー交流会を開催
- ・住民から事業者まで、森林や林業、木材に関するあらゆる情報を集約し、発信する●●地域の総合情報ポータルサイト「★★」を公開し、林業のみならず環境分野にも関連する情報を広く周知している。
- ・主に地元住民を対象とした市民レジャー施設の集客イベントにおいて、使用済みてんぷら油リサイクル事業等、環 境に関する取組を紹介
- ・平成 26 年度から、温暖化防止●●県民会議と連携し、「●●温暖化防止フェア」を開催。省エネ・再エネに関する総合的な情報を発信
- ★★★のシンボルである、国の特別天然記念物「ライチョウ」の生息状況を登山者等と継続的に調査する仕組み(ライチョウサポーター制度)を登録地域全体で平成28年度に構築し、●●・▲▲・■■の3県及び首都圏にて、調査能力を持った登山者を養成する講座を開催した。

修了者を「●●●」に認定し、サポーターからの情報集約により生息状況を把握する。

また、本市からもサポーターにライチョウや▲▲▲に関する情報を提供することで、サポーターに魅力発信を担ってもらい、シティセールスにもつなげていきたいと考えている。

業業まつり期間中に当自治体内137店舗で●●肉料理を提供するイベントを開催し、環境客へ●●肉の魅力を普及 啓発

10 月を「●●市民環境月間」と設定し、市民への意識啓発や活動の情報提供を充実させることにより、誰もが参加し

やすく、子どもから大人まで地域が一体となって取り組む「環のまちづくり」を推進している。

eh 平成 20 年 12 月に開催した循環型のまちづくりシンポジウム」をきっかけに、各主体からなるレジ袋削減推進協議会を設置。社会実験の実施に先立ち、社会実験参加団体に対し、社会実験参加登録証の交付や PR グッズの提供等を行い、社会実験への協力に対し、感謝の意を表するとともに、社会実験の成功に向けた気運を高めることを目的として、ミーティングを開催した。

bc 「●●市生物多様性戦略~いきもん つながる ●●C プラン~」を市 HP にて掲載した。

EM 菌による生ごみ処理講習会の開催

PR 用ポスター、チラシを作成し住民、関係団体に配布

SNS(Facebook 及び twitter)を活用して情報を発信している。

twitter については、平成23年度から●●環境課アカウント、平成28年度から●●公式アカウントを通じ、生き物クイズや園芸ひとくちメモなど、気軽に楽しめる環境情報発信を行っている。

平成 28 年 4 月において、地方公共団体の環境部署独自のアカウントでは、多数のフォロワー数があったと考えられる。

イベント時それぞれのブースを設け、情報発信に努めた。

- ●うちエコ診断士による家庭でできる省エネ対策をアドバイスいただいた。
- ●水素自動車を貸与し、会場に展示した。
- ●環境活動団体が行っている内容の紹介(パネル展示) など

# イベント等に展示ブースの設置

ウェブサイトに環境基本計画、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)、地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の内容を掲載している。

また、小学生向けに再生可能エネルギーや地球温暖化の事をわかりやすくまとめた資料を制作し、施設見学などの際に配布している。

ウェブサイトへの情報の掲載(環境分野専用のウェブサイトに掲載)

●●市で所得しているエコアクション21の取り組みについて、環境活動レポートとして公表し、周知しています。

エコアイランド●●プランの一環として、毎年10月に環境フェスタと題したイベントを開催。各団体が日々の活動を紹介するとともに、エコバック作りや環境に関するクイズラリーなど、参加者が楽しみながら環境について理解を深められるようなイベントを目指している。

エココミュニティ情報掲示板の作成

環境について学んだり、地域のエコ活動に参加したり、お店で環境にやさしい商品を購入すると、学校、地域、お店の方からスタンプがもらえるエコカード・エコスタンプシステムの活動ポイントを「見える化」し、市内の環境イベント・講座・講演会の情報、市内の環境学習フィールドなどの情報を入手することができる、環境学習活動に特化したホームページ。

エコに関する大学教授、企業、団体等を講師に迎え市民講座を開催

受講回数 10 回以上の受講者をエコリーダーとして認定。環境イベントスタッフを担ってもらうなど、共働の取り組みを行った。

エコプロダクツへの出展

グリーンカーテンコンテスト結果の掲載

クリーン作戦において、●●市環境市民会議主体による啓発活動をしている。

国際的なイベントや会議を通じて根付いてきた県民の環境意識を、日常生活の中で行う地球にやさしい身近な環境配慮行動『エコアクション』へとつなげるため、気軽に楽しくエコアクションを実践していただくためのウェブサイトを開設。このウェブサイトでは、エコアクションに関する学習機能などを有するとともに、NPOなどによる様々な環境に関する活動をより多くの県民に広げていくための情報発信や交流を深めることができる。

ごみアプリでの環境に関する情報の提供

ごみカレンダーの掲載や、関連条例等を掲載して、地域住民への情報提供に努めている。

ごみの減量や分別・リサイクルについて、市民の皆様に一層の関心を持っていただき、行動していただけるよう、家庭でのごみの減量や分別に役立つスマートフォンアプリ「●●市ごみ半減・こごみアプリ」の配信を開始した。

本アプリでは、ごみの出し方や回収拠点検索、ごみ減量家計簿等、様々な機能が利用できるほか、ごみ減量に関する本市の取組やイベント情報等についてプッシュ通知によりお知らせします。

ごみの減量化・リサイクルの推進など町民と関わりが深い環境に関する情報を積極的に提供するため、町広報配布時に併せて、年に数回「かわら版」を発行している。

ごみの出し方分け方を示したもの

ごみの分別のお願い

不法投棄の実態と撲滅に向けての啓発広報

コミュニティFMで定期的な情報発信をしている。

ごみ分別アプリ「●●市ゴミチェッカー」の掲載

地元の川の自然観察やウォーキングマップを作成し、イベント等で活用している。

住民による調査及び専門家による調査のいきもの観察記録等をとりまとめ、「いきもの住民台帳」として、当自治体内で見られるいきものの情報をホームページ等で公表している。

ダンボールコンポスト講習会による生ごみ減量化の啓発

当自治体内の環境情報誌「環境案内人」の発行

小学校高学年向けの環境学習教材「環境を学ぼう」の発行

当自治体内の自動車学校(指定教習所)と協定を締結し、燃料電池自動車の環境性能についての講義、見学、乗車体験を組み合わせた「乗車体験会」を実施している。

トラスト運動への参加者を対象に、森林再生等の取組についてまとめたパンフレットを年次で作成し、取組状況の経過報告を行っている。

フェイスブックを利用し環境情報を掲載している。

ホームページを通じ、活動の紹介を行っている。

ホームページ内に環境先進観光地のコーナーを設け町の環境に対する取り組みを周知している。

ホタルの飼育について、環境部局主催のイベントにブースを設けて、市民に取組をPRしている。

マイクロ水力発電設備が設置された橋上で毎年実施される地域活性化イベントに温暖化対策課も出展し、来訪者や出店者などに再生可能エネルギーについて広く啓発を行っている。

メガソーラーの取り組みについてパンフレットを作成

リユースイベント「●●市」を開催している。

以前は福祉部門や健康対策部門等と共同で啓発イベントを行っていたが、他部門の離脱によりそのイベント自体が廃止となった。環境部門単独では独自にイベントを開く予算もマンパワーも不足しているため、一時は啓発活動自体の縮小の可能性もあったが、市が関係している一般のイベント内の一コーナーとして入らせて貰う事で環境部門単独の啓発活動を存続させる事が出来た。

衛生組合連合会や地球温暖化対策協議会による各種行事の開催

沿道美化清掃活動状況を町広報誌に掲載している。

温室効果ガスの排出を削減するための取組をまとめたパンフレットを、一般家庭向け・事業者向けにそれぞれ作成し、普及・啓発を行っている。

可燃ごみの減量化を図るため、地区公民館で可燃ごみ袋の実態調査見学会を開催し、紙類やプラスチック類等のリサイクルできるごみの分別啓発を行っている。

夏季、冬期の省エネ啓発

家庭から出る生ごみを回収し、堆肥化して出来上がった堆肥を無料配布していることをさらに周知するため、町イベントにおいて希望する来場者に配布し、堆肥利用者の拡大を図っている。

家庭や個人で手軽に行える環境に優しい行動の紹介

花いっぱいのホームページの開設

海ごみ等のパネル展示会を開催(町内中学校6校、高校2校で実施)

各イベントなどにおいて、ゴミの分別回収所「クリーンステーション」を市民団体等と協働して運営することで、ごみの 分別体験によるリサイクル意識の醸成に取り組んでいる、 各事業に応じたチラシの作成

各種広報媒体の活用をしているが、特徴的と言える内容はないと考えている。

環境イベント参加者に対して、今後のイベント予定や省エネ等に関する情報をメールマガジンで定期的に配信している。

環境に関するイベントの記事を、イベントがある月の広報にのせている。

環境に関するイベントを開催したり、ブースを出展したりすることで、●●市の環境施策の担い手である市民・事業者に対し、直接本紙の取組や将来像を周知している。(シビックプライドの醸成)

環境に関するイベント以外で、防災に関するイベントにおいても広報活動を行ったこと。

環境に関するブースを設け、ごみの分別方法や成果品の展示、コンポスター補助事業の紹介などを行っています。

環境に関する記事を、広報や市公式ホームページに掲載している。

環境に関する情報や、市内園児等のメッセージによる環境番組を、●●CATVチャンネルで放送している。

環境に関する説明会、環境セミナー等を年1回、生活環境推進会の主催で開催

環境パートナーシップ会議主催による環境フェアを開催している。

環境フェアのポスターを作成

環境フォーラムでクイズ形式で周知、啓発を行っている。

環境ボランティアへの積極的な呼びかけを広報誌にて行っている。

環境やエネルギーに関するパネル展示を実施。また、環境にやさしい手作り体験教室を実施し住民に対し、環境意識 の高揚が図られる場として開催

環境をテーマとしたワークショップイベントの開催

環境意識の高揚のため、定期的に情報提供を行うよう努めています。

環境衛生協議会主催で、毎年環境啓発のイベントを行っている。市民団体のブース出展、資源化品目の再生製品・模型などの展示、クイズラリーや抽選会等により、実際に目にして触れてもらうことで、環境への意識高揚の啓発や情報提供を行っている。

環境課で年2回発行しているかんきょう通信にて、外来生物の目撃情報の提供依頼を載せている。

環境学館●●で開催のイベントの際に、再生可能エネルギーの啓発を行い、住宅用太陽光発電システム設置費補助について PR している。

環境学習情報センターを設置して、幅広く環境学習・環境教育を推進している。

環境関連情報の発信を目的とした環境ポータルサイト(●●エコポータル)を作成している。

環境局ホームページが、市民にとって利用しやすくなるようリニューアルを実施

環境啓発イベントとして、毎年1回、●●市環境フェスタを開催している。

環境情報の提供にあたり、市民で構成されるボランティア団体が模造紙等で資料を作成し市民に発信している。

環境専門サイト「★★」という環境専門サイトを利用して、啓発活動に努めている。

環境測定結果等を公表する「環境白書」とは別に、地域で行われている環境活動を収集し、取りまとめ冊子にしている(年一回発行)。

環境町民のつどいで情報を提供していく。

環境展の開催による、町に関係する事業者の取り組み、技術の展示・発表

環境特集を掲載している。

環境白書については、NPO 法人にもデータを提供してもらい市民団体の活動も掲載し、わかりやすい表現で作成するよう心掛けている。

環境白書を毎年作成し、関係者に配布している。

環境美化推進員会開催

環境部広報紙の作成

環境分野でのクラウドファンディング普及に関するクラウドファンディング事業者との連携協定のもと、環境活動や普及啓発イベントの実施に取組む企業・NPO等が「クラウドファンディング」をうまく活用して資金調達と活動PRが行えるよう普及啓発を行う。

環境分野に係る年次報告書について、市民意見を募集している。

基本的には毎月、何らかの関連記事を掲載している。

教育委員会と町内小学校と連携し、環境学習の支援をしている。壁新聞などの学習成果を公民館で掲示している。

近年、地球温暖化問題に関する講演を継続して行い、市民に現状を正しく認識もらうことや、正しい知識の習得等に努めてもらっている。

近隣自治体と共に共同作成し広範囲に周知を図った。

金融機関と連携したセミナー・PRの実施(地球温暖化対策)

啓発ちらしや啓発品を作成するにあたり、より市民に伝わりやすい内容とするため、職員がイラストやレイアウトのイメージを固めた上で業者へ製作を委託している。また、タイムリーな情報発信を行うため、業者を介さず職員の手作りによるちらしも作成している。

啓発チラシを市内全戸に配布している。

月一回、市広報誌にて「地球(いのち)のメッセージ」と題し、環境啓発メッセージを掲載

月一回の会報を作成し、会員相互の情報交換・連携を図っている。

県で運営するウェブサイトに、地球温暖化対策関連の情報を掲載している。

県ホームページに、「ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正な処理に向けて」というページ を開設し、PCB廃棄物の処理等の情報を一元的に掲載

県環境行政担当課のホームページにおいて、環境関連情報を随時情報提供している。

県内プロスポーツ球団(サッカー、バスケットボール)と連携し、地球温暖化の現状の周知やエコグッズ作成などを通して省エネ活動に繋がるきっかけづくりを行った。

現在本市では、家庭部門の温暖化対策の取組の一環として、「Let's スマート」を合言葉に、ムダなく、かしこく、省エネ・節電を楽しむ暮らし方を呼びかける「●●スマートシティプロジェクト」を実施しており、その中で、Facebook ページを立ち上げ、最新関連動画や各種イベント、省エネポイント等の情報を発信している。

また、家庭からの食品ロスを削減するための取組として、「日曜日は冷蔵庫をお片づけ。」を合言葉に冷蔵庫整理を呼びかけており、冷蔵庫整理のポイントや整理収納アドバイザーによるコラム記事、各種イベント等の情報についても Facebook ページで発信している。

光化学スモッグ情報に係るメールサービスの活用を広く周知している。

公共施設、大型量販店等河川美化ポスター、環境イベント等の情報提供

広報●●に環境に関する情報などを掲載

広報●●に西表の自然(野生センター便り)を毎月掲載している。

広報●●の折り込みである「●●の環境」で環境情報を提供する。

広報に環境掲示板コーナーの設置

広報に掲載し啓発している。広報は月2回、市内に全戸配布しているため最も有効な周知方法と考えている。

広報以外にも課独自で作成した機関誌を発行し、情報発信を行っている。

広報誌で不法投棄禁止、犬のフン禁止

広報誌に、環境に関するページ(エコトピックス)を毎月確保

広報誌に活動状況を記載

広報誌に環境にふれる内容を毎月掲載して住民の意識啓発に努めている。

広報誌に特集を設けることにより、資源リサイクルをテーマに様々な手法を総合的に整理して情報提供した。

広報誌はよく読まれているために広報誌での広報を頻繁に行っている。

広報誌への掲載

今年度より、メールマガジン『★★』の発信を開始した。

災害時など、市から発信したい情報をスピーディーに市民へ伝えることができる。

市では、毎年度環境白書を作成し、その年の環境状況の公表だけではなく、●●市環境基本計画に掲げた施策の進 捗状況についても公表している。

市では、環境に配慮した取組を自主的に行う「もったいないエコファミリー宣言」を実施した市民や

「もったいない運動」に賛同した事業者・団体に向けて、専用メルマガ「もったいない倶楽部通信」を配信し、環境情報等を提供している。

市のホームページとは別に、webサイトを作り、環境に関する情報を提供・発信している。

市のホームページにて環境に関する情報を掲載

市の広報紙には、毎号、環境に関するコラムを掲載し、市民への普及啓発に努めている。

市の広報紙以外に、年4回程度「●●環境便」を作成し、市民に回覧で情報を提供している。

市の広報誌中、1ページ全面にわたり、「環境掲示板」として、環境に関する市民啓発及び補助金等の周知について の記事を掲載

市ホームページに「環境」に関するサイトをまとめて、情報を提供している。

市ホームページ上に環境学習支援サイトを立ち上げ、環境学習に関する情報を一括して提供している。

市ホームページ内に専用のページを作成し、活動内容を周知している。

市や観光協会で開催されるイベントで、ごみの減量化事業としてコンポスターの普及を図るため、ごみの発行促進するために自作した「ぼかし」を無料配布するなどして広報活動している。

#### 市環境報告書の作成

市広報や市ホームページだけではなく、中山間集落での防災無線の活用、ローカルFMやミニコミ誌での情報発信、各地区の課題に対応した行政区への回覧文書など、様々なツールを活用して、情報発信を行っている。

市広報誌での一般廃棄物排出量の公開

市広報誌に、4コマ漫画を取り入れ、市民に分かりやすく廃棄物の発生抑制やリサイクルを説明している。

市全体の広報へ環境情報を掲載する他に、環境に特化した広報紙を年4回発行している。

市内で活動する環境保全団体の情報をまとめたリーフレット作成し、配布している。

市内に全戸配布される広報紙において、環境に関する連載「環かって納得」を掲載し、市民への啓発を行っている。

市民・団体・事業者・行政で構成する環境保全団体と連携、支援しながら、情報提供・広報を進めている。

市民の皆様へ、地球温暖化についてもっと真剣に考えてもらうため。

市民の関心の高い環境放射線の測定結果について、乳幼児及び児童生徒が使用する公共施設 (保育園、幼稚園、小中学校、児童館、生涯学習施設等)の数値を市のホームページに掲載し、

市民への広報に努めている。

市民ボランティアによって編集発行されている「地域環境情報誌 エコライフ●●」を年2回、5月と10月に広報誌に挟 み込み配布をしている。

市民まつりにおいて、ブースを開いて環境に関するクイズやパネル展を開催し、広く市民等に環境に関心を寄せてもらうような取組をしている。

市民や学校等が利用可能な環境学習プログラム等の情報を集約した「●●市環境学習・行動ガイドブック」を毎年作成し、市内小中学校への配付や●●市のホームページで公表し、地域における環境学習の支援を図っている。

市民協働で環境に関する講座を開催し、環境問題を身近にとらえる契機としている。

市民憲章制定記念日に無料開放する市立水族館で環境美化や省エネに関する資料を配布している。

市民参加型・体験型の環境フェアを開催し、体験を通じた環境情報の提供、広報を実施している。

市民団体と協力して、イベント参加者に環境情報について関心をもってもらえるよう、チラシの配布等を行っている。

市民団体等の活動を通じた環境教育・環境学習等の推進と各主体をつなぐネットワークの構築・強化において、エコポイント制度を活用した啓発活動により、環境情報の提供や広報の充実を図っている。

資源回収について、店頭回収、集団回収、資源ごみ回収を紹介しています。

事業実施状況(写真含む)を広報誌に掲載している。

事務的な文書にせず、だれが見てもわかるように作成している。

自治体内で開催されるフェスティバルにブース出展し、広報周知を行っている。

自然・環境活動情報サイトを立ち上げている。掲載されている自然に関する情報や保全活動・イベントの情報は、市民 や環境保全活動団体からの投稿で収集している。

自然環境保全地域である●●沼において専用のウェブサイトを作成し定期的な活動内容について更新するとともに、

広報誌を作成し回覧、配布を実施している。

自然観察会にて、ミヤコタナゴを中心とした絶滅危惧種に関する説明やチラシの配布を行っている。

実行計画をもとに二酸化炭素排出量を計算し、その結果を村のホームページにて公開

実践的な省エネルギー及び再生可能エネルギーの利用方法の講演会の実施

社会福祉協議会のイベントでブースを設け、ごみの分別クイズなどを行い分別の周知や情報提供を行っている。

遮熱性舗装の効果を示すための路面温度パネルを設置している。

取組状況等について毎月連載

住宅用太陽光発電システムの導入支援のパンフレットを作成

住宅用太陽光発電システム及び合併処理浄化槽設置に対する補助金について、市のホームページに掲載している。

住宅用太陽光発電システム補助金の情報を掲載

住民が参加するごみ減量の取り組みを進める組織により編集された、情報誌「●●通信」の発行

住民の求めに応じて、市の取り組みなどを講義する「出前講座」を通じ、ごみ減量、地球温暖化に係る情報等を提供している。

住民や地域の団体から参加を募って、エコ意識啓発のために毎年 5 月に「●●ECO フェスティバル」を開催し、3 万人以上を動員している。

出前トーク、出前授業、エコ料理教室等の開催でごみ減量による環境負荷の重要性をあらゆる階層の 住民に届くよう啓発している。

循環型社会の構築に向け、●●市ごみ対策協議会と連携し、施設見学会や体験学習講座の開講や「ごみ対協ニュース」(年1回)の発行、小中学生による標語やポスターコンクールを実施している。

また、環境基本計画の推進において、環境関連団体である「エコ・アップ・●●」による施設見学会や学習講座の開講、環境写真展の開催、情報誌の発行(年2回)を実施している。

所管課として総合的に情報発信

小学生を対象とした「環境副読本」の作成

小型家電リサイクルの周知のため、両面印刷のうちわを作成し、町民が多く集うイベントで配布した。

小型家電リサイクル等のリサイクル過程等を、広報誌に記載し、住民の方に周知している。

小中学生向けの地球温暖化対策ガイドブックの作成や特定外来生物に対する注意喚起リーフレットやポスターなどを 作製している。

浄化槽設置整備事業

食品ロス削減をよびかけた、ポスターの作成

水循環系、総合治水、市内の治水施設や対策、雨水浸透桝の紹介をまとめた小冊子を作成し、窓口や啓発活動で市民等に配布している。

清冽で豊富な地下水をはじめとする●●の水資源の魅力を県内外に広く情報発信するため、「水の国●●」ホームページを開設し、様々な水の魅力や情報を提供・発信している。

生ごみ堆肥化事業で出来上がった堆肥を産業祭で配布している。

生活環境に関する内容を中心とした fecebook アカウントを作成し、随時環境に関する情報等を発信している。

生物多様性の保全につながる取組として、森林レンジャー●●による各種の活動があります。森林レンジャー●●は、本市の生物多様性の調査や環境学習活動を担う森の専門家集団であり、森林レンジャー●●新聞の発行や広報への定期的な記事の掲載(森林レンジャーがゆく)も行っています。

生物多様性フォーラムを開催し、「●●市生物多様性ホットスポット」の啓発を行っている。

前述の環境ひろばとの協働により各種イベントに参加している。

村が主催するお祭りの際に、家庭から発生した生ごみや廃食油を再利用し製造した堆肥を配布したり、バイオディーゼル燃料を利用したゴーカートの試乗する機会をつくっている。

村のホームページに下水道への接続や●●村役場地球温暖化対策実行計画を掲載している。

村文化祭での啓発活動

太陽光発電・太陽熱温水器・ペレットストーブの補助金を広報およびホームページにて紹介している。

太陽光発電の設置促進に向けたセミナーを実施

太陽光発電設置費補助金制度の周知をウェブサイトにて図っている。

第1回●●市環境リサイクルフェア開催(とき:平成28年11月3日、ところ:●●市勤労者総合福祉センター「▲▲」多目的ホール)

棚田に関係する各種イベントでの広報活動や、大学生との交流活動、観光PRや新たな特産品づくりのため、宿泊施設への米の納入・酒米づくりなど他の産業と連携した取り組みを行っている。

担当課ではないが、毎年植樹祭を実施しており、活動内容を広報に掲載している。

(設問Ⅲ-1 b-3 自然再生)

地域のFM局で、毎週10分間の放送枠「エコのすすめ」を活用し、環境に関する情報提供および広報を行っている。

地域住民を対象とした自然観察会の実施等を行い、地域環境についての理解と意識啓発を実施

赤土等の流出防止を図るため、事業者や施工業者の意識及び技術の向上を目的とした講習会や交流集会のほか、 小学生を対象とした出前講座や一般県民を対象としたイベントを通じて、啓発活動を実施している。

地球温暖化実行計画による実績を掲示している。

地球温暖化対策について毎年テーマを変えてチラシを作成し、啓発を図っている。

地球温暖化対策や自然との共生、3R等に関する学び・啓発の場として、平成 15 年度以降「●●環境展」を開催している。10 月の土曜、日曜日の2日間の開催とし、2万人近い来場者数がある。

地球温暖化対策地方公共団体実行計画(事務事業編)の実施状況

地球温暖化防止月間に市民を対象としたイベントを開催し、以下のような事業を行っている。

- 〇地球温暖化防止に関する講演会
- 〇おもちゃ交換会(かえっこバザール)
- 〇地球温暖化防止イラストコンクール作品展示及び表彰
- ○エコドライブ体験、エコカー展示
- ○地球温暖化に関する情報のパネル展示

地球温暖化防止実行計画の経過並びに温室効果ガスの排出状況を知らせている。

中学生に対して環境学習の実施

庁舎内にかんきょう楽習コーナーを設置し、地球温暖化対策等の情報提供を行っている。

庁内向けに環境セミナーを実施している。

町と大学のゼミが協働し、魚付き保安林の保護を目的とした調査を町民参加を呼びかけ実施し、その後町民 等を対象とした調査報告会を開催し、環境保護意識の高揚を図っていく。

町のCATV「●●」による周知啓発

町のHPに事業内容を掲載し周知を図っている。

町の HP 上に、独自に環境のページを設け分別ルールの掲載を行ったり、町の広報誌に毎月環境に関するコーナーを設け、情報発信を行っている。

町のHP内で環境に関する特別サイトを設け、随時更新している。

町の収穫祭に参加し啓発活動をしている。

町の豊かな自然環境を体の五感全てを使って楽しんでいただく事業を中心に、環境保全の大切さをPRしている。

町ホームページに地球温暖化対策実行計画とその計画に基づいた取組結果を掲載している。

町地球温暖化対策実行計画を掲載

町内のイベントにて住民団体と合同で展示し啓発

町内広報誌に啓発的な内容の記事を定期的に入れている。

町立小学校5校の4年生に、授業で環境セミナーを実施している。

長期観光イベントのメニューで絶滅危惧種等を取り上げた。

※「●●博 2016」▲▲大学のカリキュラムに「■■」を設定

・県獣■■のふるさとの環境、●●県内の自然公園を学ぶ。

展示会の開催案内パンフレットを通じた広報(官民が別個に作成・配布)

電気自動車の普及について啓発するため、公用車に電気自動車を導入し、導入効果や市で解放している電気自動車用急速充電器の利用についてウェブサイトで情報提供を行っている。

市のHP上に定期的に記事の掲載をしているほか、県の環境保全事業団が運営するゴーヤ日記へも投稿している。 当市商工部門と連携し、希望した事業者に対して、補助事業の周知を含め、環境関連の情報提供をEメールを媒体に 実施ている。

特別番組を制作し、上映するとともに、ラジオ番組に職員が出演し、啓発を行った。

独自に環境施策に関する広報誌を作成し周知を図ることや、市が発行する広報誌の積極的活用など

内閣府環境未来都市構想のホームページにおいて●●町の環境モデル都市としての環境施策について情報提供を 行っている。

年1回2日間開催の環境啓発イベント「●●環境フェスティバル」において、様々な環境問題についてのパネル展示を 行うとともに、クイズやゲームなど、楽しみながら環境について学ぶ機会を提供している。

年1回環境以外のイベントで、環境ブースを出展しており浄化槽の普及促進、生ごみ処理機やEM菌活用によるごみ減量化を推進している。

年1回程度、環境新聞「エコ●●」を発行している。

年2回、地元住民や事業者等を対象に市内の海岸清掃を行っている。

年3回、各町内会の環境美化推進事業の普及等を担う環境衛生推進員を招集し、会議を実施いている。 今年度は9月の会議で市内のごみ処理施設の見学を行った。

年に1回「環境フェスタ」と題して、住民・事業者・行政が連携し環境情報の提供や啓発等を行っている。

年に3回、町内野環境活動等についてA4用紙にまとめものを環境ニュースとして庁内全戸配布。また町HPにも掲載している。

年に一度、環境についての学習会を開催

年に一度、環境や環境問題に関心をもってもらうため、環境フェアを実施している。

年に一度、観光天文台にて実施される星空観察会にて、自然環境についてPRしている。

年に一度、有識者を招き環境講演会を開催している。過去に取り上げたテーマとしては、地球温暖化、野生生物の個体数管理、海洋変化など

年1回、全村民と対象とした環境学習の場を設けている。

年次報告書を「環境報告書」として作成し、市民が自由に閲覧できるよう、公共施設やウェブサイトで公表している。 年次報告書を作成し、年度末に各行政センター等に配架し、市民が閲覧できるようにするとともに、ホームページにお いても公開している。

廃棄物の減量に関して定期的に広報誌への掲載をおこなっている。

廃棄物の発生抑制、地球温暖化対策として、資源回収推進奨励費制度や生ごみ処理器購入費補助など、ホームページや町広報誌に記事掲載を実施している。

廃棄物の発生抑制について、広報誌に掲載している。

不定期ではあるが、「●●ECOライフ情報」として環境に関するさまざまな情報を発信している。

平成 18 年度より、小型の電子機器からの有用金属リサイクルに着目しリサイクルに取り組んでおり、これが小型家電リサイクル法施行へと繋がった。また、●●市、▲▲市と協働で、小型家電から回収した金属で2020東京オリンピックメダルを作成することを提案。これらの取り組みを環境省のバックアップのもと有識者を招きシンポジウムを開催。市内外に広くPRした。

平成 19 年度から、子どもの頃からごみに興味を持ってもらうことを目的として、職員で「環境●●レンジャー」を結成し、保育園や地域の行事等に出向き、「親子で楽しく体験して学べる」寸劇(分別劇)や分別ゲーム、ごみ収集車の実演や体験乗車などを取り入れた啓発活動(親子環境学習)を行っている。

平成 27 年8月より「●●市ごみ分別アプリ」の配信を開始し、ごみ分別意識の向上を図るとともに、市内の環境イベントの開催情報も提供している。

また、アプリの一部機能は市のホームページと連動させており、スマートフォンを所有していない市民にも利用できるように工夫している。

平成28年度から5年間、毎年、生物多様性に関するシンポジウムの開催を予定。

今年度は、平成 29 年 1 月 9 日に■■氏(▲▲大学名誉教授)らを招き、「●●県の人と自然をつなぐシンポジウム Vol.1~自然と人とのつながり~」を開催した。

## 補助金内容の掲示や関係する事案の情報提供

本県における「水素社会の実現」に向けた道筋を県民の方々へお示しするため、燃料電池自動車や水素ステーションの普及目標、目標達成に向けた施策展開、2030年の水素社会を展望したロードマップを盛り込んだ「●●県水素グリッド構想」を策定し、普及セミナーやイベント、県ホームページ等で情報提供を行っている。

本市では、昭和 49 年度に「●●市公害のあらまし」を刊行して以来、毎年度「●●の環境」として、その前年度における本市の環境の現況、施策の取組等をまとめ、刊行している。

本市では地球温暖化対策実行計画「●●」の目標(2050 年度に温室効果ガスを 1990 年度比で 80%削減)達成に向け取組みを進めている。この「●●」推進においては、提案型公共事業を導入しており、事業者により運営がなされている部分がある。

「●●」を推進する中で、ポータルサイトの設営、facebook ページの開設などに取り組んできた。また教育機関とも連携し、各学校園などヘイベントの告知も行っている。

本市のホームページの「環境教育プログラム」において、市独自で実施しているものから市民団体や事業者で行われているものまでを以下の4つのグループに分けて紹介している。

- ① 環境活動に取り組みたいとき
- ② 地球環境に関わることについて学びたいとき
- ③ 地域のヒートアイランドの取り組みについて知りたいとき
- ④ 省エネルギー・新エネルギーについて相談したいとき

本市主催のイベントに環境に関する機関の方を招致

説明会やセミナーを開催し普及、啓発の推進

本町が実施する風力発電事業に係る発電量をHPに掲載している。

また、本町で実施されている民間も含む風力発電事業を紹介するパンフレットを作成している。

毎月、広報誌に環境に関するミニコラムを掲載している。

毎月1回、地域の環境に関する情報「環境●●」を発行

# 毎月の広報誌への情報の掲載

毎月第2火曜日に、生ごみ堆肥化の勉強会を実施し、勉強会終了時に「ボカシ(作物等へやる肥料)」の無料配布を実施している。

親募

毎月町が発行している広報紙に「環境だより」のコーナーを設け、廃棄物処理等に関する情報を提供している。

毎年、環境イベントを開催し、市民に環境問題の啓発を図っている。

毎年1回、フリーマーケット会場を利用して環境啓発事業を開催している。

事業内容:環境に関するパネル展示、小型家電の回収、放射線測定の実演、飼い主のいない猫の里 集

毎年環境展を開催し、環境に関する展示や環境クイズ等を行っている。

毎年環境白書を作成し、ホームページ上でも公開している。

毎年実施している河川水生生物調査結果について、市内学校等へ配布

毎年度、6月の環境月間にあわせて、地球温暖化対策、ごみの発生削減、リサイクルの推進、水環境の保全等を啓発するための環境イベントを開催している。

毎年度、環境基本計画の施策や事業計画に関する進捗状況について、環境白書を作成し公表している。

毎年度の環境基本計画の進捗状況を県自らで自己評価し、環境審議会で検証を受けた結果を進捗状況点検報告書としてとりまとめて県民に公表の上で意見を募集し、意見募集の一環として報告会を開催する。

毎年度開催している環境フォーラムで廃棄物、野鳥保護関係等のテーマを選定し、その情報を発信することで、市民 と共に今後の●●市の目指す姿を考えている。

木質ペレットについては、行政が主体ではなく、民間事業体が普及啓発活動を行っている。

問皿-3 にて記述したとおり、本市においては地域性により河川の保全活動が盛んに行われており、ごみ投棄禁止や

水質保全を目的とした合併浄化槽設置を推進について広報イベントを通じ周知を推進している。

役所新庁舎(平成 27 年 5 月開庁)を住民への環境啓発・教育の場と位置づけ、来庁者に新庁舎の持つ様々な環境配慮技術の効果をわかりやすく伝えるとともに環境負荷低減のための情報提供を行う。具体的には、かつて当自治体内にあった環境を再現した役所 10 階屋上庭園を活用した住民向け環境講座を実施するほか、庁舎内廊下でのパネル掲示等により、環境対策の普及・啓発を推進する。また、新庁舎に整備された太陽光発電の発電状況を 3 階等に設置したモニターに表示する。

要望があれば各種団体等へ職員が出向き、町の環境に関する施策及び情報の提供を行っている。

(●●町出前講座)

- (10) 国際に関連した環境活動について特徴的な内容について、以下のような回答が挙げられた。
- ※主なご回答をとりまとめたものである。
- ※基本的に回答の原文をそのまま利用しているが、回答自治体がわかる回答については、 一部削除・置き換え(「〇〇市→市」、「〇〇会議→会議」など)を行っている他、複数 記載されており他との重複がある場合は、意味が変わらない範囲で削除等を行っている。

「b.開発途上国からの研修員の受入れ」によって培った人的ネットワークをもとに、当該国・地域に対して技術支援事業を行っている。具体的には●●方式廃棄物処分場の整備にかかる技術支援(タイ・ベトナム) や、本県と中国・●●省による大気汚染防止のための技術交流等を行っている。

「冬の都市のまちづくり〜独自性とその魅力〜」をメインテーマとして開催された、第17回世界冬の都市市長会議において、「●●市における食品ロス削減の取組み」と題して講演を行うとともに、エネルギーの転換と削減に関する取組み及び大気汚染などに関する環境保全の取組みについて掲げた行動目標に対する最終結果を報告した。

当市は、市内大学と共同で開発した廃棄物埋立技術を軸として、本市が持つ優れた環境技術やノウハウを活用し、国連ハビタットやJICAなどを通じた国際貢献・協力を実施している。

また、平成 28 年 12 月に本市の姉妹都市となった▲▲市とは、同市における「●●方式」埋立場の整備に向けた協議を実施しており、平成 29 年度は現地での技術指導や国内研修を実施する。

併せて、▲▲市環境担当部局職員1名を半年程招へいし、環境施策全般にわたる長期研修を予定している。

- ●●からの研修生の受け入れ
- ●●との JCM プロジェクト参画し、本市行政のノウハウや技術等の提供により、地球環境保全に関する国際協力の推進に取り組んでいる。
- ●●のごみの中間処理を実施する地方公共団体、▲▲組合において、マレーシアへの技術協力を行っているが、同 国からの視察の受け入れなどについて協力を行っている。
- ●●県においてJICAプロジェクトにおけるベトナム地方行政機関職員等の受入れ研修が行われ、ベトナムカットバ島の環境課題解決のためのヒントとして、本市の「NPO 法人▲▲川流域観光船」による美しいびわ湖を取り戻すための活動を研修された。
- ●●国▲▲州■■市への環境技術に係る支援を行っている。
- ●●市が長年継続して実施している\*\*を通じて醸成された●●市との有効な都市間連携を契機に、インドネシア 共和国▲▲市と連携し、当該市においてJICA草の根技術協力事業(地域活性化特別枠)を活用した廃棄物管理支援 プロジェクトを実施し、●●発環境技術の国際展開を推進するための現地基盤整備支援を行っている。
- ●●市では、アジア地域の低炭素化を通じて地域経済の活性化を図るため、平成22年6月に「▲▲」を開設した。センターでは、アジア諸都市とのネットワークや国等が公募する補助事業を活用しながら、地元企業の環境に資する多様な技術や社会システム等の海外展開を支援している。これまでにアジアの57都市で、141件のプロジェクトを実施

# してきた。

- ●●市は中国▲▲市との友好交流協議書を交わしており、その中に●●市環境部と▲▲市環境保護局の環境保全、資源節約に関する交流について盛り込まれている。現在の協議書に基づき、▲▲市との相互交流を通して環境面におけるサポートを実施している。
- ・韓国、台湾及び●●県にて、ツバメ調査を実施している子どもたちによる現地交流を通じて、あらためて自国の環境 に目を向け、理解を深める活動を実施している。
- ・●●県·中国▲▲省·韓国■■の3者で環境課題に関する意見交換会を実施
- ・国連食糧農業機構からの要請を受け、世界農業遺産の認定を目指す開発途上国からの研修生の受入れ

アジア・スマートシティ会議を開催し、アジア新興国の市長や国際機関などを招いて再生可能エネルギーや低炭素化のまちづくりなどのスマートシティの技術や知見について意見交換を行っている。

エコプラザにおいて大使館と連携し、各国の環境に関する取組を紹介

高濃度の PM2.5 が問題となっている中国について、友好関係にある●●省との間で大気汚染対策等の技術交流・協力を促進するため、人材交流や共同調査研究などの取組を実施している。平成 28 年 8 月には●●省環境保護庁職員が本県を訪問し、水質管理や廃棄物処理に関する意見交換や県環境研究センターの視察を行った。また、10 月には●●省環境保護庁を訪問し、訪日研修や共同調査研究などについて協議を行った。

- ・中国大気環境改善のための都市間連携事業への参画
- ・ベトナム国●●省との「上水道・下水道分野における技術協力・交流に関する覚書」の締結
- ・同省における、水環境改善のための人材育成プログラムの実施(JICA 草の根技術協力事業)
- ・平成23年9月に●●県環境部と▲▲省環境保護庁間で締結した「●●県環境部と▲▲省環境保護庁の環境技術交流に係る協定」に基づき、技術交流・情報交換を実施している。
- ・日韓海峡沿岸の8県市道で、PM2.5やVOCなど地域の大気環境にかかる共同調査事業を実施している。

2013年に、PEMSEA参加国の地方自治体で組織されたネットワーク会議を当市において開催した。

JICA●●が本市内にあり、研修員の受け入れを行っている。

JICAの「草の根技術協力事業」をNPOと連携しながら実施しています。

「●●・エコシティ実現プロジェクト」

●●(ベトナム)に対して「▲▲リサイクル運動市民の会(NPO団体)」とともに、ごみ問題に対処してきた経験を活かし、草の根技術協力という形態の国際協力を行っています。観光都市である●●は観光関連産業を対象とした事業系のごみ減量が課題となっています。本市が取組む「環境共生都市」の実現に向けた施策を活用し、事業系ごみの分別及び資源化を推進することにより「エコシティ」の実現を目指しています。

JICAやその他海外からの団体を複数受け入れている。

JICA草の根技術協力事業(地域経済活性化特別枠)実施

事業名: 南ジャカルタにおける持続可能な地域づくり活動のための地域ネットワーク構築—河川を核として一実施期間: 平成 26 年 1 月~平成 29 年 1 月(3箇年)

JICA 草の根技術協力事業を活用し、インドネシア共和国●●市及び▲▲州への分別による、ごみ減量化の指導をしている。また、JICA 普及・実証事業を活用し地元のリサイクルセンターの海外進出を支援している。

アジア 3R 自治体間ネットワーク会合(主催: ●●)を、共催市として開催を支援した。これにより、インドネシア・マレーシア・タイ・ベトナムといった海外の自治体や 3R 事業の海外展開を行う民間企業が、3R について情報交換を行える場を作った。

●●国▲▲県における水道水質の改善協力

海外の▲▲市と友好都市提携を結んでいる。

県北部・●●町協定を締結している。

自治体で構成される首脳会議環境問題対策員会幹事会においてJICAが企画する研修事業に参画し、開発途上国からの研修員を受け入れている。

九都県市の各自治体で環境施設等の見学を実施し、水環境保全対策や廃棄物対策、環境教育の推進などの取組について紹介している。

中国の▲▲市と、ロシアの○○市との三か国で毎年環境に関する会議を開催している。

ブーンドル湿地を有するオーストラリアのブリスベン市と、20年来、湿地提携協定を結び、児童やボランティア等の交流を通して、将来にわたり環境保全への担い手の育成や、情報交換による環境活動を行っている。

複数の自治体、国際協力機構(JICA)と連携した研修生の受け入れ

マレーシア・イスカンダル開発地域において、市で実施中の環境学習プログラムを参考した「マレーシア版こどもエコライフチャレンジ」が市の協力により実施されている。

雨水利用については諸外国からの視察が年に数件ある。

下水道発展途上国官民研究者の本市下水道施設への視察受け入れ

環境部の所有する施設で見学者の受入れを行っている。

九都県市首脳会議環境問題対策委員会の一員として、JICA 青年研修事業に参画している。

国際会議の開催地として、●●目標の達成に向けた取組を世界規模で推進していくため、平成 28 年 8 月に、生物多様性の保全に先進的に取り組んでいる世界各地の 6 つのサブナショナル政府からなる「●●目標達成に向けた国際 先進広域自治体連合」を立ち上げた。

この連合では、生物多様性に係る情報交換を行うことで、取組のさらなる強化を図るとともに、世界の生物多様性保全の取組の活性化を目指していく。

国際交流協会と協力し、各種イベントでフェアトレード商品の販売等啓発活動を行っている。

国際連合 SEforALL から日本で唯一「エネルギー効率改善都市」として選ばれ、本市において H27 年度に国際会議を開催したほか、環境モデル都市や環境未来都市としての取組が高く評価され、H28 年 5 月には G7 環境大臣会合が本市において開催された。また、各国で開催される国際会議に参加し、本市の環境施策を発信している。

昨年度、●●市ジュニア大使が姉妹都市である▲▲市を訪問し、「将来のまちづくり共同宣言フォーラム」を開催した。その中で、「私たちは、身近にある美しい自然や四季の情景を守り続けます。」という文言が盛り込まれた宣言書の調印が行われた。また、今年度は、ジオパークへ認定されたことを受け、■■島におけるジオパークの紹介等を行った。

姉妹都市からの来訪者への農村体験

姉妹都市とカーボン・オフセット事業及び住民間の交流を目的とした体験事業を実施している。

姉妹都市へ職員を派遣し、派遣先の環境、林業について学ぶ機会がある。

自治体で構成される首脳会議環境問題対策委員会幹事会で、国際協力機構(JICA)による途上国の行政員の環境行政に関する研修生を受け入れている。

湿原の保全とワイズユースを目的とした姉妹湿地提携等の国際交流。

小型家電の回収に関する取り組みについて研修や視察の受け入れ

水ビジネスの海外展開支援(●●県内の中小企業が扱う水関連技術を収集し、日本語版と英語版の技術集(ウェブ版)をそれぞれ作成)

水銀に関する水俣条約の早期発効及び国外における水銀対策の進展を支援することを目的に、●●県立大学と国立水俣病総合研究センター(国水研)の連携大学院(※)において、水銀汚染対策や水銀含有廃棄物の適正処理などの分野で留学生を受け入れ、母国や国際機関等で広く活躍できる人材の育成に取り組んでいる。

※国水研の研究員に県立大学の教員の身分を付与し、国水研において県立大生の研究指導や学位論文の審査など を行うもの。

清掃一部事務組合、他自治体と連携し、マレーシアへ清掃事業に関する技術・ノウハウの提供を実施している。

積雪寒冷地にある世界の冬の都市が共通の都市課題を話し合うことを目的に、●●市の提唱により「▲▲」を設立 し、昭和 57 年に●●で第 1 回会議が開催されて以来、2 年に 1 度開催されている。

これまで、地球温暖化や自然環境保全などのテーマについて話し合われてきており、各会員都市においては、環境保全に関する行動目標を設定し、その達成に向けて、様々な取組を進めている。

平成 28 年には、「冬の都市のまちづくり〜独自性とその魅力〜」をテーマとした第 17 回市長会議が●●で開催され、サブテーマの1つである「冬の都市における環境に配慮した持続可能なまちづくり」について、●●市からも事例紹介や目標の達成状況に関する報告を行うなど都市間での情報共有を図るとともに、市長会を通じた活動が環境問題など地球規模の課題解決にも寄与していることを確認するなど、市長会の役割や今後の決意等についてまとめた「●●宣言」が採択された。

大洋州における焼却炉なしでごみ減量化を図るための支援活動

第16回世界湖沼会議 in バリに参加

第 17 回世界湖沼会議(●●2018)開催予定

地球温暖化対策における世界最大規模の都市間連携である「首長誓約」に参加している。

地球環境問題の解決に向けたあらゆる国、地域、人々の意志の共有と取組を●●から世界に向けて広く発信することを目的に、産業団体や学術団体とともに、「●●地球環境の殿堂」を実施し、世界で地球環境の保全に多大な貢献をした方の功績を称えるとともに、殿堂入り者を交えた「●●環境文化学術フォーラム」を開催し、●●から、生活の質を高めながら自然との共生や持続可能な社会を形成する新たな価値観や経済・社会のしくみを国内外に向けて発信している。

中国●●省との交流

中国●●省との間で継続(10年以上)して職員の相互派遣を行っている。

東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)のネットワークセンターであるアジア大気汚染研究センターの活動支援、人員派遣

独立行政法人国際協力機構(JICA)の事業を活用し、中国●●省に対し環境分析技術支援を行っている。県の環境分野の試験研究機関の専門職員を派遣するとともに、●●省等からの職員の研修受入れを行っている。

日韓海峡沿岸環境技術交流事業の一環として、共同研究や共同モニタリングを実施している。

日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃活動の実施

日本、韓国、中国の3国11都市で組織される「東アジア経済交流推進機構」の環境部会を年1回開催(開催場所は各会員都市持ち回り)し、行政機関同士の情報交換を行うとともに、各都市の環境関連技術を持つ企業のビジネスマッチングを行っている。

年1回行っている、全町一斉清掃のボランティアとして、町に隣接する●●基地住民の参加を受け入れている。

平成25年5月に●●県▲▲市で開催された世界農業遺産国際会議に参加

平成 26 年から宗像国際環境 100 人会議を開催している。

平成28年度実績・環境の「今」を学ぶ。各団体・企業の取組み紹介

・パネルディスカッション/・オープニングパーティー/・フィールドワーク/・テーブルディスカッション/・交流会/・ 地元取組み事例紹介/・宣言

平成 28 年に、★★会議を開催し、36 か国、約 500 人が参加した。

平成 28 年度、日中韓環境大臣会合が●●市で開催され、環境政策における三国間協力について協議を行った。 サイドイベントとしてユースフォーラム及び三カ国環境ビジネス円卓会議を実施した。

北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミットの関連事業として、韓国、中国、ロシア、モンゴルの自治体と連携し「環境保護機関実務者協議会」を各国持ち回りで開催し、情報交流や意見交換を行っている。

本県と友好県省に関する議定書を取り交わしている中国●●省に対し、平成15年度から砂漠化防止植林事業を実施 しており、毎年技術者を派遣し、植栽の実施、植栽の生育状況調査、技術指導を行っている。

本県は、北東アジア地域の自治体が参加する「北東アジア地域自治体連合(NEAR)環境分科委員会」のコーディネート自治体を務めており、会議の運営や共同事業の調整を行っているほか、青少年の環境保全体験交流プログラムを実施し、北東アジア地域の次代を担う環境保全リーダーの育成を図っている。

本県研究機関において、世界に先駆け開発した有機フッ素化合物の分析技術を活用・発展させ、中国や韓国に対して 供与・指導することにより東アジア地域の環境保全に貢献するとともに、並行して当該応用分野に係る共同研究を実施している。また、当該地域の大学と連携して国際会議の開催・参加を行っている。

本市は、友好協力都市である●●国▲▲市を含む日、中、韓で構成される東アジア経済交流推進機構へ平成 26 年 1 月に加入した。

平成 27 年 10 月には、環境部会に参加し、「水処理対策」をテーマに各都市の行政及び企業との情報共有等を通じてビジネスチャンスの拡大と相互交流の活発化を図った。

平成28年度には「土壌汚染対策」をテーマに事例発表、商談会

などを行った結果、同行した企業と韓国企業との間で商談がまとまるなどの実績を得た。

毎年度開催される、「環境未来都市国際フォーラム」へ環境モデル都市として参加するとともに、環境施策のパネルを

展示(日本語版・英語版)している。

木質ペレット産業分野での JICA 研修生の受入

友好都市の●●市の行政および企業関係者等を対象として現地セミナーと国内受入研修

- (11) 流域での環境保全上健全な水循環の構築に関する計画の具体的な内容について、以下のような回答が挙げられた。
- ※主なご回答をとりまとめたものである。
- ※基本的に回答の原文をそのまま利用しているが、回答自治体がわかる回答については、 一部削除・置き換え(「〇〇市→市」、「〇〇会議→会議」など)を行っている他、複数 記載されており他との重複がある場合は、意味が変わらない範囲で削除等を行っている。
- 「▲▲海の環境の保全に関する●●県計画」: 本県の区域において、▲▲海の環境保全に関し実施すべき施策を明確にし、実施する施策をより効果的なものとするための総合的な計画

「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(第7次・●●県)」: ▲▲海など閉鎖系水域において、排水基準に加え、海域に流入する汚濁負荷量を総合的に削減する総量削減制度に基づく計画(第8次に向けて改定作業中)

### 「●●区緑と水の総合計画」

都市緑地法第4条に規定される「緑の基本計画」として策定した計画で、緑と水の配置方針や目標を掲げ、必要な施策をとりまとめたもの

- 「●●市水環境基本計画」として、5つの基本方針を定めるとともに、市域を8つのブロックに分け、ブロックごとの特色を活かした施策を展開している。
- 「●●湧水文化再生計画」、「▲▲市地下水保全管理計画」

「汚濁負荷対策の推進」: ●●市一般廃棄物処理基本計画において生活排水等の処理について明記している。 「都市における水辺空間の確保」: ●●市緑の基本計画において水辺空間の保全や緑地等について明記している。 「地下水水量の保全」「地下水質の保全」「水環境の保全」及び「保全活動の推進」の4つの基本方針に基づき、地下水・湧水保全の目標と施策を示した総合的な計画

○●●県環境総合計画において、①健全な水循環の保持、②良好で安全な水質の保全、③水辺環境の保全として、 流域全体として捉えた水環境の保全の取組を推進している。

- ●●ダム水質保護条例
- ●●に係る湖沼水質保全計画(第6期)

第4期涸沼水質保全計画

第3期▲▲沼水質保全計画

- ●●の水を清く守る条例を制定
- ●●県「水循環・資源循環のみち 2015」構想
- ●●県において▲▲川流域基本計画を策定し、流域保全を図っている。
- ●●県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例に基づく流域計画
- ●●県環境基本計画
- ●●市環境保全条例に基づき、▲▲市場地域・■■地域の良好な水環境を確保するとともに当該流域の清流を保全するため、特に重要な区域として▲▲市場・■■清流保全実施計画を策定している。
- ●●市水環境プラン

水環境への負荷を低減するとともに、豊かで安定した水量を確保し、生物の生息空間としての水辺環境の再生を図るため、市民、事業者、行政の役割を明確にし、本市の水環境に対する施策の方向性を示す。

●●市水環境基本計画(平成23年3月策定)が、平成29年1月に「流域水循環計画」として認定された。

- ①平成 6 年の大渇水をはじめ、度々、渇水が発生する厳しい水環境にある●●市における水資源の有効利用をメイン課題とした総合的な計画
- ②節水・水の有効利用のみでなく、水源の保全、新たな水資源の開発、農地やため池の保全など水資源の確保に関する取組を推進
- ●●市水循環計画
- ●●市生活排水処理基本計画
- ●●市生活排水対策推進計画
- ●●市生活排水対策推進計画を策定し、公共下水道の整備促進や合併処理浄化槽の普及などの施策をすすめている
- ●●市地下水総合保全管理計画
- 水源の約70%を地下水に依存する●●市における地下水・湧水をメインとした総合的な計画
- ・環境省による名水選抜総選挙において、「おいしさがすばらしい名水部門」で第1位となった地下水の質と量の保全に関する取組み
- ●●水ビジョン(平成 28 年3月)
- ●●川水系河川整備基本計画
- ▲▲市生活排水対策総合基本計画
- ●●川清流保全基本計画
- (●●川清流保全条例 第7条に基づく)
- ●●地域広域行政事務組合で生活排水処理基本計画を策定している。
- ●●地域全域を対象とした生物多様性の推進に関する計画
- ●●町環境基本計画
- ●●町生活排水処理基本計画
- ●●町生活排水処理基本計画(平成27年12月)5年間
- ●●町生活排水対策総合基本計画(第4次改定計画)
- ●●湾の持つ豊かな自然環境の保全・再生および創造を推進することを目的として、平成28年9月に「●●湾環境保全計画(第二次)」を策定した。
- ●●「水との共生」プラン

連携による、健全な水循環を将来に継承するため、様々な施策を体系化し総合的・重点的に実施していく施策の方向を示したもの。

- ●●市下水道整備計画
- ●●市水循環水環境▲▲川整備計画
- ·●●市▲▲川整備実施計画
- ·●●川整備基本計画 ·●●川上水整備基本計画 ·下水道総合計画
- ・●●湾とその流域が一体として豊かな生態系と保全された自然環境を持ち、流域に暮らす人々にとっての里海となり、地域の活力を産む"宝の海"として、将来へ受け継がれていくことを目指し、「●●湾環境保全・活性化行動計画」を策定
- ・▲▲湾干拓調整池の恒久的な水質保全を図るとともに、新しく生じつつある水辺環境や生態系を住民とともに守り育み、自然豊かな水辺空間づくりを推進するため、「▲▲湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」を策定
- ・環境基本計画に、健全な水循環の確保を目的に施策を盛り込んでいる。
- ・市の生活排水処理計画(H16 策定、H27 改定)。市の環境基本計画【2.「水・水環境」】(H20.11)。地元の川の水系の河川整備計画(H19.9)。

地元の川の水系の河川整備計画(H19.5)

地元湖沼の域水循環健全化会議(事務局:県)における「地元湖沼流域水循環健全化計画」。「水循環」をキーワードおとして、地元湖沼に関わるすべての関係者が、様々な取り組みを協働して行うための計画。地元の湖沼の水質改善、自然環境としての保全・再生とともに、地域の活性化を目指している。

#### 地元の川の水系の水環境改善緊急行動計画

県内において各河川流域の上流から下流まで一体となって、県民、事業者、民間団体、行政による連携・協働した継続的な取組を行うため、県において「●●水循環再生基本構想」が策定され、この構想に基づき設立され、本市も構成員となる地域協議会において、地域課題、重点取組、水循環再生指標を用いたモニタリング等を内容とする地域の実情に応じた行動計画を策定している。

下水道、浄化槽に係る生活排水計画

河川、地下水、海域等の水環境を一体として捉えるとともに、水環境を構成する水量・水質・水生生物・水辺地等を総合的に捉えた計画

河川整備計画

環境基本計画に含む。

基本計画である「●●市新環境計画」において、8つの環境目標を定めており(うち「良好な環境」が該当)具体的な取組みを明記している。

計画名:●●川水系▲▲川及び■■北部地区河川水環境改善緊急行動計画書(★★)

内容: ●●川水系▲▲川及びその流入河川である■■北部地区の河川を対象とし、水質及び水量の改善を図るための計画

主体: ★ \* 地域協議会(■■市含む)

健全な水循環の保全に関する総合的かつ長期的な目標、施策の大綱等を定めた「水循環保全基本計画」を策定しているほか、計画的な用水の活用による水循環への負荷の軽減や、豊富な生物が生息できる環境の確保などを推進するため、水環境保全基本計画に基づき、5つの流域毎の「流域水循環計画」を策定することとしている。

健全な水循環系の構築と水を活かした地域振興を図るための指針として「やまなし水政策ビジョン」を策定した。具体的には、①水に関する施策や事業の総合的な指針となるもの、②水に係る個別計画の基本的な方向を示すもの、③ 様々な主体が健全な水環境の確保に取り組む際の指針となるもの、である。

県では、平成17年度に、「水循環再生基本構想」を策定。「人と水との豊かなかかわりの回復

・創造」を目標に、流域を中心とした一連の流れの過程において人間社会の営みと水循環の持つ「水質の浄化」、「水量の確保」、「多様な生態系の維持」、「水辺の保全」の4つの機能が適切なバランスのもとに共に確保されている健全な水循環の再生に取り組んでいる。

県知事から指定を受けた生活排水対策重点地域における生活排水対策推進計画であり、生活排水処理施設の整備 等により、公共用水域の水質保全を図るもの

公共用水域の水質保全に向け、昨年度「汚水処理構想」を策定。合併浄化槽など汚水処理施設の整備方針について 経済性の観点もふまえた整備目標を設定し、処理区域、整備手法、計画諸元(計画人口)、段階的整備方針の考え方 をまとめている。

市の海域と海域に影響を与える陸域全体を一体の沿岸域として捉え、総合的に管理していくための「●●市里海創生基本計画」を策定した。同計画は沿岸域総合管理計画としても位置付けている。

市の環境基本計画、環境プランによる

施策 2-4 河川美化の持続可能な仕組づくり

施策 4-1 環境汚染の防止

施策5 自然とのふれあいと環境学習の推進

市の市の中心を流れる川は、市のシンボル的存在であり、市民にとってふるさとを意識する大きな要素となっている。 この川の水辺環境の復元や整備面などハード面に加え、生物多様性に配慮した地域づくりや市民参加の充実などソフト面も併せた今後の川の整備の指針として川についての「自然再生整備等基本計画」を策定している。

市の水洗化計画、一般廃棄物処理基本計画

市環境基本計画において、河川・海域、事業者排水、地下水の保全対策について策定

市内7箇所での水質調査を毎月行う他、水道水源保護審議会、水環境整備懇談会を開催し、水源の保護を行う。

市内中心部を流れる川は、人口の急激な増加に伴う生活排水等の流入増により、環境基準を達成できない状況が続いている。そのため、水質の悪化の原因となる生活排水の改善を目的とした「生活排水対策推進計画」を策定し計画に基づいた合併浄化槽の普及促進や環境教育等による啓発活動を実施している。

自然を生かした河川改修

森林の水源涵養機能の維持・向上

河川の環境美化・愛護活動の推進

主に生活排水対策について策定したもので、汚水処理人口普及率の向上と公共用水域の水質改善を目指しています。具体的には公共下水道への接続の促進、合併処理浄化槽の普及促進、河川等における定期的な水質調査の実施と調査結果の公表、清掃活動などによる河川等の環境保全・再生等があります。

水とみどりの基本計画・行動計画で、みどりを含めて、住民・事業所・関係団体で保全等の取組を行っていく。

水環境の構築に関して、環境負荷の低減を図るとともに資源の循環利用について検討し、また、未利用エネルギーの活用等について検討していくもの

水環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために、「●●県水環境保全基本方針」を策定している。

水環境を保全・創出するための基本的方向と総合的な施策の推進方策を示した計画です。

流域での環境保全上健全な水循環の構築に主眼を置いた計画ではないため、流域での環境保全上健全な水循環の構築に関する施策等を規定していませんが、基本方針で「水環境の価値を(中略)流域全体や地球環境の中での水の動きを動的に捉えた『循環』の視点から多面的に把握・評価する。」としています。

水環境保全計画(H23~H33) 現在中間改定中

〇基本方針 〇取組みの柱

「いろいろな生き物の保全」 … 多自然川づくり、貴重な動植物の保護 など

「親しみのもてる水辺の創出」 … 人と水辺のふれあい、良好な景観 など

「ゆたかな流れ(水量)の確保」… 水源涵養域の保全・再生 など「きれいな水(水質)の保全」… 発生負荷の抑制、河川の浄化 など

水源となる私有林・町有林の整備

### 水循環再生プラン

生活排水処理の状況を踏まえ、集合処理と個別処理との区分を明確にし、平成37年度までに生活排水処理が100%となるよう段階的な整備計画の策定

生活排水処理基本計画を策定しています。

当計画では、水の適正利用に関する普及啓発を行い、市域の水質改善を図り、様々な動植物や水生生物が生息できるきれいな川を維持するため、基本理念を定めたもの

生活排水処理計画(計画目標年次における計画処理区域内の生活排水を、どのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本方針を定める計画)

#### 生活排水対策

生活排水対策による河川の水質浄化を計画的に推進

町民やボランティアによる河川の美化運動

公共下水道の整備や合併処理浄化槽への転換を促進し、地域全体として生活排水の適正な管理を実施

## 生活排水対策推進計画

生活排水対策推進計画は、生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針や下水道や農業集落排水施設、高度処理型浄化槽などの生活排水処理施設の整備、啓発に関する事項を定め、生活排水による河川や湖沼の水質汚濁の改善を図るための計画

総合計画である●●市環境管理計画を平成23年に策定(平成27年改定)している。

また、関連計画として、水と緑の基本計画を平成19年に策定(平成28年改定)している。

第2次●●市環境基本計画(改訂版)の中で、推進目標「水循環を健全にする」を掲げている。

地域再生計画(市の「清流のふるさと」再生計画) = 事業の概要=汚水処理施設の整備を促進し、河川をはじめとする 公共用水域の水質の向上と快適な生活環境の創出、市民協働による河川環境保全活動のさらなる推進に努め、水環 境に対する市民の意識高揚を図り、市民だけでなく下流域の人々も水の恵みを安心して享受できる潤い豊かな「清流 のふるさと」である市の継続的な再生を目指す。

地下水依存度の高い地域においては、地下水の水量と水質の保全を図るため、平成8年の第一次計画に引き続き、

平成 20 年度に第二次となる地域の「下水総合保全管理計画」(平成 21~36 年度)」を策定し、広域的な連携のもと地下水保全対策を推進している。現在、当該計画に基づく「第2期行動計画」(平成 26~30 年度)を策定し、行政、事業者、各種団体、大学等が連携・協力して具体的な事業等に取り組んでいるところである。

地下水保全プラン(平成26年~30年)】

「地下水及び公共用水域の水質保全」「地下水量保全対策」「広域連携協働」「水ブランドの推進」

(普及啓発)」を柱に総合的な地下水保全対策を実施している。

地下水保全条例を制定し、地下水の採取に対し必要な規制を行っている。

土地の保水能力確保のため、平地林や農地の保全を推進している。

当町の全域が、水質汚濁防止法の規定に基づく「生活排水対策重点地域」に指定されたことを受け、公共用水域の汚濁状況、地域の自然的社会的な特性、下水道の年次計画、総合計画等との整合を図りながら、生活排水処理施設の整備や各家庭における生活排水対策の普及・啓発、地域での実践活動の推進など生活排水対策を総合的・計画的に推進する。

平成 28 年度を初年度とし、概ね 10 年後の流域のあるべき姿を念頭のおき、未来に引き継ぐ流域の姿を指標として設定し、次掲げる項目を重点施策に位置づけ、施策の推進に取り組むものである。

- 「パートナーシップで環境を保全する流域」
- •「森を大切に守り育てる流域」
- ・「人が親しみ、生き物を育む流域」
- 「きれいで豊かな水が流れる流域」

本市で策定している「第2次●●市環境基本計画」と「●●水ビジョン」が一体で水循環施策を推進しているとして、水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」に該当すると認められており、「良質な水循環の保全」、「水環境の保護・改善」などの施策を定めている。

本市の貴重な財産である地下水を、質・量ともに将来世代にわたって適正かつ持続的に維持していくことを目的として、その保全対策に取り組むことを方針に掲げる「●●市地下水保全管理計画」を策定している。

目標水質を環境基準と同じく「湖沼 A 類」としている。

目標達成のために、生活排水処理施設の整備や、生活排水対策に係る啓発等についての計画を策定している。

良質な水資源の保全

鈴鹿市しあわせ環境基本計画において、水質汚濁について記載しており、具体的な施策としては河川や工場排水の 水質測定を行っている。

- (12) 流域での環境保全上健全な水循環の構築に関する施策の具体的な内容について、以下のような回答が挙げられた。
- ※主なご回答をとりまとめたものである。
- ※基本的に回答の原文をそのまま利用しているが、回答自治体がわかる回答については、一部削除・置き換え(「〇〇市→市」、「〇〇会議→会議」など)を行っている他、複数記載されており他との重複がある場合は、意味が変わらない範囲で削除等を行っている。

市では、宅地開発の際に雨水浸透施設の設置を推進しているが、河川の水量不足が解消されるまでには至っていないため、更なる水源の確保や河川水の河床浸透防止に向けた対策の実施の検討。

流域団体と連携し、浄化対策、水量確保について対策協議会を設置し、情報交換及び水質調査並びに●●への要望 等について協議会を開催している。

(1)生活排水処理施設の整備(①公共下水道の整備推進②合併処理浄化槽の普及促進③単独浄化槽から合併処理 浄化槽への転換促進)

(2)生活排水対策に係る啓発(①生活排水対策に関する正しい知識・情報の提供②水に親しむ場の提供、生活排水対策活動の支援)

- ※(2)-①生活排水対策講習会、生活排水対策推進指導員制度、エコ・クッキング講習会の開催
- (2)-②中海湖上観察、小型廃油石鹸製造機の貸出、ろ過袋斡旋事業
- 浄化槽設置整備事業の普及
- ・●●川方式を導入した生活排水処理施設の適切な維持管理
- ・人と自然環境にやさしい洗剤の使用の啓発
- ・化学肥料や農薬等の低減
- ・水の再利用や有効利用に関する情報提供
- ・山林の保全と育成
- •透水性舗装など公共施設整備における透水性の向上
- ・河川、海岸、ため池、水路等の改修にあたっては、自然環境に配慮した公共事業等の実施を
- ・地域住民や環境保全の各種団体等の協力のもと、水辺の清掃や除草などの環境美化活動
- ・●●川の清流を守るための目安となる「清流基準」に関わる調査
- 「●●町地下水保全条例」の施行により水源保護地域を指定し、対象行為についての届出を義務付けている。
- 〔●●湾行動計画の重点施策〕
- ・貧酸素水塊、底質悪化等への対策・生物の生息場整備
- ・水産業の振興・流域自治体との連携
- 〔▲▲湾行動計画の施策展開方向〕
- ・水質保全対策・自然豊かな水辺空間づくり
- ・環境の監視・調査
- ●●・河川流域市町村等で構成された協議会に参加し、水環境資源や生息する動植物の保全に取り組んでいる。
- ●●河流域水環境再生地域協議会による水環境の総合的な改善
- ●●圏域連携浄化槽普及促進協議会を実施
- ●●県ふるさとの水辺サポーター制度
- ●●県水源涵養地域保全条例を制定し、水源涵養地域を保全している。
- ●●県生活環境の保全に関する条例・水濁法に基づき、特定施設の指導をしている。
- ●●湖に生息する外来生物「▲▲ガニ」の捕獲事業の実施
- ●●港内及び市街地河川の水質測定
- 当市は●●沼へ流入する河川と、▲▲へ流入する河川が流れており、●●沼については流域4市と5団体で構成する●●沼流域水質浄化対策協議会で、●●沼の水質改善を検討している。
- ▲▲については、流域21市町村で構成する▲▲問題協議会で、湖の水質改善を検討している。
- ●●市をはじめとした7市3町で▲▲川流域圏成長戦略ビジョンを策定しており、環境意識の啓発や生物多様性の保全の推進などが盛り込まれている。
- ●●市企業局と合同で▲▲・●●川水質協議会を開き、年4回の流域パトロールを行っている。
- ●●市水道水源保護条例を制定し、水源地域の保護に係る施策の実施に努めている。
- ●●市生活排水対策推進計画・●●市一般廃棄物(生活排水)処理基本計画に基づく啓発活動等
- ●●川上下流連携による河川環境の保全・改善に向けての取り組み
- ●●川クリーン大作戦
- ●●川の水質の情報提供を行うとともに、流域市町村と連携して河川や海域の水質の保全。公共下水道施設を適切に維持管理し、町内からの河川や海域への環境負荷の低減に努める。
- ●●川は下水道幹線であり上流部は暗渠となっているが、河口近くでは悪臭の苦情もあり、水質改善のため、JR からトンネルの地下湧水を受けて放流するとともに、高濃度酸素溶解水発生装置を設置している。

雨水について、貯留施設を整備しているほか、住民に浸透施設や利用タンクの設置助成を行っている。

●●川水質汚濁対策連絡協議会での水難事故対策等、●●川上流域、中流域、下流域の市町村との連携した取り 組みを実施している。

- ●●川水質調査・水生生物調査事業等。●●川流域区による協議会での情報交換
- ●●川清流化推進協議会の会報などにおいて、●●川の水質の状況を公表し、生活雑排水に関する啓発を行うなどして、水質の悪化を防止している。
- ●●川清流保全推進協議会

河川一斉清掃・パックテストの実施、●●川シンポジウムの開催

- ●●川流域3市と水質調査を実施するとともに、水量確保について、▲▲に要請行動を行っている。また、当市単独で、水生生物調査を実施している。
- ●●川流域が生活排水対策重点地域に指定されており、「●●川流域生活排水対策推進計画」を策定し、汚濁負荷量の削減に取り組んでいる。また、河川や海域、地下水などの水質を測定し、環境基準と比較している。
- ●●川流域の関係市町と連携し、●●川の水利用に関する水利権更新に係る要望・協議及び河川の流況の改善に対する要望・協議を実施している。
- ●●川流域の市町と●●川流域環境ネットワーク協議会を設立し、環境学習の推進、支援、環境保全活動の啓発などを実施している。
- ●●川流域四市で「●●川水環境確保対策会」を組織し、●●川の水質浄化及び水量の確保を図りながら快適な水辺環境の創出を目指している。
- ●●町を流れる▲▲川の地域住民による一斉清掃
- ●●町合併処理浄化槽設置整備事業により、町内の住宅施設で公共下水道及び農業集落排水処理区域外の地域において、10人槽以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して設置に要する費用の70パーセント以内の額を補助している。ただし、5人槽は940千円、7人槽は1,150千円、10人槽は1,500千円を上限とする。
- ●●町水道水源保護条例を策定し、水資源の水質保護に努めている。
- ●●堀都市下水路等の水質調査を実施し、水質汚濁の状況把握を行っている。
- ●●問題協議会や流域で環境意識向上のキャンペーンで啓蒙品を配布している。
- ●河川·海域等の公共用水域の環境監視及び事業所排水に関わる工場·事業場立ち入り
- ●下水道及び合併処理浄化槽の普及促進
- ●生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止に関する出前講座の実施
- ●「●●市ホタル保護条例」の運用及び「ホタル情報員」によるホタル保護・啓発
- 〇中山間地域等直接支払制度により、農地保全による水源涵養の維持・向上。
- 〇農業用水路やため池など農業水利施設の整備にあたり、生き物調査などの環境調査を行った上で、既存の生態系に配慮した整備を推進している。
- ○ほ場整備実施地区での水路において、よどみ、深見、這い上りスロープを設置
- 〇手入れ不足人工林の解消に向けた森林の整備
- 〇保安林制度や林地開発許可制度の適切な運用による森林の保全
- 〇治山事業の推進
- 〇水辺のフレッシュアップ事業(町内会などの河川愛護団体に対し、軍手、草刈機の替刃など活動用具を現物支給)
- 〇河川アドプト制度(地域のボランティア団体が実施する河川美化活動に対し、地元企業等と県・市町が支援)
- ・ 市行造林・市行育林事業(水源涵養機能等の高い地域の放置森林を対象に、市が土地所有者に代わって造林・育林を行い、木材を売却した時の収益を、市と土地所有者が一定の割合で分け合う事業)
- 下水道事業による雨水幹線の整備
- ・ 水源涵養モデル事業(川の源流域に森林を取得し、水源涵養機能の高いモデル水源林として整備する事業)
- ・ 流域の他の自治体と連携した保全の取組(●●川流域水源涵養推進協議会、▲▲市・■■市源流の森保全協議会)
- ・ 水循環に関する教育の推進
- ・ 水源涵養活動・水質保全活動の協力依頼
- 灌漑排水施設の整備等の推進
- 建物における雨水浸透・貯留設備の普及促進
- 道路における雨水浸透舗装の整備

- ・●●市かわまちづくり計画を推進し、ミズベカフェのオープン、河川のイルミネーションなど、河川に親しめる場所を 設けた。
- ・ほたるが舞う環境を取り戻そうと活動中の市民グループと協働し、ほたるの育成及びほたるが生息できる環境を整備
- ・市内の建設業者と協働し、河道内に繁茂した樹木の伐木、ごみ拾い
- ・一部公共施設のトイレで雨水を利用
- ・下水道加入促進員を新たに配置
- ・●●市環境管理計画で「水質の保全」を環境施策としており、河川の水質測定を定期的に実施しているほか、工場・ 事業場からの排水については、▲▲などとの連携により法令に基づく排水基準遵守を指導している。

「環境教育・環境学習の充実」を環境施策としており、その中で、小学生を対象として、川に住む生き物のことや水の大切さ、自然の楽しみ方を学ぶ教室である「水辺の自然塾」等を実施している。

- ・●●川統一清掃及び▲▲川美化清掃の実施
- ・●●川及び▲▲川の水質調査を他自治体と合同で実施
- ・●●湾及びそれに流入する▲▲川の水質検査を行った(海:6回、川:3回)
- ・浄化槽設置にかかる補助を行っている。
- ・下水道への接続を推進する。
- 8河川、10地点における水質を定期的に調査している。
- アダプトプログラムの活動による池周辺の清掃美化活動
- ・水草の移植等

雨水タンクの有効利用

雨水浸透施設の設置促進

雨水貯留槽の設置助成

下水道整備、普及

工場・事業場に対する規制・指導

浄化槽設置の推進

公共用水域の水質検査

水質検査、水質の管理

雨水浸透の推進

地下水の取水制限

樹林地の保全

- ・古川の水質、水環境の向上
- ・運河の水質、水環境の向上
- ・湧水に関する調査
- •透水性舗装の実施
- ・公共用水域の水質調査
- ·●●川魚類有害物質含有量分析調査
- •地下水揚水量調査
- 工場排水調査
- ・「▲▲・■■市民の森」の市民協働維持管理(地下水涵養の重要性を知るため)
- ・汚水管の整備と合併浄化槽の普及による適正な汚水処理
- ・河川へ放流する下水処理水の水質向上
- ・法制度に基づく、事業者への調査・指導

河川の水質検査を定期的に実施している。

- •河川清掃を実施している団体に補助を行っている。
- ・条例で地下水利用の規制を設けている。
- ・河川や湖沼の水質浄化機能を維持するため、生態系に配慮した水辺環境の保全と創出を図る。

- ・森林の適正な管理により水源涵養機能を保全し、適正な水の循環機能の維持と向上に努める。
- ・市街地の公園や緑地などの適正な配置と保全に努め、街路の植栽帯を作り、緑の確保とあわせた水の循環機能と 向上に努める。
- ・河川水質の改善・河川における生物多様性の保全・小河川、水路の整備管理
- ・公園、広場など緑被率の向上
- ・道路、歩道における透水性舗装の整備
- 閉鎖性水域に流入する下水道の処理水について通常より高度な処理が可能な排水処理施設を整備
- 下水流入雨水の耐水池設置
- ・公共下水道処理区域においては、し尿の計画収集及びその適正処理の確保並びに浄化槽の適正な維持管理の徹底を図りつつ、水洗化の普及促進に努める。
- ・公共下水道認可区域外においても同様に、し尿の計画収集及びその適正処理の確保並びに浄化槽の適正な維持 管理の徹底を図ると共に、合併浄化槽の普及促進に努める。
- ・公共用水域(河川・海域・ため池・地下水等)水質汚濁状況の常時監視
- 漏水対策防止(老朽菅等布設替及び漏水調査)
- ・下水道の合流改善及び高度処理の推進
- 生活排水対策の啓発
- ・市民による河川清掃の実施
- ・広報等による啓発
- ・工場排水の水質測定
- ・排水対策として公共下水道などの整備
- 事業者への排水対策の指導や家庭での生活排水対策の推進
- ・公共用水域及び地下水の水質汚濁に係るモニタリング
- ・当自治体の住民の身近な水環境への関心を高め、主体的な環境保全の取組を広げるため、河川の水生生物の生息状況を調査して河川の水質を判定する「身近な川の生物調査」
- ・排出事業者への指導
- 閉鎖性水域(■■海)での水質改善の取り組み
- ・民間事業者において、下水熱をはじめとした再生可能エネルギーを複数施設に供給し、空調や給湯で利用する面的 利用事業について実現可能性を調査
- ・海岸漂着物の回収・処理及びごみ発生抑制に係る啓発活動を実施
- ・生活環境の改善を図るとともに、公共用水域等の水質保全を図るため、下水道・農業集落排水・浄化槽等の水洗化 の取組
- ・防災意識の向上・雨水利用による環境意識の向上を図るため、市町村と連携して雨水貯留施設(雨水タンク)設置者に補助金を交付
- ・耕作放棄地の増加等により国土の保全、水源の涵養等の多面的機能の低下が懸念される中山間地域等において 農業生産活動の維持を支援
- ・災害発生が危惧される集落に関わりの深い保安林等において、安心・安全な地域づくりのため、間伐等の森林整備 や流木対策及び治山施設の整備等
- 「災害からの安全な●●づくり条例」で位置づけられた、ため池の決壊防止、森林の保水機能の確保対策等を強化
- ・世界に誇る美しい▲▲川の景観づくりや水辺へのアクセス等を考慮した水と親しみ、ふれあう空間を整備
- ・工場・事業場における節水など水使用の合理化対策の促進
- ・水道水源として安全性を確保するため、汚濁発生源対策を促進
- ・水源涵養機能の維持・向上を図るため、保育・間伐等の計画的な実施による、保水力の高い森林づくりを推進 など
- 合流式下水道の改善
- •市街地排水対策
- 森林の保全 など
- ・市民や事業者との連携によって水質浄化事業の拡充、植生の配置や浄化促進に適した材質、形状を用いた水路の

整備等による河川水質浄化能力の向上を図るとともに、汚濁源を減らす取り組みを進めている。

- ・市民活動団体との協働により、川の水質調査や河川生物相調査、自然観察会等、川の自然と人とのふれあい促進に関する事業を実施するとともに、●●地区▲▲川のきれいにする協議会等の河川環境保全に関する活動を行う市民活動団体への支援を実施することで、積極的な市民参加を図っている。
- 事業排水処理施設の適正な管理指導
- ・雨水浸透施設の設置などによる雨水の地下浸透の推進
- ・森林の適正な管理、植栽、下刈り、除間伐の実施

#### など

- ・自然災害による流域の被害が最小になるような防災の取組
- 筋水の啓発
- ・水質改善(公共下水道の整備(接続)、合併処理浄化槽の設置(維持管理)、啓発)
- ・住民などによる清掃活動
- ・住民参加での水生生物観察会
- 河川水、井戸水、事業所排水の水質検査
- ・地下水のくみ上げ規制
- ・水源林の森林整備 など
- ・住民等による河川の水生生物の観察を通じた水質調査
- 総量削減計画に基づく事業場等への指導
- ・浸透能力及び貯水能力の保全の向上
- ・豊かな水量の確保
- ・水利用の適正化
- ・水環境に負荷をかけない資材(エコたわし)をイベントごとに配布、普及に努める。
- 市内主要河川の定期的水質測定
- ・イベントを通じ、下水道事業等の理解に努めている。
- ・水源地域の森林が有する水源涵養機能の維持・増進を図るため、森林・環境税等を活用して、造林、保育等森林施業の適切な実施を促進するとともに、保安林制度の活用や、公有林化の促進に取り組んでいる。
- ・水源涵養林の整備、管理
- ・河川、湖沼の水質測定
- ・雨林耐水池の維持、管理
- 特定施設を設置している工場、事業場への立入検査
- ・水資源保全の取組(県下全域の水資源実態調査の実施、土地取引の事前届出制の実施)・水環境保全総合計画の 策定・汚水処理施設の未普及地域の解消
- ・水質に関する情報の交換 ・危機管理対応(油流出事故等の対策訓練)・広報活動(生活排水対策)
- ・合併処理浄化槽設置の補助制度の周知、適正使用の推進
- 緑地の保全、緑化の推進
- 雨水浸透施設の整備、親水性舗装の促進

## 水質のモニタリング

- ・水質汚濁防止法を含めた公害防止協定締結
- ・公共下水道未接続箇所の早期切り換えの促進(広報誌による公共下水道接続案内、接続調査を含めた各戸訪問)
- ・公共用水域である河川の水質測定の継続実施
- ・水循環の再生
- ・多自然川づくりの推進
- 水環境の保全
- ・生活排水による公共用水域の水質汚染を防止することを目的とし、高度処理合併浄化槽の設置に要する経費について補助金を交付し、当該設備の普及促進を図っている。
- ・●●川や▲▲での環境教育事業の実施

- 生活排水処理率の向上
- 浄化槽の普及と適正な維持管理の徹底の周知
- ・多自然川づくりのための護岸道路整備
- •河床地形の変化の創出、水際植生の回復のための低水路高水敷工事
- ・在来種の保護・育成と外来種の対策推進のためのカメの調査及び外来種の駆除
- ・多自然川づくり等自然に配慮した河川整備、親水性の向上
- ・河川のせせらぎ回復のため、一部河川への導水
- 災害時等においても機能の確保が可能なハード、ソフト対策の整備
- ・高度処理水の河川への還元によるせせらぎ回復
- ・下水熱を利用した雪処理施設の整備
- •地域水源林保全•再生事業
- ●●山・▲▲川近郊緑地特別保全地区のうち、▲▲川沿岸樹林地において計画的に除間伐等の整備を実施し、水源涵養効果を高め、健全な樹林地として保全・再生を図っている。(事業費は県の水源環境保全再生市町村交付金)
- •■■川•▲▲川流域協議会

県水源環境保全課などが事務局を務める・▲▲川流域協議会の代表幹事を務めている。

- ・地元の複数の河川についての整備計画
- ・水生生物の保全に係る環境基準に関する類型指定に向けた水質調査・水生生物調査の実施
- 公共用水域や地下水の水質汚濁状況の監視
- ・工場・事業場への立入検査や改善指導等
- ・生活排水や水生生物に係る啓発資材の作成・配付及び小中学生対象の水辺教室の実施並びに水辺環境 保全活動指導者の養成を目的とした水生生物講座の実施
- ・地表面被覆の改善や雨水の地下浸透を進める設備の普及促進
- ・地下水揚水量の把握や地下水位の変動の監視

### など

- ・貯留浸透・涵養能力の保全・向上など水循環の健全化に向けた取組
- ・良好な水質、適切な水量、多様な水生生物の確保を目指した施策
- 町民や小学生が参加しての水源涵養林への植樹活動
- 地下水や河川、用水路等の水質検査の実施
- ・水の郷シンポジウムの開催
- ・土壌汚染に対しての適切な調査、対策、指導を行っている。
- ・公共用水域の常時監視、排水規制などの水質汚濁防止対策を行っている。
- ・年2回市内30河川、31箇所において水質検査を実施
- ・森林作業講習会の実施
- •森林整備事業補助金交付
- ・廃棄物処分場からの浸出水及び地下水の水質調査の実施
- 公共下水道、個別排水処理施設整備事業の推進
- ・●●湖環境保全対策推進協議会への参加・協力を行い、●●川流域の市町と共通の認識を持つことで、水質汚濁を防止

# など

- ・不法投棄の防止等流域環境を保全するため、巡視を行うなどの環境美化活動
- ・河川等の定期的な水質測定 など

#### 保水、遊水機能を持つ農地の保全

- ・民間企業との連携により、地域の環境保全団体が取り組む流域ネットワークづくりなどの取組を支援
- ・湖沼対策(汚濁原因究明調査、個別対策協議会への参画等)
- ・揚水施設の届出制による地下水使用量の把握
- ・地下水の観測・分析(市内 14 カ所)

雨水浸透ます設置費補助金の交付制度

流域下水道整備事業

合併浄化槽設置費補助事業

- 流域環境、水質保全協議会運営費負担事業
- •生活環境保全林整備事業
- •みどりの環境促進事業
- •多面的機能支払交付金事業
- ●●潟流域2市2町で●●潟水質浄化連絡協議会を設置し、水質浄化意識の普及啓発事業を実施している。
- 1 ●●川水系環境保全推進協議会の取組

ラムサール条約登録湿地「▲▲湖」に注ぐ●●川の水質改善への取組として流域7市町と共同で水質調査を継続して行っています。年末には、市民・企業ボランティア及び流域市町職員でごみ拾い活動を行うと同時に自然体験型ゲームや湿地の観察会等の環境啓発事業を行っています。

2 水資源有効利用の促進事業

水資源の有効利用を目的に、市内に居住する者で、当該住居に雨水施設等(雨水貯留施設、雨水浸透施設、井戸水利用施設)を設置した者に対して設置に要した費用の 1/2(限度額 4 万円)を補助しています。

- 1 当自治体の住民の健康と安全を確保する環境に関する条例 地下水の揚水施設の構造基準及び揚水量等について制限
- 2 ●●地下水及び湧水を保全する条例

1の条例が施行される前の井戸に対する規制、大口地下水利用者の責務、湧水保全地域の指定など

- 3 雨水貯留タンク及び雨水浸透ますの設置に対する補助制度
- 4 河川流域協議会(3河川)

各河川が流れる関係自治体と協議会を設置し、河川の水質調査等を継続的に実施

- 5 湧水の水量調査(4地点、毎月)
- 6 河川生物(魚類、底生生物等)調査(2河川、年1回)
- 7 河川水質検査(4河川、毎月)
- 8 地下水(井戸)水質調査(8地点、年1回)
- 9 地下水(湧水)水質調査(7地点、年1回)
- 11 市町村と県による協議会にて、広域的な地下水調査を実施。今後は広域的なルールづくりと各市町村による条例化を検討中。
- ①雨水浸透施策の推進。源流域の保全による湧水や河川水量の確保
- ②市民と協働した水質・水量・水生生物等水辺地のモニタリングの実施
- ③自然に配慮した水辺づくりなどによる生物多様性の保全と親水性の向上
- ④水辺の環境保全活動への支援や情報発信
- ⑤雨水利用の推進
- ⑥河川水量確保に向け、流域で連携した取組の展開
- ⑦公共下水道単独処理区の流域下水道への編入による水質の向上
- 1級河川流域市町で水質保全協議会があり、水生生物観察会や水質検査等を実施し環境保全の取り組みを実施

合併浄化槽の普及促進

公報や環境学習等による啓発

①地下水の量の保全施策

水収支の把握、モニタリング、条例による規則、地下水涵養、水源林整備

②地下水の質の保全施策

汚染の未然防止、適正管理、条例による汚染浄化

- ③啓発・環境教育
- ①別表 d-1-1

流域での環境保全上健全な水環境の構築に関する計画の策定

市の生活排水処理計画

下水道3事業(公共下水道・農業集落排水・個別排水)

- ②別表 d1-1-2
- ①以外の水環境の保全に係る取組
- 市の環境基本計画

EM を活用した水質浄化施策を実施している。

FSC認証・ASC認証の一体的な啓発

くみとり世帯を浄化槽へ変換するため補助金を出している。

下水道供給地域においては下水道接続への啓発を行っている。

グリーン購入法に基づく物品調達及び廃食用油の回収

#### クリーン作戦等

## ごみの撤去

市の「生活排水処理基本計画」に基づき、公共下水道等生活排水処理施設の整備や維持管理、市民への啓発等を実施している。

地元の川の水質対策連絡協議会による、情報の共有及び水質事故訓練の実施など

地元の川をきれいにするための協議会、川を守る会に加盟し、河川の水質と環境を保全し、汚染防止を図るために必要な対策を協議すると共に、住民の意識高揚を図っている。

地元の流域関連する公共下水道事業計画の策定、公共下水道事業計画の策定、合併処理浄化槽設置費補助金(転換のみ)の交付、河川等の水質検査の継続的実施、農業集落排水設備の維持管理、雨水貯留槽設置補助(新設タンク設置型及び既設浄化槽転用型)

地元の湾流域の自治体等で「環境再生推進協議会」を組織し、啓発活動をはじめ、国等へ協力要請等を実施している。

さらに、湾へ注ぐ主要3河川流域ごとに流域部会を組織し活動している。

セミナーの開催やポスターの掲示などの広報

当自治体所管の水質公害対策事務に協力し、水環境基準の維持

ボランティア団体と連携した河川清掃、水質調査及び不法投棄パトロールを実施した。

## マングローブの植林等を実施

- 一級河川である肱川の、●●市内14ヶ所の水質調査を年に2回行っている。
- 一定規模以上の地下水くみ上げ規制を実施して、地下水涵養と地盤沈下防止に努めている。
- 一部の公共施設で雨水をトイレの洗浄や散水に利用している。

## 雨水、再生水利用の啓発 等

## 雨水タンク設置補助金制度を実施

雨水の流出抑制や水資源の有効活用などを目的として市内の公共下水道計画区域内に雨水貯留タンクを設置しようとする市民や事業者に対して助成金を交付している。

雨水浸透ます、雨水貯留槽の設置補助事業

雨水浸透マスの設置促進による地下水の保全や、●●市清流保全条例に基づく清流保護の普及啓発の取組など 雨水浸透施設の設置、透水性アスファルト舗装による歩道整備、地下水取水規制や地下水位の観測、森林の整備等 を実施している。

### 雨水貯留施設設置補助事業

## 雨水貯留浸透の推進・雨水利用

- ●●エコセンターにおいて、トイレ等に雨水を利用している。
- ・エコ助成金を通じ、住民・当自治体内事業者に対し雨水タンクの設置費用の一部補助を行っている。

水循環に関する情報の蓄積、共有、伝達、活用

- ・当自治体は▲▲川に面しているため、水質調査を年12回、底質調査を年1回実施している。
- 毎年作成、公表するデータ集「●●の環境」を通じ調査結果を公表している。

・▲▲川流域の■■で構成する、▲▲川水系浄化対策連絡協議会を通じ、水質調査結果の共有や情報交換を実施。年度ごとに報告書を作成している。

## 雨水調整池を整備

### 汚水処理構想

汚水処理施設の整備(下水道整備、下水道整備が7年以上見込まれない地域には、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替え補助の実施)

事業場からの不適切な排水への指導(保健所と連携)

汚水処理施設の整備促進、河川・水路の浄化、清掃活動、啓発活動

汚水処理施設整備交付金を活用し、公共下水道事業、浄化槽設置整備事業(個人設置型)の2つの汚水処理施設整備事業を一体的に展開する。また、市内の各地域が「地域別環境配慮行動計画」により、河川の清掃活動や生活排水に対する啓発活動等、河川の美化、水環境保全のための活動のさらなる推進に努める。

汚水処理整備構想を県と協議しながら作成している。

汚濁負荷の削減のために合併処理浄化槽への設置費補助など、普及・促進を行っている。また、健全な水循環の維持のため雨水浸透ますの設置促進や、雨水利用の促進などを行っている。

下水道(合併浄化槽)に全戸が加入し、家庭排水の河川流入を防止しており、産業面では水稲栽培が盛んであり、魚毒性が低くい農薬を使用するなど環境に配慮した取り組みを行っている。

源流の里木祖村環境保全条例の策定

合併浄化槽への補助 流域ごとに水質保全協議会を組織

#### 接続促進

下水道の普及率が99%である。水環境に影響を与えるような工場等の施設がない。

下水道区域外である浄化槽区域に合併浄化槽を設置する者に対し、補助金を交付しています。

合併浄化槽の普及促進、●●の活用、市民団体を中心として協働の取組支援等

家庭雑排水を効率よく処理する合併処理浄化槽の設置を推進するため、補助金を交付している。

### 河川(水路)浚渫事業

河川、湖沼、海域の水質の定期的な測定及び、休廃止鉱山の坑水処理事業を行っている。

河川・海域、地下水の定期水質分析調査、生活排水対策として公共下水道の整備、浄化槽設置補助などを行っている。

河川・海域・地下水の常時監視、事業所への立入検査、指導及び生活排水対策を実施している。

河川・海岸の美化活動等を行う市民団体等との連携

河川敷における花畑等の整備による適正管理

河川•湖沼等水質対策

河川・溜池の水質検査を行い、定期的に水質を調査している。

河川の水源保全活動等

河川の水質検査を実施している。

河川の水質検査委託

自治区と共同で水路清掃、水稲栽培における肥料流失の削減等

河川の水質調査を年2回、事業者に委託して行っている。

### 下草刈り等

河川の清掃活動イベントの実施や、生活排水対策に関する看板の設置等、水環境に関する普及啓発を実施している。

河川の定期的な水質検査及び単独浄化槽及び汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換設置に対する補助事業を実施している。

### 河川の定点観測

河川の流域で構成する協議会を設置し、当該河川の水質及び環境の保全を目的とした以下の活動を行っている。 ①水質汚濁防止意識の啓発

- ②河川をきれいにする運動の推進
- ③水質汚濁の情報収集
- ④水質汚濁防止対策の促進

クリーンキャンペーン 河川美化ポスター展

河川パトロール等による、河川環境の保全

河川やため池、工業団地内排水施設などの水質検査の実施をしています。

河川や海域等の公共用水域や地下水の水質測定による水質汚濁防止対策や、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進すること等による生活排水対策の推進などの実施

河川や水路の清掃を実施する個人や団体への支援

河川一斉清掃

河川環境の把握・維持改善に向けた水質事故を未然に防止する取組みとして、事業者に対する確認・指導、市民へは市公式ホームページ等を活用しながら、啓発活動を行っているほか、水質調査で得られた測定データの解析を公的試験研究機関に依頼し得られた結果から、具体的な汚染の傾向が確認でき、さらなる追跡調査につなげている。また、市民、市教育委員会、国等で構成する団体との協働で、水辺の体験活動を通して自然のすばらしさを感じられるイベントを実施している。さらには、河川流域の自治体等で構成する懇談会に参画するなど、市域を越えた水循環の保全に向け、周辺自治体等との広域連携を図っている。

河川及び海水浴場の水質調査

最終処分場にかかる地下水、放流水の水質点検と保守

河川上流域の森林整備

ホタルの生息する水辺環境の整備

河川水の水質を調査・情報収集し、調査結果を適宜公表している。

河川水や農業用水路、下水路の水質調査

河川水質にかかるモニタリング(定点監視)調査の実施

小学校児童に対する水生生物調査学習の実施

河川水質調査(委託・5河川1運河)及び水生生物調査(委託・5年毎)を実施している。

河川等の水質調査を定期的に実施している。

河川水生生物調査等を通じての環境教育の実施と環境保全啓発

河川清掃

不法投棄監視パトロール・水質調査による情報収集と公開

河川敷クリーンキャンペーンを年2回実施している。

河川流域・集水域の樹林地の適正な保全を実施しており、倒木の除去などを行っている。

河川流域の複数個所において、定期的に水質検査を実施している。

河川流域利用者が環境保全に向けた共通の認識をもって、美しい河川環境を創造していくため、1市2町で基本的な 考え方を示す統一条例として制定した。

海の生物調査(海辺教室)、川の生物調査(川辺教室)、河川・海域水質モニタリング調査、事業場排水立入調査など

海岸漂着物の清掃活動の実施

海岸漂着物対策事業内の海岸清掃を●●(属する都道府県)に委託して行っている。

各家庭における小型合併浄化槽への転換に対する補助事業を実施

環境関係団体等と協力し各種レクリエーション・イベントを開催した。

環境基本計画において、河川の水質の保全・向上に努めることが基本方針として定められている。

環境条例で規制している。

環境調査の継続により経年変化を監視し、生活環境の保全を図っている。

環境保全推進員を設置し、地域住民への生活排水対策等の普及啓発を実施

関係機関・団体で構成する流域協議会への参加、水生生物調査への協力など

関係機関及び活動団体を構成員とした流域水循環推進会議において、計画の進行管理や関係団体との意見交換、

先進的な取組を行う団体・専門家を講師に招いての基調講演等の実施。流域水循環計画に基づく施策の実施状況について、取りまとめを行い、県HPで公表。流域で活動する団体等に、流域における健全な水循環を保全するための活動を推進するため、当該活動に必要な用品の支給及び貸与。流域水循環計画に基づき、山間部の水道水源地域のうち、特に重要と認められる区域を「水道水源特定保全地域」に指定し、開発行為に対し事前届出を義務付け、適切な指導を行うことで良好な水循環の保全を図る。

既存住宅における雨水浸透ますの設置助成

新築住宅における雨水浸透設備の設置依頼

休耕田に水を張る、地下水涵養事業を実施している。

河川や地下水の水質調査、地下水位の観測

緊急時の連絡体制の整備や訓練の実施

近隣の2市と合同で、年4回水質調査を業者委託して行っており、調査報告書と要望書を●●(属する都道府県)や関連部署に提出している。

近隣の市町村と連携し、各地域の実態に即し役割を分担し、共通の理解に立ちながら流域一帯で河川環境の保全を 推進している。

当自治体内河川12地点、海域3地点において年4回、定期的に水質調査を実施している。

調査内容は河川で「BOD」、海域で「COD」、河川および海域で「DO」を測定項目とし、水質汚濁等の状況を監視

啓発活動の強化

学校等での環境教育の推進

水源地・水源林の保全

生活排水対策の推進

潤いのある緑地と水辺空間の創造

適切な渇水対応の実施

施設の耐震化の推進

水に関する関係者の連携・協力・交流の推進

健全な水循環を保全するための条例、施行規則

健全な水循環を保全するための条例に規定する規制対象事業の該当基準等を定める要綱

建設、上下水道、環境部局等で構成する「水共生プラン推進会議」において、流域での環境保全上健全な水循環の構築に関する施策を実施している。

県内を3地域に分け、それぞれの地域ごとに、県民、事業者、民間団体、行政で構成する「水循環再生地域協議会」を 平成18年度に設立。各地域協議会において、地域の実情に沿った具体的な目標、取組等を平成20年3月に「水循環 再生地域行動計画」として作成。この計画では、各地域を3から4の流域に細分化して、流域別目標も併せて設定。現 在は、平成24年2月に「水循環再生行動計画(第2次)」に基づき、目標達成のための取組を進めている。

県内三大湖沼について水質改善に関する計画を策定し、下水道の整備等の水質保全対策を総合的かつ計画的に進めている。

個人住宅において合併浄化槽を設置する際、予算の範囲内において補助金を交付している。(●●流域に含まれる 地域において合併浄化槽を設置する際には、高度処理型合併浄化槽設置に対し補助金を交付している。)

個別マッチングや環境保全団体を対象としたセミナーの開催等により、各地域で取り組んでいる環境保全活動等に活性化と団体等の連携を進めている。

湖と都市河川の水質検査を実施している。

公共下水や浄化槽の普及・設置

公共下水道・農業集落排水事業・合併処理浄化槽の普及促進 など

公共下水道・農村集落排水・合併浄化槽の普及促進。定期的な河川水質検査、井戸水の水質検査等を実施している。

公共下水道の整備、合併処理浄化槽の設置に対する補助金の交付、水質検査を行っている。

公共下水道の普及促進・合併浄化槽の普及促進のための補助金交付を実施している。

公共施設で流出抑制を実施。流域連携による水質改善を図っている。

公共施設や家庭での雨水貯留施設の設置を行っている。

公共用水域における水質常時監視

公共用水域における水質調査を実施し、水質状況の把握とその保全・改善に努めている。

公共用水域の汚濁状況の常時監視:市内にある公共用水域の水質状況を把握するため、河川の水質について定期 調査を行う。

生活排水対策の啓発:川と水について環境学習を行う。環境月間意識啓発キャンペーンにおける台所対策グッズの配布。浄化槽の維持管理に関する記事を市報に掲載。

公共用水域の水質状況の把握、工場排水の状況確認・指導、環境保全型農業の推進、生活排水対策(公共下水道への接続、合併処理浄化槽の普及促進等)、担い手への農地集積等々

公共用水域水質測定を実施(年4回)

公共用水域水質測定事業、地下水水質測定事業、水道法に係る許認可業務及び指導監督業務、基幹河川改修事業、統合一級河川整備事業、広域連携改修事業、河川維持修繕事業、河川美化事業など

公共用水域水質調査

効率的な汚水処理施設整備

工業団地、河川流域の水質検査

工場排水及び河川の水質調査を実施している。

広域的水源林の確保・整備、地域水源林の整備、県産木材の普及促進、生態系に配慮した河川・水路の整備、地下水涵養対策の推進、ブナ林等の調査研究、林床植生衰退・消失地における土壌保全の推進、シカ管理の推進、生活排水処理施設の整備促進、県外上流域対策の推進、水環境モニタリングの実施、水源環境の理解促進

広葉樹の植林等

講習会の開催、パンフレットの配布等流域住民への啓発活動

合併浄化槽の設置を推進している。

合併処理浄化槽の設置に対する補助を行い、既存の単独浄化槽からの転換を促進している。

合併処理浄化槽の普及を促進するため補助制度の充実を図る。

合併処理浄化槽の補助と、一部の河川においては流域自治体等で構成する協議会に参加し、清掃活動や保全の重要性について意識付け等の活動を実施している。

間伐実施

公共下水道の普及促進

国有林主催で流域関係市町村、関係団体による植樹事業を実施

産業排出、その他各種有害物の排出により発生する河川・湖沼・港湾・海岸等の水質汚濁を防止するために、現地の実情を調査して水質の保全を図っている。

市とボランティア団体が連携した植林事業等

市と事業者で締結している公害防止協定に従い、定期的な水質検査を行っている。

市域内を流れる河川において、水生生物調査を実施している。また、環境教育の場として河川において市民向け講座を実施している。

市街化区域は公共下水道の整備を進めるとともに、市街化調整区域については合併処理浄化槽の普及に努めている。

市中心部を流れる●●川について、流域自治体や関係行政機関と連携し、河川愛護意識の啓発や水質検査など、河川浄化活動に取り組んでいる。

市町村設置型合併浄化槽事業の推進

市独自の水資源保全のため、基礎調査を実施中

市内10河川、13支川・水路、3の自然水系、木幡池の水質分析、48の事業場から排出される排水の分析、4ゴルフ場から排出される排水の分析、河川2カ所、終末処分場、下水道処理施設の排出水のダイオキシン分析を行っている。また、小学生を対象とした水生生物採集の取組を通じて、水環境保全啓発を行っている。

市内 70 河川の水質測定

水生生物観察会

地下水モニタリング調査

市内の主要河川について年2回、町会、ボランティア(個人・事業者)による河川清掃を実施

市内への水道供給として、取水源である●●川をはじめ河川(13河川22地点)の水質調査を年7回実施している。 市内を地形や地質等を考慮し5つに区分し、区域ごとに重点的に推進する施策の方向を設定し、4つの構成要素(水量・水質・水生生物・水辺地)ごとに地域特性に配慮した施策を展開している。

市内一部河川の水質調査を実施している。

市内河川の13か所の水質検査を年4回実施している。

市内河川の BOD モニタリング及び水質改善

市内各河川の水質保全を図ることを目的とし、水質保全対策協議会の活動支援

市民と協働で、河川や海の一斉清掃の実施

市民に向けた出前講座や、市内スーパーでの店頭啓発を実施している。

市民の生活用水の根源である地下水の枯渇を防止するとともに、無秩序な地下水の採取を防止しするため、保全区域を指定し、一定の動力を有する井戸(地下水)を掘削しようとする者は、申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。一定の規模以下は届出制。(●●市水資源保全条例)

市民ボランティアによる河川の簡易水質調査、水生生物調査

市民団体の啓発・美化活動の支援

事業名:森林環境創造事業 環境林の人工林を針広混交林帯に誘導し、森林の持つ多目的機能(水源涵養機能、生物多様性の保全等)を高めている。

自治体のネットワークによる情報の交換と共有化を進め、地域を超えた水資源の保全に取り組む「水資源保全全国自治体連絡会」の運営を行っている。

主要河川の水質検査(10地点:年2回実施)

小型合併処理浄化槽の普及推進

環境浄化微生物の普及推進

住民(町内に住む予定の方)が、住家に合併処理浄化槽を設置した場合、設置補助金を交付する。

住民、事業者、民間団体と協力して、一斉河川清掃を行っている。工場排水検査を行い、指導を行っている。

住民と水生生物調査を実施している。

住民の協力のもと、廃食用油の回収を実施している。

住民参加によるフォーラムの開催

住民参加による身近な川の生き物調査を実施し、毎年調査結果の方向を行っている。

循環型社会形成推進における浄化槽設置整備事業や市街地での下水道布設を行っている。

小学校を対象とした環境教育や啓発パンフレットの発行 など

小学生との河川学習会

浄化推進員(市民ボランティアによる河川清掃活動、生き物調査など)

谷津田の保全、生き物調査 など

浄化槽の設置費補助事業や、河川清掃等の保全活動を行う市民団体への支援を行っている。

浄化槽の適正管理の啓発

浄化槽雨水貯留施設転用補助等

浄化槽設置整備推進

浄化槽設置促進事業。浄化槽の計画的な整備を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的と する取組

植林活動

食用廃油回収、湖岸清掃、ボランティア清掃活動へのゴミ袋支給

森林の健全な成長の推進、里地里山の保全・再生・活用、農地の保全・有効利用、多自然川づくり、谷戸水辺再生整備、河川愛護事業の推進、親水空間の整備、水質監視調査の実施、生活排水の適正な処理の推進、工場・事業場に

#### 対する監視・指導

森林の保水力向上、河川の流量、地下水の水質安定を図るため、森林保全活動等を行っている。

森林環境保全直接支援事業による森林保育施業の実施(市有林・民有林)

自然石・環境型ブロック使用による多自然型川づくり

多面的機能支払交付金活用による農村環境保全

農業集落排水事業の実施

森林資源の適正利用に係る事項を森林整備計画に定め、水源涵養機能維持を図る森林整備の保全・整備を実施しているほか、渓畔林の連続性を確保するよう努めている。

浸水被害の軽減を図るため、雨水貯留施設の建設を進めている。

水の循環利用促進のため、雨水貯留施設の設置支援をしている。

水環境の監視等の体制整備として、不燃物埋立場から出る雨水等の浸出水分析やダイオキシン類分析を実施している。また、処理施設の性能劣化について点検修繕を行う。

水環境基準による河川、海の水質測定・分析

水環境に関する教育の推進

水環境調査:水質調査とともに、河川や海域などの当自治体内水辺環境に生息する動植物の調査を実施

水源となる私有林・町有林の整備

水源の涵養や汚染の防止等●●水ビジョンに掲げられている施策

水源近くの土地の売買に自治体への報告を義務付ける「●●水資源の保全に関する条例」を活用し、▲▲市内の一部地域を報告義務の必要な地域に指定している。

水源地における分収育林事業、水源自治体との交流事業等水源涵養に関する施策。多自然川づくりや雨水貯留施設の整備等貯留浸透に関する施策。

水源地の山林土地取引の監視

水源地付近の廃棄物投棄の監視や、地域美化活動の推進や、河川の水質監視・調査による水質の保全

水源林整備を積極的に実施している。

水源涵養事業

植物プランクトン発生抑制等の湖沼の水質保全対策

企業との環境保全協定締結による立ち入り調査

工場新増設時の事前協議

水質、水生生物等、水の状況の把握

地下水位のモニタリング

水質の維持に向けた監視や指導

ゴルフ場関係者との連携。水質汚染防止のための周知活動

水質汚濁発生源対策として、水質調査の継続的な実施、立入調査や指導を行っている。生活排水対策としては、生活排水の適正処理の推進を図り、浄化槽設置費の一部助成等も行っている。また、土壌汚染対策法に基づき、土地の形質変更や土壌の搬出・運搬に伴う汚染拡散防止を図るとともに、土壌汚染等による地下水への影響の把握、地下水汚染の防止にも努めている。

水質汚濁防止法に基づく環境基準の達成を図っている。

水質汚濁防止法に基づく公共用水域(河川、地下水)の常時監視及び市内河川の水質調査

水質汚濁防止法、公害防止協定に基づく事業場排水の監視、指導

水質汚濁防止法の規定に基づく水質測定計画の対象となる海域・河川等の採水検査を実施し測定結果を公共用水域の水質の指標としている。

水質汚濁防止法等に基づく有害物質の水域への排出・地下浸透規制、生活排水対策の推進

水質監視、河川清掃、啓発等

水質監視による状況の把握や生活排水対策の推進

汚水処理施設の整備等

水質検査と環境保全協定による水質の保全

生物調査の実施

水質事故対策及び水質事故防止の施策

水質浄化キャンペーンや、水質環境保全に向けた環境教育事業(水質教室等)の実施

水質調査

湧水水質調査

- (1)河川
- (2)多摩川合同採水
- (3)地下水
- (4)工場排水
- (5)雨水等

水質調査による河川等の水質汚濁の監視

水質調査の実施

水質等のモニタリングを実施している。

水質分析調査をしている。(委託)

河川5地点(年4回)、河川3地点(年1回)共に分析項目6項目

海域9地点(年4回)分析項目6項目

水生生物を指標とした水質調査の実施と調査への支援。流域モニタリングー斉調査の支援。公共下水道の整備及び 合併処理浄化槽設置の促進。主要河川水質調査の実施及び流域での情報共有。

水生生物調査の実施

河川の水質調査

水源涵養保安林の保護

水洗化施設及び生活排水処理施設の整備、水洗化率の向上

水道水源となっている●●川の上流域に水源涵養林を整備している。

水道水源保護条例を制定。水道法(昭和32年法律第177号)第2条の規定に基づき、町の水道水を将来にわたって 安定的に供給するとともに、水源の枯渇を防止するため、水道の水源の保護を図り、町民の生活環境及び健康を守ることを目的としている。

水道水源保全条例(●●市漁川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例)の施行

水辺の環境の整備

水辺の美化活動の推進など

水辺環境の保全、湧き水の保全及び生活排水処理の対策を促進する。

水保全条例制定

清掃活動支援事業を行っている。

清掃作業

清流保全条例(仮称)の制定に向け、本市及び●●川上流の自治体住民に対し、アンケート調査を実施した。

生活雑排水の流入する河川に繋がる排水路に浄化材を設置しており、定期的な清掃業務を委託している。

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置及び維持管理に係る費用の一部補助を実施

生活排水の適正な処理を促進し、住民の生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に資することを目的に、町一円において合併処理浄化槽の整備を進めている。

生活排水処理の適正処理

生活排水処理基本計画を定め、生活排水処率工場のため、既存の単独浄化槽から合併浄化槽への転換補助、公共 下水道への接続促進などを実施している。

生活排水処理施設については、人口減少等社会構造の変化を勘案し、より効果的に行うことができるよう既存施設の 更新や再構築を進めている。災害時でも最低限必要な水循環を確保するため、地元電力事業者と水循環の方策について連携することとしている。定期的に水辺等を含む流域の生態系のモニタリング調査を実施している。

#### 生活排水処理施設の整備等

生活排水対策、湧水と谷津里山の保全再生、雨水浸透対策、ごみ清掃等

生活排水対策として、生活雑排水に含まれる汚濁負荷の削減のための広報・啓発

工場・事業場排水対策として、立入検査を実施し、排水基準遵守の徹底指導

畜産業対策として、法令遵守を徹底、立入検査の実施

生活排水等を処理できる合併処理浄化槽の設置を推進することにより、公共水域の水質汚濁を防止し、生活環境の 保全を図るために、合併処理浄化槽を設置する(下水道認可区域、事業所を除く)市民に補助金を交付している。

生物多様性に配慮した河川改修工事

民有地・公有地における雨水浸透の推進等

節水啓発活動

絶滅危惧種の●●の再生に向けた取組みを民間団体と共同で実施している。

単独処理浄化槽等から浄化槽へ転換する市民に対し、補助金を交付することで汚水処理施設整備の推進に寄与している。

単独浄化槽から、合併浄化槽に転換するように啓発、補助を行っている。

単独浄化槽から合併浄化槽へ転換の推進

河川の水質調査

生活排水対策の普及啓発

地域河川の美化推進のため、行政、NPO法人、事業所による協議会が設立されている。

地域住民・関連行政機関等と連携した河川清掃

地域住民が一体となった流域づくり(源流域の森林整備、河川清掃、藻場・干潟の再生活動、動植物の生育調査など) を県内3流域で実施しており、今後、他流域でも、地域の実情に応じた取組を進めていくこととしている。

地下水涵養効果の高い地域において、関係市町村と協定を締結し水源涵養林整備や転作田を活用した湛水事業を実施している。

また、地下水財団を設立し、広域的な地下水保全対策を実施している。

地下水に関して水文・水質・地質等の調査を行っており、地下水保全条例の改正や、地下水保全管理計画の策定を進めている。

地下水の採取に対する規制

地下水の調査

地下水の保全、地下水質の保全、水環境の保全、保全活動の推進

地下水採取に関する届け出

地下水質、土壌汚染、地盤沈下の調査・監視

地下水保全条例を平成23年12月に制定した。

地球温暖化対策、臭気規制の導入、外来種防除事業、環境教育・環境学習の推進、環境情報の整備と提供、監視・観測の実施および多様な主体による参画の推進等

地区住民による清掃活動

地震時の被害を最小化するため、下水処理場等の施設の耐震化を進めています。

地盤沈下の防止のため、●●県の条例に基づき、揚水施設の設置(もしくは同施設による地下水採取)の届出または 許可にかかわる事務を行っている。地下水利用状況等の報告義務を果たすよう指導している。

生活環境、水生生物の保全のため望ましい水質を維持するのに、次の施策を実施している。

浄化槽の適正管理の促進

・関係機関と連携した事業として、河川水質調査・家庭向けの排水対策等の啓発

地盤沈下調査を2年に1回実施している。

湧水調査を毎年度実施している。

中小河川の水質調査を行ったり、地下水の水質・水位を定期的に観測したりしている。

町、町民、事業者等の責務を明らかにし、必要な事項を定め、河川環境及び水資源の保全を図ることを目的にした条

例を制定している。

町内12箇所の水質について、毎年2回の測定分析を実施し、水環境の保全について監視している。

町内の河川の美化推進・環境保全活動・水生生物調査活動を実施

町内を流れる河川の流域市町村と共同で水環境保全に関する活動(植樹など)及び啓発活動(講演会、児童生徒へのパンフレットなどの配布)を行っている。

町内河川の水質調査を通した、水質の把握・管理

町民やボランティアによる河川の美化運動(●●川クリーン作戦)

清流保全を目的としたボランティア団体の活動(●●川をきれいにする会)

公共下水道の整備

水生生物調査への参加

定期的な水質検査の実施

定期的に川の水環境の状況を検査している。

定期的に川の水質調査の実施や、ゴルフ場排水の水質検査報告の義務付けなどにより水質の浄化に努めている。

電力発電を目的とした湖が天候や気温により、藻が大量発生した際は、水質検査を実施し、電力会社や県及び隣接 市町等関係団体と協議を行っている。

透水性舗装や緑地の整備、雨水貯留施設の設置奨励、防災マップの活用など。市のホームページで、毎年度の事業実施状況を掲載している。

透水性舗装道路の整備、汚水処理事業の推進、水源の涵養、河川や地下水の水質調査、河川環境保護イベントの実施、環境学習の推進

特定の工場に対し、水質汚濁防止や大気汚染防止などの観点から公害防止協定を結んでいる。

生活環境の整備と公共水域の水質保全を図るため、合併処理浄化槽を設置する事業に取り組んでいる。

年2回、春季と秋季において、市内の●●流入河川(▲▲川 外)にてパックテストを行い、簡易的な水質調査を実施している。

年4回の水質検査

年に1度、河川清掃及び河川水質検査を実施している。

農業での減肥

浄化槽の高度処理型の設置指導

農政部局において環境配慮型農業の推進、家畜排せつ物の適正管理に係る巡回指導などを実施している。

廃油の回収や合併浄化槽設置の普及促進

漂着ごみや不法投棄されたごみの清掃

富栄養化しているため池の水や泥を、池干しを利用し、水路、河川を通して海に流すことで、海苔の色落ち問題や海の栄養分補給へ役立てる活動を実施している。

本市、隣の自治体、本市及び隣の自治体の事業者で地下水保全の協議会を設置し、地下水保全に取り組んでいる。本市では生活排水の改善に向け、住民に対し合併浄化槽設置を促し汚水処理普及向上に取り組んでいるところであり、施策の実施に関しては概ね計画どおりに推移している。普及にあたり、浄化槽設置補助金を交付しているが、この補助率の増額することによりさらなる普及が見込まれるが、この点については現在のところ検討段階である。

本市の主要河川である地元の川流域では、昭和30年代以降の市街化の進行に伴い、湧水の枯渇、浸水被害の多発、河川水質の低下等の問題が生じるようになりました。

これら流域の水循環にかかわる様々な問題に対し、行政、流域住民、事業者が相互に役割分担し、それぞれの対策に取り組むため、平成 21 年 4 月に流域水循環系再生行動計画」を策定しました。

地元の川流域水循環系再生行動計画において、「①自然環境の保全」、「②きれいでうるおいある流れの創出」、「③ 水資源の有効利用」、「④浸水被害の軽減」が適切なバランスをとってともに確保されている状態を目標として、再生に向けて計画を進めています。

これらの目標を達成するための取り組みとして、①「自然環境の保全」については、緑地の保全・回復、都市公園等の整備を行い、②「きれいでうるおいのある流れの創出」への取組みは、

雨水浸透施設の普及、家庭等での汚濁負荷削減、河川・水路の直接浄化、下水道の建設、下水道管への接続、合併

浄化槽を普及し、③「水資源の有効利用」への取組みは、雨水利用施設の普及、家庭・事業所・公共施設等で節水し、 ④「浸水被害の軽減」への取組みは、雨水貯留施設の普及、水辺の自然の保全・再生、河道改修、調節池の建設を行っています。

ただし、いずれも川流域で県や周辺の市が一体となって実施している施策です。

本町の河川環境の保全と河川の健全利用を目的とした倶知安町の河川環境の保全に関する条例を制定していること上水道水源について、道条例に基づく水資源保全地域に指定していること

毎年3月の第1日曜日に「河川クリーンキャンペーン」と称した市内流域での一斉清掃活動を実施

毎年年2回の水質検査を実施し、住民への啓発活動の一環としてイベント等を開催している。

問Ⅲ-10で回答した「●●地域地下水総合保全管理計画・第2期行動計画」に基づき、「地下水涵養対策」「節水対策」「地下水質保全対策」「地下水保全の普及・啓発」「地下水の活用」の5つの施策により、具体的な目標値や取組内容を掲げて、当該地域の総合的な保全対策に取り組んでいる。

問Ⅲ-12 健全な水循環を持続するために、上流域の自然環境の保全と水源涵養機能の向上を図る。

湧水ポイントを把握するとともに、有効な保全策を検討している。

雨水貯留槽、雨水浸透枡等の設置の普及を進めている。

工場・事業場などからの排水に対する指導をおこなっている。

地下水の適切な利用について、意識啓発・指導をおこなっている。

歩道の新設・改良工事の際は、透水性舗装等の環境に配慮した整備を推進している。

里地里山の保全、緑地の保全、緑化、適正な施肥の実施、家畜排せつ物の適正な管理を推進している。水田や畑地の保全を推進し、耕作放棄地の発生を防止する。また、地域住民に協力を得て、水田や水路、ため池など農地周りの水環境の保全活動を進めている。

流域での植樹、森林整備による水源涵養

流域で協議会を結成し、河川保護啓発活動を行っている。

流域にある規模の大きい工場と協定を結び、排水基準地等について規制を行っている。

流域の市での連携

流域の自治体と合同で年2回の水質調査を実施している。

流域の水質保全対策協議会への参加

優良農地の保全、耕作放棄地の発生防止対策

流域の水循環全体を視野に入れた、里山から琵琶湖までの一連の自然環境保全のため、漁民の森づくり事業や山・川の生態調査を毎年実施しており、漁業組合、市民・市民団体、事業所等が協働で実施している。

流域自治体と組織した連絡協議会に参画し、対策を実施している。また、雨水浸透ます・雨水貯留タンク等の設置、透水性舗装の整備により雨水流出を抑制している。

流域住民、NPO、事業者等が一体となって話し合い、活動していくための「流域会議」を4つのモデル河川において組織し、県はその団体が行う環境保全活動を積極的に支援している。

流域全体の保水力を向上させる取り組みとして、森林地域では定期的な間伐等による適切な森林整備を実施するとともに、都市・農村地域においては、ため池の多面的活用や浸水被害軽減に寄与する流域対策を実施している。また、水質の維持・改善の取り組みとして、地元の川の清流復活ネットワークによる総合的な水質改善対策を行うほか、下水道の整備・接続や合併浄化槽の整備・適正な維持管理を促進している。

流域連携協議会の事務局と協力し、干潟の再生活動の支援を行っている。

- (13) 「低炭素・循環・自然共生の統合的な達成」の考え方(理念)を具体化するための施策の内容について、以下のような回答が挙げられた。
- ※主なご回答をとりまとめたものである。
- ※基本的に回答の原文をそのまま利用しているが、回答自治体がわかる回答については、一部削除・置き換え(「〇〇市→市」、「〇〇会議→会議」など)を行っている他、複数記載されており他との重複がある場合は、意味が変わらない範囲で削除等を行っている。

〈低炭素〉・市役所の事務・事業における温室効果ガス排出量の削減として、マイカー自粛の促し

- ・公共施設への太陽光発電設備の設置や住宅用新エネルギー機器設置の補助金の交付
- 〈循環〉・バイオマス施設の企業誘致
  - ・コンポスターの無償貸与
  - ・家庭の廃油を回収しバイオディーゼル燃料へ循環

〈自然共生〉・自走式草刈粉砕機及び剪定枝等粉砕機を貸出すことで、土地の管理の適正化を図る。

・里山保全などのボランティア団体により、荒れた里山を再生

#### 「●●作戦の推進」

低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築に向け、地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策、生物多様性の保全などを総合的に推進する施策を分野横断的に実施している。

また、学識経験者や環境団体、事業所等の役員及び公募委員で構成する県民会議を開催し、県民のあらゆる声を取り込み「●●作戦」を推進することにより、県民総参加の取組として推進している。

「●●市地球温暖化対策実行計画」(区域施策編)を2015年(平成27年)3月に策定し、施策を展開しています。

「新しい里海創生によるまちづくり」の理念には、「低炭素・循環・自然共生の統合的な達成」の考え方が含まれており、施策の内容は問Ⅲ-1 で回答した施策のとおりである。

「脱炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」を担当する部門が一つの組織(環境首都課)に集約されており、緊密に連携を図ることにより、各種施策への相乗効果が生み出されている。

「低炭素・資源循環・自然共生」の三本を柱に、持続可能な社会の構築に向けてキャッチフレーズを用いて、各種の媒体を通じ環境配慮行動を広く市民に呼びかけている。

「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プラン策定事業により「●●地域モデル地域創生プラン」を策定、▲▲潮風トレイルの調査・検討等を行った。

- ●●レイクタウンにおいて、スマート街区先導モデル事業の支援を行った。
- ●●環境プランにおける「市が目指す環境の姿」達成に向けて「自主・協働による取り組みの促進」「自然との共生」 「快適な生活環境の創造」「循環型社会の構築」「低炭素社会の構築」の5つの基本目標を定めている。
- ●●市では3R活動の一環として、発生したごみを18分類に分け、ごみを限りなく少なくし、ごみの焼却や埋立処分による環境への悪い影響を極力減らすことと、資源の有効利用を推進しています。
- ●●市バイオマス産業都市事業化プロジェクトと称し、バイオマス資源の有効活用に向けての取組を行っている。 現時点で事業実施中なのが、菜の花・ひまわりエコプロジェクトである。
- ・休耕田等を利用し、菜の花やひまわりを栽培・収穫し、食用油を精製し販売する。
- ・使用した廃食用油(家庭から出る食用油全般)回収する。
- ・回収した廃食用油から、BDF(軽油代替燃料)を製造し、車の燃料として利用する。

構想段階ではあるが、放置竹林や廃棄物等を利用し、堆肥化事業や発電事業を検討している。

- ●●市環境基本計画において、低炭素・循環・自然共生の分野を横断する長期的目標「環境保全を総合的に推進するためのひと・しくみづくり」を掲げ、環境教育・学習を通じた理解と行動の促進及び人材育成、広範な主体の協働による環境保全活動の促進等の施策を総合的に推進することとしている。
- ●●市環境大学事業
- ●●市では、上記理念を具体化するための道筋として、環境を未来に引き継ぐ人材の育成、つまり環境教育を計画

の根幹に据えている。

- 「●●市環境大学」では、低炭素社会・循環社会・自然共生社会など環境全般に関するそれぞれの講義を通じて、環境学習リーダーの育成を目指している。これまでに輩出した100名以上の卒業生は、環境審議会委員や、環境講座での講師、環境活動団体などで活躍している。
- ●●市第二次環境基本計画を策定し、低炭素、循環、自然共生の統合的な達成をするための施策を推進していく。 具体的な施策 ①低炭素・・自転車、EV等の低炭素モビリティの推進
  - ②循環··4Rの推進
  - ③自然共生・動植物の生息状況の調査・把握
- ●●町バイオマス産業都市構想の基づき、間伐材などの未利用木質資源から薪を生産し、薪の流通を促進し、森を再生する「薪の駅構想」に取り組んでいる。

町では、公共施設に薪ストーブを設置して町民への啓発を図るほか、薪ストーブ等を導入する一般家庭への助成を 行い、エネルギーの地産地消の普及促進を図る。

- ●再生可能エネルギーや水素エネルギーの導入検討
- ●省エネルギー機器の導入支援
- ●交流型・体験型農林水産業などグリーン・ブルーツーリズムの推進
- ●市役所の低公害車の導入
- ●ごみの分別について出前講座や学習会を開く
- ●リサイクル率の向上
- ●河川の水質検査
- ・ゴミの再資源化
- 太陽光発電の推進
- ・ごみの分別化の強化を図るため、分別マニュアルを全世帯へ配布している。
- ・粗大ごみではなくリサイクルしていただくよう HP・分別マニュアル等で周知している。
- •落ち葉堆肥の推進していくため、補助金を交付している。
- ・ペレットストーブ設置費補助事業
- ・公共施設へのペレットボイラー導入
- •一部地区で生ごみの堆肥化を行っている。
- ・生ごみ処理機器等を購入した市民に対して補助金を交付している。
- ・家庭・事業者における省エネ行動の推進や省エネ機器等の導入支援
- •再生可能エネルギーの積極的導入
- ・マイバッグ運動やレジ袋の削減の推進
- ・生ごみ処理機等の普及の推進
- ・公共施設へのグリーンカーテン設置
- ・小型家電の回収
- •3Rの促進
- ・三つの社会の構築を総合的に展開することを視野に、条例制定権の範囲内で定めることができる事項を「●●県未来につながる環境を守り育てる条例」において規定し、地球温暖化対策の推進、生活環境の保全等、自然環境の保全及び快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりを推進している。
- ・木質や廃食用油などバイオマスエネルギーの利活用推進や、再生砂を用いた浅場造成による生物の生息場整備、 エネルギー回収型廃棄物処理施設の整備推進等に取り組んでいる。
- ・市町等のごみ焼却施設の更新時における高効率ごみ発電の導入促進
- ●●エコタウン推進会議による放置竹林の資源化の研究
- ・市民の環境に対する意識と知識の向上を図り、自ら意欲的に活動できる人材育成を目的とした環境学習会を実施
- ・地域特性に適した自然エネルギー導入促進のため、住宅用太陽光発電システム設置者に対して助成金交付
- ・農業の活性化と流通に要するエネルギーや経費の節減を目的として、学校給食における地元食材使用を推進
- ・下水・農業排汚泥の利活用、家庭系廃食用油の回収など、地域資源(バイオマス資源)の有効活用や資源循環の推

#### 進

- ・資源循環の推進を目的とした、資源ごみ回収に対する奨励金交付や小型家電製品の無料回収を実施
- ・市民を対象に出前講座を行い、ごみ減量化、3Rについての説明を行っている。
- ・資源物回収を分類ごとに細かく分ける。(例:プラスチック製容器包装、小型家電など)
- ・地球温暖化対策のため、自然エネルギー補助金を行っている。補助対象機器と補助金の額は下を参照。

太陽光発電システム: 太陽電池の最大出力に1キロワット当たり 8,000 円を乗じて得た額とし、40,000 円を限度とする。

太陽熱温水器:集熱パネルの面積に1平方メートル当たり2,000円を乗じて得た額とし、8,000円を限度とする。

ソーラーシステム: 集熱パネルの面積に1平方メートル当たり2,000円を乗じて得た額とし、12,000円を限度とする。

・一般家庭から出される生ごみの減量化を推進するため生ごみ処理機器購入の補助を行っている。補助対象機器と 補助金の額は下を参照。

(補助対象機種の種類)(補助率) (限度額)

乾燥式生ごみ処理機 購入金額の2分の1以内30,000円

バイオ式生ごみ処理機 購入金額の2分の1以内50,000円

コンポスト容器 購入金額の 2 分の 1 以内 3,000 円

- ・エコアクション 21 の認証取得
- ・住宅の低炭素化においては、新築住宅における高性能住宅の普及促進、既存住宅における省エネルギー改修の促進や省エネルギー家電への買い替え促進を図るため、補助制度を導入している。
- ・事業活動における低炭素化においては、公共建築物の省エネルギー化を推進し、また契約電力の高い施設においては、デマンド監視装置を導入している。
- ・循環型社会づくりにおいては、多量排出事業者に対して事業系ごみの減量を推進し、また集団回収等による家庭系 ごみの減量も推進している。
- ・住宅用太陽光発電システム設置費に対する補助金の交付
- ・コンポスト等生ごみ処理容器購入に対する補助金の交付
- ・住民に住宅用環境配慮型機器購入費の助成を行い、CO2 削減への意識を普及させる。
- ・ごみの分別収集、小型家電の回収、フリーマーケットの開催やノー(NO)レジ袋、マイバッグ運動 による3Rの啓発
- ・生態系を守り、自然を保護するため、外来生物・外来植物の駆除と、在来生物の保全に努める。
- ・町を挙げての全町一斉清掃や町と町内会・自治会による公園や河川の監視・管理、環境パトロールに よる、ポイ捨てごみ・放置自転車の撤去により、環境の悪化抑制を推進する。
- ・生物多様性の持続可能な保全のため、本市の全ての主体の行動の指針となる「●●市生物多様性戦略
- ~▲▲ つながる ■■プラン~」を策定した。(平成28年3月)
- ・生物多様性の持続可能な保全のため、本市の全ての主体の行動の指針となる「生物多様性戦略」を策定した。(平成 28 年 3 月)
- ・太陽光エネルギーの利用

太陽光発電設備の設置につき、補助金を交付している。

・里山の再生

里山を整備する中で未利用材を薪などにして提供(販売)し、住民(薪ストーブ所有者)に利用されている。

- ・太陽光発電システム補助事業の実施、3R 促進事業の実施など
- ・地域木質バイオマスの利用推進

間伐材等の搬出や燃料化に係る支援や公共交通施設等への需要施設整備を行う。

薪等は、中山間地域を中心に燃料生産、その近隣の需要先の確保を支援する。

連携する市町村毎または連携してモデル事業を構築し、その共有を図り圏域内に複数の事業を展開する。また、原材料供給の補完や需要先の相互利用などを図る。

木質ペレットは、圏内全域で燃料生産・利活用を推進し、スケールメリットを活かした流通環境の工場を図る。

- ·電気自動車急速充電器の導入·管理
- ・太陽光発電システム・太陽熱利用設備設置者への補助

- 分別収集の徹底
- 古着回収の情報提供
- ・ハッチョウトンボ観察会のイベント共催
- ・木質資源の利用促進による低炭素・地域活性化
- ・特産品を活用した低炭素・地域循環による産業活性化
- ・地域資源を活用した体験教育型観光プログラム開発による地域活性化
- ・緑のカーテンプロジェクトの全市展開
- 環境保全型農業と地産地消の推進
- ●●山における市民・事業者等と協働した森林保全・育成の推進
- ○ごみ処理施設における廃棄物エネルギーの回収・利用する事業を実施
- ○里山の未利用材をバイオマス燃料として活用する事業を実施
- ① 下水道汚泥から肥料を製造
- ② 下水道汚泥の消化ガスによる発電 ← 家庭生ごみ等を下水道に投入
- ①「もったいないエコファミリー宣言」CO2排出削減、ごみ減量、環境保全活動参加について3ヶ月間取組むことを宣言し、自己評価結果を市に報告した家族に認定書とエコグッズを進呈する事業
- ②「環境マイレージ」節電、節水、ごみ減量、エコドライブ・エコ通勤、マイバック等の持参に2週間チャレンジした項目をポイントとして加算し、目標ポイントを達成した者に協力店からの特典を受けるマイレージカードを進呈する事業。環境イベント等の参加や環境関連資格取得者にはボーナスポイントが加算される。
- ①マイバック利用推進事業:マイバック作り方講習会、マイバック推進キャンペーンの実施②生ごみ減量化推進事業:生ごみリサイクルの啓発、電動式生ごみ処理機購入量の一部補助、堆肥化容器の無償貸与③包装容器回収事業:協力店舗にプラステック製容器包装類の回収ボックスを設置し、市民からの資源物回収を図る。④地球温暖化対策推進事業:第4期●●市地球温暖化対策実行計画に基づき市役所から排出される温室効果ガスの排出削減に取組む、市民や事業者に対し地球温暖化防止の啓発
- 1環境ボランティア「さわやか隊」
- ①月に数回、地域を見回り、条例に違反する行為を市に報告
- ②市が行う路上喫煙禁止区域などの啓発活動に参加
- ③春と秋のゴミ散乱防止市民行動の日に参加
- 2温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン)の排出を抑制
- ア住宅用太陽光発電システム設置費補助事業
- イ家庭用燃料電池システム設置費補助事業
- ウ●●市燃料電池自動車普及促進補助事業
- エ●●市住宅用リチウムイオン蓄電システム設置費補助事業
- 3●●市浄化槽設置事業補助事業
- 合併処理浄化槽を設置する場合の補助
- 4環境学習会
- 野鳥、昆虫、植物、水生生物を観察し自然に親しみ人と自然が共生できる社会について考える。対象は小学生とその 保護者

3Rの推進

Bus Rapid Transit(BRT)の導入

### COOLCHOICE の推進

J-VER クレジットに関連する事業: 市が所有する 200ha の市有林において、間伐を実施して整備することにより、健全な森林育成を図 るとともに、市有林での二酸化炭素吸収量を維持し、J-VER の創出を行なっている。なお、J-VER の 創出は二酸化炭素の自主的な排出削減・吸収の取り組みを促進することとなり、低炭素社会形成を促 す原動力となる。

エコエネルギーセンターでのバイオガス発電及びその発電過程で生じるメタン発酵消化液の全量液肥利用による資源循環並びに環境保全型農業の実践

エコライフ推進事業、エコドライブ普及運動、3R推進などの施策を実施している。

エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネルギー法)に基づき、市施設の電力使用量を集約している。また、施設ごとの管理標準を作成する必要から専業者に委託し作成している。

クリーンエネルギーの導入(公共施設への太陽光パネル設置、小水力発電事業への市単独補助金制度など)

グリーンカーテンを促進し、合併浄化槽を利用されている住民に啓発を行っている。(高度処理型の利用など)

グリーンニューディール基金を活用して、市内の公立小中学校へ太陽光発電設備及び蓄電設備の設置を行っている。

ごみの減量化や粗大ごみの再使用を推進するための取組として、リユース譲渡会を開催している。

マイバッグの持参や過剰包装の削減を推進するため、市民団体による出前講座等を実施している。

ごみ減量化のため資源物回収

ごみ処理に対し4R活動を推進

ごみ分別収集の周知徹底や電気自動車用急速充設備設置及び運用、全防犯灯のLED化促進の実施

これまで「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の構築にかかる啓発活動を個別に行っていたが、平成 28 年度に環境イベントを開催し、総合的な啓発を実施した。

ゼロ・ウエイストの推進

当自治体のライフプラン」(1)地球温暖化防止に係る施策(2)循環型社会に係る施策(3)新エネルギーに係る施策(4)環境教育及び意識啓発に係る施策(5)森林資源等を活用した交流・定住に係る施策

当自治体の環境基本計画(改訂版)」に基づき、市民・市民活動団体・事業者・行政の役割と責任を明確にし、各主体間の協力・連携のもと、環境教育啓発を推進している。

当自治体の環境基本計画」(平成28年3月策定)では、低炭素・循環型・自然共生社会の基盤としての安全・安心な環境を確保するとともに、環境の視点から暮らしの豊かさを実現するために、10年程度先を展望した当県の目指す姿を設定し、施策の展開方向を整理している。施策の内容は以下の通り。

- 第1節 地球温暖化対策・再生可能エネルギー等の推進
- 第2節 安全・安心で快適な生活環境の保全
- 第3節 循環型社会の実現
- 第4節 多様な自然環境の保全・活用
- 第5節 環境を考えて行動する人づくり
- 第6節 環境を考えた地域づくり

当自治体の環境基本計画の目標を達成するため、木質バイオマス利活用促進事業などの低炭素に係る施策、多量 排出事業者抑制推進事業や農業用廃プラスチック処理対策などの循環に係る施策、環境保全対策や新たなユネスコ エコパーク登録などの自然共生に係る施策など、環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進している。

当自治体の環境基本計画は、正にこの三つについて総合的に推進していくものであり、この視点で取り組む事業を実施していくことにより、達成されていくと考える。

- ・市民や事業所が行う低炭素活動(COOL CHOICE)の推進
- ・リサイクル活動等によるごみ減量の推進
- ・生態系や周辺の環境に配慮した公共工事の実施

当自治体の環境基本計画や環境モデル都市行動計画の中に、「低炭素・循環・自然共生」に関する施策を掲げ、それらの各施策を複合的かつ分野横断的に展開しながら、公共交通を軸としたコンパクトなまちづくりや廃棄物の有効活用、里山保全や森づくり等の事業を推進している。

当自治体環境政策課が事務局を務める「●●環境ネットワーク」は、16の団体会員、12の個人会員で構成されています。

このネットワークは、自然環境・生活環境・地球環境・環境情報のテーマ毎に、様々なイベント・施策・事業を実施し、情報の共有をすることで、「低炭素・循環・自然共生の統合的な達成」への取り組みを行っています。

当自治体北部地域における地域エネルギーの地産地消を目指すエネルギー・サービス事業体の設立に向けた取組 や当自治体南部地域における自立分散・脱炭素型のエネルギーシステムの構築に向けた取組など、地域特性を踏ま えたエネルギーの自立(地産地消)に向けた取組を推進

#### バイオディーゼル燃料の有効利用

バイオマスタウン構想による、地域バイオマス資源を活用した循環型社会の構築

バイオマスタウン構想に基づき、菜種の栽培→菜種油の搾油→学校給食で利用→廃食用油の回収→バイオディーゼル燃料の製造、使用、販売を実施しており、循環型社会の実現を目指している。

本市及び近隣市町村の公用車、民間事業所のバスやトラック等の燃料としての使用に加え、バイオティーゼル燃料使用のコージェネレーションシステムをH27年度に導入し、バイオディーゼル燃料の消費拡大を見込んでいるところである。

また、未利用材を原料とした木質ペレットの製造を実施しており、市内公共施設に設置した 111 台のペレットストーブ の燃料として使用している他、木製ペレット炊き冷温水機を平成 28 年度中に合計 5 基設置完了予定であり、エネルギー起源 CO2 削減に貢献し、ガス・電気使用量の削減も図る。

#### バイオマス都市構想の策定

ユネスコエコパークの認定に向けた取り組み

以前より、水環境の基礎となる森林資源の整備、低炭素化を進めるための廃棄物等の有効活用、水質保全の取組や 特定外来生物の除去などを実施している。

一人あたりの一般廃棄物排出量が多いことを問題と捉え、廃棄物抑制対策に積極的に取り組んでいる。

温室効果ガスの総排出量削減や、ごみの再資源化を図るための廃プラスチックの分別収集の実証実験を行っている。

温泉熱の有効利用事業、廃棄物最終処分場でのメタル抽出事業、未利用間伐材を使用した木質バイオマス発電事業 の検討

夏と冬に「省エネのすすめ」について広報掲載するほか、PC、携帯電話のイベント回収を実施しています。

家庭・事業所へのごみ減量化呼びかけ(分別徹底による資源化物回収への協力呼びかけ)

バイオマス系循環資源等の原燃料への再資源化(使用済みてんぷら油をバイオディーゼル燃料へ再資源化)

家庭ごみの分別収集、生ごみの自家処理の推進、レジ袋削減の取り組み、公共施設への新エネルギー・省エネルギー設備の導入などをじっしている。

家庭系ごみに対する二段階有料化制の実施や、事業者に対する分別リサイクルの指導を積極的に行うことにより、廃棄物由来の温室効果ガスの削減を図っている。

老朽化に伴う廃棄物処理施設の更新計画にあたっては、温室効果ガスの削減、より効果的なエネルギー回収について、十分に意を用いている。

各分野において、地球温暖化対策実行計画、生物多様性戦略、一般廃棄物処理基本計画の3つの実行計画が連携 して環境施策を推進している。

環境アドバイザー派遣による広範な環境学習の機会の提供

環境と経済が好循環する仕組みづくりを目指して、先進的なリサイクル施設等の整備や新たなリサイクル技術の開発等の支援を行っている。また、県内で生産されるリサイクル製品等を「●●県エコ製品」に認定し、積極的な利用を進めるとともに、県内におけるグリーン購入の普及拡大に努めている。

また、県民一人ひとりが自らの生活を環境にやさしいライフスタイルへと見直す「きっかけ」とするための象徴的な取組として、買物の際にマイバッグを持参し、レジ袋をもらわないようにする運動を行っている。

環境ビジネスの創出を重点プロジェクトとしている。

バイオマスタウン新産業創出(●●市イノーベーション大賞、ペレットストーブ)

地域エネルギービジネスモデル創出(バイオマス熱電併給事業)

資源循環ビジネス支援(廃食油回収システム、BDF活用)

省エネ温室効果ガス削減研究(コンビナート企業との協議会)

## ●●産環境技術活用

### 環境管理促進

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築をめざして、県民、事業者、行政等が相互に連携し、低炭素社会や循環型社会の形成、自然との共生などの実践活動及び普及啓発活動を積極的に推進することを目的とする「環境●●推進会議」を設置し、地球温暖化対策、省資源・省エネルギーの推進、大気・水質の保全、廃棄物の減量

化・再生利用の促進、自然との共生等に関する協議を行い、参加団体による実践活動等の推進を図っている。

環境影響評価制度に基づく手続きの適切かつ円滑な実施

環境学習、環境マネジメントシステムの普及、リサイクル、環境ネットワークの拠点を目指したエコセンターの設置を検討する。また、設置にあたっては、ZEB(ネット・ゼロ・エネルギービル)モデル施設とし、生物多様性に配慮した空間整備を行う。

### 環境学習講座の推進

環境学習出前講座。市内小学校を対象に環境学習の講座を行う。県内のNPO団体のメンバーを講師に迎え体験型の講座を開設。自転車発電や風力発電工作などを通してエネルギーの大切さやクリーンエネルギーに関する環境教育を行っている。

環境基本計画、生物多様性の戦略、一般廃棄物処理基本計画を策定し、それぞれの施策を推進中

環境基本計画とは別に、「マチごとエコタウン●●構想」を策定し、エネルギー、みどり、資源循環に着目した各種取組を実施している。

環境基本計画において策定

以下を環境目標としている。

- 1 安全・安心で快適な環境のまちづくり
- 2 豊かな自然と人が共生するまちづくり
- 3 環境負荷の少ない循環を基調とするまちづくり
- 4 地球温暖化防止に努めるまちづくり
- 5 持続可能な社会を実現するための人づくり

環境基本計画にその理念に沿った様々な取り組みを実施しているが、詳細については環境基本計画報告書に掲載

環境基本計画に基づく施策の推進

環境基本計画の重点施策を次のように定め、3 つの重点施策を推進することにより、同理念の実現を図る。

重点施策1 地球温暖化の抑制に係る取組の推進

重点施策2 ごみの減量の推進

重点施策3 生物多様性に配慮した環境整備の推進

環境基本計画の中で3社会に係わる施策を位置付けており、施策の担当部署が事業を実施している。

環境基本計画の目標体系の中に、「地球環境(地球環境への負荷が小さいまち)、「循環(循環を基調とした社会システムのあるまち)、「自然環境(人と自然が共生するうるおいのあるまち)」として三社会の実現が盛り込まれており、各分野での施策を実施している。

環境基本計画を策定し、「低炭素社会づくり」、「循環型社会づくり」、「自然共生社会づくり」を基本目標として各般の施策を実施している。

環境基本計画を策定し、当該理念にも合致する施策を取り組んでいる。

環境基本計画を策定した。

環境教育において、再生可能エネルギー、循環型社会、自然体験の3つのメニューのプログラムを準備し、それぞれのプログラムを実施することで、主体的に環境保全に取り組む人材を育成している。

環境教育は、環境保全の取組を横断的・継続的に推進していくための非常に重要な要素であると認識しているところであり、●●市では「●●市環境教育基本方針」を定めている。本方針では、重点化する3つの行動として、「省エネ行動の推進」「ごみ減量・リサイクル」「水・みどりの保全」を掲げるとともに、子どもを重点化する対象としており、本方針に基づき、小学生向け環境副教材の発行や環境保全の取組を表彰するコンテストの開催等により積極的に環境教育を進めている。

また、●●市では、総合環境イベントである「環境広場●●」を開催しており、地球温暖化対策、廃棄物減量、生物多様性保全の他、様々な環境分野について、行政、企業、団体、大学等の様々な主体によるブース出展やイベント実施により、子どもをはじめとした市民に対して、各環境分野の垣根を越えた環境教育及び啓発を行っている。

環境総合基本計画に基づき、総合的に施策を実施している。

環境総合計画に掲げる各分野の取組に加え、分野横断的な取組を推進

間伐材

基本目標ごとに施策の方向性を定めて、事業内容を明記している。

具体化するため、環境基本計画、一般廃棄物処理基本計画、生物多様性地域戦略を今年度 策定し、来年度から実施する。

具体化するための施策を実施しているわけではないが、新年度から低炭素社会の実現に向けた取り組みとして木質 バイオマスボイラーの導入を検討している。

具体的な背策としては位置づけていないが、当自治体の環境保全計画において、第四次環境基本計画の理念を踏まえ、「将来にわたって豊かさと潤いを実感できるまちづくりのために、身近な環境だけでなく市民の生活基盤が将来わたって守られることが重要である。」と考え立ち、持続可能な社会づくりを目指している。

計画により各施策を総合的・計画的に推進している。

県が主催するイベント等で、開催地域の団体が地元の食材を使った伝統料理を来場者に提供する際に用いる食器については、県がリユース食器を借り上げ、当該団体に無償で提供するモデル事業を始めた。

ただし、箸については、間伐材利用促進のため、割り箸を用いることとしている。

県民、事業者などあらゆる主体の環境意識を、省エネルギーや省資源といった環境への負荷を減らす身近な環境配慮行動の実践へとつなげる、持続可能な未来のあいちの担い手を育成する「人づくり」を進めている。具体的には、①身近な環境配慮行動を「エコアクション」と名付けて県民生活の様々な場面での実践を促す県民運動の展開、②環境学習施設のネットワークの充実・強化、③環境問題や自然環境への知識を深め、実践行動へつなげるための学習機会の提供などに取り組んでいる。

個人住宅太陽光施設整備補助金交付を一定の場合実施している。

古着などのリサイクル回収

公共施設の省資源化、省エネPR、ごみ減量化・再資源化、資源物回収の奨励、水環境の保全など

公共施設等に太陽光パネルを設置。バイオマス発電の実施。低速電動コミュニティバスの運用。

国等の調査で●●県沖において表層型メタンハイドレートの賦存の可能性がこれまでに確認されている。そこで●● 県沖に資源を有するという地理的優位性を活かし、国による資源調査・開発を促進させるため、地元の開発気運を醸成させる普及啓発事業などに取り組んでいる。さらに、開発による利益が地元に還元する仕組みを構築するために、調査や採掘技術の開発を担う人材の育成、漁業従事者との調整、環境アセスメントに資するデータの整理など先進的に取り組むこととしている。

再生可能エネルギーシステム等設置補助金

生ごみ処理容器の普及促進

再生可能エネルギーの転換推進、3Rによるゴミの減量・再資源化、里山・里海(アマモ場)再生の取り組みを行っている。

再生可能エネルギーの導入促進(住宅用太陽光発電設備設置補助、次世代エコハウス認定補助、公共施設の屋根貸しなど)、●●川流域生物多様性エコツアー、グリーン購入法に基づく庁内の取り組みなど

再生可能エネルギーの普及促進(太陽光・ペレットストーブの導入、バイオガス事業の促進)

三社会の実現のため、各関係機関と連携し、施策を進めている。

山林に放置された残材や道路沿いの刈草を利用した木質バイオマスの堆肥化について、調査研究している。

市の事務事業に伴う省エネ対策を推進し、環境家計簿を普及させることで、家庭・事業所等での省エネを促進している。また、太陽光発電機器等の導入に対する補助をおこない、公共交通の利用環境を向上することにより、温室効果ガスの抑制に努めている。

市環境基本計画の望ましい環境像は、低炭素・循環・自然共生を目指すこととして以下のとおりに設定している。

「生活環境」・・・快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す

「自然環境」・・・自然と共生した社会を目指す

「地球環境」・・・低炭素社会を目指す

「環境学習」・・・豊かな環境を継承する社会を目指す

市民の持ち込みや給食調理場を巡回することにより回収した廃食油を原料としてバイオディーゼル燃料を製造し、公用車や発電機の燃料として利用している。

リサイクルによる廃棄物削減、油を適正に処理することによる水質汚濁防止に寄与する。

森林資源を活用した地産地消のバイオマスエネルギーの循環を推進するため、民間団体等と協力し、間伐材をはじめとする未利用、低利用のバイオマスの活用を行っている。

市民及び事業者における再生可能エネルギー、省エネルギー設備の普及・啓発、省エネ電球などの環境にやさしい設備の普及及び公共施設における再生可能エネルギー利用設備の導入・利用などを施策として実施している。

市民団体、事業者、学校、行政等が連携し、環境に関する取組みや成果等を周知することにより、市民が地球温暖化防止、自然保護、ごみ減量や3R推進など、環境について楽しみながら学び考えることができるイベントとして●●環境まつりを開催している。

資源ごみのリサイクル促進。ごみの分別。エネファーム設置世帯に補助金。太陽光発電設備の導入。

## 資源の有効活用

資源化率向上のため、資源回収を実施した団体に対し奨励金を交付する制度を設けている。また、適正に分別し自己搬入をした一般廃棄物については、処理手数料を半額としている。

資源回収、廃食油回収などを行いごみの排出を抑制し、資源を循環させている。

実施施策としては、①太陽光発電システムや HEMS の設置補助の実施、②防災拠点等への太陽光発電システムの導入、③関係機関と連携した各種法令に基づく監視・指導、④環境保全協定の締結、⑤大気の常時監視、⑥環境マネジメントシステムの導入支援、⑦放射線測定器の貸出等がある。

### 集団回収の促進(資源循環)

住宅用新エネルギー機器等導入補助金の交付

住宅用太陽光発電システムへの補助金交付

住宅用太陽光発電システム設置補助金交付事業:住宅用太陽光発電システムを設置する町民に対し、1kw あたり4万円で補助金(上限16万円)を交付している。

循環型社会形成として浄化槽設置促進事業の取組

小中学生の環境教育では、総合的に学習している。

省エネルギー対策として町内の街灯を LED 電灯化を進めた。

### 浄化槽設置整備事業

浄化槽設置整備事業(個人設置型)。長寿命化総合計画策定支援事業(エコクリーンセンターに係る長寿命化計画策定事業)。ごみ減量化等促進対策事業(ごみの減量化対策及び資源ごみのリサイクル・再生利用等の促進)。

新ごみ処理施設「クリーンプラザ」の稼働に伴い、市民の協力のもと分別の細分化を図り、ごみの減量や資源化率の向上に努めている。また、「燃やすごみ」で発生する熱は、蒸気タービンによる発電のほか敷地内のロードヒーティングに利用することでエネルギーの有効利用に努めている。さらに焼却残さ(主灰)は、セメントの原料としてリサイクルできる体制をとっている。

新清掃工場整備において、地震等の災害に配慮し、災害時に自立した稼働が可能な施設を整備方針の一つとしている。

森林経営計画等による計画的な森林整備を行い、伐採跡地へ再造林した場合に対し、国費・県費に上乗せし補助金 交付している。

森林資源の多目的利用として、間伐材などを使った木質ペレットや薪などの活用を促進するため、市民や地域づくり団体、民間企業等と連携し木質バイオマスの普及を行っている。

### 薪ボイラーの導入・普及

水素ステーション設置及び水素自動車の導入

### 水力発電所の稼動

太陽光、太陽熱、ペレットストーブ、電気自動車購入補助金

公共施設への太陽光、ペレットストーブの設置

生ごみを堆肥化を行い、堆肥として地域内で活用している。

固形燃料資源(紙、プラスチック等)から作られる固形燃料(RDF)を作り、燃料として活用している。

生ごみ再資源化の普及を促進するため、コンポスト容器購入費の補助や、コンポストに関する講座を行っている。

### 生ごみ堆肥化事業の実施

### 前述の食Uターン活動の実施等

多様で広範な環境問題へ的確に対応していくため、本市では、総合的な3つの視点「人・地域社会」「経済」「まちづくり」を踏まえるとともに、「地球温暖化対策」「生物多様性」を柱とした、環境側面から6つの基本施策(地球温暖化対策、生物多様性、水とみどり、食と農、資源循環、生活環境)を展開しています。

●●市環境基本計画および本市の関連計画、中期計画などと連携しながら、全体として、低炭素・循環・自然共生の 統合的な達成を目指すために着実に推進している。

太陽エネルギー利用機器設置及び家庭用燃料電池設置に対する助成金制度

太陽光の電力化及び、太陽熱の温水利用に対し、施設設置等に対し補助金を交付。廃食用油を BDF 燃料として再資源化。

太陽光パネル設置について、補助金を出している(個人宅のみ)。

太陽光発電、木質バイオマスなど再生可能エネルギーの庁舎内での導入をし、住民に対して啓発している。

太陽光発電システムの設置補助

燃料電池システムの設置補助

太陽光発電の導入

太陽光発電設置補助の実施、ペレットボイラー購入等補助の実施

太陽光発電等の環境保全対策に対する支援事業、

自然緑地保全区域の奨励制度 等

第2次●●市環境基本計画で望ましい環境像を実現するため、「安心・安全なまちをつくる」「自然共生社会をつくる」 「循環型社会をつくる」「低炭素社会をつくる」「統合的に取り組みを進める」を環境目標としている。

第2次環境基本計画策定の視点としている。

地域モデル地域創生プランを策定し、実現に向け実施又は検討等をしている。

地球温暖化対策のための省エネ等について啓発活動を行っている。

地球温暖化対策の実施や3R活動を通じたごみの減量化

地球温暖化対策実行計画、環境基本計画を活用した、低炭素、循環、自然共生の振興

地球温暖化対策実行計画の策定、新エネルギー設備設置への補助、省エネルギーの推進、ごみ減量の推進、資源の再利用・リサイクルの推進、土地利用の総合調整、放射能のモニタリングおよび除染など

地球温暖化対策実行計画の推進

周辺市町との共有目標の推進(●●圏域環境委員会)

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を利用した事業の実施(講演会、ワークショップ、啓発冊子作成・配付)

地熱とバイオマスを活かした農林業タウン構想を実現していくために、①地域エネルギー創出モデルの構築、②低炭素型農林業活性化モデルの構築、③コミュニティ活用型排出削減モデルの構築の3つの基本方針を掲げ、各施策ごとに作業部会を設置し取り組んでいる。

中心市街地の省エネルギー化

公共施設の低炭素化

過疎地における運送支援事業

(「低炭素・循環・自然共生」●●県▲▲市モデル地域創生プランより)

町の温泉施設の管理運営を指定管理者に委託しており、その施設のボイラーに木質パウダーボイラーを導入している。石油ボイラーに代わり木質パウダーボイラーを導入することにより、低炭素・循環型・自然共生社会の実現に向けた取り組みをしている。

町の豊富な森林資源を活用し、不用材とされていた木材で燃料を製造。公共施設や地域に設置した木質ボイラーの 燃料として使用し、住民はクリーンなエネルギーを享受している。この例は、カーボンフリーと地域の経済循環を生み 出したほか。住民の森林整備をはじめとする自然共生への関心度を高めており、植樹や緑環境の整備への積極的な 取り組みが加速化された。

低炭素・循環・自然共生の構築を一体的に取り組むことを明記した環境基本計画を昨年度策定した。

低炭素・循環・自然共生は相互に関連していることから、計画の推進にあたっては、施策間・組織間での横断的な取組みにより実施している。

#### 低炭素・循環・自然共生地域創生実現プラン策定事業

低炭素に関しては、エコドライブ運動などを推進。循環に関しては 3R(発生抑制、再使用、再利用)を進めるとともに、 発生した廃棄物は適正に処理する。自然共生に関しては、公共空間や民有地の緑化を進め緑のふれあいを確保する。

#### 『低炭素社会』

·エネルギーの効率的な利用促進/·再生可能エネルギー等の普及促進/·環境啓発事業の実施

#### 『循環型社会』

·分別の徹底によるごみの発生抑制及び資源化の推進/·資源集団回収

#### 『自然共生社会』

·森林、農地、水辺の保全/·野生動植物と人との共生

低炭素社会の実現に向けて、積極的に市内への再生可能エネルギーの導入推進を実施しており、平成23年度に地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び、地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定し、市内及び市が排出する二酸化炭素量の削減に努めている。

また、平成12年度に風力発電施設建設ガイドラインを制定しており、自然環境や景観に配慮した風力発電の導入を推進している。

独自の環境マネジメントシステムで、電気・燃料・紙・水の削減の取組みを行っている。

ごみ袋の有料化やフリーマーケットの開催等により、3R 運動を推進している。

#### 二酸化炭素の排出量削減

農業振興課による、バイオマス発電の推進

生活環境課による、小水力発電等、再生可能エネルギー推進事業の実施

廃棄物処理施設、リサイクル施設及びバイオマス関連施設の集約と緑豊かな環境形成をはかるエコタウンの造成に向け、検討している。

### 廃食油の回収事業

市清掃センターの燃料を重油からバイオ燃料に転換し温室効果ガスの排出を抑制

不法投棄物の回収、分別の実施により、自然保全とリサイクル、ごみ焼却量減量による低炭素化が図られる。

## 部署を超えた連携による環境啓発の実施

分別によるリサイクルの取り組みを通じて、地域住民や学校教育の場で、環境学習を実施している。

平成27年度に改定した環境基本計画の中で、「低炭素・循環・自然共生」の理念を取り入れた基本目標「低炭素なまちをつくる」「暮らしと自然を守るまちをつくる」「資源が循環するまちをつくる」「市民みんなが行動するまちをつくる」を掲げ、それらを統合するまちの将来像を「環境負荷の少ない、人と自然が共生する、良好な環境が持続的に発展するまち」として設定している。

平成 28 年 3 月に策定した環境基本計画では、「低炭素・循環・自然共生の統合的な達成」に向け、これまでの環境政策(低炭素・循環・自然共生)の視点に加え、「市民の暮らしの視点」、「まちの空間の視点」、「暮らしや空間を支える仕組みの視点」を追加した本市が目指すべき「環境都市の姿」を新たに設定した。

この実現のためには、分野横断的な取組を優先的に進めていく必要があるため、6つの重点戦略を設定。現在は、この重点戦略を構成する施策・事業を推進している。

- 「もったいない」のこころで行動する人づくり
- ・ エコで便利なライフスタイルを生み出す行動促進
- 自然と調和したコンパクトな地域づくり
- ・ グリーンな交通システムの構築
- ・ 環境と経済の連携による地域の環境資源を活かした産業や取組の創出
- 社会全体を先導する市の率先行動

本市の「みどりと環境基本計画」に基づき、「低炭素・循環・自然共生の統合的な達成」の考え方についても、総合的かつ計画的に施策を実施している。

本市の環境基本計画では、「低炭素」「循環」「共生」のそれぞれの目的に対する施策として掲載していますが、河川愛護活動などいずれもの目標を同時に実現していく活動と考えている。

本市の環境基本計画に基づき、省エネルギー化の推進、ごみの減量化等を実施している。自然環境分野については、生物のモニタリング、観察会等を通じた啓発活動、里地里山の再生を図りながらの公園づくり等に取り組んでいる。

本市リサイクルプラザは、これまで「循環型社会の構築」を実践するための学習に重点を置き、環境の啓発・情報発信拠点として活動をしてきたが、本市が「次世代エネルギーパーク」の認定を受けたことを機に、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の3つの社会の構築へ啓発の幅を広げ、総合的な環境学習拠点として整備を進めている。

本市環境基本計画では「基本施策」及び「重点施策」で体系化され、「基本施策」は国及び県の関連計画との整合性を図るための施策、「重点施策」(3Rの推進・湿地ため池の保全対策・生活排水の処理促進・環境学習、保全活動に携わる市民、団体のネットワーク推進)については取組段階のもの、優先的に取組を進めるものであり、一体として施策の実行性を図る。

本市環境基本計画のなかで基本目標として位置づけている。

本町が目指す「まちの将来像」や「行財政の指針」等を示した総合計画に、低炭素社会・循環型社会・自然共生社会に向けた様々な施策を実行計画として掲げ、その施策を実施しております。

本町は杉が特産物であり、間伐や成形時に発生する木くずを木質ペレットに加工している。

そして、ペレットストーブ購入者への補助金制度を設けて町内への普及を促すことで再生可能エネルギーの活用や町内の経済活動へ繋げている。

未利用材を駅の木質資源利用ボイラーに使用するバイオマス燃料に納入する者に対し、商品券により助成することで、当自治体の豊かな自然に育まれた森林資源を有効活用し、低炭素社会の実現及び林業の振興を図ることを目的とする。

木の駅プロジェクトの展開を図り、低炭素で循環する社会をつくろうと、木に関するプロジェクトを平成24年度に立ち上げた。これは、間伐材をチップ化し地産地消をすることで化石エネルギーの代替を図る一方、間伐材を町内で利用可能な商品券で交換し、地域喚起を図る事業を実施している。

## 木質ペレット事業の推進

余熱利用施設において、●●市・▲▲町環境センターから廃棄物を焼却した際に発生する熱エネルギーを利用し、エネルギーのロスを減らしている。

緑のカーテンモニター事業

緑地の保全/ごみの削減/節電の励行

林業振興により、森林の二酸化炭素吸収機能の維持増進、地域に賦存する再生可能エネルギーの活用、循環資源の利用、適切な森林管理による生物多様性の保全を図っている。

- (14) 「環境、経済、社会の統合的な向上」や「環境と経済の好循環」の具体的な内容や効果の把握の状況については、以下のような回答が挙げられた。
- ※主なご回答をとりまとめたものである。
- ※基本的に回答の原文をそのまま利用しているが、回答自治体がわかる回答については、一部削除・置き換え(「〇〇市→市」、「〇〇会議→会議」など)を行っている他、複数記載されており他との重複がある場合は、意味が変わらない範囲で削除等を行っている。
- ●●地域における●●石採取場跡地を活用した取組
- (1)地場産業×観光
- ⇒ ●●石産業の衰退とともに、採取場跡地内の多くに水が貯留。これを観光資源と捉え体験型事業を検討
- ⇒ 現在は、民間事業者が主体となって地下をボート探検する体験型観光事業を実施
- (2)環境×農業

- ⇒ 採取場跡地内に貯留されている水を「冷熱エネルギー」と捉え、●●夏いちご研究会を組織・▲▲大学等と連携し、貯留水を利用したクラウン冷却システムによる夏秋いちご栽培の事業化に向けた実証実験を開始 ⇒ 現在は、民間事業者が参入し、計20~の栽培面積へ拡大、周年型いちご栽培の地域へとなっている。
- ⇒ ●●地域の多くの箇所に冷水・冷熱エネルギーが存在することから、その多面的、独自性、将来性のある利用方法を検討
- ⇒ H27年度 ●●エリア創再生エネルギー研究会を組織し、●●地域全体の冷熱賦存状況や地上部建物への利用可能性を調査
- ⇒ H28年度 冷熱エネルギー利用具体化に向けた調査・地上部保冷庫での冷熱エネルギー利用実証実験 を開始
- ●●諸島の豊かな自然環境を保全することを目的に、2014年3月に国立公園が指定され、地元の観光客が増加し、村に好影響を与えている。
- ・ 地場産業のもつ環境技術の活用等

(地元の自動車メーカーによる次世代自動車の普及促進、地元のエネルギー事業者等によるスマートコミュニティの構築等)

・バイオマスや循環資源の活用、・豊富な地下水のアピールによる移住・定住促進、・世界遺産登録を目指した

## ●●の草原再生

(3)環境×物流

・リサイクル関連事業等の施設整備は、環境保全へ貢献するとともに、雇用の創出により地域経済へ貢献している。

- 環境分野における需要の創出を通じたビジネスチャンスの拡大
- ・環境分野における市内企業の技術革新(イノベーション)推進
- ・新興国等での環境対策の支援と環境ビジネスの海外での戦略的展開
- 再生可能エネルギーの活用を通じたエネルギー関連事業の振興
- ・自然資源の活用を通じた交流人口の拡大
- ・省エネ家電製品やエコカーの買い替えの促進
- ・「地産地消」の促進による地域農業活性化
- ・新エネルギーによる発電事業の推進による商工振興
- プロジェクトでは、里山保全という環境面と木質チップの地域循環(地産地消)、それに商品券による地域 経済の喚起という好循環が生まれている。

27 品目に分別し埋め立てごみを減らせていることで、本町のごみ処理コストが、全国平均の約半分で抑えられている。

FIT が再エネ導入の促進や設備機器の価格下落に大きく寄与していたり、パリ協定の発効後世界では低炭素のための環境ビジネスが進もうとしていること

LED 等の環境負荷の小さい製品への買い替え等による好循環

エネルギーの地産地消のモデルをつくる●●エコタウンプロジェクトでは、住宅への太陽光発電設備や省エネ設備の導入を集中的に進める重点実施街区をモデル市内に指定し、それら設備の導入促進に当たり、住民と事業者を繋げる様々な取組を行った。その結果、重点実施街当自治体内の設備導入の92.7%が県内事業者(県内支店を含む)による施工となり、地元事業者を活用した地域経済活性化につながる取組となった。

現在は、この取組の経験と知見を活かし、モデルの普及拡大を推進している。

グリーン購入法が施行された平成 13 年から現在にかけて、国等においては特定調達品目の調達実績が大幅 に増加し、近年は調達率 90%以上と非常に高い水準を保っている。

それに伴い、環境配慮型商品の市場占有率が順調に拡大しており、このことは環境と経済の好循環が生み出した結果だと考える。

ソーシャルキャピタルあふれる持続可能な付加価値を創造する「環境未来都市」として、高齢化や過疎化が進む地域に植物工場を整備し、エゴマの6次産業化を推進しており、地域における特産品化や雇用の創出を図っている。

### バイオマス発電所の稼働による林地残材の減少

### ハイブリット自動車や省エネ家電の普及

革新的技術開発の取組として、水素関連では地元企業等と連携し、先駆的な「水素サプライチェーン構築実証事業」、「水素エネルギー利用システム開発実証事業」を推進している。また、再生可能エネルギー由来の CO2 フリー水素を製造・供給する「●●再エネ水素ステーション」の整備を進めた。これらの取組により、二酸化炭素排出量が削減されるだけでなく、水素関連産業が育成・集積され、●●経済の活性化につながっていると実感している。

環境と経済の好循環という点では、廃棄物の処理に関して、民間事業者の中でリサイクルや再生利用が活性化しており、新たな事業の創出や循環型社会の構築につながっていると考えられる。

環境をビジネスとした事業についてよく見聞きしており、「環境と経済の好循環」が生まれているのを実感している。

具体的な分野ということはありませんが、環境に関する取組の実施が企業価値を高めるなど、社会的に環境保全の取組の価値が高まっているように感じます。

県内において自伐林家等が搬出した木材を地域通貨券で買い取り、木材は燃料として利用している事例がある。

# 再エネ・省エネ産業の活性化

再生可能エネルギー(太陽光発電)施設整備などは、公共だけでなく民間事業者、一般住宅へと大きく広がりを みせており、当市においても設置戸数は伸びている。

再生可能エネルギーによる発電設備の普及が家庭用・事業用を問わず進んでいる。

再生可能エネルギーの定着

太陽光発電所の稼働

再生可能エネルギー固定価格買取制度の発展は、「環境と経済の好循環」の象徴だといえる。

産業部門において製品出荷額あたりの二酸化炭素排出量が減少傾向にある。

市の施設に再生可能エネルギーや省エネ機器を導入したことにより、エネルギー使用量、光熱費共に削減することができた。

市域の地球温暖化対策を推進する地球温暖化対策地域協議会との協働により。再生可能エネルギー施設の普及促進を目的として、市内の住宅に「太陽光発電システム」「エネファーム」「HEMS」を設置または、設置された住宅を購入した人に、地元の農水産物を取り扱う店舗の商品券(8000円分)と交換できるエコポイント券を発行するエコポイント事業を実施している。

事業者による、温室効果ガス排出削減に向けた省エネルギーや環境マネジメント構築等の取組について、コスト削減や経営改善につながる、とする事業者の意見が聞かれること

事業者を対象に実施した環境意識調査(H27.2月)では、環境に配慮した取組を経営の重要な要素として認識している事業者が約90%にのぼり、約6割が、省エネ・省資源対策などの取組を実施しており、経済活動における環境配慮が、環境保全のみならず経済活動自体のためにも重要であることが明確化してきている。また、産学官協働による環境研究や技術開発など、環境と経済の好循環を目指す●●独自の取組が進められている。

次の取組を実施しており、「環境、経済、社会の統合的な向上」や「環境と経済の好循環」が生まれていることを実感している。

- 環境配慮計画(●●県電力調達環境配慮方針)
- ・グリーン購入(●●県環境物品調達方針、▲▲グリーン購入ネットワーク)
- ・金融のグリーン化(環境保全施設等設備資金融資、エネルギー対策特別融資、●●型長期優良住 宅推進プロジェクト)

主に自然エネルギーの普及に関して、太陽光発電システムの普及、市民発電事業の開始や、省エネリフォーム、エコ家電の普及といった省エネルギーに関する分野において、環境と経済の好循環が生まれていると感じる。

小さいころからの環境教育や環境問題への啓発の取り組みが、環境美化活動への多数の市民の参加という形となって表れていることから、その成果を実感しています。

省エネ機器への買い替えの促進や、エネルギー利用コストの低下により、他の分野の消費が促され、経済の好転に繋がると考えられるため。

新たな循環ビジネスの事業化のための調査検討や先導的なリサイクル施設の整備等に対する補助を行っている。これにより、めっき廃液から重金属を回収し再利用するビジネスモデルが構築され、また、食品廃棄物から 家畜の資料や肥料を製造し、再利用するバイオマスの地域内循環の取組が進められている。

### 森林バイオマス利用分野

経済効果は、化石燃料の削減効果が、地元からの燃料調達や雇用の増大に結びついている点など

森林保全のための売上げの寄付など、環境分野への企業の取組がテレビコマーシャル等で放送されるようになっていること

また、その背景として欧米の投資家などには、企業の社会貢献活動を評価する動きがあり、その中で環境保全の取組も評価の対象とされていること

水質改善の向上、自然再生における住民の理解、地球温暖化対策における太陽光エネルギーの導入

節電による経費負担の減少

太陽エネルギー利用機器及び家庭用燃料電池設置に対する補助件数の合計が増加しているため。

太陽光発電の設置が市内各地で進んでおり、それに伴う経済効果も向上していると思われる。

棚田オーナー制等農体験者の受け入れの取り組み

市内における太陽光発電設備の増加

地域エネルギーを活用した事業や連携している市町村との交流等による事業が進められている。

地元の温泉地にバイナリー発電所が設立され、売電することにより一定の経済活動が新しくスタートできていること

地方自治体の環境部門と地域金融機関が連携をとっている取り組み

自治体がエネルギーの地産地消を考え、民間と協働で電力会社を立ち上げている。

低炭素・循環・自然共生の取組として、地域資源を活用することにより、事業や雇用の創出が図られるとともに、域内経済が活性化されたため。

定量的に把握しているわけではないが、省エネ家電製品に買い換える者への補助等を実施することで、消費者の購買意欲を促進し、環境と経済の好循環が生まれているように感じる。

内陸型の大規模発電所が立地し、立地市への人口流入が増加している。

廃棄物の焼却熱による発電を実施しており、資源の好循環が生まれていると感じている。

報道紙面等で、太陽光発電や、エネファーム、HEMSなどといった、再エネ省エネ機器の進歩と普及を感じている。

豊かな自然環境を観光資源として活用したエコツーリズムや農産物を活用した6次産業化など、地域独自の資源を発掘、保全、活用を図る声があることから、各地に数多く存在する地域の活性化に繋がる地域資源の活用を進めている。

本県には、再生可能エネルギーの一つである木質バイオマスが地域資源として豊富に存在している。平成 27 年度に、これらを原料とする県内初の木質バイオマス発電書が完成・稼働しており、林業の振興や新たな雇用の創出に寄与している。

本県の豊かな自然資源を積極的に活用し、農林漁業や観光業などの産業振興を図っている。

本県内において、使用済小型家電のリサイクルなどのような循環型社会ビジネスの侵攻に向けた取り組みが図られているため。

本市では、公害問題に取り組んできた結果として、世界に誇れる環境技術やノウハウが多数蓄積され、そこで 培われた「環境」と「産業」の高度な調和により、新たな産業の創出など環境先進都市へと変貌を遂げている。

本市では、製造業の中小企業が多く密集している中、EMSを導入した一部の企業では環境負荷低減が品質向上、経済利益向上、社会的責任CSRといった、環境・経済・社会の統合的な取組みとして、環境経営・社会貢献を率先して実践してきているところがある。近年では3S、5S活動がどの程度、利益につながるかといった点を定量的に研究する事業者まで出てきている。

本市で実施している太陽光発電への補助金等により機器導入が促進され、地域への経済効果が想定される。

木質ペレット事業を推進することにより、森林の適正な整備、廃棄物の減量、カーボンニュートラル、森林吸収源の確保の効果がある。また、地域産業振興効果として、木質ペレット販売金額分が一次波及として地域に還流しているとともに、関連作業員の雇用の確保にもつながっている。

- (15) 国の第四次環境基本計画に掲げられた「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」分野に関しての、国の支援(補助金)を活用した事業について、実施中又は実施したことのある場合、具体的にどのような事業か、どのような成果かについては、以下のような回答が挙げられた。
- ※主なご回答をとりまとめたものである。
- ※基本的に回答の原文をそのまま利用しているが、回答自治体がわかる回答については、一部削除・置き換え(「〇〇市→市」、「〇〇会議→会議」など)を行っている他、複数記載されており他との重複がある場合は、意味が変わらない範囲で削除等を行っている。

「地域環境保全対策費補助金」を活用して基金を設置し、環境保全に関する基盤整備(●●県地域環境センターの設置)や環境保全活動(出前講座や自然観察会等)を実施しており、県民等の環境問題に対する意識を高め、人材育成に寄与している。

「循環型社会形成推進交付金」を活用して、市町村の一般廃棄物処理施設を整備している。リサイクルセンター、熱回収施設の整備等により、循環型社会の形成を図っている。

# (1)森林整備「造林事業(保育)」

山地災害防止・土壌保全を目的に、荒廃原野等に造林していく事業

補助率は90%で、植栽後10年間保育に用する補助制度

平成 29 年 2 月現在、事業面積は 0.3 ヘクタール

## 継続中の事業である。

(2)青年就農給付金(経営開始型)の活用

農業を始めてから経営が安定するまで最長5年間、前年の所得に応じて給付金を給付(最大年間150万円) 新規就農者の増加、就農定着に効果あり

継続中の事業である。

### (事業内容)

市内福祉施設において、しいたけ栽培を実施しており、そこで用いるオガを市内の木(ナラ・カバ)から主につくり、そのオガを圧縮成型した菌床で栽培を行う。3度ほど収穫が終わり、しいたけが生えなくなった廃菌床を乾燥、粉砕し、そこから廃菌床ペレットを生成。そして、このペレットを市内コミュニティセンターのペレットボイラで燃焼することにより製造される燃焼灰を、環境保全組合において、肥料として活用する。

### (事業成果)

- 木のカスケード利用
- ・雇用の創出
- ·経済の地域内循環

# 「◆◆の保護を通じた●●市の生物多様性保全事業」

▲▲地域の里地里山の生物多様性を保全するため、■■が生息する保護池の池干しを実施し、ため池の改修工事を実施。また里地里山の森林整備を定期的に実施するとともに、生物調査を行い、水循環系を維持する取組みを行ってきた。またそれらの活動を啓発する環境フェスティバルや他のイベントを実施してきた。

# 「ふるさと未来づくり事業」

平成 27 年度から取組を開始し、地域のお宝の掘り起こしや地域課題の把握が図られた。

特に、人口減少及び少子高齢化が顕著な●●地区においては、本事業を通じて、地域のお宝活用や地域課題の解決に向けた取組が進められており、住民主体の地域づくりが着実に進められている。

「浄化槽設置整備事業」生活排水による公共水域の水質汚濁の防止を目的とし、浄化槽を設置するものに対し補助金を交付するものである。生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。

### 「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」事業

- ・放置竹林の整備が進み里山景観が向上した。伐採した広葉樹を薪に利用した。森林環境学習を通じて子供たちが自然にふれあう場が増えた。

「平成21年度学校エコ改修と環境教育事業」この事業は、単に新エネルギー機器を導入したり、校舎を省エネ化する施設整備に尽きる事業ではありません。学校の校舎、校庭などをエコ改修するのはもちろんのこと、そのプロセスを通じて、民・官・学が一緒になって、学び、考え、協働し、そして地域一丸となって、地球温暖化防止を実施していく事業です。改修後の学校では、生徒たちは環境に配慮した技術の効果を日々の学校生活を通して学ぶことができると共に、外部からの視察を受け入れるなど、環境教育の拠点ともなっています。

「平成 28 年度二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金」を活用した COOL CHOICE を推進する取組の中で、 人材育成に資するセミナーを実施した。参加者からは、COOL CHOICE への行動について賛同を得た。

『地域環境保全対策費補助金」を活用し、①公共施設省エネ改修事業、②事業所省エネ改修等支援事業等を実施した。①については、一般市民の利用が多い保健所などの公共施設について、蛍光灯安定期や冷暖房機器の取替など複数の省エネ改修を組み合わせて実施し、②については、事業者が行う省エネルギー設備等の導入や省エネルギー化のための改修工事を支援した。これらの事業により、温室効果ガスの削減に取り組むとともに、市民や事業者に対して地球温暖化防止に向けた取組みの重要性を啓発した。なお、補助金活用事業全体の経済効果は3年間の合計で約17億円である。

### 【●●町農村生活体験推進協議会支援事業】

都市で生活している子供たちに、四季それぞれの季節の中で営まれる農村の生活を、農家民泊により体験しながら相互交流を行う。

【下水道における再生可能エネルギーの導入促進】(国土交通省)

▲本下水処理場では、排出汚泥の量を削減するために、消化設備を導入している。排出汚泥量の削減には貢献しているものの、消化工程で発生する消化ガスの利用は一部に留まっていたため、再生可能エネルギーの有効利用の一環として、消化ガス発電設備の導入に至った。

平成26年度、国土交通省の社会資本整備総合交付金を活用し、循環型社会の構築及び地球温暖化防止に寄与し、未利用の消化ガスを有効利用するため、●●市▲▲下水処理場に汚泥消化ガス発電設備(25kW)を3台導入した。

平成27年度にはさらに汚泥消化ガス発電設備(25kW)2台の消化ガス発電設備を導入した。

このことにより、年間90万 kWh の電力削減、温室効果ガスの削減効果は年間約650t となり、より一層の環境へ貢献できた。

また、平成26年度に、●●市の行う環境への取り組みを多くの方に知ってもらおうと、消化ガス発電設備の愛称を市内の小学生から募集した。その後、愛称の優秀賞の表彰式を兼ねた発電開始式を大々的に執り行い、多くのメディアに取り上げられた結果、多くの市民の方の環境意識を高めることに貢献できた。

# 【合併処理浄化槽設置事業】

合併処理浄化槽の設置費用の一部を助成することで普及促進を図り、生活雑排水による公共用水域の水質 汚濁を防止している。

現在、継続中の事業である。

### ≪事業概要≫

集落活動の担い手が減少している集落を応援するため、生活道の草刈や水路の清掃、運動会等の地域行事の支援を希望する集落と、その集落をボランティアで応援したい企業、大学、NPO等をマッチングさせ、都市と 集落の交流を支援する。

#### ≪事業実績≫

平成 26 年度:支援集落数 12、参加応援団(延べ)33

平成27年度:支援集落数15、参加応援団(延べ)46

平成28年度:支援集落数23、参加応援団(延べ)84

#### ≪事業成果≫

本事業は、集落環境の維持・保全等が困難な地域に対する直接的な人的支援であり、環境維持の面からも 地域への貢献度は高い。また、応援団においてもボランティア活動を通じた集落との交流機運が高まっており、 参加数は増加傾向にある。

#### ●●温泉地域地熱活用事業

地域住民、事業者に地熱開発理解促進事業を実施し、地熱に関する理解向上を図った。その結果、地域全体での地熱を活用した事業への取り組む機運が醸成され、平成28年度は地熱発電及び発電後の温泉熱を活用したトマト栽培などのハード事業、施設の完成後の利活用等において地域の協力が得られた。

〇再生可能エネルギー等導入推進基金事業(H25~H27)

災害に強く環境負荷の小さい地域づくりを目的とする国からの補助金を活用して、避難所や防災拠点への再生 可能エネルギー等の導入を推進することができた。

(例) 県有施設 5 施設に太陽光発電設備及び蓄電池を設置

ほか 28 市町村 61 施設において事業を実施した。

- ○多面的機能支払制度により、農地・農業用水等の良好な保全活動を地域ぐるみで行う集落への支援を実施 ○中山間地域等直接支払制度により、平坦地との生産条件の格差を補填するため、中山間地域等における農 業活動への支援を実施
- 〇県内各地における「食と農の見学・体験学習会」の開催(地域の農業生産者、生産グループと連携した農作業体験、地元食材を使用した調理体験等の機会の提供)
- 〇 県と地域の企業、県森林組合連合会との林業に関する包括連携協定に基づき、未利用間伐材を木質バイオマスボイラーで発電だけでなく熱源としても利用する取組への支援を実施。間伐材の需要増加による「林業の収益性の向上」、重油利用の大幅な削減による「地球温暖化の防止」、県内の製造業者が開発した木質チップ製造機による「新たな分野での販路拡大」、購入電力量の削減に伴う「エネルギーコストの削減」の効果がもたらされた。

〇平成27年度に市民の再生可能エネルギー・省エネルギー機器の導入補助を行った。

## 【補助金名】

「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」(内閣府)

### 【実績】

太陽光パネル(2, 497kW)、定置用蓄電システム(109 件)、家庭用燃料電池等のコジェネレーション機器(315 件)

### 【その他】

同事業については、平成28年度も自主財源にて実施している。

○外来生物法による特定外来生物であるセイヨウオオマルハナバチの駆除活動を推進し、地域の生物多様性の保全再生等に資することを目的に、自治体、事業者及び研究者からなる「●●セイヨウオオマルハナバチ対策推進協議会」を設立した。

### 【補助金名】

生物多様性保全推進交付金(環境省)

# 【実績】

協議会では、セイヨウオオマルハナバチの駆除体験会等を実施し、セイヨウオオマルハナバチの防除対策への市民参加、市民調査及び普及啓発について、多くの効果が得られた。

また、防除の推進にあたって、駆除実践者のみならず、セイヨウオオマルハナバチに関わる様々な主体(生産者、販売者等)との連携・交流の場を持つことができた。

・「環境のための地球規模の学習及び観測プログラム(GLOBE)事業への参加(H13、H14)

## ・再生可能エネルギー等導入推進基金事業

地震等による大規模な災害に備え、国の補助制度(グリーンニューディール基金)を活用し、避難所や防災拠 点等において、非常時に必要なエネルギーを確保するために、再生可能エネルギーや蓄電池の導入等につな げている。

充電インフラ整備 : 次世代自動車の購入・利用促進

公共施設への太陽光発電設備の導入 : エネルギーの自給自足とともに、環境教育の材料となっている。

太陽光発電システム設置補助を行った。

電気自動車急速充電設備設置費補助事業・次世代自動車充電インフラ整備促進事業・グリーンニューディール 基金事業により太陽光発電施設を設置

- ・平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金により、民間事業者が店舗の省エネ化(高効率空調、 LED 照明の導入)を実施
- ・平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金により、木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業を実施
- ① 森林環境保全整備事業【実施中】

森林所有者等が実施する植付け、下刈り、間伐、路網整備等の森林整備に対して、「森林環境保全整備事業」 により助成するもの。適切な森林施業の実施により、森林が健全な状態に保たれ、林産物の供給はもとより、 水源の涵(かん)養、山地災害の防止等、多面的機能の発揮に貢献している。

② 農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業)【実施中】(事業主体:県)

ほ場整備は、小さな面積で分散した不整形な農地を集め、併せて用水路や排水路、農道などを総合的に整備することにより、大型機械の導入を可能にし、農業の生産性を向上させるもの。また、耕作放棄される農地や無秩序な土地利用を防ぎ、農村の振興や景観の保全などにも貢献している。

③ 多面的機能支払交付金【実施中】(事業主体:活動組織)

農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持など地域の共同活動を支援することにより、洪水や土砂崩れの防止、自然環境の保全、美しい風景の形成など、農業・農村が有する多面的機能が適切に発揮される。

- ④ ●●産品販売促進専門員育成事業【完了:農産物の地産地消関係】地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、現在失業状態にある求職者に対し、雇用機会を提供した上で、●●県産品の幅広い知識や販売手法を、OFF-JT及びOJTにより習得させことにより、即戦力となる販売専門員を育成した。事業終了後、41 名の研修生のうち 25 名が就職した。
- ①生活雑排水の適切処理のための合併処理浄化槽設置費用について補助を行う浄化槽普及推進事業 生活雑排水処理については下水道の他いくつかあり、合併処理浄化槽設置を推進したことによる定量的評価 は尽きないが、周辺環境には良い効果はある。
- ②災害により発生する停電に対し避難所へ必要な電力を供給する目的で設置する太陽光発電施設及び蓄電 池へ補助する再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業

平時においても当該施設では太陽光発電施設を稼働させており、温室効果ガス削減に貢献している。

GPP事業を実施し、市内の木質バイオマスやBDFを活用したボイラの導入可能性調査を実施し、課題についての検討を継続している。

H28「再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業」→温泉付随メタンガスの熱電利用について調査中、 事業性が見込める場合、災害時のエネルギー確保や施設園芸施設での利用を想定している。

### グリーンニューディール基金

小学校1校、中学校2校について太陽光発電システムを設置することができた。

災害時における重要な課題であり、また、市民からの要望も強い、災害対応の拠点施設や市民が一時的又は一定期間避難する施設に太陽光発電システムを設置することができた。

グリーンニューディール基金を活用し、再生エネルギーや蓄電池などを導入し、防災居点の整備を実施。成果 については、導入してから少ししか経過していないため、回答不可。

グリーンニューディール基金事業を活用し、公共施設2施設に太陽光発電と蓄電池を設置した。日常の電気使

用量の削減に大きく寄与しているとともに、防災の面からも有効である。

グリーンニューディール事業

グリーンパートナーシップ事業による補助を受け、本市におけるバイオガス(生ごみ)発電事業の実現可能性調査を行った。調査によって、当該事業の発電量、発電に要する生ごみ量の他、二酸化炭素排出削減量の推計ができた。

グリーンプランパートナーシップ事業により、小水力発電、バイオマス利用について利用可能量を調査し、今後 の導入推進の参考としている。

### コンポスター

ソーシャルキャピタルあふれる持続可能な付加価値を創造する「環境未来都市」として、高齢化や過疎化が進む地域に植物工場を整備し、エゴマの6次産業化を推進しており、地域における特産品化や雇用の創出を図っている。

当自治体南部地域におけるスマートエネルギーネットワークの構築に向けた取組の推進

- ・バイオマス水素創生可能性調査【環境省】
- 下水熱の面的利用可能性調査【経済産業省】
- ・分散型エネルギーに係るマスタープランの策定【総務省】

マテリアルリサイクル施設を建設。剪定木の再資源化により、焼却ごみの減量が期待される。

家庭用の太陽光発電システムを設置する住民に対して補助金を出している。

持続可能なエネルギーの推進に寄与している。

外来種対策を市民や市民団体、事業者との協働で実施している。

森林組合の協力を得て、アライグマの能動的な捕獲事業を実施している。

市民から寄せられた生息情報も活用しながら罠掛けを行い、可能な場合は罠の管理も住民に依頼している。 ウチダザリガニ防除については市民団体が主体となって運営されており、興味のある市民や事業者の防除体 験を受け入れる体制も備えている。

セミナーの開催等とともに、外来種や生物多様性についてPRする機会として、重要な位置を占めている。

環境と経済の好循環のまちづくり事業において太陽光市民共同事業が創出された。これにより、市民主導の再 エネ事業による環境と経済の好循環のモデルを構築した。

環境学習施設(風力発電施設、太陽光発電施設、環境学習パネル等)を●●公園に設置し、来園者、近隣在住・在勤者、来街者に対し、再生可能エネルギーを紹介。風力・水力発電施設でつくられた電力は、発電量を環境学習パネルに随時表示するとともに、公園内の照明等で利用することで、公園維持管理費の節減に寄与。

環境省の低炭素都市形成計画策定モデル事業により「●●グリーンエネルギータウン構想」を策定し、同構想に基づき水素ステーション整備などのモデル事業を実施して、低炭素化に向けた環境産業の振興を推進している。

環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体と連携した CO2 排出削減促進事業)を活用し、国民運動「COOL CHOICE」の普及啓発事業を実施した。

事業は地元のJリーグチーム★★と協働し、ホームゲームの開催や、選手訪問による児童への啓発、メディアの活用等、従来の事業では地球温暖化防止へのアプローチの機会が少なかった幅広い市民に啓発することができ、目標を上回る約7,000人の方から賛同を得ることができた。

また、本事業により、地球環境とサッカーという新たなチャンネル構築による●●市発「低炭素ライフスタイルモデル」を発信できたとともに、★★への応援の機運醸成に資することができたとえいる。

公共交通の利用、エコドライブの徹底等、低炭素型の移動手段の選択を呼びかける啓発活動を事業者等を対象に展開

公共施設に蓄電池を設置した。

公共施設再生可能エネルギー導入事業 76, 462 千円、23, 889 千円、公共施設再生可能エネルギー等導入事業費補助金事業 124, 416 千円

公用車に電気自動車の導入

電気スタンド(急速充電器)の導入

講演会の実施(省エネルギー住宅の意義)

持続可能な町づくりのためのワークショップ

エコ啓発の冊子作成・配付

合併処理浄化槽設置整備事業に対する国庫補助金

国のグリーンニューディール交付金を活用し防災拠点への太陽光発電、蓄電池の導入を図った。

電力寸断等が発生する大規模災害時に避難所等の機能維持が可能となるほか、通常時には施設消費電力が 低減されもって地域の CO2 削減、地球温暖化の防止に寄与する。

国の補助金を活用し、リユースイベントを開催した。その後、国の補助金は無いがこのリユースイベントを継続して行っている。

再生可能エネルギー設備導入事業として、災害時に防災拠点、避難所として指定されている施設に太陽光発電及び蓄電池等を設置した。災害時だけでなく、通常時でも積極的に発電分を使用してもらうことで、二酸化炭素の排出量の削減につながる。

再生可能エネルギー適地抽出調査

再生可能エネルギー等導入推進基金(GND基金)を活用し、市役所本庁舎・小学校3校へ太陽光発電システム及び蓄電池を設置した。温室効果ガス排出量の削減のみでなく、啓発効果も得られ、地球温暖化防止に向けた環境づくりに有効であった。また、災害時の対応も期待できる。

再生可能エネルギー等導入推進基金(グリーンニューディール基金)を活用し、市内の地域防災拠点施設2か所に太陽光発電と蓄電池を導入した。(H28.1 月設置)

再生可能エネルギー等導入推進基金を起債。平常時における低炭素化を図るとともに、災害時にも防災拠点として機能しうる電力を確保

再生可能エネルギー等導入推進基金事業を平成24年度から平成28年度まで実施しており、災害時の防災拠 点施設等に対して太陽光発電や蓄電池等の設備を設置している。

再生可能エネルギー導入を活用し、太陽光・風力発電施設の導入を行っている。来年度からの実施となっているため具体的な数値はないが、電気使用量の1割以上の削減が見込まれている。

災害時には市庁舎の代替施設及び避難所として活用される公民館と小学校の複合施設に太陽光発電システム及び蓄電池を設置したことにより、再生可能エネルギーの導入に加え、環境教育に寄与している。

災害時の一時滞在施設及び臨時避難所となる複合施設(公民館、出張所、児童センター等)の建設にあたり、 再生可能エネルギー等導入事業及び再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金を活用し、太陽光 発電設備、蓄電池、地中熱利用空調システムの導入を行った。省エネルギーによる温室効果ガス排出量の削減、光熱費削減のほか、災害に備えた施設整備を行うことができた。

三市で協働し、策定した計画を基盤に、再生可能エネルギーの発掘、検討に取り組んでいる。

山林の除間伐や再造林など、森林整備を進めることが、国土保全につながっている。

市地球温暖化防止活動推進センターの活動については、国の支援を受けて事業を行っています。今年度から 新たにセンターを指定し活動を始めたため、周知イベントを行いました。適応などについても積極的に取り組ん でいるため事業者に向けても地球温暖化を発信し、企業活動につながることも期待しています。

## 資源ごみ収集拠点施設整備事業

自然環境保全のための森林環境保全直接支援事業を毎年行っている。

市有林や民有林の下刈、枝打、除間伐施業を実施し、森林の持つ水源涵養、山地災害防止等の多面的機能 の維持や山村地域の振興を図っている。

住宅用太陽光設置補助金・雨水貯留施設設置補助金、再生可能エネルギーの導入促進を行った。

住宅用太陽光発電導入支援補助事業 日照量の多い地域であるため、多数の家庭に普及し、経済的な効果はあった。また、事業終了後も設置者が多いことから、独自で補助事業を実施している。

循環型社会形成推進交付金(浄化槽設備事業)

循環型社会形成推進交付金により3R推進施設を設置。特に粗大ごみの再生販売に注力しており、年間千点以上の物品を販売。ごみ減量効果だけでなく、市の歳入、市民の経済活動へも貢献している。

小規模地方公共団体における LED 街路灯等促進事業における補助により、市内の街路灯をリース方式で LED

照明に更新した。成果として、街路灯による温室効果ガスの排出量が前年度比 177, 341.46kg-CO2 削減できた。

小中学生やその保護者を対象に、本市の湖周辺において水生生物を観察する「体験型」学習である水生生物 ウォッチングを実施している。

消費者庁の消費者行政活性化事業補助金を活用して、食べることの楽しさや、食べ物の大切さを忘れない心を育み、食べ残しによる食品ロスを減らすため、食品ロス削減啓発用紙芝居「みんなでおいしくいただきます!~お皿ピカピカ大作戦!~」を作成した。保育士を中心としたプロジェクトチームが現場での実体験を基に作成し、園児が身近に感じられる内容となっている。

作成した紙芝居は、市内の全市立及び私立保育園・幼稚園に配付することで、園での生活の中で日常的に使用してもらうとともに、データをホームページ上に掲載し、全国でも使用できるようにした。本市の各市立保育園で年1回実施している園児を対象とした参加型環境教育により変化した園児の意識を継続させる狙いがあることから、今後紙芝居による効果を検証していきたい。

浄化槽整備事業。生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため。

浄化槽設置整備事業・・・現在も継続して実施している。

浄化槽設置促進事業。浄化槽の計画的な整備を図るため、設置又は改築を行う者に対し、設置又は改築に要する費用を助成し効果をあげている。

#### 水産多面的機能発揮対策事業

水産業は、住民に安全で新鮮な水産物を安定的に提供する役割に加え、干潟等の保全、ヨシ帯の保全、浮遊 堆積物の処理など環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる水域の確保などを担っている。この水産 業・漁村の多面的機能の発揮に資する活動の支援により、環境だけでなく社会・経済面の効果を得ている。

生活排水浄化対策事業→事業継続中

総務省 分散型エネルギーインフラプロジェクト

エネルギー事業者による電気、熱の供給事業

事業費約80億円

現在工事中

多面的機能支払交付金を利用し、未舗装の農道の舗装等を行っている。

太陽エネルギー利用機器設置助成金制度

太陽光発電システム設置による申請があった。

体育館への太陽光パネルの設置。災害時の電源確保を目的としているほか、僅かではあるが CO2 排出量や電気料金の削減になっている。

地域グリーンニューディール基金を活用し、都市公園内に太陽光発電施設を整備し、温暖化防止に貢献しているという、より市民に親しみやすい公園とすることができた。

地球温暖化対策として、再生可能エネルギー等導入推進基金事業を利用して町施設に太陽光発電を導入し、 当初の予定どおり温室効果ガス削減効果が得られた。

中小水力発電開発事業

新エネルギー等導入加速化支援対策事業

水力市民発電所設備導入事業

本市市街地を流れる準用河川に異なるタイプの小水力発電施設を3基設置(うち1基は国の補助金なし)し、再生可能エネルギーの普及を行った。発電した電気は庁舎電力として使用し庁舎電力の50%を賄っている。現在は、施設を活用した環境教育に重点をおき、地球温暖化、河川浄化等の環境教育を実施している。

町内公な施設に太陽光発電施設の整備し、持続可能な社会を実現するための基盤整備を行った。

低炭素・循環・自然共生地域創生実現プラン策定:本事業は地域の未利用資源(林地残材、災害流木)の利活用に災害復興としての森林再生・災害に強い森林づくりを加え、薪の熱利用による低酸素化、地域内循環、地域内での新しい雇用の創出、森林に関わる人材育成等、新しい地域再生の仕組みづくりとして、森林資源を活用とした災害に強い持続可能な地域循環モデルの構築。

プラン策定後、「木の駅プロジェクト」の普及促進、薪ストーブ・薪ボイラー・薪加温装置の普及促進、●●フォレ

スター・小規模事業体等の人材育成を展開している。

1.CO2 削減量: 2t-CO2(H27 プラン策定時)→4.3t-CO2(現況値)

2.薪エネルギー消費量(原油換算値)0.75kl(H27 プラン策定時)→1.65kl(現況値)

3.木の駅プロジェクト参加者の売上(H27 プラン策定時)693 千円→454 千円(現況値)

4.木の駅プロジェクト参加者数(H27 プラン策定時)56 名→70 名(現況値)

5.●●フォレスター数(H27 プラン策定時)0 名→0 名(現況値)

## 電気自動車等急速充電設備設置事業を実施

二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金(地方公共団体と連携した CO2 排出削減促進事業)

1.●●市内に事業所をもつ事業者に対してエコドライブを推進することにより、二酸化炭素排出量の抑制を図る。事業者はエコドライブ実施講習会に参加し、その後各事業所でエコドライブに取組んでいる。(参加事業者: 約 60 者)

2.国民運動「COOL CHOICE」について、地域の生活情報誌に掲載し、市民への温暖化対策に関する意識の高揚及び「COOL CHOICE」の普及啓発を図る。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を受け、CO2 排出削減促進事業を実施している。民生部門、特に家庭部門に対する普及啓発事業を重点的に実施することによって、CO2 排出量の削減を目的とする。

子供にたいする省エネ教室を開催し、その結果を家庭に持ち帰ってもらい実践してもらうことで、一般家庭の省エネ化を促進している。

アンケート調査の結果、省エネに対する意識は向上している。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金活用事業

農業分野におけるバイオマスの活用(バイオマスボイラー、バイオマス燃料)による低炭素社会の構築と農業生産性向上のための調査事業

・有用な効果は得られないとの結果であった。

農産物の地産地消を行い地元農家より直接農産物を買取り町の活性化を図っている。

農地・水保全管理支払交付金を活用し、農地や水路の地域資源の適切な保全管理を図った。

避難所への太陽光発電設備の導入

避難所施設に太陽光発電システムと蓄電池を設置し、温室効果ガス排出量削減と防災面から効果が得られた。

復興に伴う住宅再建に係る住宅太陽光補助金

公共施設再建に係る再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業

平成 14 年度から実施している住宅用環境配慮型設備導入事業費補助金について(平成 23~27 年度では社総 公も使用)、累計 5,894.21kwの太陽光発電が設置され、CO2 削減量は 1,461,157(kg-CO?/年)にのぼる。

平成 21 年度から平成 23 年度において、アルゼンチンアリ対策として生物多様性保全推進交付金を活用し、防除を実施した。平成 18 年度から平成 20 年度の間モデル事業としてアルゼンチンアリの防除が開始され、平成 21 年度から協議会による一斉防除を実施。平成 24 年度以降は、市の単独費で協議会へ補助金を出している状況である。平成 21 年度一斉防除前のアルゼンチンアリのモニタリング結果を 100%とすると、平成 23 年度秋季で 54.1%、平成 28 年度秋季で 26.1%という状況である。

平成25~26年度にかけて、グリーンニューディール基金を活用して、市立病院とコミュニティセンターに太陽光パネルと蓄電池を設置し、災害時の電力を確保した。

平成 25 年度地域バイオマス産業化推進事業(地域バイオマス産業化整備事業)補助金を活用し、廃食用油を市内、及び協定を締結した近隣市町村から原料として広域的に収集し、バイオディーゼル燃料の製造事業を行っている。

成果として、CO2 削減、地域循環型エネルギーシステムの構築、自立・分散型エネルギーの供給体制の構築、エネルギーの地産地消が挙げられる。

補助事業の内容は、バイオディーゼル燃料の増産のため、燃料製造装置の増設、品質向上の蒸留装置を新設した。製造建屋と原料・製品の貯蔵庫を新設した。

平成26、27年度、国の再生可能エネルギー交付金により、市内の2施設に太陽光発電設備、蓄電池を設置し

た。市の事務事業から発生する温室効果ガスの削減の他、市民の災害時の安心安全につながっている。平成 26年度、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金により、市庁舎に急速充電器を設置し、電気自動車 の導入につながっている。

平成26年度に国の補助金を受けて環境教育実践プログラムを実施した。

講演会や体験教室など。子供や親を対象に環境問題や対策を身近に捉え、考えてもらうことができた。終了後も学校との連携を通して行事などを行った。

平成 27 年度「低炭素・循環・自然共生」地方創生実現プラン策定事業の地区選定を受け、この事業のメニューとして、●●産業研究会を立ち上げ、林業・木材産業の振興と●●の需要拡大を図ることにより、低炭素社会の実現に向けて取り組んでいる。

森林・林業・木材産業は、本市の基幹産業であり、この分野の振興を図ることは、「環境、経済、社会の総合的な向上」や「環境と経済の好循環」が生まれる。

平成 27 年度環境省事業の「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プラン策定事業に取組み、地域資源を活用すると同時に地域課題の解決を目指す。この事業は、同じ地域課題を持った 2 市と連携し、家畜排せつ物を活用した低炭素・循環型農畜産業システム、木質バイオマス資源を利用した発電・熱供給システム、再生可能エネルギーを用いた電動アシストレンタサイクルシステムの構築を行う。

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業、 地方公共団体カーボン・マネジメント強化対策事業)の採択、バイオマス産業都市の認定など

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体と連携した CO2 排出削減促進事業)の採択を受け、平成28年6月に「●●市地球温暖化対策活動宣言2016」を宣言して、市内の各種団体・事業者・市民が加盟して地球温暖化に関する対策等を協議・活動している「●●市地球高温化対策地域協議会」との連携により、地球温暖化防止啓発イベント、地球温暖化防止をテーマとした講演会、マイバッグ持参推進キャンペーン、エコドライブの普及促進、「COOL CHOICE」の普及促進等を実施し、市を挙げての地球温暖化対策を推進することで、市域から排出される CO2 の削減数値の目標達成を目指している。

補助事業にて、市内の公共施設に再生可能エネルギーとして太陽光発電パネルと蓄電池を設置し、電力供給と災害時の対策を実施した。

本市の環境基本計画において自然環境上重要と位置づけている地域の一部について、社会資本総合交付金を活用し土地を取得することで持続的な保全を図る余地が広がった。

本市の小中学校向けの認定制度である「●●市学校版ISO(PDCAサイクルを用いた環境負荷低減)」を市内全校へ導入するため、国の緊急雇用創出事業を活用し「●●市環境学習支援室」を平成23年度に設置した。平成24年度からは事業を一般化し、「●●市学校版ISO」の導入のほか、小中学校の環境学習に関する支援を行っている。

平成27年度においては、市内全小中学校76校(小学校49校、中学校27校)のうち、小学校23校、中学校6校の計29校が認定を受け、児童生徒が節電や節水、ごみの減量化に積極的に取り組んでいる。

また、総合学習や社会等の教科教育に対する講師派遣を実施しているが、年々、学校からの派遣依頼も増えてきており、小中学校における環境教育・環境学習の推進に寄与している。

里山の保全、環境保全型農業

(16) 環境省での環境基本計画の見直しの本格的実施のための検討に当たって留意 すべき事項(理念・方向性・施策等)については、以下のような回答が挙げられた。 ※主なご回答をとりまとめたものである。

※基本的に回答の原文をそのまま利用しているが、回答自治体がわかる回答については、一部削除・置き換え(「〇〇市→市」、「〇〇会議→会議」など)を行っている他、複数記載されており他との重複がある場合は、意味が変わらない範囲で削除等を行っている。

「SDGs(「持続可能な開発目標」)」や地方自治体による地域レベルでの取組による地方創生の実現に向けた視点

「環境、経済、社会の統合的な向上」及び「環境と経済の好循環」を実現するための施策を充実させること

# ◎再生可能エネルギーについて

再生可能エネルギーは、重要な低炭素の国産エネルギー源であると認識しており、固定価格買取制度の開始されてから、特に太陽光発電施設設置が急速に増えてきています。地球温暖化対策の観点では望ましい傾向と言えますが、反面、大規模太陽光発電施設においては、地域の自然及び生活環境や景観への影響に関するトラブルが増えてきているのも実情です。このため、次期環境基本計画において、再生可能可能エネルギー推進の将来の方向性を明確に定めるとともに、施設設置にあたって自然環境等との調和を図っていくような具体的な施策内容を盛り込んだ策定をお願いします。

- ・国・県・市町村の役割・負担の適正化(実行可能となるように)
- ・市町村における環境行政の実施体制について、現場を把握して欲しい。(人員不足です。)
- ・本市の場合にあっては、地理的に中央から離れており、旅費が確保出来ないため、必要な又は関心のある研修や会議に参加出来ない。
- ・現状では、新たな計画・施策が下りてきても、実施どころか、中身を勉強する時間も機会もない。
- ・次世代の担い手発掘
- ・国民全員の取り組むべき内容の提起

人口減少が急激に進む中、地域の活力低下、環境保全の担い手不足などが懸念されることから、次期環境基本計画においては「地方創生」の視点を重点的に取り入れ、「国立公園満喫プロジェクト」のような、魅力ある自然を守りつつ、利活用していくことにより地方活性化を図るための規制緩和や取組等を積極的に盛り込んでいただきたい。

地方部の経済が疲弊しつつある状況を踏まえ、環境保全と両立した、自然資源等の活用による地域経済活性化という観点をさらに重視し、取り組みを強化いただきたい。

- ①平成 28 年5月に地球温暖化対策計画が閣議決定され、今後、自治体も地球温暖化対策に向けた取組をより 一層強化していく必要があると考えるが、取組を促進するために効果的な取組例の掲示やそれに伴う負担の 軽減策を検討していただきたい。
- ②自治体の生物多様性保全に向けた、大まかなガイドラインや事例集等の作成や自然環境情報の共有を希望する。
- 例)生物多様性に関する民間参画の取組事例集の自治体版の作成、専門知識を有さない職員でも わかる外来生物の同定方法や駆除方法、自然環境保全基礎調査の継続的な実施と結果の詳細情報 (希少種、詳細位置情報)の情報共有など

2015 年の国連サミットで掲げられた持続可能な開発目標(SDGs)について、環境分野における国の姿勢を示すとともに、自治体の役割等について詳しく触れていただきたい。

これからは、新エネルギーや再生エネルギーのインフラについて廃止・廃棄まで見越した計画をすべき。

パリ協定での目標を意識し、家庭部門での大幅な二酸化炭素排出量削減や、それを達成するための再生可能 エネルギーの導入促進といった分野を、重点的にカバーするべきである。

パリ協定の削減目標を達成するための現実的な計画を立てる必要があると思います。

パリ協定の目標を達成するために必要な地方公共団体の取組や目標設定について記載してほしい。

温室効果ガスの排出量の削減目標を達成するためには、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの普及に全力をあげるとともに、従来の取組だけでは限界があるため、これらを加速度的に推進する革新的技術開発の推進に積極的に取り組む必要がある。

温暖化適応策についてより具体的な展望や行政の役割分担の記載を希望します。(県や市町村の役割分担も含めて)

外部要因による環境や健康に関する悪化が懸念される事例または近年の課題(例: PM2.5 や鳥インフルエンザ)に対する行動計画の確立

各市区町村の有する特有の地域環境への配慮と支援策・補助の実施。並びに環境保全活動に従事する市民 団体等への支援

各取組みの具体的実施策の検討

拡大生産者責任・デポジット制度の法制化

環境と産業・観光・エネルギー開発等の関わりについて。既に各所で調査研究が進んでいるテーマであるが、本市においても有効に調和させることが重要視されており、国レベルで更なる方向性が示されることが期待される。

環境の保全は、都市計画が最も大きく影響するところでありますので特に留意してほしい。

環境政策における IoT の活用

環境保全行動を波及させるための、コベネフィットの普及、啓発

分散型エネルギー等、エネルギーのあり方と自治体の役割

環境保全型社会形成の浸透

環境面からのSGDs達成への取り組みの具体化

環境問題は、アスベストのように、開発当初は画期的な内容であったものが、時間の経過や技術の更なる進歩により問題に気付く、ということが多々あるように思われる。現在、再生可能エネルギーの活用として設置が進む太陽光パネルも、廃棄について既に問題となっていると認識している。

第四次計画に記載されている内容であるが、「拡大生産者責任」「源流対策の原則」などについて、しっかりと規定していくことが必要であると考える。

基本的に、都市型向けの計画、理念であるように感じる。

空家特措法の施行に伴い、草木が繁茂した状態であれば、病害虫の温床になる恐れがあることから環境課主 導で対応するケースが増えている。

計画の内容について、国民に理解が進むよう、わかりやすく伝える工夫が必要である。

計画を具体化するために各自治体を資金面・人材面で全面的にサポートする体制作りを盛り込んでいただきたい。

現行の計画は、施策体系が細かすぎて全体像が把握しにくいため、できるだけ簡潔明瞭な内容に見直してほしい。

個別計画が充実してきている中では、環境基本計画はSDGSや総合的アプローチの観点を踏まえた施策や横断的施策を位置づけ、網羅的に施策を位置づける各種個別計画とは役割を明確に分けた方がよいのではないでしょうか。

その場合、事象面で分けた重点分野のうち、「大気環境」や「化学物質」について、個別計画が欠如している状況になりますので、上記の役割分担を他分野と同様に考えた場合、これらをまとめた個別計画の作成の予定はあるのでしょうか?(公害防止計画の活用でよいかもしれませんが、位置付けなどが違い、そのまま適用することが難しいと思われます。)

国民のための計画となることを希望するとともに、国民の目に耳に届きやすい広報や啓発を行なっていただきたいと思います。

今後は、さらに市・市民・事業者等が行動によって省エネを行うことが課題となってきている。また、技術革新による新エネルギーの創出・確保について期待したい。

再生可能エネルギー(特に太陽光発電施設)の普及と施設設置による環境破壊(森林伐採、景観等)のバラン

ス

再生可能エネルギー(特にバイオマス)の関係の内容を盛り込んで欲しい。

再生可能エネルギーの推進にあたり、国立公園内への大規模な開発を伴う施設の整備を抑制するなど、自然 環境との調和を重視した方向性を検討いただきたい。

再生可能エネルギーの導入について、自然環境の保全と両立し難い開発が行われたり、地域住民の理解を十分に得ずに開発が行われ、問題となることがある。これらのことについて、環境省の考え方を明確に示してほしい。

財政的に厳しい地方自治体は、職員の配置すらままならない状態である現状

交付税措置や施策展開を後押しする新たな支援メニューの創設など方針を打ち出していただきたい。

昨今、自然環境や住民の生活環境を破壊する大規模太陽光発電設備の設置が全国的に行われている。この ような形の環境破壊を防いでいけるよう規制等何らかの施策を講じるべき。

持続可能な社会実現のための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進における、将来を見据えた外国人の活用 循環型社会の形成を推進していくためには、生産、流通、消費、廃棄(再生)の各段階において、循環利用がな されるよう強く推進していくべきである。(生産者が廃棄(再生)に至るまでの責任を持つ(費用負担や自社回収 など)、流通段階における無駄の排除(過剰供給の見直し)、消費者の2R行動促進など)

循環型社会形成推進交付金等による、焼却炉建設などのハード面への支援だけではなく、住民と一体となって取り組んでいる、資源循環型のごみ分別活動などのソフト面への支援を要望する。

将来の二次エネルギーの中核と位置付けられている「水素」については、平成 26 年 6 月に「水素・燃料電池戦略ロードマップ」が策定され、水素社会の実現に向けた取組みが進められることとなっているが、技術面、コスト面、制度面、インフラ面で多くの課題が存在している。

水素は地球温暖化対策上も重要なエネルギーであり、環境基本計画においても具体的な施策の展開について留意すべきと思われる。

将来を担う子どもたちの環境教育の充実を切に願います。

少子高齢化が進む中、里山を始めとする中山間地域の環境維持について、また小規模市町村における行財政 体質の変化に留意してほしい。

政府がパリ協定の採択を受けて目標とした、温室効果ガスの排出削減数値の達成に向けた、明確な根拠のある具体的な方法について示してほしい。

生物多様性地域戦略に対する補助金の充実

多くの地方自治体では、人口減少が進み、マンパワーや財政力をはじめとする地域力が激減している。大規模な事業ではない、身の丈に合った事業の構築が必要となっている。

太陽光発電設備に係る廃棄物処理方法についての方向性

大きなテーマを掲げるだけでなく、家庭や個人単位への呼びかけも行ってほしい。

大きな都市部以外の、小さなの自治体でも取り組める方針を入れてほしい。

特に、予算も人員も限られている中で実施できることを、方針や理念として取り上げてほしい。

脱炭素社会へ向けての具体的な施策等

地域における経済成長施策との両立

地域の実情を考慮した目標数値として欲しい。

地球(環境)ありきの生命・人間活動であり、成熟国家でのある日本が経済成長のみを追い求めるのではなく、 将来の生命の存続を第一に考え、理念、方向性、施策等トータルで世界を誘導していけるような実践可能な策 定願いたい。

地球温暖化に関する取り組みとして、事務事業編の実効的な目標設定とカーボンマネジメントの推進

地球温暖化対策について、より具体的及び明確な国方針および施策等について記載してほしい。

地方自治体に対する財政的支援

中山間地域では、過疎化や高齢化、担い手不足などにより、地域の生活基盤である環境の悪化が懸念されている状況のなか、里山の保全と再生、将来に向けたより良い環境の創設を進めていく必要がある。

定量評価と地方団体の取組強化

地方団体の取組みは首長の考え方によるところが大きく、各団体の意識には大きな差があり、国は、半強制的に地方団体の取り組みを促す必要があると考える。その一つのツールとして、各団体の取組みを定量評価し比較・公表するなどの施策もありうると考える。また、それによって地方団体が目指すべき目標値の設定にも資すると考える。

都市部でも環境が非常に良くなっているので、引き続きより良い環境が継続出来る内容にしていただくと共に、 夏の猛暑対策や災害対策など市民が快適で安心、安全な社会となる計画にしていただきたい。

二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金(地方公共団体と連携した CO2 排出削減促進事業)

1.市内に事業所をもつ事業者に対してエコドライブを推進することにより、二酸化炭素排出量の抑制を図る。事業者はエコドライブ実施講習会に参加し、その後各事業所でエコドライブに取組んでいる。(参加事業者:約60者)

2.国民運動「COOL CHOICE」について、地域の生活情報誌に掲載し、市民への温暖化対策に関する意識の高揚及び「COOL CHOICE」の普及啓発を図る。

日頃から、当自治体民向けの施策を実施するにあたり、当自治体民等から「地球環境保護は大事だが、言葉 や提唱される概念が難しく、とっつき辛い」と指摘されることが多い。

国の次期環境基本計画の策定にあたり、理念・方向性・施策の普及啓発を図る際には、分かりやすい言葉やコピーライティング的な用語(クールビズのようななもの)を開発するなど、国民にとって一層とっつきやすくなる配慮をされたい。

日本の豊かな環境を守り、未来に引き継いでいくためには、誰かに任せるのではなく、国民全員で施策に取り 組んでいくことにより、持続可能な地球環境につながっていくものです。

こうした中、地方公共団体等の役割を明確にしていきながら、多様な主体との連携を踏まえた計画の実行がさらに重要になっていくのではないかと考えます。

日本の約束草案及びパリ協定を踏まえた、理念・方向性・施策等の書きぶりの調整

平成28年度に策定された地球温暖化対策計画を踏まえた施策を明記してほしい。

平成32年度の計画見直しにあわせ検討

容器包装廃棄物のリサイクル促進のため、デポジットや有価売却制度導入を進められたい。

理念としては同じであるが、自然エネルギーの活用と自然破壊を並行して実施した時に優先すべき理由と内容 を明確にしてほしい。

- (17) 環境省「東京都市圏における環境対策のモデル分析最終とりまとめ報告書」(平成 28 年 3 月) におけるモデル分析で対象とした対策に係る実施状況について実施状況と特徴的な内容について調査を行った。
- ※主なご回答をとりまとめたものである。
- ※基本的に回答の原文をそのまま利用しているが、回答自治体がわかる回答については、一部削除・置き換え(「〇〇市→市」、「〇〇会議→会議」など)を行っている他、複数記載されており他との重複がある場合は、意味が変わらない範囲で削除等を行っている。

本市は、平成28年4月に発生した「平成28年熊本地震」からの復旧・復興にあたり、市民・地域・行政が総力を上げて取り組んでいるところである。復興に向けた明日への新しいまちづくりの一環として、「COOL CHOICE」に賛同し、災害時のエネルギーの自給自足が可能であり、「創エネ」「省エネ」を実現するスマートハウスの普及といった地球温暖化対策を推進しているところである。

(クールビズ等の国民運動の推進)

「我が家の CO2CO2 スマート大作戦」として、日常生活での省エネ行動の例を示し、取り組んだ結果を県に報告

した県民に抽選でエコグッズなどが当たるキャンペーンを実施

「●●市家庭部門低炭素総合事業」 一般家庭の低炭素化促進のため、高効率機器を設置した場合に補助金を出す制度を実施している。

「COOL CHOICE」の普及・啓発のため、出前講座等を実施し、その様子を地元新聞紙へ掲載している。

「水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」実現のための基本方針となるCIGビジョンを策定し、水辺や道路、公共施設の緑化のほか、新たな建築物に対する緑化指導など、住民や事業者と連携して緑化を推進している。

「電気自動車等購入補助金」

低炭素社会の実現と町民の環境保全意識向上を目的に、電気自動車等の普及促進を図っている。

#### 【●●市 ECO2 プロジェクト】

市内事業者を対象とした補助制度であり、環境にやさしい対象行動を行うことでポイントが付与され、貯まったポイントを高効率機器等の購入時に1ポイント1円の補助金として市に申請することができる。

<「ごみ焼却拠点の集約・高効率化等」の観点で記述>

行財政効率の大幅な向上や安定的なごみ処理の継続を図るため、新たな広域連携により「ごみ処理施設の統合整備」に取り組んでいる。その中で、県は「広域化に向けた調整役」「実施体制づくり等の技術支援」「市町村負担への財政支援」の役割を担っている。

- ●●ウェアなどクールビスの推奨
- ●●型低炭素住宅の普及促進、役場庁内におけるクールビズの実施
- ●●県は自動車の保有台数が全国第1位であり、また、自動車産業は本県の基幹産業であることから、環境と産業を好循環させるためにも意義が大きく、燃料電池自動車(FCV)、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)を始めとする次世代自動車の普及を図っている。
- ●●広域環境事務組合は、既存の2つの清掃工場を取り壊し、搬入ごみを焼却することで発生するエネルギーを回収して電気や温水等を作り出す「エネルギー回収施設」を新たに建設する。平成 29 年度及び平成 30 年度にそれぞれ稼働させる。
- ●●港周辺の再生可能エネルギー発電施設等の整備に対して支援を行い、●●港のエコ・エネルギー拠点化 を推進
- ●●市では、エネルギー事業者と連携して、太陽光パネル等の再生可能エネルギー・省エネルギー機器を導入しようとする市民、中小企業者及び町内会等に対して、導入費用の一部を補助(エネルギーeco プロジェクト) するとともに、独自の高断熱・高気密住宅の基準である次世代住宅基準を定め、新築戸建の認定住宅に対して建設費の一部を補助している。(●●版次世代住宅補助制度)
- ●●市西部清掃工場では、廃棄物を溶融処理することで、アスファルトやコンクリート製品の材料となる溶融スラグ(JIS 認定製品)として再資源化している。また、処理の過程で発生した熱を利用して蒸気を発生させ、発電も行っており、その蒸気や電気は、工場内や隣接する水泳場の空調や温水・照明に利用されている。
- ◎緑のカーテン事業
- ・市民にアサガオ、フウセンカズラの種を配布する。
- ・庁舎内の関係各課にアサガオ、ゴーヤの苗およびネットを配布して各庁舎に緑のカーテンを作成する。
- ・COOL CHOICE(地球温暖化防止のため「賢い選択」)普及促進のための啓発事業として、自分たちの暮らし中でできるエコを考え、行動に移すため、イベントの実施や広報により啓発を行っている。
- ・ゴミ焼却場の集約施設建設を計画中
- ・コンポストの無償配布(1世帯につき1個まで)
- ・ごみ処理機購入補助金(最大3万円補助)

当自治体内のエネルギー使用量を減らすため、省エネ電化製品、太陽光発電システム、太陽熱利用システムの購入費補助の実施

再生可能エネルギーについて、ハード補助ではなく、各市町や地域が再生可能エネルギーの事業化を目指す 準備・検討過程を支援する「1市町1エネおこし」事業を促進

- ・市民参加による緑化推進(貴重植物の保護に対する技術支援、保存樹、保護地区の管理者等への謝礼等)・緑のボリュームアップ作戦、風の道緑化軸の植栽の推進(公共施設の緑化、沿道の緑化、街路樹の整備等)
  - 参考資料—161

- ・民有地緑化への支援(市街地緑化助成、生垣補助等)
- 市有施設に太陽光や風力等の再生可能エネルギーを導入している。
- ・住宅用太陽光パネルを設置した市民に対して補助金を交付している。
- ・執務室でのクールビズ・ウォームビズの推進
- ・グリーンカーテン設置の推奨
- ・空調施設の温度設定
- •地域緑化制度

希望する自治会、団体に年に2度の花の苗の無料配布や、補助金の交付を行っている。

- ・地球温暖化対策実行計画に基づい計画の推進
- ・廃棄物施設や下水道施設での発電事業
- ・廃プラスチックの分別収集
- ・これまで焼却処理していた紙類をシュレッダー処理したうえで売却
- ・民有緑地の保全(緑地保全に関する協定)
- ●●みどりの会(山林所有者の会)と市が「緑地保全に関する協定」を締結し、市内の貴重な樹林地を保全しながら、緑化の推進活動等を進める。
- ・都市緑地の公有化
- 特別緑地保全地区の指定
- 緑地の保全活動の支援
- 公共空間の緑化
- ・美しいまち並み協定の支援
- 緑のカーテンの普及
- •生垣設置、屋上等緑化、駐車場緑化助成事業
- •工場緑化制度
- ・宅地開発に伴う事前緑化協議
- ○民間事業者との共同によるメガソーラー発電事業の実施
- ○県有施設の屋根の上へリース方式による太陽光発電の実施
- 3 市でごみ焼却場の建設計画があり広域ごみ処理施設建設へ向けて事業が進んでいる状況です。
- 5月~10月は、職場の適正冷房(28℃)のため、軽装(ノーネクタイ、ノー上着等)によるエコスタイルを実施
- 6月から9月までクールビズを実施している。
- 8市町村でのごみ処理広域化
- COOL CHOICE をはじめとして、省エネルギーの促進及びクールビズの推進を図っている。
- COOLCHOICEの普及啓発
- EV急速充電器の設置
- NPO 法人と連携し、環境美化及び緑化事業を取り組んでいる。
- PPS を設立して、地域の再生可能エネルギー発電の一部を市の公共施設へ供給している。
- エコドライブ普及啓発を中心としたキャンペーンを実施した。
- エコハウスの普及推進
- エコライフ DAY、グリーン・エナジー戦略の実施
- エネルギーセンターを設置し、電気と熱を周辺工場に供給する事業への支援
- (省エネ率、CO2削減率 20%程度)
- クールシェアスポットの周知
- クールチョイスの推進
- 地球温暖化の広報
- クールビズ、ウォームビズ及び空調機の適切な使用の推進
- ウォームビズの推進

### クールビズの実施

環境イベント内でのクールチョイスの宣伝

クールビズやライトダウンについては環境省が提唱した際に早急に取り入れすでに定期的な実施としていることから自治体内の意識が固定している。

クールビズを推進している。

クールビズを毎年実施している。

グリーンカーテンの広報活動等を行っている。

グリーンカーテンの取組の推進

グリーンカーテン用の種子を市民を対象に 4,300 袋を配布した。また、グリーンカーテンコンテストを開催し、ヒートアイランド対策への取り組み促進と意識啓発を図った。

その他、市内公共施設68箇所にグリーンカーテンを設置した。

ゴーヤやアサガオを種や苗を配布し、緑のカーテンの普及を図っている。

ゴーヤやヘチマなどのつる性植物を利用した緑のカーテンを推進している。栽培講習会および緑のカーテンコンテストを実施し、市民の皆さんに楽しく地球温暖化対策を行っていただくよう取り組んでいる。

ごみの出し方についてもえるごみの量を減らすためにリサイクル活動として、資源ごみの分別を徹底している。 廃植物油、衣類、小型家電、雑がみの資源回収など。

ごみ処理広域化により、可燃ごみのごみ焼却拠点の集約・高効率化を図ることで、地球温暖化対策に取組んでいます。

ごみ焼却拠点の集約について、今後はより広域でのごみ焼却を実施していく。

ごみ焼却拠点の焼却熱による発電を行っているほか、近接する公共機関に高温水を通じた熱供給を行い、有効活用を図っている。

ごみ焼却施設の統合を他市町と協力して広域的に計画している。

ごみ焼却施設を近隣市町と合同で設置し、効率化を図るとともにごみ焼却による発電を行っている。

ごみ焼却焼却において廃棄物の焼却熱による発電を実施している。

ごみ焼却場の広域化

サーマルリサイクルを導入

スマート防災エコタウンで再生可能エネルギーの地産地消を行っている。

ゼロ・ウエイストの推進

ソーラーパネル等による再生可能エネルギー設備導入の推進

当自治体では、クールシェアに先駆けて平成23年度から「★★」を実施している(創設当初の事業名は「▲ ▲」)。また、平成24年度から冬場に「街なかほっとサロン」を実施している施設や民間協力施設へ集うことで、冷暖房の電力使用量の削減を図るとともに、地域住民のつながりを醸成する事業である。

当自治体では当自治体内建築物の低炭素化を推進するために建築物環境計画書制度と低炭素建築物助成制度を実施しております。

建築物環境計画書制度は、建築計画の際に、建築物の低炭素化に向けて当自治体と事前協議を行う制度で、 非住宅は省エネ基準より35%の削減を、また住宅は省エネ基準より20%の削減を協議目標としております。また は延床面積300?以上5000 ㎡以下の建築物で省エネ法基準より35%の削減が達成できた場合は、助成制度が 活用できます。

当自治体で管理している建物に太陽光発電を採用している。また、家庭で行う太陽光発電においても補助金を出して支援している。

当自治体内の清掃工場において、ごみ処理に伴い発生した余熱を利用し発電し、施設内の電力を賄うとともに、余剰電力は電力会社に売電しています。

ノーネクタイ実施

プラスチックゴミの分別収集と収集したゴミの再利用に取り組んでいる。

プラスティック製容器包装を分別回収して、リサイクルしている。

まちづくり条例に緑化基準を設け、開発行為に対しての植樹を義務付けている。また、環境イベントでゴーヤの苗を配布し、市民に緑化の推進をしていただいている。

まちづくり条例の中で、開発の際に緑化を推進している。

メガソーラーを第三セクターで行っており、現在はバイオマス(もみ殻)の熱利用について検討を進めている。

メガソーラー●●(大規模太陽光発電施設)及びフロートソーラー●●(中規模太陽光発電施設・調整池上設置)の設置・運営

ライトダウンキャンペーンや七タライトダウンに参加し、公共施設で実施した。

- 一般住宅等の省エネ建築を地域内の工務店などが行うことにより、化石燃料購入に係るお金をが地域外に出て行くことをできるだけ防ぎ、地域内で循環することにより持続可能な地域づくりが可能となる。
- 一般廃棄物処理施設について、PFI 手法により導入し、施設の建設から維持管理、運営において、民間の資金、経営ノウハウ及び技術を積極的に活用している。
- 一部高効率機器等購入時の補助金交付及び市公共施設でのクールビズ運動等の積極的な推進

温室効果ガス排出量の削減に寄与するため市有施設への太陽光発電システムの導入を積極的に実施している。

下水を処理する過程で発生する消化ガスと呼ばれるメタンガスを燃料として発電を行っている。

可燃物処理場へ自家発電設備を導入

夏期に緑のカーテンの取組をしているエコサポーターがいるが、カーテンの写真等を時期が終わった後、庁舎などで展示して取組を紹介している。

夏期間(6/1~9/30)のクールビズ励行(職場及び議会開催時のノーネクタイ等)

夏季・冬季の服装の呼びかけを全庁的に行い、温室効果ガス削減に努めている。

#### 夏季クールビズの実施

夏季に、庁舎に緑のカーテンを設置し、冷房機器の効率を高め、消費電力の削減に貢献している。

また、環境団体との協働事業としてゴーヤの苗を市民に配付し、各家庭での緑のカーテンの設置を推進している。

家庭部門における二酸化炭素排出量の増加が著しいため、重点施策として家庭への太陽光パネルや省エネ機器の導入に対する補助金を交付しているが、特徴的と言える内容ではないと考える。

家庭用燃料電池(エネファーム)の普及促進のため、補助制度を実施

花と緑と交流のまちづくり事業の実施

開発指導要綱にて開発総面積の10%以上の緑地化

官民連携により、FCV(燃料電池自動車)及びSHS(スマート水素ステーション)、水素利活用のスマートハウスを三位一体型で整備し、寒冷地における実証拠点及び環境教育拠点として整備

環境学習の一環として「緑のカーテン事業」活動をおこなっている。これは、町内の保育園・幼稚園・児童館につる性の植物を植栽し、園児などが施設内で植物の成長を身近で観察し、「緑のカーテン事業」活動を広めていくことにより、地球温暖化対策の有効性について関心を持ってもらうことを目的にしている。また、町内の空き地に雑草が繁茂しないよう、景観が優れた草花を植えるなどして空き地の管理を行うグリーンサポーター事業を実施している。

環境省「地方公共団体と連携した CO2 排出削減促進事業」の採択を受け、国民運動「COOL CHOICE」の普及・ 啓発・実践に係る促進事業を展開中

既存住宅の省エネ化に係るリフォームや、新築時の省エネ・再エネ設備の導入に係る費用に対する補助事業を実施し、環境に配慮した住宅の設置を推進している。

急速充電スタンドの一般開放

近隣3町でごみ焼却施設を共同使用することで、効率的な廃棄物処理を図っている。

近隣市町とごみ処理共同施設(一般廃棄物焼却場及び最終処分場)設置について協議しいている。

建物の屋上・壁面などの緑化事業に対する助成制度及び遮熱性舗装道路の整備

建物の壁面等に緑化を這わせる事業所等が増加

県の補助を受け住宅の高断熱化や高効率機器の導入リフォームに補助金を交付している。

広報紙などを通じ、クールビズなどの周知を図っている外、クールチョイス運動に参画し啓発を行っている。

県下で、ゴミ処理施設の広域化を実施中

県民の省エネルギー意識を発揚し、具体的な行動を促す省エネルギー性能に優れた家電製品への買替促進を、民間企業等と連携し実施した。

現在、●●町では●●病院に太陽光パネル30kw、蓄電池48kwh、太陽光発電型 LED 街路灯6基を設置し、また、▲▲地区には■■トンネルからの湧水を利用した小水力発電施設(最大20kw)を設置するなどの再生可能エネルギーの活用に取り組んでいます。

現在、市で管理している公用車のうちハイブリッド車が2台あり、今後も導入予定である。

現在広域的に整備しているごみ焼却施設がエネルギー回収施設(廃棄物発電施設)であること

現在実施しているものとして、LED購入補助金交付や、クールビズ等の推進など

今後町として力を入れていく事業として、高性能建築物の推進がある。こちらについては、高性能建築物や高 効率機器等の普及などを推進していく持続会に町として参加することを表明し、今後さらに加速していく予定

固形燃料資源(紙、プラスチック等)から固形燃料(RDF)を作り、燃料として利用している。

公共施設での再生可能エネルギー(太陽光発電事業)の実施

公共施設に太陽光発電を整備している。

公共施設に太陽光発電設備を設置しているほか、昨年度から、●●村▲▲地区にメガソーラー施設を設置し、 売電収入を財源に一般家庭への太陽光発電設備の設置補助や低公害車の購入補助を行い、一般家庭からの 温室効果ガス削減を図っている。

公共施設への次世代自動車用充電器の設置

公共施設への太陽光発電パネルの設置

公共施設及び学校施設に補助金を活用しながら太陽光発電の設置を進めている。

公共施設再建に係る再生可能エネルギーの導入

公用車として電気自動車の導入及び電気自動車用急速充電器の設置を行っている。

公用車にハイブリット車の導入、電気自動車の充電施設設置

公用車に電気自動車や水素自動車を導入し、市のイベント等でも普及を図っている。

公用車に電気自動車を導入し、日常業務において有効活用することで、市の事務事業における二酸化炭素排 出量を削減するとともに、各種イベント等で電源供給や展示を行う等地球温暖化対策啓発活動のシンボルとし て位置づけている。

公用車の次世代自動車の積極導入

公用車への電気自動車の導入や市内公共施設への充電設備の設置を行った。

行政と民間事業者が連携し、公共施設(市立●●中学校)の屋根貸しによる太陽光発電事業(127kw)を行う取組み。公立学校の屋根を利用した「太陽光発電所」は全国初の取組みである。市が事業者に屋根を貸し、固定価格買取制度により売電事業を行う代わりに、避難所に指定されている同中学校において、非常時には同時に整備した可動式非常用電源により電気を供給する。また、太陽光発電を活用し、学校関係者や地域住民を対象とした環境教育にも活用し、多様な主体の参加と連携による持続可能な社会づくりを推進している。その他の公共施設でも、屋根貸し事業を行っている。

高気密高断熱の家づくり

高効率チラーやごみ焼却場の廃熱の再利用の導入試験

高効率機器等の普及促進については、平成 17 年度から住宅用太陽光発電システム設置補助事業及び平成 25 年度から家庭用燃料電池システム(エネファーム)設置補助事業として、設置者に対して補助金を交付している。市有施設においては、現在 4 箇所で太陽光発電システムを導入している。

また、本庁舎を中心に、市有施設における LED 照明の導入に努めている。

なお、クールビズについては、職員は例年5月1日から10月31日まで実施している。

高効率給湯器等を導入する住民に対して補助金を交付している。

高断熱建築物、高効率機器等の普及促進やクールビズ等の国民運動の推進等として、●●住宅用新エネルギー及び省エネルギー機器設置費助成を実施するとともに、広報にZEN(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)やCOOL CHOICE(クールチョイス)を紹介する記事を掲載した。

環境配置型の道路整備を実施計画事業に位置付け、●●川沿線道路やヒートアイランド対策推進エリア(都循環局策定)であるエリアにおいて、保水性舗装及び遮熱性舗装を整備し、ヒートアイランド対策を実施している。

今年度、民間企業との共同出資による電力小売会社「●●電力」を設立。町内三つの町営水力発電所から電力を買取り、町内の公共施設に供給している。エネルギーの地産地消による地域活性化を図る。

再生プロジェクト実行委員会を設置し、住民、地域活動団体、企業等と連携により、植樹、緑のカーテンづくり等を通じて環境保全意識を高め、緑豊かな環境先進都市の実現を目指すもの。主な取組として、21 年度より当自治体の小中学校、施設、公園で約6万6千本の植樹を行った。27年度からは、子供が生まれた家庭に誕生記念樹の植樹の苗木を贈る事業を開始。定期的に植樹の状況調査を行い、これまでの植樹によって作られた森を地域住民とともに見守り、維持するための活動を進める。

再生可能エネルギー(住宅用太陽光発電、蓄電池)助成

再生可能エネルギーの導入促進

再生可能エネルギー設備導入に対する報奨金を拡大し、高効率給湯器を補助対象にする予定。

省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動などの「賢い選択」を促す COOL CHOICE 運動を展開している。

再生可能エネルギー等の導入設置について補助を実施

また、●●湖周2市1町におけるごみ処理を広域的に共同で行うための焼却施設が稼働している。

再生可能エネルギー発電

太陽光発電システムの補助

再生可能エネルギー発電に関し、下水処理場における小水力発電やバイオマス発電の実施に向けて取り組んでいる。

再生可能エネルギー発電設備の設置完了(平成 27 年度)

ごみ焼却施設の集約一元化

再生可能ネルギー設備導入事業として、市の施設に太陽光発電及び蓄電池等を設置した。また、平成 27 年 10 月から3市1町で構成する中部広域行政組合で、もえるごみの広域処理を開始した。

昨年度、市内道の駅(3駅)にEV急速充電器を設置した。

市が自ら事業主となってメガソーラー発電所を運営している。

市が所有する池、土地、公共施設の屋根を事業者に貸し付け、事業者が太陽光発電設備を設置して発電を行っている。

市クリーンセンター内の最終処分場跡地を利用し、2か所のメガソーラー発電を設置している。

第1期事業(1.7M)は事業者との共同事業、第2期事業(1.0M)は事業者へ土地貸しを行っている。

市有地を有効活用し、収益を上げるとともに温室効果ガスの排出にも貢献している。

市域の太陽光発電等で発電した電力を市内の需要家に販売する地域新電力事業に向けた取組をすすめている。

市自らが大型太陽光発電設備である「メガソーラー」を●●埋立処分場敷地内に整備するとともに、その売電収入を財源とした「エコライフ基金」を活用し、持続可能な地域づくりを担う人材育成を進める「サステナプロジェクト」に取り組んでいる。

市職員におけるクールビズの実施

市庁舎2ヶ所に電気自動車用急速充電施設を設置

市庁舎の壁面にグリーンカーテンを設置している。

市電の軌道敷緑化の実施

市独自のエコポイントチケットと連携した市民向け省エネ診断事業として、省エネ相談や、家電や住宅の省エネ診断「エネルギー見える化モニター」の貸出し、事業所の省エネ診断を実施

市独自の環境基金を活用して、高効率給湯器を自宅に設置した市民に対する助成を行っている。

市内の建築物に対して、緑化認定制度を作成し、認定を行う「グリーンチェーン戦略」を進めている。

市内の住宅、事業所に省エネ、再エネに資する機器を導入する方に補助金を交付している。

市内公園等の剪定枝葉を集め、チップ化処理することで焼却処分している可燃ごみ排出の削減につながっている。

市内全ての小中学校に太陽光発電パネルを設置

3市によるごみの共同処理を実施

市内全域の防犯灯をLED照明に交換し、電気使用量の縮減に努めている。

市民等の出資による太陽光発電の市民共同発電所の稼働

市役所における電動自動車の導入、民間施設の充電設備の普及促進、職員の近隣への出張に対する電動自転車の貸出、駅前駐輪場の整備等を行っている。

市役所駐車場に電気自動車用急速充電器を設置し、インフラ整備に努めた。

市役所庁舎内照明及び街路灯の LED 化、並びにクールビズ及びノーマイカーデーの実施及び啓発を行っている。

市役所庁舎壁面に緑のカーテン(ゴーヤ)を設置している。また、市民を対象にゴーヤの苗を配布するなどしている。

市有林の萌芽更新を行い、雑木林の維持、再生を図っている。

資源制約がなく、環境負荷の少ないクリーンエネルギーである太陽光エネルギーを利用した発電システムの導入を図り、補助金を交付することにより、地球温暖化及び環境負荷低減に寄与し、環境にやさしいまちづくりを 目指している。

事業者への補助事業や市民向けに電気自動車充電設備を設置している。

次期ごみ処理施設の建設計画に伴い、更なる広域化を図っている。

次世代自動車インフラ整備促進事業補助金を活用し、町役場に急速充電器を設置している。公用車もEV車等、積極的に環境に配慮した車輌に買い換えをする。

次世代自動車である燃料電池車の普及啓発に向け、道が率先して導入するとともに、その燃料供給施設である水素ステーションの整備に支援することとしている。(平成29年度事業)

次世代自動車の推進(急速充電器の設置、公用車で電気自動車を利用)をしている。

次世代自動車の普及促進・啓発、保有者の利便性向上を図り、電気自動車用充電設備を町内の港(4か所)、 観光施設(5か所)、公共施設(5か所)に設置している。

次世代自動車の普及促進のため、燃料電池自動車や電気自動車などの購入に対し、補助金を交付している。

自治体PPS㈱●●パワーを設立し、ごみ焼却工場で発電する電力を市内に供給することで、エネルギーの地産地消を実現

自治体によるメガソーラー事業の実施

自転車専用レーンの整備

サイクルツーリズムの環境整備など

自転車利用環境の整備

世界水準の自転車都市"●●"の実現を目指し、自転車走行空間ネットワークの構築、自転車走行のルール・マナーの周知・啓発強化、利用促進施策等に取組んでいます。

周辺市町と一部事務組合を形成し、ごみ処理施設を共同利用している。

集約型都市構造の形成を目指す立地適正化計画を策定中

住宅用省エネルギーシステム設置費補助制度により、システムの設置に対し補助金を交付する。

住宅用新エネルギー機器等導入費の補助金交付制度

住宅用太陽光発電システムを設置した住民に対して、設置にかかった費用の一部を補助金として出している。

住宅用太陽光発電設備設置補助金

住民の居住する住宅において、高効率給湯機や太陽光発電等の機器の購入費に対して助成制度を設けている。

暑さ対策事業として、緑のカーテン、打ち水、中心市街地の緑化補助事業などをおこなっている。

#### 助成金制度

消費電力の低いLED照明の導入及び全庁による夏期期間における軽装、ノーネクタイ等のクールビズの推進 焼却施設、バイオガス化施設や、資源ごみ処理施設の整備

省エネ型設備の導入や省エネリフォーム工事に対する補助を実施しているが、あわせて今年度は公共施設を中心に夏のエアコンをシェアする「クールシェア・スポット」を拡大した。来年度は、市内商業施設等にも協力を呼びかけ、「クールシェア・スポット」の更なる拡大を目指したい。

省エネ相談所を開設し、市民に対して地球温暖化対策にかかる取り組み等の普及啓発を図っている。

#### 職員によるクールビズの取組

職員のクールビズの期間を5月から10月までと期間を拡大している。

職員は夏季においてノーネクタイ(クールビズ)を実施している。5月上旬から10月下旬まで

職場、移動、家庭においてのエコスタイル年間を通じた地球温暖化対策として県民運動「●●エコスタイル」を 実施

職場内でのクールビズやウォームビズなどの推進、今後も普及のためホームページなどの掲載も検討したい。 食べ残し対策として、宴会の乾杯後の 20 分間と最後の 10 分間は座席で料理を味わう「20・10(にいまる・いちまる) 運動」を奨励している。

食品用トレイ・ボトル容器の資源化(拠点回収及び一部集積所でのモデル回収)

新エネルギー・省エネルギーに関して機器の設置等に補助金を交付している。

人口やごみの再資源化、建て替えと維持管理にかかるコストなどを検討した結果、市内に3施設あったごみ焼却施設の建て替えにあたり、1施設を閉鎖し、2施設のみを建て替えることとになりました。

水資源が豊富という強みを活かした小水力発電のモデル事業の実施

水処理センターで下水処理を汚泥する過程で発生するバイオガスから水素を製造し、FCVに供給する取組を 平成26年度から実施している。

水素ステーションの整備やFCVの導入

水素社会の実現に寄与し、ひいては持続可能な社会の構築を目指すため、再エネ由来の水素ステーションの整備を平成 29 年度に予定している。

水素燃料電池自動車のミライの普及・啓発活動を行っている。

水道水の硬度低減化処理に伴い排出される炭酸カルシウム(石灰)を内装材・外装材として再利用することで 遮熱効果等が期待されることから、循環型エコのまちづくりに寄与する。

生ごみ・豚ふん尿によるバイオガス発電、下水道最終処理場における消化ガスのマイクロガスタービンによるコージェネレーションシステムと小水力発電

生ごみの堆肥化による地域再生資源の利活用

生ごみ再資源化の普及を促進するため、コンポスト容器購入費の補助や、コンポストに関する講座を行っている。

生ごみ処理機の購入における補助金

## 生ごみ堆肥化事業の実施

全国初の取組となる、生ごみと紙ごみの混合物からエタノールを製造するプロジェクトが環境省の補助事業(平成23~26年度)に採択されたことに伴い、本事業を民間企業及び大学との産学公の連携により共同実施している。平成23年度はエタノール製造施設の設計及び建設を行い、平成24年度から施設規模1トン/週の実証試験に取り組み、ごみ1トン当たり濃度99.5%のエタノール(JIS基準をクリア)を約60リットル製造することに成功した。また、平成25年度は施設規模拡大に向け、プラントの設計及び基礎工事を行うとともに、エタノールの製造工程で発生する残渣の有効利用を図るため、実験室規模でバイオガス化の実証試験を行った。さらに、平成26年度には、実証プラントの施設規模を1トン/週から5トン/週に拡大するとともに、同プラントにおいて、ごみ1トン当たりエタノール約60リットル(300リットル/5トン)、バイオガス約130Nm3(650Nm3/5トン)製造することに成功した。平成27年度は、実証プラントにおいて生ごみと紙ごみの混合物からエタノールを製造し、酵素や酵母の再利用等、更なる製造コストの削減や効率的な技術開発に取り組んだ。

村役場において、クールビズを率先して実施している。

太陽エネルギーを中心とした再生可能エネルギーの利用促進を着実に推進するため、民間事業者との協働で最終覆土が完了した一般廃棄物最終処分場にメガソーラーを導入し、エネルギー問題や地球温暖化問題の解決の一助とするとともに、市民や事業者向けの見学会を通じて再生可能エネルギーの普及啓発や環境教育を行っている。

太陽光システムを住宅用に設置した者に対し補助金を交付している。

太陽光発電システム、リチウムイオン蓄電池への補助

太陽光発電システムの導入を促進するため、太陽光発電システムを設置した住宅に補助金を交付している。

太陽光発電パネルを設置している。

太陽光発電やごみ焼却施設の広域運営を実施している。

ごみ焼却を、複数市町村で一括して行う。

太陽光発電を民間と協業し、平成26年度より5メガワットの発電を開始

平成 25 年度より、ごみ処理の広域化と、同施設での焼却熱利用発電を開始

太陽光発電所の運営(直営)を行っています。

太陽光発電設備の設置に対して補助金を交付し、普及促進を図っている。

太陽光発電設備等の整備を行う住民に対し補助を行っている。

また、公共施設に太陽光発電設備を設置し、住民等への啓発を行っている。

太陽光発電設備等の設置を推進するために、再エネ・省エネ設備設置補助金制度を実施している。

大規模改修時には高断熱、高効率機器等の導入を行っている。

また、クールビズ等は毎年行っており省エネ施策の一環としている。

第3セクターを核として、市遊休地への太陽光発電を通した産学官連携や、市民ファンドの仕組みを活用した太陽光発電の設置を行っている。

脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例を制定し、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」と、気候変動の影響に適切に対処する「適応策」を両輪とした気候変動対策を展開するとともに、県民、事業者の方々が主役の「県民総活躍」による脱炭素社会の実現に向けた社会的機運の醸成を図っている。

地域メディアを活用し、COOL CHOICE の推進を行っている。

地域特性を活かした再生可能エネルギーの活用を推進するため、太陽光発電システムの設置を奨励している。

地域分散型エネルギーの有効活用について

バイオマスタウン構想に基づき、菜種の栽培→菜種油の搾油→学校給食で利用→廃食用油の回収→バイオディーゼル燃料の製造、使用、販売を実施している。

本市及び近隣市町村の公用車、民間事業所のバスやトラック等の燃料としての使用に加え、バイオディーゼル燃料使用のコージェネレーションシステムを H27 年度に導入し、バイオディーゼル燃料の消費拡大を見込んでいるところである。

東日本大震災時には、軽油やガソリン等の燃料が不足する中、被災地への支援物質運搬にバイオディーゼル燃料燃料車を活用して 410Km 離れた▲▲県■■町を 5 往復するなど災害時にも地域分散型エネルギーとしてその有効性を示すことができた。

地球温暖化、大気環境等への取組の中で、自動車を利用する場合には、ふんわりアクセル、無駄なアイドリングをしないなど、エコドライブ 10 の進めの実践であるエコドライブ講習会を実施している。

地球温暖化を主体とした取り組みではないが、防災観点からの太陽光発電や、水力発電などに手掛けている。 地球温暖化対策として、一般家庭に対する省エネルギー設備等設置費の一部補助や環境負荷の低減のため、エコアクション21の推進等を行っている。

また、省エネルギーやヒートアイランド対策として、グリーンカーテンを推進している。

地球温暖化対策機器設置費補助事業を実施し、スマートハウス化の支援を行っている。COOL CHOICE に賛同し、クールビズ、ウォームビズなど各種事業を実施している。

地球温暖化防止推進センターと協力し、市内の小学校で子供たちにアースキッズチャレンジを行っている。

アースキッズチャレンジでは、地球温暖化の説明を行う。また子供たちは、自転車発電・ごみ分別ゲーム・エコ 生活大作戦を実際に行う。

この取り組みを通して子供たちに無駄をなくすことが地球温暖化を止めることにつながると説明している。

地球温暖化防止対策の一環として、再生可能エネルギーを活用した市営の太陽光発電所を設置

地元の企業及び団体と連携しての食品トレー・小型家電の回収と資源化

地元の進出企業がビル等の窓に使用する断熱フィルムを開発し販売している。市役所等主要施設に施工し断熱効果を観察している状況である。

中小企業等を対象として、省エネルギー設備の更新および導入にかかる経費の一部を補助している。

庁舎、町の公共施設への「緑のカーテン」設置(5月~10月)

庁舎における壁面緑化

庁舎に太陽光発電パネル設置

庁舎の一部にグリーンカーテンの設置

庁舎内の照明をLED照明に切り替えたり、空調機の熱効率を良くするためにチラーの更新を行い、温室効果ガス排出量削減に努めている。また、クールビズ活動については、庁舎内に活動PRのはり紙をして運動の推進を実施している。

庁舎内でクールビズの実施

庁舎内でウォームビズの実施

町営での風力発電施設の導入を図るとともに、民間風力発電施設の誘致を図っている。

町公共施設(特に避難所指定施設)への太陽光発電設備と蓄電池設置、燃料電池設備を積極的に導入している。

町職員においてノーネクイタイ、軽装運動を実施しており、住民にも働きかけを行っている。

町職員のクールビズの実施(6月1日~9月30日)

町独自の取り組みで、子育て世代がエコカー購入した場合、補助申請を行えば5年分の自動車税に相当する 地域応援券を支給する補助事業の実施

町内建築業者等を対象とした省エネ・断熱改修に関する研修会の開催による普及啓発

町内巡回バスの導入

超小型EVを活用した普及促進、自転車への乗り換え促進など

長い日照時間や、豊富な水資源など、市域の特徴を活かした新エネルギーの導入を推進している。

低炭素なまちづくりを構築するため、市内の一部の道路に自転車レーンを整備し、自動車から自転車利用への 転換を図っている。

電気自動車の普及に伴い増加が見込まれる中古バッテリーを家庭用蓄電池として再使用し、省エネ効果や有効性等を検証する実証試験の実施

電気自動車の普及啓発のため、市内3か所の無料充電設備の設置を行っている。

電気自動車の普及促進及び利用環境整備に努めるとともに、パーク&サイクルを推進し電動アシスト自転車での観光を普及することで、排気ガスによる大気汚染の軽減及び二酸化炭素排出量の削減を図る。

電気自動車への購入補助事業を平成 29 年度から実施予定であり、今年度は電気自動車充電設備を施工した。

電気自動車及び住宅へ電気自動車から電力を供給できる機能を持つ充電設備を購入する町民に対し、その購入費用の一部を補助する。

電気自動車急速充電器の整備

電気自動車導入に対して補助金を交付している。

電気自動車普及促進のため急速充電器を市営駐車場へ設置している。

当市内にある2施設は、老朽化及び、ごみを焼却することによる発電がないため、平成26年度に閉鎖。それに伴い新しい焼却施設を平成27年4月から稼働。ごみを焼却することにより発電(最大8,500KW)出来るようになった。

さらに現在、東部と西部の環境センターを統廃合し、東部環境センターの敷地にて建て替えを行うサーマルエネルギーセンター整備事業を実施しており、その中で高効率ごみ発電施設を整備し、廃棄物発電約10,000kw程度を目標に計画を進めているところである。

当町は、真夏でも20℃から25℃程度の気温ではあるが、国民運動であるクールビズを推進し取組みしている。

二酸化炭素排出抑制事業費補助金等を活用した地球温暖化対策の実施

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業)を活用し、町有施設の省エネルギー化等の検討を実施している。

日照時間の長さを活かした、公共施設における太陽光発電システムの設置

燃料電池自動車を2台導入

シェアサイクル導入に向けた社会実験の実施

燃料電池自動車を導入し、公用車として使用するとともに、イベントでの展示・試乗による普及啓発に用いるほか、災害時における非常用電源として利用するなど、様々な場面で活用することとしている。

農業水利施設を活用した小水力発電を行っている。

廃プラスチック等の分別回収をし再資源化している。

廃プラスチック類のセメント工場での再資源化

廃プラスチックの分別収集により焼却ごみの減量とリサイクルを推進している。

廃棄物焼却時に発生する熱を利用したタービン発電

不必要な蛍光灯の間引きやクールビズを実施し、地球温暖化防止に努めている。

風力発電事業の推進

平成 17 年よりクールビズを実施している。

平成 19 年 10 月 1 日に「ヒートアイランド対策推進都市」を宣言し、みどりのカーテン補助事業や公共施設の壁面緑化に積極的に取り組んでいる。

平成 19 年度から緑のカーテンコンテストを実施し、さらに平成 21 年度から緑のカーテンモニター事業として、取り組む市民を募集し、参加者ヘゴーヤの苗を配布している。

平成22年度からプラスチック類の一部を委託しRPF化している。

平成 24 年度に県の支援を受け、行政・大学・地元団体・民間事業者等と「電気自動車等を活用した▲▲市低炭素社会創造協議会」を設立し、協議会の参画者が低炭素社会の創造のために連携し、主体的に取組を進めている。具体的には、電気自動車等の普及啓発や充電器の整備促進、電気自動車等を利用した観光キャンペーン等の取組を実施している。

平成26年10月から「プラスチック製容器包装」と「ペットボトル」の分別収集を開始した。

平成27年4月から本町と隣町との共同熱回収施設(ごみ焼却場)を整備・稼働し、両町のもやせるごみを効率よく処理している。

平成27年4月に(ごみ焼却場:熱回収施設が本格稼働し、2 町のごみ処理を一元管理し高効率化

平成27年7月から可燃ごみの細分別化を住民にお願いしている。

再利用可能な紙類とプラスチック・ビニール類は焼却せずに、島外に搬出している。

平成27年度から市内3箇所にあったごみ焼却施設を1か所に集約。熱回収の高効率化を図っている。

平成 28 年 4 月にごみ焼却場完成に伴い、容器包装プラスチックをはじめ、リサイクル可能な缶、びん等を分別し、焼却量の削減を図っている。

平成 28 年6月に「地球温暖化対策活動宣言2016」を宣言し、宣言の中で、地球温暖化対策のための国民運動である「COOL CHOICE」の普及促進を活動内容の一つとしており、市を挙げての地球温暖化対策の推進に向けて普及啓発活動を行っている。

壁の断熱改修工事等の省エネ改修工事で現行の省エネ基準に適合し、工事費が30万円以上50万円以下の場合は翌年度分に限り、固定資産税の1/3に相当する額を申告により減額する。

※1 戸当たり120平方メートル相当分までとし、都市計画税については減額適用なし。

歩車道分離等の対策は行っているが、今後市庁舎の建て替えを計画中であり、次世代自動車の普及促進につ

いても実施していきたい。

補助金の交付による高効率給湯器の普及

本県では、地球温暖化を防止するため、気候や風土、県民性を生かし、日々の生活そのものを自然に無理なく 環境に配慮したものにする「●●らしいエコライフ」を、県民運動として推進している。

その中で、個人や個々の事業所が自らの取組について宣言を行ってもらうことを目的に、自らの環境に関する取組を宣言する「●●らしいエコライフ宣言」を、ウェブサイト等を用いて広く啓発し、県民に広く実践を呼びかけている。

●●らしいエコライフ宣言をすれば、国が展開している地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」にも賛同したことになるため、国と県、双方の取組の普及啓発に取り組んでいる。

本県では、都市計画の基本的な考え方、広域的な都市づくりの方針を示す都市計画基本方針において、さまざまな都市機能が集積し、便利で魅力ある場、歩いて暮らせる賑わいの場としての「拠点」の形成を図るとともに、車を運転できない人も公共交通により都市機能にアクセスできるよう「公共交通軸」を設定し、さらに軸沿線にも都市機能を誘導することにより、拠点の都市機能の補完と公共交通の維持を図ることとしている。この「拠点」と「公共交通軸」について、平成29年1月には「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に位置付け、環境負荷の少ない持続可能な集約型の都市づくりを推進することとしている。

本市では、平成27年3月にネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョンを策定

その政策の中核となるのが「LRT」を軸としたコンパクトなまちづくりや公共交通ネットワークの構築であり、LRT については、国の特許を取得しており、現在、事業認可に向けた調整を進めている。

また、LRT 整備と併せて、都市機能が集約・集積するトランジットセンター(LRT の電停)周辺における低炭素化策の実現を目指しているところであり、現在、具体化に向けたスキームづくりを行っている。

本市では、クールビズの推進を行うとともに、市内事業者、市職員がアロハシャツ姿で 10 月いっぱい仕事に取り組む、「アロハビズ」を行っている。

本市では、平成 28 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体と連携した CO2 排出削減促進事業)を受け、●●COOL CHOICE("日々のくらしの中の「選択」で地球にやさしく")を広く呼びかけ、「省エネルギーの推進」、「再生可能エネルギーの普及」、「革新的技術開発の推進」を 3 本の柱とした地球温暖化対策の啓発事業を行なった。

具体的な事業内容と成果(平成29年1月末現在)は下記のとおり

- ① 地元サッカーチームと連携した市民参加型イベント 参加者:1000 人 その他啓発人数 25. 722 人
- ② 前年同月より、電気やガスの使用量を削減する市民参加型省エネ取組イベント 参加者:388 人
- ③ シンポジウム(スマート社会の実現に向けて)の開催 参加者:46 人
- ④ 中小事業者向け啓発セミナー 参加者:24 人
- ⑤ 都心駅などでの集中啓発キャンペーン(デジタルサイネージ、中吊り広告への掲出)

啓発人数(推定):50万人

本市では「環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】」を策定・運用し、一定規模以上の開発を行う事業者に対して、構想段階でヒートアイランド対策を中心とした環境への取組事項を示し、誘導を図っている。

本市のごみ処理施設の更新事業において、高効率なごみ発電に取り組み、エネルギーセンター化を目指している。

本市を含む3市4町2村の9市町村からなる広域連合によるごみ処理施設の整備を実施しており、ごみ処理の 広域化への円滑な移行ができるよう進めいている。

本村は全国的に見ても多日照地域であり、賦存量は豊富であるため

太陽光発電・太陽熱利用を積極的に導入できるよう情報の提供及び発信をし、

環境保全と二酸化炭素の排出を抑制し地球温暖化の防止を図る。

毎年、クールビズとウォームビズの取り組みを推進し冷暖房の使用を抑えている。

毎年7月~9月期において、緑のカーテンコンテストを実施しており、家庭部門と事業所部門において、優れた作品やユニークな作品に表彰をしている。

民間と連携し、スマートコミュニティ事業に取り組んでいる。

民間事業者への市有地の土地貸し・公共施設の屋根貸しや、市民への太陽光発電・省エネ設備等の設置に対する補助金の交付等を通して、市全体としての再生可能エネルギーや省エネ設備の普及促進に取り組んでいる。

民間住宅等の高断熱改修等への支援

民間団体と連携し、緑(ゴーヤ)のカーテンの推進している。

木質バイオマス発電の稼働および風力発電施設の整備

木質バイオマス発電所の誘致

役場公用車について積極的に電気自動車を導入し、車両に表示することで住民に対する啓発行っている。また、車両更新時にもハイブリッドカーなどの低公害車の導入を検討している。

役場庁舎及び道の駅に太陽光発電施設を整備

溶融炉方式によるサーマル・リサイクルごみ発電

緑のカーテンコンクールを実施し、表彰している。

緑のカーテン事業を推進しており、講習会に来ていただいた方には、ゴーヤの苗を配布している。

緑化の推進として、苗木の確保や植栽を実施している。

隣接市町村との廃棄物処理施設の統合

老朽施設の更新として、一般廃棄物処理施設の建設が行われている。

リサイクル適性の表示:印刷用の紙にリサイクルできます この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準に したがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製して います。